

令和 8 年
第 1 回定例会会議録

令和 8 年 2 月 20 日 開 会

令和 8 年 3 月 23 日 閉 会

国 分 寺 市 議 会

目 次

○2月20日（金）

出 席 議 員		9
欠 席 議 員		9
欠		9
出 席 説 明 員		9
議会事務局出席職員		9
議 事 日 程		10
会議録署名議員指名		13
会 期 決 定		13
施 政 方 針		13
議案第 35号	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について	
議案第 36号	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について	
議案第 37号	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について	
議案第 38号	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について	
議案第 39号	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について	
議案第 40号	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について	
	〔一括議題〕...	25
議案第 41号	国分寺市建築審査会委員の選任について	
議案第 42号	国分寺市建築審査会委員の選任について	
議案第 43号	国分寺市建築審査会委員の選任について	
議案第 44号	国分寺市建築審査会委員の選任について	
議案第 45号	国分寺市建築審査会委員の選任について	
	〔一括議題〕...	27
議案第 9号	令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
議案第 10号	令和7年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第4号）	
議案第 11号	令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
議案第 12号	令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第3号）	
議案第 13号	国分寺市営住宅条例の一部を改正する条例について	
議案第 14号	国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について	

- 議案第 15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 16号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 17号 国分寺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18号 国分寺市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 議案第 19号 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 20号 国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 21号 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 22号 国分寺市障害者センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 23号 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 24号 国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 25号 国分寺市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 議案第 26号 国分寺市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 27号 国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 28号 国分寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 29号 国分寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 30号 国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第 31号 国分寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 32号 国分寺市下水道条例及び国分寺市水洗便所普及条例の一部を改正する条例について
- 議案第 33号 国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について
- 議案第 34号 国分寺市議会議員及び国分寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

〔一括議題〕… 28
委員会付託

	について		
議案第 46号	工事請負契約について		
議案第 48号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について		
議案第 47号	工事請負契約について	〔特別委員会付託〕	34
議案第 6号	専決処分について		
議案第 7号	令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第14号）	〔一括議題〕 特別委員会付託	34
議案第 8号	令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第15号）		
議案第 1号	令和8年度国分寺市一般会計予算		
議案第 2号	令和8年度国分寺市国民健康保険特別会計予算	〔一括議題〕 特別委員会付託	35
議案第 3号	令和8年度国分寺市介護保険特別会計予算		
議案第 4号	令和8年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算		
議案第 5号	令和8年度国分寺市下水道事業会計予算		
陳情第7-1号	「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情の取下げについて	〔一括議題〕	37
陳情第7-2号	ぶんバスのさらなる発展を求める陳情の取下げについて		
陳情第7-6号	「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情		
陳情第8-1号	有機フッ素化合物（P F A S）から健康を守るために、血液検査に市の補助を求める陳情	〔一括議題〕 委員会付託	37
陳情第8-2号	ぶんバスのさらなる発展を求める陳情		
陳情第8-3号	新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情		
公共施設等総合管理特別委員長報告			
議案第 47号	工事請負契約について		38
補正予算審査特別委員長報告			
議案第 7号	令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第14号）		38
○2月22日（日）			
出席議員			43
欠席議員			43
欠員			43
出席説明員			43
議会事務局出席職員			43
議事日程			44

代 表 質 問

鳥 居 あかね 議員	45
はせべ 豊 子 議員	57
はぎの 英 輔 議員	70
小 坂 まさ代 議員	83
高 野 ふみお 議員	97
脇 村 たいき 議員	100
中 山 ご う 議員	103
寺 嶋 たけし 議員	106

○3月23日（月）

出 席 議 員	113
欠 席 議 員	113
欠 員	113
出 席 説 明 員	113
議会事務局出席職員	113
議 事 日 程	114
議案第 19号 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例についての撤回について	117
議案第 50号 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について	一括議題 委員会付託 ...
議案第 51号 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について	
議案第 49号 令和8年度国分寺市一般会計補正予算（第1号）	〔特別委員会付託〕 ... 118

総務委員長報告

議案第 13号 国分寺市営住宅条例の一部を改正する条例について	一括議題 ...
議案第 14号 国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について	
議案第 15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 16号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 17号 国分寺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 18号 国分寺市印鑑条例の一部を改正する条例について	
議案第 34号 国分寺市議会議員及び国分寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第 50号 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について	118

いて

厚生文教委員長報告

- 議案第 9 号 令和 7 年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算
(第 3 号)
- 議案第 10 号 令和 7 年度国分寺市介護保険特別会計補正予算 (第
4 号)
- 議案第 11 号 令和 7 年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予
算 (第 3 号)
- 議案第 20 号 国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例に
ついて
- 議案第 21 号 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費
用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 22 号 国分寺市障害者センター条例の一部を改正する条例
について
- 議案第 23 号 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例につい
て
- 議案第 24 号 国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 25 号 国分寺市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条
例について
- 議案第 26 号 国分寺市義務教育就学児の医療費の助成に関する条
例の一部を改正する条例について
- 議案第 27 号 国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例の一
部を改正する条例について
- 議案第 28 号 国分寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条
例の一部を改正する条例について
- 議案第 29 号 国分寺市行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する条例の一部を改正する条
例について
- 議案第 48 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更す
る規約について
- 議案第 51 号 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例につい
て

〔一括議題〕… 122

建設環境委員長報告

- 議案第 46 号 工事請負契約について
- 議案第 30 号 国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例につ
いて
- 議案第 12 号 令和 7 年度国分寺市下水道事業会計補正予算 (第 3

議案第 31 号	国分寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例について	〔一括議題〕…	132
議案第 32 号	国分寺市下水道条例及び国分寺市水洗便所普及条例 の一部を改正する条例について		
議案第 33 号	国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について		
陳情第 7－6 号	「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見 書」を国へ提出することを求める陳情		135
補正予算審査特別委員長報告			
議案第 6 号	専決処分について	〔一括議題〕…	136
議案第 8 号	令和 7 年度国分寺市一般会計補正予算（第15号）		
予算特別委員長報告			
議案第 1 号	令和 8 年度国分寺市一般会計予算		137
議案第 2 号	令和 8 年度国分寺市国民健康保険特別会計予算	〔一括議題〕…	152
議案第 3 号	令和 8 年度国分寺市介護保険特別会計予算		
議案第 4 号	令和 8 年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算		
議案第 5 号	令和 8 年度国分寺市下水道事業会計予算		
補正予算審査特別委員長報告			
議案第 49 号	令和 8 年度国分寺市一般会計補正予算（第 1 号）		155
議案第 52 号	教育委員会教育長の選任について		156
意見書第 1 号	国に有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見 書		157
委員会提出議案第 1 号	国分寺市政治倫理条例の一部を改正する条例について		158
閉会中の継続審査について			160
議員派遣について			161

2 月 20 日 （ 金 ）

（ 第 1 日 ）

令和8年国分寺市議会第1回定例会会議録

令和8年2月20日（金）

○出席議員（20人）

2番	高野	ふみお	3番	脇村	たいき
4番	対馬	ふみあき	5番	中山	ごう
6番	寺嶋	たけし	7番	小坂	まさ代
8番	松岡	まり	9番	高瀬	かおる
11番	鳥居	あかね	12番	森田	たかし
13番	田中	政義	14番	だて	淳一郎
15番	星	いっろう	16番	はせべ	豊子
17番	皆川	りうこ	18番	久保	けいこ
19番	はぎの	英輔	20番	木島	たかし
21番	尾沢	しゅう	22番	新海	栄一

○欠席議員（1人）

1番 鈴木 ちひろ

○欠員（1人）

10番

○出席説明員

市 長	丸山 哲平	副 市 長	橋本 正之
副 市 長	塩野目 龍一		
政 策 部 長	村越 隆治	公共施設マネジメント担当部長	細川 啓明
総 務 部 長	宮本 学	市民生活部長	杉本 守啓
健 康 部 長	新井 宏伸	福祉部長	玉井 理加
子ども家庭部長	石丸 明子	まちづくり部長	加藤 政幸
建設環境部長	島崎 進一	秘書課長	佐藤 久美子
会計管理者心得	野中 美由貴		
教 育 長	古屋 真宏	教 育 部 長	日高 久善

○議会事務局出席職員

局 長	伊藤 寿一
次 長	鈴木 輝哉

○議事日程

- | | |
|-----|---|
| 第 1 | 会議録署名議員指名 |
| 第 2 | 会期決定 |
| 第 3 | 施政方針 |
| 第 4 | 議案第35号 国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について |
| 第 5 | 議案第36号 国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について |
| 第 6 | 議案第37号 国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について |
| 第 7 | 議案第38号 国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について |
| 第 8 | 議案第39号 国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について |
| 第 9 | 議案第40号 国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について |
| 第10 | 議案第41号 国分寺市建築審査会委員の選任について |
| 第11 | 議案第42号 国分寺市建築審査会委員の選任について |
| 第12 | 議案第43号 国分寺市建築審査会委員の選任について |
| 第13 | 議案第44号 国分寺市建築審査会委員の選任について |
| 第14 | 議案第45号 国分寺市建築審査会委員の選任について |
| 第15 | 議案第 9 号 令和 7 年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 第16 | 議案第10号 令和 7 年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 第17 | 議案第11号 令和 7 年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） |
| 第18 | 議案第12号 令和 7 年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第 3 号） |
| 第19 | 議案第13号 国分寺市営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 第20 | 議案第14号 国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 第21 | 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第22 | 議案第16号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第23 | 議案第17号 国分寺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第24 | 議案第18号 国分寺市印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 第25 | 議案第19号 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について |
| 第26 | 議案第20号 国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 第27 | 議案第21号 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第28 | 議案第22号 国分寺市障害者センター条例の一部を改正する条例について |
| 第29 | 議案第23号 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 第30 | 議案第24号 国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第31 | 議案第25号 国分寺市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について |
| 第32 | 議案第26号 国分寺市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第33 | 議案第27号 国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について |

て

- 第34 議案第28号 国分寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 第35 議案第29号 国分寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第36 議案第30号 国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 第37 議案第31号 国分寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第38 議案第32号 国分寺市下水道条例及び国分寺市水洗便所普及条例の一部を改正する条例について
- 第39 議案第33号 国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について
- 第40 議案第34号 国分寺市議会議員及び国分寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第41 議案第46号 工事請負契約について
- 第42 議案第48号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
- 第43 議案第47号 工事請負契約について
- 第44 議案第6号 専決処分について
- 第45 議案第7号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第14号）
- 第46 議案第8号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第15号）
- 第47 議案第1号 令和8年度国分寺市一般会計予算
- 第48 議案第2号 令和8年度国分寺市国民健康保険特別会計予算
- 第49 議案第3号 令和8年度国分寺市介護保険特別会計予算
- 第50 議案第4号 令和8年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算
- 第51 議案第5号 令和8年度国分寺市下水道事業会計予算
- 第52 陳情第7-1号 「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情の取下げについて
- 第53 陳情第7-2号 ぶんバスのさらなる発展を求める陳情の取下げについて
- 第54 陳情第7-6号 「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情
- 第55 陳情第8-1号 有機フッ素化合物（P F A S）から健康を守るために、血液検査に市の補助を求める陳情
- 第56 陳情第8-2号 ぶんバスのさらなる発展を求める陳情
- 第57 陳情第8-3号 新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情
- 第58 議案第47号 工事請負契約について
- 第59 議案第7号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第14号）

〔審 査 報 告〕

午前 9 時 31 分開会

○議長（尾沢しゅう君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 20 人であります。

これより令和 8 年国分寺市議会第 1 回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

冒頭、鈴木議員より、今定例会については出産の事由により欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。



日程第 1 会議録署名議員指名

○議長（尾沢しゅう君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

2 番 高 野 ふみお 議員

3 番 脇 村 たいき 議員

4 番 対 馬 ふみあき 議員

5 番 中 山 ご う 議員

を指名いたします。



日程第 2 会期決定

○議長（尾沢しゅう君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日から 3 月 23 日までの 32 日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。



○議長（尾沢しゅう君） この際、御報告いたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。



日程第 3 施政方針

○議長（尾沢しゅう君） 日程第 3、施政方針を行います。

令和 8 年度市政運営に対する市長の施政方針を求めます。

市長、登壇願います。

（市長 丸山哲平君登壇）

○市長（丸山哲平君） それでは、令和 8 年度施政方針を述べさせていただきます。

1、はじめに。

令和 8 年第 1 回定例会の開会に当たり、私の市政運営の基本姿勢をお示しするとともに、主な取組を申し上げ、議員各位をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年度は、本市がこれからも成長を続け、変化を遂げるための改革に着手した 1 年となりました。今年度も、全職員一丸となって、改革に向けた取組をさらに加速させ、進めてまいります。

組織においては、行政運営に「経営」の視点を取り入れ、多様化・複雑化する市民ニーズに機動的かつ柔軟に対処できる体制を整えるための機構改革を行い、権限と役割をより明確にすることで、これまで以上に効果的・効率的な行財政運営を進めてまいります。

まちづくりにおいては、昨年度に旧庁舎用地利活用事業の優先交渉権者を選定したことから、今年度は複合公共施設の整備と民間活用事業による恋ヶ窪駅周辺のにぎわいの創出に向けて本格的に始動してまいります。

また、多摩26市では初となるアーバンデザインセンターの設立を契機とし、地域に関わる公・民・学の多様な主体の連携により、「選ばれ・持続するまち」を目指し、未来創造型のまちづくりを進めてまいります。

さらに、昨年度に地域活性化包括連携協定を締結した株式会社タツノコプロをはじめ、関係機関等との連携を強化し、アニメ等のコンテンツを活用したまちの魅力の発信に取り組み、関係人口の増加と地域の活性化を図ってまいります。

近年、国内では少子高齢化の進行、エネルギー・原材料価格等の上昇による物価高騰が続いており、本市においても、社会保障関係経費の増加への対応や公共施設の老朽化に伴う修繕・更新を計画的に進めていく必要があることから、これまで以上に中長期的な「経営」の視点に立った持続可能な財政運営を行っていかねばなりません。

また、昨年は12月に北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されるなど、国内において大規模災害に対する万全の備えの重要性が再認識された年となりました。本市においても、地域防災力の向上、災害に強い都市づくり、応急対策の強化などをより一層進めていく必要があります。引き続き、市民の皆様の安全を守るとともに、将来にわたって安心して住み続けられるまちの実現に向けた取組を進めてまいります。

昨年度からスタートした『第2次国分寺市総合ビジョン』では、まちづくりの基本理念として、「すべての人が主役であること」、「変化に対ししなやかであること」、「まちの心地良さを未来へつなげること」を掲げています。時代の変遷とともに、まちづくりの主役である市民の皆様が必要とする行政サービスは変化し、多様化します。自然環境と都市機能の調和という本市の個性を大切にしながらも、社会環境の変化や市民ニーズを的確に捉え、変化を恐れることなく、新たな手法やアイデアを結集し、未来へとつなげるまちづくりを進めてまいります。

続きまして、『第2次国分寺市総合ビジョン』に掲げる5つの「分野別の都市像」ごとに、基本姿勢と中心事業を述べさせていただきます。

2、基本姿勢・中心事業。

子どもを育み 学びがつながるまち（子ども・学び）。

基本姿勢。

『国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画』の基本理念「子育てと子育てでひとがつながり 子どもや若者一人ひとりが自分らしく 将来にわたって幸せに暮らせるまち」の実現に向け、子どもや若者、子育て当事者の声を大切にし、健やかな育ちを支えてまいります。

子育て家庭を取り巻く環境や多様な家庭状況を踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な支援と地域づくりを進めることで、全ての子育て家庭の負担や不安、孤立感の軽減に向けて支援してまいります。あわせて、乳幼児期における質の高い教育・保育、子育てと仕事の両立に向けた支援のニーズが高まっていることから、保育所等の待機児童対策、学童保育所の狭隘状況の解消、小学生の放課後や

朝の居場所づくりについて、支援の充実を図ってまいります。

学校教育では、児童・生徒数の増加、中学校35人学級の段階的な実施等に対応するため、学校施設の整備を進めるとともに、子どもたちがより安全・快適で、豊かな学校生活を送ることができるよう、学校の防犯対策の強化などにも取り組んでまいります。

また、子どもたちの個別最適で協働的な学びのさらなる充実を図るため、今年度から新たな教育系システムが本格稼働します。最新のICTを活用した質の高い教育環境を整え、持続可能な未来社会の創り手・担い手として活躍する人材の育成を進めてまいります。

中学校の部活動では、学校と地域が一体となって子どもたちの学びと成長を支えていくため、地域連携及び地域展開を着実に推進し、全ての世代におけるスポーツ・文化芸術活動を通じたウェルビーイングの向上や、地域社会の維持・活性化につなげてまいります。子どもたちが、家庭環境や個々の事情によることなく安心して学びに向き合い、自分の可能性を信じて将来に希望を持てるよう、家庭、学校、地域、関係機関との連携を強化して取り組んでまいります。

中心事業。

産婦の健康と乳児の健やかな成長のための支援につきましては、出産後間もない時期の母親と生後1か月児を対象に、10月から健康診査事業を開始いたします。また、経済的に厳しい環境にある妊婦の負担軽減を図るため、初回の産科受診料の費用を助成するとともに、妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげてまいります。さらに、ゼロ歳児とその保護者を対象に、親子ひろばで絵本の読み聞かせ体験と絵本をプレゼントする「ブックスタート事業」を開始いたします。絵本を通じて親子のコミュニケーションを深めるとともに、親子ひろばの利用促進につなげてまいります。

保育所等における待機児童対策につきましては、4月に認証保育所1園を認可保育所に移行いたします。今後も、共働き世帯の増加、市内西側エリアにおける宅地開発等による子育て世帯の流入により、保育需要の増大が見込まれます。早期に待機児童の解消を図るため、引き続き、既存施設を活用した定員の弾力的受入れ枠の拡大、定期利用保育事業やベビーシッター利用支援事業を実施するとともに、令和9年4月の開設に向けて認可保育所1園の整備を進めてまいります。

こども誰でも通園事業につきましては、未就園児を定期的に預かる取組を展開することで、全ての子どももの育ちを応援し、良質な成育環境を整えてまいります。

保育所における医療的ケア児の受入れにつきましては、民設民営保育所における医療的ケアを支援する事業を新たに実施するなど、受入れ園の拡大等に向けた体制の構築に努めてまいります。

一時預かり事業につきましては、10月にひかりプラザに移転する西部地区拠点親子ひろば事業を拡充して実施することで、地域の子育て拠点のさらなる機能強化を図ってまいります。

学童保育所につきましては、4月に第四日吉町学童保育所を、12月には第二・第三西町学童保育所をそれぞれ開所するとともに、引き続き、民設民営学童保育所の誘致を行ってまいります。さらに、令和10年度中の開所を目指して、第二光町学童保育所の建て替え、（仮称）第五光町学童保育所の整備を進めてまいります。

学童保育所における保育の質の向上につきましては、東京都認証学童クラブ事業を開始し、児童が安全・安心に過ごせる環境の整備に努めてまいります。

加えて、「小1の壁」問題の解消を図るため、登校前の時間に、学校内または学校に近接する場所で児童が安全に過ごすことができる、朝の居場所事業を試行実施いたします。

学校教育環境整備につきましては、35人学級や児童・生徒数の増加に対応するため、第六小学校の増築棟の整備に向けた設計に着手するとともに、第三中学校及び第五中学校において普通教室を確保するための修繕を実施するほか、第三小学校の校庭に防球ネットを新たに設置いたします。また、第一小学校、第二小学校及び第九小学校においては、大規模改造工事を行うとともに、第四中学校では水飲栓直結工事を実施するなど、順次施設の整備を進めてまいります。

さらに、学校における防犯対策を強化するため、全ての市立小・中学校に電子開閉錠とカメラ付きインターホンを設置し、児童・生徒の安全・安心を確保してまいります。

学校ICT環境整備につきましては、新たに増加する普通教室と特別支援教室にプロジェクター等の機器を追加設置いたします。また、今年度から本格稼働する新たな教育系システムの安定的な運用を図ることと、子どもたちの最適で協働的な学習環境の確保と、教員の働き方改革の推進に取り組んでまいります。

中学校給食につきましては、市長就任に当たり公約に掲げたとおり、今年度から全ての市立中学校で保温食缶方式による温かい給食の提供を開始いたします。

移動教室・修学旅行の保護者負担の軽減につきましては、平成13年度以降、補助金の見直しが行われなかったことや昨今の経済状況を踏まえ、今年度から補助金の交付額を増額し、児童・生徒が安心して参加できる環境の確保に取り組んでまいります。

不登校対策につきましては、昨年10月に、認定NPO法人カタリバ及び公益財団法人日本財団と締結した不登校支援に関する連携協定に基づき、引き続き、フリースクールとの連携強化などを通じて、全ての子どもたちが自分らしく学べる環境を整えてまいります。

中学校部活動地域連携・地域展開事業につきましては、子どもたちが豊かなスポーツ・文化芸術活動に取り組める環境を確保するとともに、教員の負担軽減を図るため、学校や地域関係団体と連携し取組を進めてまいります。併せて、専門的な指導を行う部活動指導員等の配置を拡充するとともに、休日の部活動については、新たな種目の地域展開にも取り組んでまいります。

活気あふれる成長のまち（歴史・文化・地域づくり）。

基本姿勢。

本市には、歴史・文化、都市農業、「日本の宇宙開発発祥の地」、「新幹線技術開発の地」などの地域資源が数多く存在します。活気あふれる成長のまちを実現するためには、魅力を守り、将来へ引き継ぐとともに、個々の魅力を結び付けることによって新たな価値を創造していかなければなりません。本市の魅力を点から線に、そして線から面へと広げていくため、市民、事業者、関係団体等の皆様と一体となって取組を進めてまいります。

これまでも、歴史的価値のある史跡武蔵国分寺跡の整備を進めるとともに、地場産農畜産物「こくベジ」の多様な展開を通じた地産地消の推進、アニメ等のコンテンツを活用したまちの魅力の発信など、貴重な地域資源を有効活用し、様々な形で地域活性化に取り組んでまいりました。今後のさらなる発展のためには、市の独自性を生かしたシティプロモーションを推進し、地域への誇りと愛着を高めるとともに、市外からの交流人口や関係人口の創出など、経済的効果も視野に入れていく必要があります。

中心事業。

シティプロモーションの推進につきましては、市の魅力を効果的に発信するため、観光大使による、まち歩き動画の配信や野球教室の開催、市観光シティプロモーションサイトへのコラム掲載など、本市ならではの取組を進めてまいります。また、市民の皆様の本市への愛着を高めるとともに、関係人口のさらな

る創出につなげるため、本市にゆかりのあるアニメーション制作会社のアニメキャラクターの銅像を制作し設置いたします。設置に当たっては、クラウドファンディングにより財源を確保し、全国のアニメファンをはじめ多くの皆様へ「アニメのまち 国分寺」の情報発信を行ってまいります。

交流と連携による地域活性化事業につきましては、市民、団体、企業等の各ステークホルダーがそれぞれの課題などを共有し、多様化・複雑化する地域課題の解決につなげることを目的として、交流カフェを開催いたします。

旧し尿処理施設用地及びストックヤード用地利活用実施事業につきましては、バリアフリー化や老朽化などの課題があるもとまちプラザを施設の跡地に移転させるため、引き続き、新施設の実施設計を進めてまいります。

スポーツ関連施策につきましては、市民室内プールの特定天井等の改修を進めるとともに、長期利用停止期間中の代替措置として、民間プールの定休日に施設を借り上げ、市民の皆様を提供してまいります。また、今後の市民室内プールの在り方の検討につきましては、大規模改修に多額の費用を要することが見込まれるため、移転や多機能化、民間事業者との連携、学校プールとの融合など、抜本的な見直しも含めた多様な選択肢を検討し、市民の利便性と財政の持続性を両立させた最適な解決策を見いだしてまいります。

そのほか、市民戸倉第一テニスコートの拡充等整備工事を行うなど、スポーツ環境の向上に資する施設・設備の整備を進めてまいります。

地域経済の活性化につきましては、物価高騰の影響を受ける市民生活や市内中小事業者を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市民1人当たり6,000円の二次元コード付きカード型商品券を発行いたします。また、地域振興・産業活性化の指針となる『国分寺市地域産業活性化プラン』につきましては、本市の経済の特性を生かした施策の展開を検討し、策定を進めてまいります。

「（仮称）防犯かけこみ110番のお店事業」につきましては、新たに国分寺市商工会と連携し、商店会を中心に市民の皆様が安心して買物やまち歩きを楽しめる環境を整備することで、さらなるにぎわいの創出を図ってまいります。さらに、創業支援事業につきましては、生成AIやSNSをテーマとしたマーケティングセミナーなど、参加者のニーズを的確に捉えた事業を展開することで、創業の可能性を広げてまいります。

都市農業の振興につきましては、自然環境及び社会情勢の変化に対応できる安定した経営体制の構築に向け、生産施設や設備の整備に対する支援を行い、鳥獣害や酷暑による高温障害など農業者が抱える課題の解消に取り組んでまいります。引き続き、農業委員会、JA、各関係機関と連携を図りながら、『第四次国分寺市農業振興計画』の基本目標である「都市と共生し豊かな市民生活を創る国分寺農業」の達成に向けた施策を展開してまいります。

文化芸術につきましては、本市では、60年以上の歴史ある市民文化祭など、市民文化団体が主体となった多様な活動が展開されています。これからも、誰もが身近に文化芸術を感じられるまちを目指し、日本舞踊などの伝統芸能や和装礼法を体験・習得する「伝統文化こども教室」をはじめとする文化芸術活動への支援を通じて、次世代への伝統文化の承継に取り組んでまいります。

史跡武蔵国分寺跡につきましては、令和9年度までの2年間で北方・推定中院地区の整備工事を進めてまいります。整備が完了した南門地区については、歴史学習や憩いの場となる歴史公園として公開し、歴史・文化・まちづくりなどの様々なイベントに活用してまいります。

市史編さん事業につきましては、『新たな国分寺市史編さん基本方針』に基づき、原始・古代・中世部会、近世・近現代部会、現代市制部会の3つの専門部会で調査・研究活動を進めてまいります。

市民自らが学び、研究し、成果を発信できる環境づくりを進めるため、市民協力員と共に各種資料整理・調査を実施するとともに、市民講座や古文書を読み解く連続講座を開催し、地域の歴史に誇りと愛着を持つ機運を醸成してまいります。

自分らしくいきいき暮らせるまち（共生社会・健康・福祉）。

基本姿勢。

全ての人が自分らしくいきいき暮らせるまちをつくるためには、健康で、個人として尊重され、多様な生き方を相互に認め合うことができる環境を構築することが重要です。人と人とのつながりを大切にし、全ての人が、健康の維持・増進を図りながら、役割と生きがいを持ち、互いに支え合う関係が循環する地域共生社会を目指してまいります。そして、本市が先進的に取り組んできた重層的支援体制整備事業のさらなる充実により、地域における地域生活課題の把握と解決の仕組みの構築を進め、誰一人取り残さない地域づくりに取り組んでまいります。

平和への意識醸成に向けては、戦争の悲惨さや平和の尊さを知り、学ぶための事業に継続して取り組んでまいりました。一方で、世界に目を向ければ、各地において戦争や紛争が絶えることはありません。私たちが平和を受け継ぎ、次世代へつなぐためにも、一人一人が平和について考え、行動していく必要があります。これからも非核平和宣言都市として、世界恒久平和の実現に向けた様々な事業を展開してまいります。

中心事業。

予防接種事業につきましては、小学6年生から高校1年生相当年齢までを対象として、男性HPVワクチン任意接種事業を開始するとともに、特例措置として、令和9年度までの2年間については、高校2年生から大学4年生相当年齢までを対象として実施してまいります。また、带状疱疹ワクチンの任意接種事業を引き続き実施するほか、骨髄移植等により免疫を失った方に対する予防接種再接種費用の助成については、対象年齢を18歳未満から20歳未満に拡充して支援してまいります。なお、接種に当たっては、効果や副反応などの情報を適切に提供し、自身で判断した上で接種できる環境を整えてまいります。

歯科健診事業につきましては、いきいき口腔健診の対象年齢を75歳以上から71歳以上に引き下げて実施してまいります。オーラルフレイルの早期発見と効果的な予防を図り、市民の皆様の健康寿命の延伸につなげてまいります。

障害者差別解消の推進につきましては、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、新たに障害者差別解消支援地域協議会を設置し、合理的配慮の事例等の共有と発信を行ってまいります。

日中一時支援事業につきましては、年間利用時間を拡充することにより、介護者のレスパイト等の支援の充実を図り、心身の健康維持につなげてまいります。また、日常生活用具の給付につきましては、災害等による停電時に人工呼吸器の稼働を継続するための自家発電装置等を支給種目に追加するとともに、障害者の移動支援につきましては、日中活動終了後の余暇活動の充実を図るため、自宅以外の場所から余暇活動場所への移動を可能とする運用の見直しを行ってまいります。

建築から20年が経過した障害者センターは、建物の老朽化により設備等の更新時期を迎えているため、大規模改修工事に着手いたします。改修工事は3年間にわたるため、一部の事業と障害者就労支援センタ

ーを旧子ども家庭支援センターへ移転いたします。

高齢化の進行により、医療・介護のニーズの高い高齢者や高齢者単身世帯の増加等が見込まれることから、多様なニーズに対応する包括的な支援体制の構築が重要です。認知症施策の総合的な推進、在宅医療・介護連携推進体制の強化、生活支援サービス等の提供体制の構築などを担う地域包括ケア課を新設し、分野を超えた連携や地域との協働を促進してまいります。

地域密着型サービス拠点施設等整備補助事業につきましては、『国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画』におけるサービス提供体制に不足が生じないように、必要な施設整備を計画的に進め、基盤の確保に努めてまいります。

在宅医療推進強化事業（24時間診療体制推進）補助事業につきましては、在宅医療に取り組むかかりつけ医や往診を支援する事業者等の協力により、24時間診療体制を推進するとともに、地域における在宅医療の強化を図り、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる環境を整備してまいります。

認知症施策につきましては、昨年度から開始した「あたまの健康チェック事業」に加えて、新たに70歳以上を対象とした「認知症検診事業」を実施し、認知症の予防、早期発見・早期支援につなげてまいります。

高齢者補聴器購入費助成事業につきましては、加齢性難聴の高齢者が早期の段階から補聴器を適切に使用することにより、円滑なコミュニケーションの促進と、要介護状態の予防、生活の質の維持につながることから、補聴器購入費用の助成制度を創設いたします。

介護職員研修費用補助金交付事業につきましては、介護サービスの安定的な提供体制を確保するため、未経験者研修費用補助金を拡充するとともに、交付要件を緩和することにより、多様な人材が資格を取得し、必要な知識の習得等を通じて継続的に働くことができる環境整備に取り組んでまいります。

後期高齢者医療保険料及び介護保険料コンビニ収納事業につきましては、被保険者の利便性の向上を図るとともに、収納率のさらなる向上につなげるため、令和9年1月から納付書払いの方がコンビニエンスストアでも納付できる環境の構築に取り組んでまいります。

避難行動要支援者個別避難計画作成事業につきましては、今年度は土砂災害警戒区域等に居住する避難行動要支援者名簿登載者の個別避難計画の作成に取り組み、令和9年度以降に向けた課題の把握と検証を進めてまいります。

生活に困窮されている方への支援につきましては、対象者に寄り添い、関係機関と連携しながら、生活困窮者自立支援法及び生活保護法に基づく支援を実施してまいります。また、生きづらさを抱え、人との関係に難しさを感じ、ひきこもりがちな方々が「ひとりではない」と思える支援体制づくりに取り組み、状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行ってまいります。

安全・安心で快適なまち（都市環境・安全・安心）。

基本姿勢。

昨年度は、自然災害の脅威を改めて思い知らされる1年となりました。8月には九州地方を中心に線状降水帯が繰り返し発生し、記録的な豪雨災害に見舞われるなど、風水害の激甚化・頻発化が顕著に現れました。また、12月には青森県東方沖を震源とする地震が発生するなど、災害に備えることの必要性を改めて認識いたしました。

本市においても、切迫性が高まっている首都直下地震への備えに加え、激甚化する風水害への対策も強化し、ソフト・ハードの両面から防災対策に取り組むことで、強靱なまちづくりを推進してまいります。

また、安全な生活を脅かす事件等が発生している現状を踏まえ、防犯対策も強化してまいります。犯罪抑止力の向上のため、計画的に街頭防犯カメラの設置を進め、地域内の死角を減らすとともに、住まいの防犯対策への支援を引き続き実施することにより、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを着実に進めてまいります。

都市基盤に求められる機能は人口構造の変化やインフラの老朽化などの影響を受けて変化していることから、今後はより一層、「経営」の視点を持ってまちづくりを進めていく必要があります。

国分寺駅周辺における拠点機能と交通環境の改善、西国分寺駅周辺における市街地整備と庁舎移転を踏まえたまちづくり等を着実に進めるとともに、アーバンデザインセンターをはじめとする多様な主体の力を生かした公・民・学連携による取組を推進することで、まちの価値を高めてまいります。また、安全・安心で快適なまちづくりを進めるため、市内に残る貴重な緑や水の保全において、これまでの取組を継続するとともに、誰もが心地よく利用できる公園や緑地の整備を計画的に行い、都市計画道路の整備、市道における無電柱化事業などのインフラ整備にも取り組んでまいります。

中心事業。

防災対策につきましては、自助力、共助力を高めるため、防災まちづくり推進地区第16号地区である南町一丁目自治会に対する地区防災計画の策定等の支援を継続してまいります。また、防災まちづくり推進委員や防災会の協力を得ながら、避難所生活などにおいて体を動かさないことで起こるエコノミークラス症候群を予防するための防災体操教室を実施してまいります。さらに、これらの活動の基盤となる自治会・町内会の抱える課題の解決に向けて、引き続き支援を行ってまいります。

災害時におけるトイレ対策につきましては、断水等が発生しても使用できるトイレ処理剤を確保し、災害時における避難所や在宅避難の衛生環境の向上と被災者の健康維持を図ってまいります。また、老朽化した同報系防災行政無線子局、防災備蓄倉庫を更新し、効率的な情報提供と適正な備蓄品の保管を行ってまいります。

防犯対策につきましては、通学路や人通りの少ない場所に街頭防犯カメラを段階的に設置し、路上で発生する犯罪の防止につなげるとともに、住まいの防犯用品購入費補助事業を引き続き実施することにより、安心して暮らせる環境を整備してまいります。

消防団活動の支援につきましては、災害時における情報伝達の迅速化、出動状況の管理等を効率的に行うため、消防活動支援アプリを導入するとともに、消防団員及びその家族に対する福利厚生事業を実施し、消防団員活動の継続促進や団員不足の解消を図ってまいります。併せて、消防ポンプ車を更新することにより、消防力の強化を進めてまいります。

昨年度に策定した『国分寺市災害医療救護計画』及び『国分寺市災害時保健活動計画』を踏まえ、災害医療・災害時保健活動を円滑かつ適切に実施するため、DXを進めるとともに、新たに災害医療救護運営会議を設置し、関係機関等との連携の強化を図ってまいります。

地震発生時における避難、救急・消火活動及び物資輸送の円滑化のためには、沿道建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぐことが重要です。昨年度は、耐震化に対する助成対象を全ての都道の沿道建築物に拡充し、耐震化の促進に取り組んでまいりました。今年度も引き続き、建築物所有者ごとの事情を把握し、耐震化を推進してまいります。

グランドデザイン等策定事業につきましては、アーバンデザインセンターの支援により、市民ワークショップ等を実施するとともに、『国分寺市都市計画マスタープラン』との関係性を整理し、内容の検討を

進めてまいります。

住宅施策につきましては、『国分寺市住宅マスタープラン』の改定を行ってまいります。昨年度に実施した空き家等及びマンションの実態調査等を踏まえ、管理不全となっている空き家の解消と利活用の促進、マンションの適正管理の促進などにつながる実効性のある計画を策定してまいります。

西国分寺駅周辺公共空間活用・にぎわい創出事業につきましては、イベント等の定期開催に必要な備品の購入や環境整備に取り組んでまいります。西国分寺駅周辺の地域に関わる公・民・学の多様な主体が連携し、公共空間を活用できる仕組みを構築することで、さらなる人流の増加やにぎわいの創出を図ってまいります。

国分寺駅南口駅前整備につきましては、まちの地域資源が集積するエリアの玄関口にふさわしく、安全で快適な公共空間としての機能強化やバリアフリー対策を含む交通環境の改善を目指し、再整備基本計画を策定してまいります。

西国分寺駅北口駅前エリア整備につきましては、概略設計や事業手法及び都市計画変更に向けた検討を進め、街区整備方針案の作成を目指してまいります。引き続き、整備の早期実現に向けて、関係権利者の土地利用の意向把握や合意形成を図るとともに、組織化を進めてまいります。

国3・4・11号線周辺のまちづくりににつきましては、新たに整備される道路沿道における用途地域の変更や地区計画の検討を進め、幹線道路の沿道にふさわしい街並みの形成を図ってまいります。

国3・4・12号線につきましては、国分寺駅北口へのアクセス性の向上や駅前通りの機能転換を図るため、引き続き、用地取得を進めるとともに、排水施設設置工事に着手してまいります。また、国3・4・1号線につきましては、取得した事業管理用地の整備工事を行ってまいります。そのほか、『東京における都市計画道路の整備方針』に基づき、新規路線の事業化に向けた基礎調査に取り組んでまいります。

無電柱化事業につきましては、防災機能の強化や安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観を創出するため、市道幹17号線、光町通りの電柱撤去に向けた通信事業者等によるケーブル入線などを進めるとともに、市道幹6号線、花沢通りの一部における埋設物の撤去工事を行ってまいります。

道路新設改良事業につきましては、築山橋及び武蔵野線人道橋の跨線橋の補修設計に着手することで、防災機能の強化を図ってまいります。また、弁天通りと立川通りが交差する西町五丁目交差点につきましては、渋滞緩和に向けた改良工事を行ってまいります。

街灯・道路照明灯のLED化事業につきましては、歩行者、自転車の安全確保と夜間の交通事故防止及び電気使用料等の維持管理費の削減を図るため、令和13年度末のLED化率100%を目指して、計画的に調査・設計及び工事を行ってまいります。

黒鐘公園につきましては、インクルーシブな遊具を設置するなど、誰もが安全で、親しめる公園の整備を行ってまいりました。今年度は、水遊び場を整備するとともに、引き続き、公園用地の取得を進めてまいります。

緑地の保全につきましては、東京都による農の風景育成地区制度の研究を進めてまいります。また、平兵衛樹林地については、隣接する樹林地との一体的な整備に向けて測量を行い、新町一丁目緑地については、用地取得と今後の整備に向けた設計を進めてまいります。さらに、西町五丁目緑地については、指定区域の一部を市有地化するとともに、市民懇談会を開催してまいります。

生ごみたい肥化事業につきましては、7か所の公共施設での拠点収集に加え、今年度から新たに内藤地域センターに収集拠点を設け、もやせるごみの減量、生ごみたい肥化の取組を進めてまいります。

災害廃棄物量推計業務委託事業につきましては、災害時に発生する大量の災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、災害廃棄物の発生量を短時間で推計できるシステムを導入いたします。

（仮称）国分寺市リサイクルセンターの整備につきましては、『（仮称）国分寺市リサイクルセンター施設整備基本計画』に基づき、仮設処理施設を稼働いたします。また、清掃センター工場棟の解体工事等に伴い、戸別収集した缶を市外の中間処理施設に運搬いたします。

ドッグランにつきましては、犬の健康維持や飼い主のマナー向上、飼い主同士のコミュニティの形成を促進するため、西元町一丁目の旧ポッポのもり保育園跡地を暫定的に活用し、市民団体の協力を得ながら定期的の実施してまいります。

未来につながる持続可能なまち（公共経営）。

基本姿勢。

少子高齢化の進行により、人口の減少が見込まれる中、将来にわたって持続可能で質の高い行政サービスを提供していくためには、デジタル技術等を活用した業務改革に取り組んでいく必要があります。本年2月に運用を開始したLINE公式アカウントのコンテンツの充実に向け、手続のオンライン化をさらに進めることにより、市民サービスの向上と行政事務の効率化につなげてまいります。

公共施設マネジメントにつきましては、限られた財源の中で、市民に安全・安心な公共サービスを持続的に提供することを最優先の目標とし、効率的な維持管理に取り組むことで、ライフサイクルコストの削減を図ってまいります。また、環境の変化に合わせて『国分寺市公共施設等総合管理計画』の改定に取り組み、民間活力の導入などを具体的に反映し、より効果的な公共施設の維持管理を目指してまいります。

未来につながる持続可能なまちの実現には、市民一人一人が健康でいきいきと自分らしくいられることが大切です。そのためには、人と人とのつながりや自主的な活動を可能とする環境を維持していく必要があることから、公共施設の長寿命化に向けた取組を着実に進めてまいります。

地球温暖化は、災害や健康などの様々な課題と密接に関わり合い、市民生活にも大きな影響を及ぼします。将来にわたって、安心して暮らせる環境負荷を低減した持続可能な社会の実現に向け、課題の解決に向けた施策を展開し、オール国分寺で取り組んでまいります。

中心事業。

デジタル化の推進につきましては、公共施設予約システムの刷新やeL-QRの導入によるスマートフォンやパソコンを利用した地方税以外の公金支払い環境の整備など、デジタル技術を活用した市民サービスの向上に取り組んでまいります。また、フロントヤードからバックヤードまでの一気通貫したデジタル化などを進め、さらなる行政事務の効率化を進めるとともに、業務システムの最適化等の検討にも着手してまいります。

LINE公式アカウントにつきましては、様々なニーズに応じた情報発信、市ホームページへのアクセス、デジタル避難訓練、公園・道路の損傷箇所等の通報に係る機能を実装してまいりました。今後は、新たに各種申請や災害時機能等を追加することで、利便性の向上と行政事務の効率化に取り組んでまいります。

旧庁舎用地利活用事業につきましては、昨年度に事業者選定を行い、基本協定を締結しました。令和10年度末の開業を見据え、今年度は実施設計を行い、着工いたします。また、複合公共施設準備室を新設し、全庁的な連携を深めるとともに、市民参加の機会を設けながら、運用の検討を進めてまいります。

公共施設の維持管理水準の向上や、付加価値サービスの実現につながる包括施設管理委託事業につつま

しては、巡回点検や日々発生する小規模修繕の対応を迅速かつ確実に行うことで、予防保全型の施設管理をより一層推進し、ライフサイクルコストの縮減につなげてまいります。

市が保有する公共施設の適正な管理と有効活用を図るための指針となる『国分寺市公共施設等総合管理計画』及び関連計画の改定に当たっては、庁舎移転に伴う公共施設の再配置、包括施設管理委託によるデータやノウハウの活用、物価・人件費・建設費高騰への対応、『国分寺市人口ビジョン』を踏まえた将来推計、民間活力の導入など、時代の変化に合わせた内容に見直してまいります。

また、公共施設の台帳管理や修繕計画の適正化を図るため、公共施設マネジメントシステムを導入し、施設情報の一元管理、デジタルデータとの連携、ライフサイクルコストの分析など、より効率的な公共施設の維持管理を進めてまいります。

公民館・図書館につきましては、市民がより安全・安心に利用できるように、各施設の更新修繕等を進めてまいります。光公民館・図書館では、令和9年度までの2年間でエレベーターの更新修繕を行い、もとまち公民館では、会議室空調機の更新修繕を行ってまいります。また、並木公民館・図書館の長寿命化改修工事を引き続き進めるとともに、本多公民館・図書館の屋上及び一部ガラスの防水修繕を行い、建物の安全性の向上に取り組んでまいります。

市民課窓口につきましては、事務分担の最適化による市民サービスの向上を目的として、民間事業者への委託を段階的に進めてまいります。具体的には、マイナンバーカード関連、各種証明書発行、フロア案内及び住所異動の業務を委託することにより、窓口混雑の緩和や待ち時間の短縮を図ってまいります。さらに、委託事業者のノウハウを活用し、業務フローやレイアウト等の見直しにも着手し、さらなる業務改善に取り組んでまいります。

2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた施策につきましては、省エネルギー性能の向上と水銀の排出規制に対応するため、公共施設の照明の計画的・全面的なLED化に着手いたします。引き続き、市が率先して環境負荷の低減による持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります。

人材の育成につきましては、新たな取組として、民間企業との人事交流を実施することにより、職員の挑戦意欲を高め、民間で学んだ知識や経験を職場で生かす環境を整えることで、組織の活性化を図ってまいります。また、資格取得に係る助成制度を創設し、職員の能力向上に資する自己啓発の取組を支援してまいります。

人材の確保につきましては、市の方針や魅力を的確に発信して採用に取り組むとともに、多様な知識や技能を持ち、活躍が期待できる経験者採用、技術職の通年採用などを引き続き実施してまいります。

令和8年度当初予算は、人件費や扶助費等の義務的経費の増加や、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響が続くことが見込まれる厳しい状況にあっても、財政調整基金を取り崩すことのない収支均衡型予算を編成し、市民生活や地域経済を支え、質の高い行政サービスの提供に資する経費を計上しました。

一般会計の予算規模は、保育所入所児委託に要する経費など扶助費等の増により、総額637億2,391万1,000円、対前年度比で31億5,982万2,000円、5.2%の増額となり、当初予算としては過去最大規模となりました。特別会計につきましては、公営企業会計である下水道事業会計を除いた3会計の合計額は253億2,630万2,000円、対前年度比で8億8,533万1,000円、3.6%の増額となりました。

一般会計の概要として、歳入においては、その根幹をなす市税収入について、個人市民税における個人所得の増や納税義務者数の増などの要因により、全体で前年度より10億円以上の増額を見込みました。ま

た、税連動交付金についても、株式等譲渡所得割交付金や地方消費税交付金などの増が見込まれることから、全体で前年度より9億円以上の増額となりました。

歳出においては、男性HPVワクチン任意接種事業に係る経費や民設民営保育所の整備、アーバンデザインセンター推進のための経費、中学校給食の保温食缶方式に係る経費など、市民の健康づくりや子育てへの支援、自然と都市の調和したまちづくり、子どもたちの教育環境の充実を進めていくために必要な経費を計上しました。

今年度の予算は、税連動交付金等の大幅な増により収支均衡型の予算編成を維持することができましたが、自主財源の比率は年々低下してきており、市財政は依然として予断を許さない状況にあります。また、キャッシュフローの観点からも、金利の上昇や物価高騰等の影響を受け、これまで以上に支出が増加することが見込まれ、より厳しい資金繰りを強いられることになります。このような状況においても、市民ニーズに的確に応える新たな事業を展開していくためには、持続可能な財政運営を行っていく必要があり、将来を見据えた適正な基金残高や新たな税外収入の検討を進めるとともに、不断の行政改革により、事業の統合・縮小・廃止や人員配置の適正化を図っていく必要があります。そして、市政を取り巻く環境の変化に対応できる能動的な組織を構築し、単年度にとどまらない、中長期的な「経営」の視点に立った市政運営を目指してまいります。

おわりに。

令和8年度を迎えるに当たり、私の市政運営の基本姿勢を示すとともに、主な取組についての所信を申し上げます。

『第2次国分寺市総合ビジョン』の未来のまちの姿として掲げた「歴史をつなぎ 未来をひらく 個性がひかり輝くまち」の実現に向けて、人と人とのつながりを大切にし、多様な主体が関わり合うことで新たな価値を創造し、人もまちも成長し、輝き続けられる国分寺市を目指してまいります。

今後、少子高齢化、気候変動、大規模災害への対応や物価高騰対策など、重大かつ多岐にわたる課題を解決していかなければなりません。そのためには、私自身がリーダーシップを発揮し、職員と信頼関係を築き、全職員一丸となって立ち向かっていかなければなりません。そして、これまで以上に意思決定までのスピードを加速させ、的確で迅速な行政サービスを提供していくとともに、市政に「経営」の視点を積極的に取り入れることで、行政サービスの効率化と質の向上を図り、持続可能な自治体経営を目指していく必要があります。

子どもたちが将来に希望を持ち、市民が前向きになれる「みんなが喜びを持つ前向きなまち 国分寺」の実現に向けて、全力で市政運営に取り組んでまいります。議員各位をはじめ、市民の皆様におかれましては、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和8年度の施政方針といたします。よろしく願いいたします。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、市長の施政方針を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時26分再開

○議長（尾沢しゅう君） それでは、会議を再開いたします。



日程第4 議案第35号 国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について

日程第5 議案第36号 国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について

日程第6 議案第37号 国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について

日程第7 議案第38号 国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について

日程第8 議案第39号 国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について

日程第9 議案第40号 国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第4、議案第35号から日程第9、議案第40号までを一括議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（丸山哲平君） それでは、一括して提案理由を申し上げます。

議案第35号から第40号までの国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任につきましては、令和8年5月14日をもって6名が任期満了となるため、3名の方を新任、3名の方を再任として選任いたしたいというものでございます。

議案第35号。

本案は、同委員として新たに島川昌也氏を選任いたしたいというものでございます。

議案第36号。

本案は、同委員として新たに谷口陽子氏を選任いたしたいというものでございます。

議案第37号。

本案は、同委員として新たに宮本克氏を選任いたしたいというものでございます。

議案第38号。

本案は、現在同委員である足立剛氏を引き続き選任いたしたいというものでございます。

議案第39号。

本案は、現在同委員である小勝江梨香氏を引き続き選任いたしたいというものでございます。

議案第40号。

本案は、現在同委員である上机美穂氏を引き続き選任いたしたいというものでございます。

いずれの任期も令和8年5月15日から令和10年5月14日までの2年間でございます。

国分寺市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第4条第2項の規定により提案するものでございます。

御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） お諮りいたします。本案は所管の委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより一括して質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

これより個別に討論及び採決いたします。

まず、議案第35号についてお諮りいたします。討論ございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第36号についてお諮りいたします。討論ございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第37号についてお諮りいたします。討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第38号についてお諮りいたします。討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第39号についてお諮りいたします。討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第40号についてお諮りいたします。討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



日程第10 議案第41号 国分寺市建築審査会委員の選任について

日程第11 議案第42号 国分寺市建築審査会委員の選任について

日程第12 議案第43号 国分寺市建築審査会委員の選任について

日程第13 議案第44号 国分寺市建築審査会委員の選任について

日程第14 議案第45号 国分寺市建築審査会委員の選任について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第10、議案第41号から日程第14、議案第45号までを一括議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（丸山哲平君） それでは、一括して提案理由を申し上げます。

議案第41号から第45号までの国分寺市建築審査会委員の選任につきましては、令和8年3月31日をもって5名が任期満了となるため、1名の方を新任、4名の方を再任として選任いたしたいというものでございます。

議案第41号。

本案は、同委員として、新たに三沢健治氏を選任いたしたいというものでございます。

議案第42号。

本案は、現在同委員である新井今日子氏を引き続き選任いたしたいというものでございます。

議案第43号。

本案は、現在同委員である島田佳子氏を引き続き選任いたしたいというものでございます。

議案第44号。

本案は、現在同委員である鈴木かおる氏を引き続き選任いたしたいというものでございます。

議案第45号。

本案は、現在同委員である米田秀男氏を引き続き選任いたしたいというものでございます。

いずれの任期も令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間でございます。

国分寺市建築審査会設置条例第3条第1項の規定により提案するものでございます。

御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） お諮りいたします。本案は所管の委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより一括して質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

これより個別に討論及び採決いたします。

まず、議案第41号についてお諮りいたします。討論ございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第42号についてお諮りいたします。討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第43号についてお諮りいたします。討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第44号についてお諮りいたします。討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

次に、議案第45号についてお諮りいたします。討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



日程第15 議案第9号 令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)

日程第16 議案第10号 令和7年度国分寺市介護保険特別会計補正予算(第4号)

日程第17 議案第11号 令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第3号)

日程第18 議案第12号 令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算(第3号)

日程第19 議案第13号 国分寺市営住宅条例の一部を改正する条例について

日程第20 議案第14号 国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について

日程第21 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第22 議案第16号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第17号 国分寺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第18号 国分寺市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第19号 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第20号 国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第21号 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第22号 国分寺市障害者センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第23号 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第24号 国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第25号 国分寺市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第26号 国分寺市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第27号 国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第28号 国分寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第29号 国分寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議案第30号 国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第31号 国分寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第32号 国分寺市下水道条例及び国分寺市水洗便所普及条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議案第33号 国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議案第34号 国分寺市議会議員及び国分寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議案第46号 工事請負契約について

日程第42 議案第48号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する
規約について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第15、議案第9号から日程第42、議案第48号までを一括議題といたします。
市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（丸山哲平君） それでは、一括して提案理由を申し上げます。

議案第9号。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,003万4,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ110億5,813万9,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、繰入金5,821万円の増額を行い、歳出においては、諸支出金2,003万4,000円の増額を行いたいというものでございます。

議案第10号。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ804万3,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ106億3,711万6,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、支払基金交付金535万8,000円の減額を行い、歳出においては、保険給付費1,984万3,000円の減額等を行いたいというものでございます。

議案第11号。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,191万8,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ36億3,287万7,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、後期高齢者医療保険料7,360万2,000円の増額を行い、歳出においては、広域連合納付金1億1,126万8,000円の増額を行いたいというものでございます。

議案第12号。

本案は、収益的収入及び支出において、下水道事業収益1,050万7,000円の減額、下水道事業費用2,120万円の減額を行い、資本的収入及び支出において不足する額及び補填する財源の内訳を改めるとともに、下水道事業資本的収入1億5,331万円の減額、下水道事業資本的支出6,342万4,000円の減額を行い、企業債において限度額を改めたいというものでございます。

議案第13号。

本案は、国分寺市営住宅の入居の資格に係る規定を整理するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第14号。

本案は、市長の事務部局等の職員に係る定数を改めるため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第15号。

本案は、東京都に準じた給料表並びに管理職手当、住居手当及び通勤手当の改定を行うため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第16号。

本案は、職員の子育て部分休暇に関する規定を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第17号。

本案は、地方自治法等の改正に伴い、引用条項を整理するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第18号。

本案は、電気通信事業法の改正に伴い、引用条項を整理するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第19号。

本案は、恋ヶ窪市民サービスコーナーを廃止するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第20号。

本案は、地方税法の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金に関する規定を整備するほか、国民健康保険税の所得割額等を改めるため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第21号。

本案は、福祉事務所嘱託医等の報酬の額を改定する等のため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第22号。

本案は、国分寺市障害者センターの位置の特例について規定するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第23号。

本案は、介護保険運営協議会の組織に関する規定を整備するほか、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例に係る規定の整備等を行うため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第24号。

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、設備及び職員の基準の特例に係る規定を整備するほか、文言の整理を行うため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第25号。

本案は、情報連携基盤との接続の開始に伴い、医療費の助成に係る規定を整備するほか、文言の整理を行うため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第26号。

本案は、情報連携基盤との接続の開始に伴い、医療費の助成に係る規定を整備するほか、文言の整理を行うため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第27号。

本案は、情報連携基盤との接続の開始に伴い、医療費の助成に係る規定を整備するほか、文言の整理を行うため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第28号。

本案は、情報連携基盤との接続の開始に伴い、医療費の助成に係る規定を整備するほか、文言の整理を行うため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第29号。

本案は、乳幼児の医療費の助成等に係る事務に関する特定個人情報の規定を整備するため、条例の一部

を改正いたしたいというものでございます。

議案第30号。

本案は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、同法の規定に基づく手続に係る手数料に関する規定を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第31号。

本案は、地方自治法の改正に伴い、引用条項を整理するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第32号。

本案は、災害その他非常の場合における排水設備の新設等の工事に関する規定等を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第33号。

本案は、西町四丁目地内に国分寺市立西町パンダ公園を新設するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第34号。

本案は、選挙運動費用に係る公費負担の限度額を改めるため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第46号。

本案は、国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事（設計・施工）について、株式会社鴻池組東京本店と20億3,280万円で契約いたしたいというものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

議案第48号。

本案は、後期高齢者医療保険料の軽減に係る経費を各市区町村の一般財源から分賦金として支弁するため、規約の一部を変更いたしたいというものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） これより一括して質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております日程第15、議案第9号から日程第42、議案第48号までは、お手元に配付してございます付託一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

議案付託一覧表

番 号	件 名	付 託 先
議案第13号	国分寺市営住宅条例の一部を改正する条例について	総務委員会
議案第14号	国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について	
議案第15号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第16号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第17号	国分寺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第18号	国分寺市印鑑条例の一部を改正する条例について	
議案第19号	国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について	
議案第34号	国分寺市議会議員及び国分寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第9号	令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	厚生文教委員会
議案第10号	令和7年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第4号）	
議案第11号	令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	
議案第20号	国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	
議案第21号	国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第22号	国分寺市障害者センター条例の一部を改正する条例について	
議案第23号	国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について	
議案第24号	国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第25号	国分寺市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について	
議案第26号	国分寺市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第27号	国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第28号	国分寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第29号	国分寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第48号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	

議案第12号	令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第3号）	建設環境 委員会
議案第30号	国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について	
議案第31号	国分寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	
議案第32号	国分寺市下水道条例及び国分寺市水洗便所普及条例の一部を改正する条例について	
議案第33号	国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について	
議案第46号	工事請負契約について	



日程第43 議案第47号 工事請負契約について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第43、議案第47号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（丸山哲平君） 議案第47号。

本案は、国分寺市旧庁舎用地利活用事業複合公共施設工事（設計・施工）について、大日本・多摩ふるさと・安井建築特定建設工事共同企業体と73億70万円で契約いたしたいというものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） これより質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、日程第43、議案第47号は公共施設等総合管理特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。



日程第44 議案第6号 専決処分について

日程第45 議案第7号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第14号）

日程第46 議案第8号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第15号）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第44、議案第6号から日程第46、議案第8号までを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（丸山哲平君） それでは、一括して提案理由を申し上げます。

議案第6号。

本案は、国分寺市一般会計において、令和8年2月8日に衆議院議員選挙が執行されることが見込まれ、急ぎ、これに対応するための補正予算を編成する必要があり、令和8年1月23日に専決処分を行ったため、議会の承認を求めるものでございます。

議案第7号。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,900万円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ648

億8,575万6,000円とするとともに、債務負担行為として、公設介護老人保健施設の管理運営体制の在り方に関する調査業務委託事業の追加を行いたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、財政調整基金繰入金3,900万円の増額を行い、歳出においては、国分寺市健康福祉サービス協会補助事業に要する経費3,900万円の増額を行いたいというものでございます。

議案第8号。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,954万4,000円を減額し、その総額を歳入歳出それぞれ648億621万2,000円とするとともに、繰越明許費として、年度内に事業が完了しないため、無電柱化事業外3件の追加を行い、債務負担行為として、恋ヶ窪市民サービスコーナーレジスター借上事業外1件の変更を行い、地方債においては、黒鐘公園整備事業債外4件の変更を行いたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、社会資本整備総合交付金1億1,320万3,000円の減額を行い、歳出においては、街路事業に要する経費2億2,620万円の減額を行いたいというものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） これより一括して質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております日程第44、議案第6号から日程第46、議案第8号までは、議員7人を委員とする補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託する上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

お諮りいたします。委員会条例第5条第1項の規定により、ただいま設置されました補正予算審査特別委員会の委員に脇村議員、松岡議員、森田議員、だて議員、星議員、木島議員、新海議員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

お諮りいたします。委員会条例第6条第2項ただし書の規定により、ただいま設置されました補正予算審査特別委員会の委員長にだて議員、副委員長に木島議員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。



日程第47 議案第1号 令和8年度国分寺市一般会計予算

日程第48 議案第2号 令和8年度国分寺市国民健康保険特別会計予算

日程第49 議案第3号 令和8年度国分寺市介護保険特別会計予算

日程第50 議案第4号 令和8年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算

日程第51 議案第5号 令和8年度国分寺市下水道事業会計予算

○議長（尾沢しゅう君） 日程第47、議案第1号から日程第51、議案第5号までを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（丸山哲平君） それでは、一括して提案理由を申し上げます。

議案第1号。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ637億2,391万1,000円とし、債務負担行為として、国分寺市土地開発公社の土地先行取得事業外61件の設定を行い、地方債においては、市民戸倉第一テニスコート拡充等整備工事事業債外19件の限度額を32億4,980万円とし、一時借入金の借入れの最高額を50億円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、市税収入、対前年度比約3.8%増の276億2,619万2,000円を計上し、歳出においては、物件費として、第3期内部事務系システム導入・運用委託料など合計138億1,132万9,000円を、扶助費として、民設民営保育所等に対する保育所入所児委託料など合計197億2,746万3,000円を計上いたしたいというものでございます。

議案第2号。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億7,504万9,000円とし、債務負担行為として、第7期特定保健指導業務委託事業の設定を行いたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、国民健康保険税28億7,804万8,000円を計上し、歳出においては、保険給付費68億2,897万7,000円を計上いたしたいというものでございます。

議案第3号。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億2,004万5,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入においては、介護保険料22億1,637万円、支払基金交付金27億4,779万6,000円を計上し、歳出においては、保険給付費98億2,775万5,000円、地域支援事業費4億98万8,000円を計上いたしたいというものでございます。

議案第4号。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3,120万8,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、後期高齢者医療保険料22億2,807万7,000円を計上し、歳出においては、広域連合納付金36億4,371万2,000円を計上いたしたいというものでございます。

議案第5号。

本案は、収益的収入として、下水道事業収益25億4,843万1,000円、収益的支出として、下水道事業費用32億4,091万5,000円を計上し、その他資本的収入及び支出等を計上いたしたいというものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） これより一括して質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、日程第47、議案第1号から日程第51、議案第5号までは、議長及び鈴木議員以外の議員19人を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

お諮りいたします。委員会条例第6条第2項ただし書の規定により、ただいま設置されました予算特別委員会の委員長に中山議員、副委員長に森田議員を指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

◇

日程第52 陳情第7－1号 「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情の取下げについて

日程第53 陳情第7－2号 ぶんバスのさらなる発展を求める陳情の取下げについて

○議長（尾沢しゅう君） 日程第52、陳情第7－1号及び日程第53、陳情第7－2号の取下げについてを一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第7－1号及び陳情第7－2号について、提出者から取下げの申出がなされております。本件を申出のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第7－1号及び陳情第7－2号の取下げについて、これを承認することに決しました。

◇

日程第54 陳情第7－6号 「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情

日程第55 陳情第8－1号 有機フッ素化合物（P F A S）から健康を守るために、血液検査に市の補助を求める陳情

日程第56 陳情第8－2号 ぶんバスのさらなる発展を求める陳情

日程第57 陳情第8－3号 新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情

○議長（尾沢しゅう君） 日程第54、陳情第7－6号から日程第57、陳情第8－3号までを一括議題といたします。

ただいま議題となっております。日程第54、陳情第7－6号から日程第57、陳情第8－3号までは、お手元に配付してございます付託一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

陳 情 付 託 一 覧 表

番 号	件 名	付 託 先
陳情第8－3号	新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情	総務委員会

陳情第 8－1 号	有機フッ素化合物（P F A S）から健康を守るために、血液検査に市の補助を求める陳情	厚 生 文 教 委 員 会
陳情第 7－6 号	「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情	建 設 環 境 委 員 会
陳情第 8－2 号	ぶんバスのさらなる発展を求める陳情	

○議長（尾沢しゅう君） ここで、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午後 3 時29分再開

○議長（尾沢しゅう君） 会議を再開いたします。



日程第58 議案第47号 工事請負契約について（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第58、議案第47号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

公共施設等総合管理特別委員長。

（ 4 番 対馬ふみあき君登壇）

○公共施設等総合管理特別委員長（対馬ふみあき君） 議案第47号、工事請負契約について、公共施設等総合管理特別委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、国分寺市旧庁舎用地利活用事業複合公共施設工事（設計・施工）について、大日本・多摩ふるさと・安井建築特定建設工事共同企業体と73億70万円で契約いたしたいというものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされた後、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第59 議案第 7 号 令和 7 年度国分寺市一般会計補正予算（第14号）（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第59、議案第 7 号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

補正予算審査特別委員長。

(14番 だて淳一郎君登壇)

○補正予算審査特別委員長（だて淳一郎君） 議案第7号、令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第14号）について、補正予算審査特別委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額648億4,675万6,000円に歳入歳出それぞれ3,900万円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ648億8,575万6,000円とするとともに、債務負担行為として、公設介護老人保健施設の管理運営体制の在り方に関する調査業務委託事業の追加を行いたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、財政調整基金繰入金3,900万円の増額を行い、歳出においては、国分寺市健康福祉サービス協会補助事業に要する経費3,900万円の増額を行いたいというものでございます。

委員会では、財政課より本案の説明が詳細になされた後、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論を省略いたします。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（尾沢しゅう君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、議会運営委員会において確認いたしておりますとおり、2月22日曜日、午前9時30分から開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時34分散会

2 月 22 日 （ 日 ）

（ 第 2 日 ）

令和8年国分寺市議会第1回定例会会議録

令和8年2月22日（日）

○出席議員（20人）

2番	高野	ふみお	3番	脇村	たいき
4番	対馬	ふみあき	5番	中山	ごう
6番	寺嶋	たけし	7番	小坂	まさ代
8番	松岡	まり	9番	高瀬	かおる
11番	鳥居	あかね	12番	森田	たかし
13番	田中	政義	14番	だて	淳一郎
15番	星	いっろう	16番	はせべ	豊子
17番	皆川	りうこ	18番	久保	けいこ
19番	はぎの	英輔	20番	木島	たかし
21番	尾沢	しゅう	22番	新海	栄一

○欠席議員（1人）

1番 鈴木 ちひろ

○欠員（1人）

10番

○出席説明員

市 長	丸山 哲平	副 市 長	橋本 正之
副 市 長	塩野目 龍一		
政 策 部 長	村越 隆治	公共施設マネジメント担当部長	細川 啓明
総 務 部 長	宮本 学	市民生活部長	杉本 守啓
健 康 部 長	新井 宏伸	福祉部長	玉井 理加
子ども家庭部長	石丸 明子	まちづくり部長	加藤 政幸
建設環境部長	島崎 進一	秘書課長	佐藤 久美子
会計管理者心得	野中 美由貴		
教 育 長	古屋 真宏	教 育 部 長	日高 久善

○議会事務局出席職員

局 長	伊藤 寿一
次 長	鈴木 輝哉

○議事日程

第 1

代表質問

午前 9 時 30 分開議

○議長（尾沢しゅう君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 20 人であります。

本日は日曜日ですが、会議規則第 9 条第 3 項の規定により、特に会議を開きます。



日程第 1 代表質問

○議長（尾沢しゅう君） 日程第 1、代表質問を行います。

施政方針に対する代表質問については、議会運営委員会において、自由民主党国分寺、立憲・市民フォーラム、公明党、国分寺・生活者ネットワーク、無会派（れいわ新選組）、無会派（子どもの未来）、無会派（日本共産党国分寺市議団）、無会派（日本維新の会）の順番で行うことが確認されております。

これより代表質問を行います。質問は質問席にてお願いいたします。

最初に、自由民主党国分寺を代表いたしまして、鳥居議員。

（11 番 鳥居あかね君登壇）

○11 番（鳥居あかね君） 自由民主党国分寺を代表いたしまして、私、鳥居あかねが代表質問をいたします。

丸山市長が就任されてから約 7 か月が経過いたしました。短期間のうちに様々これまでの課題に正面から向き合い、スピード感を持って改革に着手してきた姿勢からは、市政を前へと力強く進めようとする意思と実行力を実感しているところであります。また、今回の予算は丸山市政として初めて編成されたものであり、市長の理念と優先順位が具体的な形として示された点において、大きな意義を持つと受け止めております。本日は、これまでの取組を評価するとともに、その市政運営の方向性が国分寺市のためとなるよう、そして国分寺市民のためとなるよう、今後への期待を込めて代表質問を行います。

まず初めに、令和 8 年度予算についてお伺いいたします。

厳しい社会情勢にあっても、財政調整基金を取り崩すことなく、収支均衡型予算を編成されたことは高く評価したいと思います。そこで、最初にお聞きしたいのが、一般会計の当初予算の規模が過去最大になったとありますが、歳入が増えた要因をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○市長（丸山哲平君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

まず、令和 8 年度予算につきましては、私が公約に掲げた多くの事業を盛り込み、積極的な姿勢で予算編成を行ってまいりました。このため一時は、具体的には昨年 of 年末時点においては、財政調整基金を取り崩すことも場合によってはやむを得ないと覚悟をしておりましたが、最終的には税連動交付金の大幅な増額などにより、収支均衡型予算を編成することができました。しかしながら、これはあくまで結果論でありまして、市財政は依然として予断を許さない状況にあるということはしっかりと認識する必要があると考えております。

次に、令和 8 年度一般会計予算の歳入増につきましては、市税と税連動交付金の増加が主な要因として挙げられます。市税においては、個人市民税の増が最も大きな要因となっております。労働人口を含めた本市の人口が増加していることに加え、市民 1 人当たりの所得も伸びていることにより、個人市民税で約 9 億円の増を見込んでおります。また、固定資産税・都市計画税においては、家屋の新築棟数が堅調であることから、約 1 億円の増を見込んでおります。本市が住環境や交通利便性のよさから住まいとして選ばれており、駅周辺を含め、店舗併用住宅等の新築も堅調に推移しているものと考えております。

市たばこ税においては、税制改正による加熱式たばこの課税額の上昇を踏まえ、約3,000万円の増として見込んでおります。

税連動交付金においては、良好な企業業績や国内消費など、現在の経済状況を反映し、増額となると、このように考えています。

○11番（鳥居あかね君） 歳入が増えた要因の一つが税連動交付金の増額であるとのことでしたが、この税連動交付金が増えた要因についてお聞きいたします。

○市長（丸山哲平君） 税連動交付金につきましては、好調な株式相場等を背景に伸びが見込まれることから、株式等譲渡所得割交付金が約4億6,000万円の増となっております。また、個人消費などの堅調な推移によって増加が見込まれることから、地方消費税交付金が約4億4,000万円の増となっており、これらを主な要因として、税連動交付金全体で約9億2,000万円の増となっております。

○11番（鳥居あかね君） 詳細をありがとうございます。よく分かりました。

社会情勢や経済状況が日々変化し、市を取り巻く環境も大きく変わる中において、来年度も厳しい予算編成を強いられると思われますが、来年度以降の歳入の見込み、特に市税や税連動交付金の動向についてお聞きいたします。

○市長（丸山哲平君） 来年度以降の予算編成につきましても、自主財源比率の低下や扶助費等の義務的経費の増加に加え、金利上昇、物価高騰等による行政コストの増加などの影響を受け、依然として厳しい状況になると、このように予測をしています。

その上で、歳入の根幹である市税の見込みにつきましては、個人市民税において、人口の推移が横ばいから、やがて減少に転ずるフェーズが想定されており、楽観視できないものと考えております。

現状は個人所得が堅調に伸びているものの、今後の経済状況の変化によっては、この流れが変わることも想定されます。また、労働人口の減少が市税の歳入に直接的な影響を及ぼすことから、慎重に推移を見定めてまいります。

固定資産税においては、駅周辺を中心に、当市の土地は価格上昇の傾向にあること、また、新築家屋の建築も堅調であることから、安定した歳入を見込んでおります。

市たばこ税においては、販売本数が大きく伸びることは想定しがたいものの、税制改正ごとに課税額が伸びる傾向にあることから、今後の税制改正の影響を注視してまいります。

税連動交付金においては、例年、予算編成時に送付される東京都の交付見込みの通知に基づいて計上するものであることから、現時点で見通しを申し上げることは難しい面があります。

なお、国の経済見通しに沿って景気が推移した場合には、堅調な企業業績や株式相場、個人消費等を背景として、一定の増が見込まれるものと考えております。

○11番（鳥居あかね君） 今後の見通しにつきましても、詳細をありがとうございます。

以前より議論してきました扶助費等の義務的経費の増加は、本当に近年驚くほどの増加率である上に、加えて金利上昇、物価高騰等による行政コストの増加の影響により、厳しい状況にあることが分かります。歳入の根幹である市税のうち、個人市民税においては、人口の推移が横ばいから減少に転ずることが想定されており、個人市民税の伸びを長期にわたって期待することはできない状況であります。

税連動交付金に関しては、国の経済活動の景気の推移によって変動があるということで、景気がよければ、来年度以降も一定の増が見込まれることが分かりました。当市では、以前より基金残高に関する議論も行われております。不透明ながらも歳入の伸びが見通せるうちに、基金への積み増しをお願いしたいと

思います。

冒頭、市長より、このたびの予算編成は公約に掲げた多くの事業を盛り込み、積極的な姿勢で行ってきたとありました。新しい取組や改革が盛り込まれており、積極的な姿勢が表れているところであります。

それでは、個別に見ていきたいと思います。

西部地区拠点親子ひろばにおける一時預かり事業についてお伺いいたします。

一時預かり事業は地域の子育て拠点のさらなる機能強化につながっていくことが期待できますが、具体的な取組内容をお聞かせください。

○市長（丸山哲平君） 西部地区拠点親子ひろばにおける一時預かり事業につきましては、保護者の用事やリフレッシュなどの一時的な保育ニーズに応えるため、親子ひろばと連携して、令和8年10月から実施いたします。利用定員は3名で、利用対象は生後6か月から満3歳までの未就学の子どもとなります。実施は火曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとなります。事業運営は西部地区拠点親子ひろばの委託事業者に委託する予定となります。親子ひろばの利用者には、慣れた場所で気軽に安心して一時預かりを利用していただきたいと思っております。また、一時預かりのみを利用する場合においても、親子ひろばの様々なプログラムを紹介するなど、両事業を連携して実施していくことで、地域の子育て拠点としての機能強化を図ってまいりたいと思います。

○11番（鳥居あかね君） 続いて、学童保育所の整備についてお伺いいたします。

新たに4月と12月に学童保育所を開所する予定であるとともに、今後についても民設民営学童保育所の誘致を行っていくとあります。これまでの学童保育所の整備状況と今後の取組についてお聞きいたします。

○市長（丸山哲平君） 令和3年度から7年度までの5か年の整備で27施設から36施設に増え、定員も1,181人から1,506人に増加しました。さらに令和8年度中の整備により定員が145人増加いたします。また、全ての児童館で実施するランドセル来館事業や定員に空きのある施設の活用により、市内全学区で小学4年生の受入れが可能となりました。令和8年度は第二小学校区の老朽化した第二光町学童保育所の移設及び令和10年度中の新規学童保育所の開所を目指し、整備を進めるとともに、民設民営学童保育所の誘致を行ってまいります。

今後の学童保育所整備につきましても、狭隘状況の解消に向けて、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画に基づき整備を進めてまいります。

○11番（鳥居あかね君） 続いて、学校教育環境整備についてお伺いいたします。

小・中学校の35人学級の整備に向けて、第六小学校の増築棟の整備や、第三中学校、第五中学校の普通教室の確保等が予定されておりますが、今後の35人学級の整備に向けた具体的な進め方についてお聞きいたします。

○教育長（古屋真宏君） 教育委員会所管の内容でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

小学校35人学級の実施に当たりましては、これまで市立第三小学校、第七小学校及び第十小学校におきまして増築校舎の整備を行ってきたほか、他校も既存校舎内の旧パソコン教室等の改修によって普通教室を確保するなど、着実な対応を図ってまいったところでございます。

今後も市立小学校の児童数及び学級数の増加に対応していく必要があることから、令和8年度は第六小学校に増築校舎を建築し、普通教室や特別教室を整備していくための設計委託事業に着手してまいります。

また、令和8年度から新たに始まる中学校35人学級の段階的な実施に向けまして、第三中学校では多目

的室を普通教室に改修し、第五中学校では、旧パソコン教室を図書室へ、旧図書室を普通教室2教室へそれぞれ改修いたします。

今後も市内の児童・生徒数の推計値等を注視しながら、引き続き、計画的かつ円滑な教室の確保に努めてまいります。

○11番（鳥居あかね君） この35人学級の実施に当たっては、当会派といたしましても、国へ要望書を出すなどを進めているところであります。着実にしっかりと進めていただきますようお願い申し上げます。

続いて、中学校給食についてお伺いいたします。

温かい給食の提供については、これまでも自民党会派として強く要望してきたことでありまして、4月から保温食缶方式による給食の提供が開始されるとのこと、大変うれしく思っております。

市長の所信表明において、まずは保温食缶方式で給食を提供し、今後については、その他の方式も検討していくと発言がありましたが、この保温食缶方式の評価が高ければ、今後も継続していくことも選択肢としてあると考えております。厳しい行財政での経営が求められる中で、費用対効果を考え、より評価の高い保温食缶方式がスタンダードになっていくという、そういう可能性も秘めていると思っております。まずは保温食缶方式の検証をしっかりと行っていくことが重要であると考えますが、いかがでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） 中学校給食につきましては、令和8年度から市立中学校全5校におきまして、民間の共同調理場から保温食缶で配送するセンター方式に変更し、温かい給食の提供を開始いたします。

新しい中学校給食につきましては、まずは安定的かつ確実な運用を図ることに全力を注いでまいります。そして温かい給食の提供が軌道に乗った後に、実施状況を丁寧に検証してまいります。

生徒にとって望ましい給食環境を継続して確保していくとともに、社会状況や学校施設の状況等を踏まえながら、将来を見据えて適切に検証等を実施してまいります。

○11番（鳥居あかね君） まずは安定的かつ確実な運用を図るということ、そのとおりであると思います。その後に丁寧な検証をお願いしたいと思います。

続いて、シティプロモーションの推進についてお伺いいたします。

新たな取組として、市にゆかりのあるアニメーション制作会社と連携してアニメキャラクターの銅像を設置するとのことですが、具体的にどのようにキャラクターを選定し、設置を進めていくのか、お聞きいたします。

○市長（丸山哲平君） 令和7年度に地域活性化包括連携協定を締結した株式会社タツノコプロとの連携事業として進めてまいります。

銅像のキャラクターはぶんじほたるホッチを制作した吉田すずかさんから、ホッチは「みなしごハッチ」の友達として設定したと、先日直接お伺いをしたところから、ハッチを選びました。

銅像の制作に当たっては、市民だけでなく、全国のタツノコアニメのファンにも関わっていただきたいと考え、クラウドファンディングを採用し、一定額以上の寄附をいただいた方には、台座部分にお名前を刻ませていただくことを予定しております。

なお、このたび、武蔵国分寺ロータリークラブ様から、ぶんじほたるホッチの銅像を寄贈していただく旨のありがたいお申出をいただきました。ハッチとホッチを並べることで、本市と株式会社タツノコプロとの関係性を市内外に強く発信することが可能となり、「アニメのまち 国分寺」の実現につながっていくものと考えております。今後は、より訴求力のある効果的な場所に設置できるよう、調整してまいります。

す。

また、この事業を契機として、観光拠点が点在しているなどの本市の地域課題を、タツノコプロの御協力をいただきながら解決できるよう、今後の連携についても深めてまいりたいと思っております。

○11番（鳥居あかね君） ありがとうございます。ホッチはみなしごハッチの友達として設定したということで、当会派の議員も一般質問で、ぜひこの関係性というか、こういったものを活用していったほしいということを以前から言っておりますので、ぜひとも今回の、実現につながっていくといいと思います。

続いて、二次元コード付きカード型商品券についてお伺いいたします。

本事業についても自民党会派として要望してきたものであり、実現していただいたことに感謝いたします。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、市民1人当たり6,000円のカード型商品券を発行するとのことですが、事業概要についてお伺いいたします。

あわせて、これまでの実績を踏まえて、市民の利便性の向上に向けた、さらなる工夫が必要であると思いますが、どのように進めていかれるのか、お聞きいたします。

○市長（丸山哲平君） 本事業につきましては、御要望、また御理解と御同意をいただきまして、ありがとうございます。

二次元コード付きカード型商品券事業につきましては、令和6年度に実施した事業内容をベースとして、商品券の金額を3,000円から6,000円に増額し、7月から9月までの利用に向けて準備を進めているところです。

取扱店舗の募集については、3月1日から開始をいたします。

今回の実施に当たっては、登録要件の見直しを行いまして、中小事業者、コンビニエンスストアのほか、新たにスーパーマーケットやドラッグストアを事業者規模にかかわらず対象に加え、市内の広い範囲で御利用いただけるようにすることといたします。市民のさらなる利便性の向上、また市内事業者の活性化、こちらを図ってまいりたいと思います。

○11番（鳥居あかね君） こちらの二次元コード付きカード型商品券事業は、市民の期待の本当に高いところでありますので、着実な運用をお願いいたします。

続いて、（仮称）防犯かけこみ110番のお店事業についてお伺いいたします。

本事業については、国分寺商工会と連携して、安心して買物やまち歩きを楽しめる環境を整備するとありますが、具体的にどのような取組を行っていくのか、お聞きいたします。

○市長（丸山哲平君） （仮称）防犯かけこみ110番のお店事業につきましては、安全・安心な消費活動の促進と商店会への来訪者の増加を目的として、国分寺市商工会の御協力をいただき、商店会等を中心に、防犯対策に御協力いただける店舗を募集し、実施する予定となります。

協力店であることが分かるよう、視認性の高いのぼりやポスター、チラシなどを制作、配布することに加え、店舗に防犯グッズを提供することで、実効性の高い事業となるよう努めてまいります。

○11番（鳥居あかね君） 商工会との連携は本当に大事なことですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

続いて、都市農業の振興についてお伺いいたします。

これまで地場産農畜産物にこくベジの愛称をつけて地産地消を推進し、若手農業者等も、その期待に応じて精力的に取り組まれてきました。そのこくベジの取組も本年2月には10周年を迎えております。今後ともさらに盛り上げていただきたいと思います。

そして、若手農業者の方が、このたび令和7年度JA青年の主張発表大会で都大会を突破して、全国大会へ出場しました。これは本当にすばらしい快挙と言える結果でありました。今後も都市農業や農地を保全していくため、生産者の声を聞き、さらなる支援をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（丸山哲平君） 市内農業者に対する支援につきましては、これまで国分寺市未来に残す東京の農地プロジェクト補助金制度や認定農業者に対する国分寺市農業経営改善計画推進事業補助金制度を実施してまいりました。また、令和7年度には肥料や燃料、飼料などに対する購入支援を実施し、農業者の皆様からは御好評をいただいているところです。

令和8年度は新たに農業経営強靱化補助金制度を実施いたします。引き続き物価の動向を注視するとともに、JAなど関係機関との連携を図りながら、国分寺農業の発展と農地の保全に努めてまいります。

また、先ほど御紹介いただきましたが、青年の主張等、本当に若手の方々がすばらしい活躍をいただいていること、市長としてもうれしく、また誇りに思うところであります。そういった頑張っている方々に対するバックアップ、また広報の支援等、こういったところも積極的に考え、まち全体で都市農業を盛り上げてまいりたいと思います。

○11番（鳥居あかね君） ありがとうございます。都市農業は本当に住宅と農地が密接していて、隣接しているところが珍しい形態となっております。ぜひとも連携を図りながら、農地の保全に努めていただきたいと思います。

続いて、障害者の移動支援についてお伺いいたします。

障害をお持ちの方の社会参加を促進するために移動支援を行ってきており、令和8年度にその運用を見直すとありますが、具体的にどのようなニーズがあって、どのような見直しを行うのかお聞きいたします。

○市長（丸山哲平君） 障害者の社会参加に伴う移動支援事業につきましては、自宅から出発する際の支援としておりましたが、利用者の方から、通所施設、就労先等の活動終了後の余暇の充実を希望する御意見をいただいております。私自身、本件は公約として掲げさせていただいておりますので、この実現として、令和8年度からその運用を見直し、通所施設等、自宅以外の場所から余暇活動等へ出発できるよう、利用要件を拡充いたします。通所施設等の活動は日中で終了することもありますので、特に18歳以上の方の通所後の余暇活動に寄与するものと考えております。

本事業を安定的に継続するためには、事業者の確保と従業者の育成が極めて重要であるため、本件の拡充と併せて、さらなる支援体制の充実にも努めてまいりたいと思います。

○11番（鳥居あかね君） 移動支援事業につきましては、一般質問でも要望をしてきたところでありましたので、ぜひとも、さらなる支援体制の充実に取り組んでいただきたいと思います。

続いて、機構改革による新たな組織についてお伺いいたします。

認知症施策の推進や在宅医療・介護連携推進体制の強化等を目的に、現状の高齢福祉課の地域包括ケア担当を1つの課に再編成し、地域包括ケア課を新設することになりました。市として高齢者施策を重視しているからこそその再編であると認識していますが、どのような考えで新たな課を新設したのかをお聞きいたします。

○市長（丸山哲平君） 鳥居議員御指摘のとおり、高齢者施策を重視したその表れということで御理解をいただければと思います。

85歳以上の人口がピークを迎える2040年に向け、中長期的な視点に立った体制整備が急務と考えております。高齢化の進行による在宅医療・介護のニーズの増大、高齢者単身世帯の増加等、多様なニーズに対

応する包括的な支援体制を構築するとともに、認知症施策の総合的な推進、在宅医療・介護連携推進体制の強化、生活支援サービス等の提供体制の整備など、機動的に対応していくため、新たに地域包括ケア課を創設することといたします。分野を越えた連携、地域との協働を促進し、地域共生社会の実現を目指してまいりたいと思います。

○11番（鳥居あかね君） ありがとうございます。

続いて、高齢者補聴器購入費助成事業についてお伺いいたします。

本事業についても自民党会派として強く要望してきたところであります。実現していただいたことを評価いたします。

補聴器の装用は、認知機能の維持や社会活動への参加促進などの多くのメリットが見込めることから、市民の皆様が利用しやすいスキームとすることが必要だと思います。そこで、まず助成事業の概要をお聞きたいします。

あわせて、長期間にわたって適切に使用していただくために、補聴器購入後のアフターフォローの支援が重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（丸山哲平君） 高齢者補聴器購入費助成事業につきましては、市内在住で所得制限を満たした満65歳以上の高齢者の方を対象として、医師に補聴器の装用が必要と認められた方が補聴器購入前に申請していただくことで、購入の際に4万円を上限として補助を行う事業となります。

また、助成対象は、認定補聴器技能者が在籍する認定補聴器専門店で購入した方といたします。

難聴の高齢者への対応には、普及啓発、早期発見、早期介入、フォローアップ、評価・効果測定による一体的な支援が有効とされております。議員が御指摘のとおり、アフターフォローの支援は大変重要なものだと考えておりまして、購入後は装用調整、定期的な点検など、アフターフォローも含めたスキームで準備を進めてまいりたいと思います。

○11番（鳥居あかね君） アフターフォローも含めたスキームで進めるということ、ぜひよろしく願いいたします。

続いて、避難行動要支援者個別避難計画作成事業についてお伺いいたします。

令和8年度は、土砂災害警戒区域等に居住する対象者の個別避難計画を作成し、課題の把握と検証を進めていくとのことですが、具体的にどのように進めていくのか、お聞きいたします。

○市長（丸山哲平君） 避難行動要支援者個別避難計画作成事業につきましては、令和8年度は土砂災害警戒区域等に居住する方の避難計画作成に取り組みます。

計画作成においては、ケアマネジャーや相談支援専門員といった専門職に協力をお願いいたしますが、その際には、従事に当たる方の負担等にも十分配慮して進めなければいけない、このように考えています。

作成過程で気づいた課題等の集約、地域の支援者の確保状況等を把握するなど、事業の推進体制、計画作成後の更新対応など、今後を見据えた検証を進めてまいりたいと思います。実際に行うことで見えてくる課題、これを一つ一つしっかりと検証したいと思います。

○11番（鳥居あかね君） この事業ですが、本当に、書くのも言うのも簡単ですが、それよりも実行するほうが難しいと認識している事業でございます。丁寧に進めていただきまして、そして、しっかりとした検証をお願いしたいと思います。

続いて、防犯対策についてお伺いいたします。

犯罪抑止力の向上のため、通学路や人通りの少ない場所への街頭防犯カメラを段階的に設置していくと

ありますが、市内における現在の防犯カメラの設置状況と、今後どのような基準に基づいて設置を進めていくのかお聞きいたします。

○市長（丸山哲平君） 令和8年2月現在となりますが、防犯カメラ設置状況につきましては、市立小・中学校の通学路等に85台、国分寺駅北口駅前広場に5台設置しております。また、地域の自主的な活動として、11の自治会・町内会により、計42台が設置されており、合計132台が設置されております。

今後の設置に当たっては、小金井警察署と密接に連携し、犯罪発生状況等の情報共有を図りながら、最適な設置場所を選定してまいります。

具体的には、既存カメラの半径300メートル圏外となる空白地域を抽出した上で、優先度の高い西国分寺駅周辺や人通りの少ない場所へ令和8年度に新たに10台設置をし、その後も順次設置を行うことで、地域の死角を効果的に解消します。あわせて、自治会等の防犯活動を支援する防犯カメラ設置補助金制度の周知を徹底いたします。

このように、警察との協力体制の下、市による計画的な配置と地域への支援を両輪で進めることで、犯罪抑止力を高め、市民の皆様が安全・安心に暮らせる環境整備を推進し、国分寺市として犯罪を許さない、見逃さない、こういった体制をしっかりと構築してまいりたいと思います。

○11番（鳥居あかね君） 防犯カメラの設置については自治会等への設置補助金制度も創設されておられて、本当に喜ばれている制度でございます。ただ、市民からも関心が高く、設置の要望があるんですが、いざ設置しようとする、プライバシーの問題で、この角度はちょっと困るとか、ここには置かないでくれなど、結構個別の要望などもありますので、個別の要望をしっかりと聞いた上で広げていけますよう、市民の皆様が安心に暮らせる環境の整備をお願いいたします。

続いて、消防団活動の支援についてお伺いいたします。

災害時における情報伝達の迅速化、出動状況の管理等を効果的に行うために、新たに消防活動支援アプリを導入するとあります。このアプリを活用して、どのように消防団活動を支援していくのか、お聞きいたします。

○市長（丸山哲平君） 消防活動支援アプリにつきましては、消防団員の負担軽減と効率化が喫緊の課題であることから、アプリを活用し、大きく3点から支援を展開してまいります。

第1に情報伝達の迅速化です。火災等の発生時、団員のスマートフォンへ一斉指令を配信し、強制鳴動機能により確実な覚知を実現します。地図上での現在位置や水利情報の共有により、初動対応を強力にバックアップしたいと思います。

第2に出動管理の効率化です。参集可否のタップ操作により、本部や分団長はリアルタイムで動員可能人数や車両の動きを把握でき、現場到着前の段階から最適な人員配置や指揮命令が可能となります。

第3に事務負担の軽減です。活動記録に基づき報告書が自動作成されるため、活動後の事務作業時間が大幅に短縮されます。デジタル技術を用いて情報の見える化と省力化を推進し、団員の皆様が安全かつ意欲的に活動できる環境を整備することで、地域防災力の持続的な強化を図ってまいります。

○11番（鳥居あかね君） 消防団活動に従事している皆様方は、なりわいを持ちながら社会貢献活動として消防団活動をされております。団員の皆様がより安全かつ意欲的に活動できる環境整備、本当に必須だだと思いますので、進めてください。

続いて、グランドデザイン等策定事業についてお伺いいたします。

アーバンデザインセンターの支援を受けながら内容の検討を進めていくとのことですが、具体的にどの

ような支援を想定しているのかお聞きいたします。

併せて、アーバンデザインセンターの今後の展望についても伺いいたします。

○市長（丸山哲平君） グランドデザイン等策定事業につきましては、若者世代をはじめとする多様な層にグランドデザインの策定に関心を持っていただくとともに、検討に参加して御意見をいただき、それを基に計画を取りまとめていく必要があると考えております。そのためには市民参加のプログラムに工夫が必要であることから、公・民・学連携によるアーバンデザインセンターの持つ知見を生かしたワークショップ等の企画・運営、情報発信等の支援を受けることを想定しております。

また、グランドデザインは、まちの将来像を見える化したものであり、都市計画マスタープランの内容と関連性が高いことから、併せて検討に取り組みます。

検討を進める中で、同計画及びその他計画等との関係性を整理し、アーバンデザインセンターの支援を受けながら、市民に伝わりやすいものとして取りまとめていきたいと思っております。

アーバンデザインセンターの今後につきましては、計画作成支援・プレーヤーの育成・都市空間を活用した社会実験及び実装までをつなぐシンクタンクとして、令和9年度以降、本格的に展開していくことを目指してまいります。

○11番（鳥居あかね君） アーバンデザインセンターについては、もう今後の取組となってくるとは思います。本格的に展開していくということを期待しております。

続いて、西国分寺駅北口駅前エリア整備について伺いいたします。

令和8年度予算では、整備を進めるためのコンサルタント委託料を増額していただき、感謝いたします。早期実現に向けて進めていくとありますが、駅前エリア整備におけるこれまでの検討状況と今後の進め方についてお聞きいたします。

○市長（丸山哲平君） 令和7年度の検討状況につきましては、測量等の現地調査結果を踏まえ、道路等の都市基盤を明確に示した土地利用計画図案のたたき台を作成しました。これを基に、地元権利者を対象とした勉強会を令和7年11月と令和8年1月の2回にわたって開催し、道路や駅前広場等の検討を進めてまいりました。

令和8年度は都市基盤や土地利用計画の具体化と事業手法の検討を進め、目指す事業の全体像や事業の進め方に関する方針を定める街区整備方針案を作成し、令和9年度の策定を目指して検討を進めてまいります。

また、地元権利者との話し合いを通じて合意形成を図るため、個別のヒアリングも行いながら、丁寧に進めてまいりたいと思っております。

○11番（鳥居あかね君） 西国分寺駅北口駅前エリア整備につきましては、地元地権者の方々が、本当にずっと待ち望んできた事業でありますので、できる限り早期に実現できるよう、進めていただきたいと思います。

また、地元地権者の方々のみではなくて、駅前開発というのは国分寺市全体の利益につながってまいりますので、しっかりと着実に進めていただきたいと思います。

続いて、国3・4・11号線周辺のまちづくりについて伺いいたします。

新たに整備する国3・4・11号線周辺のまちづくりについては、幹線道路の沿道にふさわしい町並みを形成するとありますが、今後の具体的な進め方についてお聞きいたします。

○市長（丸山哲平君） 今後につきましては、令和8年度からの2か年で、国3・4・11号線沿道の

都市計画の変更を行ってまいりたいと思います。まず、令和８年度中に都市計画の素案を作成する予定です。令和２年に策定した国分寺街道及び国３・４・１１号線周辺まちづくり計画に基づき、目標とする町並みの形成に向けた土地利用のルール等について、地域の方々と共に検討を進めてまいります。その後、令和９年度末までに都市計画決定を行う予定です。都市計画決定に向けては、地域の皆様をはじめ、関係者の皆様の御理解が得られるよう、また、先ほども触れていただきましたが、市民全体にもしっかりと御理解をいただけるよう、十分に説明に努めたいと思います。

○11番（鳥居あかね君） こちらの国３・４・１１号線の沿道ですが、こちらも地元住民から長らく要望のあったものでございます。関係者の皆様の理解が得られるよう、十分に説明を行って進めていただきたいと思います。

続いて、（仮称）国分寺市リサイクルセンターについてお伺いいたします。

リサイクルセンターの整備に先駆けて、仮設処理施設を稼働するとあります。市民生活にも影響すると考えますが、仮設処理施設の概要と、現在のごみ処理体制と比べて、どのような変更があるのかお聞きいたします。

○市長（丸山哲平君） 仮設処理施設につきましては、事務所棟と工場棟の２棟を整備いたします。事務所棟は鉄骨造りの地上２階建て、高さ約７メートル、建築面積約151平米の施設となります。工場棟は鉄骨造りの地上１階建て、高さ約8.1メートル、建設面積約780平米の施設であり、ごみの一時保管及び一部破碎処理を行います。現清掃センターにおけるごみ処理につきましては、搬入品目を選別後、破碎機で細断し、金属などについては、プレス機で圧縮するなどの中間処理を行っています。一方、仮設処理施設につきましては、（仮称）リサイクルセンター施設整備に伴う工場棟解体撤去工事等の関係により、限られた敷地で小規模施設としていることから、搬入品目のほとんどを施設内で積み置きし、一定程度たまり次第、民間の処理施設へ搬入して再資源化いたします。また、現清掃センターに設置していたプレス機は設置をしないため、缶は収集した後、直接民間の処理施設へ搬入して、中間処理、再資源化をいたします。

このように、収集方法の変更は生じないことから、市民生活への影響はないものと考えております。

○11番（鳥居あかね君） 今年度は市民生活への影響はないものと考えているというところ分かりました。

リサイクルセンターの最終的な完成ですが、そこについてはどのような方向性でいくのか、また別の機会に議論をしていきたいと思います。

続いて、ドッグランについてお伺いいたします。

犬が自由に走り回れるドッグラン施設の設置を求める声があることから、定期開催につなげられたこと、大変うれしく思っております。そこで、旧ポッポのもり保育園跡地を活用したドッグランについて、今後の具体的な進め方についてお聞きいたします。

○市長（丸山哲平君） 本件につきましても、私が公約として掲げさせていただきまして、今年の４月から実施させていただくというものであります。

ドッグランにつきましては、現在、暫定的ではありますが、月１回程度の開催に向けて、ドッグランに知見を有する市民団体の協力の下、運営方法等について検討を進めています。また、当該地は都立武蔵国分寺公園を通行してからの利用となるため、公園管理者である東京都とも調整を進め、定期開催に向けた準備が整い次第、実施してまいります。

市民の皆さんにとって、親しんでいただける場所になるよう、また利用も順次拡大ができるよう、しっかりと制度設計、また準備を進めてまいりたいと思います。

○11番（鳥居あかね君） スピーディーな決定をしていただきまして、本当にありがとうございます。今後、定期開催から常時の開催などにできるように、ぜひとも進めていただきたいと思います。

続いて、公共施設マネジメントについて伺います。

公共施設の老朽化は大きな課題であり、本市においても、昨今の金利上昇や物価高騰等の影響により、厳しい資金繰りを強いられていくことが想定されます。これらの社会経済状況を踏まえ、今後の公共施設の維持、管理、再編にどのように取り組まれていくのかお聞きいたします。

○市長（丸山哲平君） 公共施設の維持管理につきましては、持続可能な自治体経営を実現する上で非常に重要な課題であると認識をしております。公共施設は市民生活を支えるインフラであるとともに、現在、また将来を含めた財政負担という側面も現実としてございます。限られた財源の中で優先順位をつけ、時代の変化に対応する中長期的な視点での施設の在り方を見極め、維持、管理、再編のみならず、長寿命化も含めた老朽化への対応を計画的かつ戦略的に進めてまいります。

具体的には、市全体の施設保有量、利用状況、更新需要を総合的に把握した上で、人口動態や地域バランスにも配慮しながら、公共施設の統合、廃止、複合化、転用も含めた最適配置を検討してまいります。また、包括施設管理委託による民間事業者の知見を活用した予防保全型の施設管理や計画的な修繕の実施によるライフサイクルコストの抑制、旧庁舎用地利活用事業に端を発した施設の効率的な再編・整備、デジタル技術を活用した施設データの一元管理を一体的に推進してまいりたいと思います。

私としては、本当に市民に広く、市民全体に御利用いただける、こういった公共施設というものを目指してまいりたいと思っておりますので、今後もそういった視点に立って、しっかりと進めてまいりたいと思います。

○11番（鳥居あかね君） ありがとうございます。市民のための公共施設ということ、本当に難しい問題ではありますが、この先も方向性をしっかりと議論していきたいと思っております。

続いて、市民課窓口の業務委託について伺います。

事務担当の最適化による市民サービスの向上を目的に、窓口業務を民間事業者へ委託することですが、どのようなノウハウを持った民間事業者を想定しているのか、お聞きいたします。

あわせて、委託することで、どの程度の窓口混雑の緩和や待ち時間の短縮が期待できるのかお聞きいたします。

○市長（丸山哲平君） 市民課窓口の業務委託につきましては、事務分担の最適化による市民サービスの向上を目的として、市が求める待ち時間の短縮に向けた業務改善能力、市民課窓口業務の受託実績、業務品質・市民対応力などを持ち合わせた民間事業者への委託を想定しています。

業者選定はプロポーザル方式を採用し、審査に当たっては、委託の最大目的である窓口混雑の緩和や待ち時間の短縮について、転入届、転出届、証明書発行、印鑑登録、マイナンバーカード交付など、それぞれの手続に対して目標時間を設定し、どれだけの時間短縮が可能なのかを評価項目にしたいと思っております。

この時間については、今現在も調整中、検討中ございまして、私としては高い目標を掲げて、しっかりと臨むように指示を下しているところであります。

また、時間短縮のみならず、委託事業者のノウハウを活用し、業務フローやレイアウト等の見直しにも着手してまいります。

本件につきましては、私も一つ公約として掲げている市の仕事の在り方、業務改善の一つの実例として

本件を捉えておりまして、民間活力も活用しながら、また庁内においても、しっかりと仕事の在り方というものを見直しをしていく。また、そこで培ったやり方、また進め方というものを横展開をして、庁内でしっかりと共有を図ることで、これにとどまらず、庁内全体で意識も含めた業務効率の改善、不断に取り組んでまいりたいと思っております。

○11番（鳥居あかね君） 民間活力を活用するということですね。ぜひともしっかりとした結果を出していただきたいと思います。

最後の質問となりますが、人材の育成についてお伺いいたします。

職員の挑戦意欲を高め、組織の活性化を図るため、民間企業との人材交流を行うとのことですが、具体的な取組内容について、お聞きいたします。

○市長（丸山哲平君） 民間企業との人材交流につきましては、令和6年度に地域活性化多分野連携協定を締結したDX分野、情報通信分野の事業者との交流を予定しており、令和8年4月からの実施に向けた調整を行っているところであります。

市から派遣する職員については、民間企業における効率的かつ機動的な業務遂行手法や、市政の課題に的確に対応するために必要な知識や能力を身につけてもらいたい。そして、それを市に還元することを期待しているところであります。

また、民間企業からの受入れにつきましては、地域における様々な課題について、DXの視点を中心とした助言をいただき、実際に自治体の現場で起きている課題を肌で感じていただき、課題解決力を強化していただくことを想定しております。

今回の人材交流については、組織の活性化に向けた職員の成長において非常に有益な取組であると考えておりますので、実りある人材交流となるように進めてまいりたいと思いますし、私自身、職員には常に成長する組織、また自身の考えというものを常に新しいものをしっかりと見ながら、その上で守らなければいけないもの、変えてはならないもの、こういったものもしっかり見極めて、不断のブラッシュアップを図る。そして何よりも、それを市民に還元をする、仕事でしっかりと成果としてお見せをしていく、そういった組織づくり、人材づくりに、これからも積極的に、これにとどまらず、進めていきたいと思っております。

○11番（鳥居あかね君） 新しい取組でありますので、本当に期待ができるところです。こちらでもぜひ結果を出していただきたいと思います。

本日は細やかなところまで詳細な御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。誠意ある答弁だったと感じております。本日の答弁を踏まえ、市政の進むべき方向性について認識を共有できたものと受け止めております。私たちも市政を前進させる責任ある立場として、建設的な議論と提案を重ねてまいります。

市長におかれましては、市民の期待に応える着実な市政運営を推進されますことを期待いたしまして、代表質問を終わります。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で自由民主党国分寺の代表質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時18分休憩

午前10時35分再開

○議長（尾沢しゅう君） それでは、会議を再開いたします。



○議長（尾沢しゅう君） 続きまして、立憲・市民フォーラムを代表いたしまして、はせべ議員。

（16番 はせべ豊子君登壇）

○16番（はせべ豊子君） 立憲・市民フォーラムのはせべ豊子です。会派を代表しまして、施政方針に対する代表質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、昨年9月、丸山市長が所信表明を出され、今回初めての施政方針となります。私たちの会派としまして、昨年10月に、令和8年度予算、政策に対しての要望を出させていただきました。その要望に対しても真剣に検討いただき、取り入れていただけた内容について評価しております。ありがとうございます。

それでは、お伺いいたします。

市長に就任されて7か月が経過し、市政運営を実際に担う中で、経営の視点から見えてきた課題や方向性もあるのではないかと考えます。それらを踏まえて、令和8年度の予算編成や施政方針が示されたものと認識しています。将来を見据えた市政の課題についてどのようにお考えか、お願いします。

○市長（丸山哲平君） よろしくお伺いいたします。

本市の状況につきましては、少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増大や金利上昇、物価高騰等の影響による行政コストの増大、老朽化が進む公共施設のマネジメントなど、様々な課題が直面していることは、就任以来、改めて実感をしているところであります。その上で、中長期的な経営の視点というものが必要である、対処していく上で必要であるということを実感をしているところであります。

これまでも申し上げてまいりましたが、将来にわたって持続可能な行財政運営を行っていくためには、不断の行政改革により、事業の統合、縮小、廃止や人員配置の適正化を図るとともに、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる能動的な組織を構築し、時代に即した新たなニーズに的確に対応していく必要がある、このように考えているところです。

○16番（はせべ豊子君） ありがとうございます。市長がお話いただいた、少子高齢化や社会保障費の増大、物価高騰、公共施設の老朽化など、本市を取り巻く環境の厳しさが増していることは私たちも同様に認識しているところです。特に不断の行政改革を進め、事業の統合、縮小、廃止も視野に入れるとの御答弁は、将来世代への責任として避けて通れない重要な視点であると思われまます。

一方で、改革は市民生活に直結するものも多くあると思います。市民に対しての丁寧な説明と理解促進と合意形成が必要です。経営の視点と同時に市民目線を大切にしながら、行財政運営を着実に進めていただきたいとお伺いいたします。

また、施政方針では変化を遂げるための改革に着手したとあり、変化を恐れることなく、新たな手法やアイデアを結集し、未来へとつなげるまちづくりを進めるとあります。市長就任後、管理職の試験制度が復活したとも伺っています。人事の問題は、働き方や職場環境と、幾つもの課題があるとは思われますが、女性管理職の登用については、どのようにお考えかお聞きします。

○市長（丸山哲平君） 組織を自らが引っ張っていくという意欲ある職員の挑戦意欲に応えるため、課長職昇任試験を復活いたしました。その結果、多くの職員が試験にチャレンジし、受験者及び合格者の中には女性職員もいたところであります。改めて、挑戦に臨んでくれた職員に、私から感謝を申し上げたいなと思っています。

従来のキャリアビジョン研修は、女性職員の昇任意欲の向上を図るために行ってまいりましたが、今後については、中長期的視点を持ち、職員のキャリア形成を支援する人材育成に取り組み、性別にかかわらず、全ての職員が活躍できる組織を目指してまいります。これにより受験希望者の裾野を広げ、女性管理者が増えていくことを期待しています。

一方で、現状として、まだまだ人数的なところであったり、過去の経緯等も含めて、そういった状況に至っていない、こういった課題があります。そういったところについても、私自身意識を持って、短期的な人事異動等ではなくて、次の次も見据えた、人を育てていく、人が成長していく、こういった視点に立った人材の配置であったり、人材育成、これもしっかり行っていきたいと思います。

○16番（はせべ豊子君） ありがとうございます。今おっしゃったように、課長職昇任試験の復活は、本来に職員の挑戦意欲を尊重する上でもとても大きな一歩であると思います。女性管理職の受験や合格もあったこととは、前向きな変化だと思っています。今後は一過性に終わらせることなく、継続的な人材育成と職場環境の整備を通して、女性管理職の割合の向上につなげていただきたいと思います。性別にかかわらず能力を発揮できる組織づくりは、市民サービスの質の向上にもつながる視点であり、引き続き着実な取組を求めます。

また、変化や改革として、それも踏まえて、機構改革もその一つと思われますが、市民サービス等のように影響をもたらすか、また機構改革により、どのように効果的・効率的な行政運営につながるかという点もお聞かせください。

○市長（丸山哲平君） 今回の機構改革につきましては、多様化・複雑化する市民ニーズに機動的かつ柔軟に対処できる体制を整えるため、主として政策部と総務部の再編を行いました。この再編により、これまで以上に各部における役割と権限が明確化され、相互のチェック機能が強化されることで、効果的・効率的な行財政運営につながっていくと考えています。

また、全体として申し上げますと、私としては、来年度以降、改めて各部各課が、なぜそれが存在をするのか、何を目的として仕事をしていくのかということ、足元の仕事のみならず、しっかりと各部各課において持っていただく、またそれを練り上げていただく、こういったことをエンカレッジしていくことも進めながら、より市民サービスの向上を目指してまいりたいと思います。

○16番（はせべ豊子君） ありがとうございます。役割と権限の明確化、チェック機能が強化され、効果的・効率的になることはとても重要だと思っています。さらに機構改革の成果が市民サービスの向上として具体的に実感できることになるよう期待いたします。

次に、経営という考えと、国分寺市自治基本条例との関係について伺います。

所信表明や予算編成方針、そして本施政方針においても、経営という言葉が繰り返し用いられております。市長が強く意識されていると理解します。所信表明時の答弁では、経営とはプロセスそのものであり、明確なゴール、手持ちのリソースを把握すること、戦略を立て、日々改善、変化というものを行って目標を達成していく、このプロセスであるとも述べていました。そこで、所信表明でも答弁していただいているのですが、改めて伺います。

国分寺市の市政運営の基本として、国分寺市自治基本条例があります。本条例は、参加、協働、情報共有の仕組み及び市政運営の基本原則を定めることにより、市民主権を基本とする自治の実現を目的とするものです。市政運営において、市民との対話や参加は欠かせないと言えますが、経営とどのようにつながるのか見えてこない点もありますので、もう一度、御説明をお願いいたします。

○市長（丸山哲平君） 先ほど、私が考える経営については、所信表明を引用いただきまして、御説明いただきました。そのとおりで考えているんですけども、経営という言葉を少し冷たいものとして捉えていらっしゃるのかなと思うんですけども、私はそうではなくて、経営というものは、温かい経営を目指したいといえますか、経営というものは持続可能で日々進歩していく、発展していくものでありますから、それには市民であったり、また関係者の御理解や御協力というものがなければ、そもそも成り立ち得ない、持続可能にはなり得ないと考えております。そういった意味で、市民の皆さんの参加と協働を通じて市民ニーズを的確に把握し、それに基づいた明確な目標設定と企画・立案を進めていくということでありまして、自治基本条例の趣旨と私が言うところの経営というものは決して相反する、ぶつかるものではなくて、ある意味で、それをしっかりとやっていくこと自体が、まさに経営ということにつながってくると理解しておりますので、このようにお捉えをいただければと思っております。

○16番（はせべ豊子君） ありがとうございます。経営というものの温かいということについて、お聞かせいただきました。

そこで、市政運営においては、本当に今おっしゃってくださったように、市民や市民団体との参加と協働のプロセスが重要だと思っています。同じ結果に至る場合であっても、その過程において、十分な対話や共有、合意形成が図られていることによって、その後の市民理解や市民の市政への関わり方は大きく違ってくると思っています。参加と協働のプロセスを丁寧に積み重ねていくことが、自治基本条例の理念を具体化することにつながるものと考えています。今後の具体的な市民団体や市民の皆さんとの協働についての実践に示されていくことを期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、具体的な質問を行わせていただきます。

施政方針で幾つかのページにわたって述べられていますアーバンデザインセンターについてお伺いいたします。

令和8年度の政策の特徴の一つとして、アーバンデザインセンターを核とした公・民・学の連携による未来創造型のまちづくり、グランドデザインを進めていくという点に注力していきたいという意思が感じられる事業だと思っています。アーバンデザインセンター大宮や柏の葉アーバンデザインセンターを市長も実際に視察され、また、令和7年12月23日には、アーバンデザインセンター国分寺キックオフシンポジウムも実施されました。こういったビジョンで目指すべき姿勢、シーンを持って、未来創造型のまちづくりは具体的にどのようなまちの姿を描いているのか、お伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） まず、この未来創造型に対比する概念として、これまでのまちづくりがそうであったと思うんですが、課題解決型、問題、課題があって、それをどのように解決をしていくのかというのが、一つ、従来のまちづくりの進め方であったと、このように考えています。

しかしながら、これから大きな社会経済状況の変化というものを迎えていく中で、本市が選ばれ、持続するまちになるためには、当然、そういった課題解決というものは図りながらも、さらにこういった魅力というものを共につくっていくのかということを示す。その意味で、未来創造型のまちづくりということの一つを目指して、このアーバンデザインセンターの設立を今、進めていくところであります。

しかしながら、その内容については、まさに多様なメンバーに加わっていただき、また御意見等も賜りながら進めていくこととなりますので、本日現在、こういった定義だと明確に申し上げることはできませんが、一つの考え方の基礎は、そういったものであると御理解をいただきたいと思いますし、アーバンデザインセンターをはじめとした多様な主体の力を生かした、こうした公・民・学連携による取組を

推進することで、我がまちの価値や魅力を高め、まちがさらに成長することを目指してまいりたいと思っています。

○16番（はせべ豊子君） ありがとうございます。課題解決にとどまらずというところで、選ばれ、持続するまちを目指すといった視点、これからのこの国分寺市の将来において重要な方向性であると考えます。

また、種をまき、まちを育てるということは、まちを整備することにとどまらず、人や地域コミュニティを育てていく取組であると理解いたします。未来創造型のまちづくりは市民一人一人がまちづくりの主体として関わることによって実現するまちづくりと考えます。今後の展開を期待させていただきます。

続いて、7ページに示されています市民提案型事業で実施される地域と連携による地域活性化事業の市民、団体、企業の各ステークホルダーの連携による交流カフェの開催や、アーバンデザインセンターでの意見や提案など、どこまで市政に生かし、具体的に盛り込んでいくつもりがあるのかもお聞かせいただきたいと思います。

○市長（丸山哲平君） まず、交流カフェについてでございますが、交流カフェの参加者については、様々な地域のステークホルダーとして、学生や若者をはじめとする市民、市民活動団体や自治会・町内会等の団体、地域活性化包括連携協定を締結した事業者等を想定しておりまして、既に市内において活動していただいている様々な団体、また個人を有機的に結びつけ、そこから新たな取組ということが生まれることを期待した事業となります。

そして、アーバンデザインセンターをどの程度取り込んでいくか、生かしていくかというのは、先ほども答弁を前のところでさせていただいておりますが、今後、検討課題となってまいります。しかし、申し上げたとおり、国分寺市都市計画マスタープラン等々とも深く関わりますので、そういった位置づけも含めて、しっかりと参加をしていただく、そしてその上で取り込めるところをしっかりと取り込んでいく、こういったことを模索をしてみたいと思っています。

○16番（はせべ豊子君） ありがとうございます。地域活性化事業の交流カフェでは、本当に大勢の参加者で地域課題の取り組むことと、アーバンデザインセンターの役割について、ただいま御説明をいただきました。多様なステークホルダーが関わる仕組みを整えていくことになるかと理解して、期待しています。そこで出された意見や提案が、どのようなプロセスを経て市政に反映されるのかということが重要だとも思います。アーバンデザインセンターが市民の声を丁寧を受け止め、それを政策へつなぐハブとして機能することを強く期待いたします。よろしく願いいたします。

次に、2ページからの、「子どもを育み 学びがつながるまち」についてお伺いいたします。

子どもに関する施策について力を入れる政策との姿勢が、この間、読み取れます。市民のニーズが多様化する中、学校自体も従前の在り方では立ち行かなくなっている現実是否定できないと思います。不登校児童・生徒の増加は象徴的とも言えると思います。併せて、SNS、デジタルの発展とともに、被害者や加害者にもなり得るといった影響については懸念の声もあります。社会全体では子どもの自殺も深刻な状態です。施政方針では、教育、保育の質についての言及もありました。このような社会環境であるからこそ、子どもの人権を尊重、意見表明、最善の利益を大事にする「こどもまんなか社会」について、しっかりと押さえていくべきと考えます。その点について、御見解をお願いいたします。

○市長（丸山哲平君） 子どもの権利を尊重し、子どもの意見表明権と最善の利益を大切にすることもまんなか社会の実現は、市の責務であり、施政方針で述べた各事業は、こどもまんなか社会の実現に向けた

重要な一歩だと、このように考えております。

子どもの健やかな成長と権利の尊重を優先するとともに、子どもが主体的に参加し、意見を反映できるよう取り組んでまいりたいと思います。

また、全ての子育て家庭に寄り添い、切れ目のない包括的な支援を行うことで、子どもの育ちを地域全体で支えてまいりたいと思います。

こどもまんなか社会、しっかり前提として捉えながらやっていきたいと思います。

○16番（はせべ豊子君） ありがとうございます。子どもの権利は理念にとどまるものでなく、子どもの声をどのような仕組みで聴き、どのように施策へ反映させるのか、その積み重ねが重要であると考えます。市全体で、こどもまんなか社会を実践していくことを期待いたします。

では、次に、3ページの妊産婦補助についての質問をさせていただきます。

経済的に厳しい環境にある妊婦の負担軽減を図るため、初回の産科受診料の費用を助成するとありました。経済的に厳しい環境と述べられていますが、こういった表現を市が使ったことはあまりないのではないかと思います、驚いています。市として、こういった実態を具体的に把握し、この政策を打ち出すことにしたのでしょいか。背景や根拠についても詳しく御説明をお願いします。

○市長（丸山哲平君） あまり使ったことはないのかというのは、私も把握し切れていないんですけども、本件については、近年、事例は少ないものの、経済的理由から初回産科受診料の支払いが困難という御相談をいただいたり、また妊娠届の提出をされずに出産した事例があるということを踏まえ、住民税非課税世帯または生活保護受給世帯の妊婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、初回産科受診料の費用助成を開始することといたしました。

あわせて、妊娠届出時のゆりかご・こくぶんじ面接や出生時の産婦・新生児訪問などを実施する伴走型相談支援事業と一体的に実施することで、支援を必要とする方の状況を妊娠早期から継続的に把握し、必要な支援につなげてまいりたいと思っています。

○16番（はせべ豊子君） 経済的理由により初回産科受診料の支払いが困難であった相談事例や、妊娠届を提出せずに出産に至った事例があるとのこと、妊娠期の早い段階で必要な支援につなげることはとても重要で、本当にその事例を聞くと、つらい気持ちになってしまうところがあります。ですので、今後も実態の把握等を丁寧に行いながら、支援が必要な方に確実に届く制度として、また妊娠期からの継続的な支援につながる取組になることを期待して、お願いしたいと思います。

次に、親子ひろばについてです。

西部地区拠点親子ひろば事業が拡充され、充実してきていると評価しています。一方で、市全体の地域バランスを見たときに、親子ひろばは十分に設置されていない、言わば空白となっている地域があるようにも感じられます。

そこでお伺いします。今後、地域間でのバランスを踏まえ、親子ひろばの設置箇所を増やしていくというお考えについてはいかがでしょうか。

○市長（丸山哲平君） まず、親子ひろばについては市内の小学校区ごとに1か所ずつ設置をしており、現在、計12か所を整備しているところであります。

親子ひろばでは、親子で遊びと交流ができる場所と機会を提供しておりますが、この親子ひろば以外にも、児童館、プレイステーション、こくぶんじ青空ひろば、そして市内の子育て支援団体などによって、同様の取組が幅広く行われております。

現時点で親子ひろばの設置箇所を増やす考えはないですが、市内の子育て関連施設や子育て支援団体等との連携により、地域全体で子育て支援施策を推進してまいりたいと思います。

また、先ほど触れていただいた空白という認識も、どういった定義で、また人によっても受け止め方が異なるかと思いますが、でき得る限りいろいろな形を用いながら充実を図っていきたいということは考えていますので、今申し上げたとおり、様々な手法も組み合わせながら、今後考えていきたいと思っています。

○16番（はせべ豊子君） ありがとうございます。空白とお伝えさせていただいたのは、そういう市民の声があったというところでお伝えさせていただきました。そして、小学校区ごとに1か所以上整備しているということは理解をしております。また、児童館やプレイステーションと本当に連携していて、市全体で子育て支援を行っている点も承知しています。

一方、住宅が増えた地域で子育てをしている家庭のお声をお聞きしたり、利用状況や地域ニーズを丁寧に把握し、空白と感じられる地域が生じないようにしていただきたいと考えます。子育て世帯が身近な地域で安心して交流できる環境づくりを引き続き推進していただくことを要望いたします。

では、次に、4ページの待機児童対策についてお伺いします。

待機児童対策の一つとして、既存施設を活用した定員の弾力的受入れ枠の拡大と述べられています。弾力的運営ができる保育所は、もう既に実施していただいているのかとも認識を持っていましたが、拡充できるめどがどのくらいと見積もっているのか、お伺いいたします。

○市長（丸山哲平君） これまで本市では、保育所等の待機児童対策の一つとして、多くの認可保育所において、可能な範囲で弾力的な児童の受入れを実施してまいったところであります。本市の実施に当たっては、昨今の人材不足の状況下においても、市内事業者の方々の御理解と御協力により実現ができて、このことに感謝を申し上げたいと思います。

今回、待機児童解消に向けた取組を加速させるため、保育ニーズの高い1歳児及び2歳児について、職員体制等の確保ができる場合には、可能な限り弾力的な受入れを実施していただくよう、改めて認可保育所の運営事業者と協議・調整を行いました。これが既に実施しているという認識ということなんですけども、こういったものも状況は日々変化をしていますので、その上で、大変な状況ではありますが、改めてこちらからもお願いをさせていただき、あちらの中でもやりくりをしていただいて、そういった生き物のように日々変わる変化の中で受け入れていただいたということは御認識いただければと思っています。

その結果ですが、令和8年度は1歳児で36人、2歳児で30人の弾力的な児童の受入れを行う予定となります。令和7年度と比べると、1歳児は5人、2歳児は7人で、合計12人の受入れ拡大の見通しが立っている状況となりますので、今後も市としては各園の状況をしっかり見ながら、また寄り添いながらお話も聞き、そしてお願いすることもあるかと思いますが、今後もそういった関係を大事に進めてまいりたいと思います。

○16番（はせべ豊子君） ありがとうございます。今、まさに具体的な受入れ人数と拡大の見込みをお示しいただき、本当に変化する状況に対しても対応していただいていること、理解いたしました。

待機児童解消に向けた取組としましては、本当に事業者の協力の下、そして市の職員の方が協議・調整をしていただき、拡大していただいている点については、とても評価させていただいています。今後も保育ニーズの推移を丁寧に見ていただきながら、量と質の両面から待機児童対策を進めていただきたいことをお願いいたします。

次に、5ページの中学校の普通教室の確保についての質問を用意していましたが、先ほどの鳥居議員の

質問がありまして、それと重複する部分も多かったので、今回は取りやめたいと思います。

次に、6ページの不登校支援についての問題についてお聞きします。不登校支援について、昨年も要望させていただいた内容となります。

まず1つ目は、フリースクール補助金制度の構築についてです。

フリースクールの連携強化を述べられています。自分の子どもが不登校になった場合、勉強の遅れを心配することは当然あります。同じくらいに不安を抱かざるを得ないことは、社会との接点を失ってしまうことです。そうしたときに、子どもがフリースクールなら行ってもよいというような気持ちになってくれるのは、親としても一つの希望になるとも言えると思います。しかし、この物価高で、フリースクールの月謝が家計にのしかかってきていることは間違いないです。市独自のフリースクールの月謝補助金をつくり、不登校となっても学びを保障できる選択肢を増やしていただきたいと思っていますが、御見解はいかがでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） フリースクールの利用に係る保護者への助成につきましては、東京都のフリースクール等利用者支援事業により、利用料といたしまして、月額最大2万円の助成金を保護者に支給しているところでございます。

本市においては、認定NPO法人カタリバの伴走支援をいただきながら、フリースクールへの通室状況の把握や学校との連絡調整など、フリースクールとの連携強化を通じて、全ての子どもたちが自分らしく学べる環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

○16番（はせば豊子君） 東京都の助成制度があるということは、保護者の皆様にも周知していただいているかと思っております。また、フリースクールとの連携強化に取り組まれることも理解いたしています。

一つの問題として、不登校の子どもを抱える家庭にとって、フリースクールの利用料の負担は大きい問題です。東京都の補助金はありますが、実際の月謝との差額や交通費等の負担も含めると、まだまだ十分だと思いません。全ての子どもに学ぶ機会を保障するという観点から、経済状況によって選択肢が狭まることのないように、今後も支援についての検討をしていただきたいと思います。

では、次に、令和6年9月分より、子育て世帯の負担軽減を図るため、市立小・中学校の学校給食費の無償化を実施しています。また、アレルギー等のやむを得ない事情により、お弁当等を持参している児童・生徒の保護者に対して、給食代替費補助として、給食費相当分の費用を支給していることも理解しています。ですが、自宅やフリースクールなど、在籍する市立学校以外の場所でお弁当等を喫食している児童・生徒は対象外となっています。長期欠席や不登校の生徒に対しても学校給食費相当額の補助をする考えについてお伺いしたいと思います。

○教育長（古屋真宏君） 不登校状態にある児童への給食費相当額補助につきましては、国の学校給食費の抜本的な負担軽減において示されましたが、詳細が明らかにされていないため、直ちに実施することが困難な状況でございます。

また、これまでも答弁してまいりましたが、市の学校給食費補助につきましては、東京都公立学校給食費負担軽減事業のスキームにのっとって実施しているところであり、現在も不登校を対象とする変更は示されておりません。

本市では、不登校状態にある児童・生徒がサポート教室や保健室等で給食を食べている実態がありますので、このことについても周知に努めたいと考えておりますし、引き続き、都の対応状況を注視しつつ、他の自治体の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○16番（はせべ豊子君） 学校給食費無償化は子育て世代にとって大変な大きな支援であると思っております。不登校状態にある児童・生徒の中には、学校に登校すること自体が難しい子もいると思います。同じ市立の学校に在籍していながら、状況によって支援の対象から外れてしまうことは保護者にとっても大きな負担です。学びの保障と同時に子育て支援、また全ての人を大切にする国分寺市として、親の助けにつながるよう、他の自治体の情報収集をしっかりと行い、検討を進めていただけるよう、お願いしたいと思っております。

次に、「活気あふれる成長のまち」についてお伺いいたします。

7ページの「アニメのまち 国分寺」についてお伺いさせていただきます。

株式会社タツノコプロ等の協力を得て、アニメキャラの銅像を設置することとありますが、市内のあちこちに銅像を置いたからといって、それだけで関係人口や市民の愛着に直結するわけではないと思われます。「アニメのまち 国分寺」ということで進めていくことについては面白い、市民にとっても楽しい、本当に夢のあるようなことかと思っております。そういった中で、さらにそこから踏み込んだ仕組みづくりや関係者のさらなる協力、今持っている以上の資源の発掘も不可欠だと思っております。中途半端になるようなことにならないように進めていただきたいと思います。

今回はクラウドファンディングでとのことですが、例えば、鳥取県境港市のように人を呼べるレベルまでさらに進めていこうと思えば、お金もそれなりに使っていくことになると思いますが、「アニメのまち 国分寺」を実現していくために、どこまでのリソースを使っていくつもりなのか、目標も含めて、お考えをお伺いいたします。

○市長（丸山哲平君） まず、「アニメのまち 国分寺」の具体的な事業内容について御紹介をしますと、令和7年7月に締結した地域活性化包括連携協定に基づき、今後協議を進めるというところであります。

キャラクター銅像につきましては、連携の象徴的な存在として、人通りの多い場所に設置することで、本市と株式会社タツノコプロとの関係性を広く市内外に発信し、認知度の向上を図る上で大きな効果があると、このように考えています。

そして銅像の制作に当たっては、タツノコプロにクラウドファンディングのPRやデザイン監修等に御協力をいただく予定であります。

当然、タツノコプロ以外にも、本市には複数のアニメ関連事業者がいらっしゃいますので、潜在的な魅力ある資源の活用機会、これはさらに模索をしていきたいと思っております。

大切なことは、ただ単に協力を求める、上からいくものではなくて、こういったものは相手の協力があって、双方において、しっかり利害というものを確認をした上で、丁寧に進めるべきものでありますので、そういったところの信頼関係をつくるということは私は非常に重要だと思っております。

そして、魅力についても冒頭でお話がありましたが、私も当然、銅像を置くこと自体を目的にはしておりません。国分寺市において、挨拶等、いろいろな場所でも触れているんですが、本当に我がまちには、歴史的なところから、また宇宙開発、新幹線技術の発祥の地であったり、また、こくベジ等をはじめ、本当に魅力的な資源というものがあり、それに携わる方々が頑張って取り組んでいらっしゃいます。

一方で、それぞれの魅力というものが本当に全てつながっているのかという点においては、まだまだこれから伸びる余地があるであろうと。その結節点としてアニメ、特に広く愛される、こういったキャラクターというものの力を借りることで、それぞれの魅力をさらに深め、そして新たな魅力に気づいていただくきっかけになると考え、今回の取組も進めていきたいと思っております。

議員からは鳥取県境港市の事例もありました。私としても当然、そういったものも念頭に置きながら、どこまでやるのかということも含め、これから考えてまいりたいと思いますが、一方で財源もかかる。先ほども申し上げたとおり、相手方の御協力、信頼関係の構築ということもあります。こういったものは、順次また議会の皆様にも触れていきたいと思ひますし、少なくとも本件については、私自身、直接、先方のほうにお伺いをする、また打合せの機会を持たせていただく等、積極的に取り組んでいますので、しっかり礼節を尽くしながら、相手からの信頼というものを勝ち得て、そしてお互いにとっていい形でのコラボレーションというもの、そして、ひいては国分寺市の魅力というものの増進をしっかりと図っていきたいと思ひています。

○16番（はせべ豊子君） ありがとうございます。本当に市長自ら動いていただいて、信頼関係を築いていただいて、実践につなげていただけたということ、ありがとうございます。今後ですけれども、段階的な目標も明確に示していただいて、行政としてどこまでやるのか、市民にも共有しながら進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次に、8ページのスポーツ環境整備についてお尋ねします。

スポーツ環境整備については、プールやテニスコートへの言及はありますが、大きな問題となっている戸倉グラウンドの代替地については触れられておりません。既に関係スポーツ団体の活動の縮小が起り始めている中、頑張って活動を続けていくための希望が持てる方向性を早期に示していただきたいと思ひます。以前から出されている旧西東京警察病院跡地の活用については、東京都とどのような協議、交渉が現在行われているのか、予定も含めて教えていただきたいと思ひます。

また、現実的な問題として、市の財政的な整備の可能性のあるのかもお尋ねします。

○市長（丸山哲平君） 令和7年12月末に旧戸倉野球場の暫定開放が終了いたしました。議員も御案内のとおり、本場所については使用貸借で、地権者の方の御理解の下、これまで使わせていただいていた場所でありまして、そういった協議の中で、今回終了と至ったということ、まずこの点は改めて確認をさせていただきたいと思ひます。

その上で、令和8年度開催の少年野球やソフトボールなどの市民スポーツ大会につきましては、各連盟の皆様とも協議をし、大会の準決勝以上の開催場所として、各学校へ御理解と御協力をいただきながら、市内中学校の校庭を利用させていただくなど予定しておりまして、影響をでき得る限り最小限にする取組、努力というものも現状続けているところであります。

また、令和8年1月中旬に開催した各連盟間で施設利用を調整する会議では、皆様方の御協力により、令和8年度における施設利用の調整が整ったところであります。

御質問のあった旧西東京警察病院跡地の利活用につきましては、令和7年10月に実施した東京都知事との意見交換において、私から野球場を含めた屋外体育施設の整備を要望させていただき、東京都から様々な観点から検討していくという回答をいただいているところであります。

本件につきましては、これからもこれを軸に、東京都に対しては要望を継続してまいりたいと思ひています。

また、財政的なところでお話がありましたが、そもそもの場所を含めて、非常にいろいろなものが複雑に絡み合っているテーマでありますので、本日、この場において明確な御答弁は差し控えたいと思ひますが、スポーツ環境の整備は市民ニーズも高く、またこれからの健康施策といった面から考えても大切なテーマであるという認識は持っておりますので、私としては、これはしっかりと模索していききたいと思ひて

います。

○16番（はせべ豊子君） ありがとうございます。各連盟との協議というのは、きちんと市側で行っているということで理解させていただいています。本当に丁寧な対応をしていただけるからこそ、令和8年度の実施がスムーズにいくものと思っています。

そしてまた、東京都における状況についても御説明いただきました。具体的に東京都のところは見えてこない部分はもちろんあるかと思います。大変厳しい課題であることは承知しておりますけれども、スポーツ活動の継続は子どもたちや地域市民にとって重要な問題です。そういった認識も持っておられるということも承知しました。東京都との協議を、ぜひ一步でも前に進めていただけることを強く求めていきたいと思っています。ありがとうございます。

では、次に、8ページの地場企業の状況確認についてお伺いしたいと思います。

物価高騰の影響を受ける市内事業者の支援として商品券の発行を述べられていますが、物価高の中で、市内の事業者はどのような状況であるのか、そもそも売上げが減っているのか、売上げは減っていないけれども原材料費が上がっているのか利益を確保できない状況であるのか、市が把握している市内事業者の状況を御説明いただきたいと思います。

また、そのことで、今回1人6,000円の商品券の事業を行いますけれども、その消費拡大がどのような効果が発揮できるのかも確認させていただきたいと思っています。

○市長（丸山哲平君） まず、御質問の市内事業者の皆様の状況についてでございますが、当然のことながら多種多様な業種がいらっしゃるということでありますので、一概に数値として、また一概に傾向として述べることは困難ではありますが、近年の物価高、また人件費の上昇、価格転嫁の難しさなど、そういったお声は市の担当のほうにも届いているところであります。今後も引き続き動向については注視をし、必要な支援、各分野において施策を進めてまいりたいと思っています。

そして、1人6,000円の商品券、二次元コード付きカード型商品券事業についてでございますが、前回の実施時に、これはふだん購入しないものを購入した、ふだん行けない飲食店で利用したなどのお声をいただいたものであり、まず消費の拡大に効果があったと、このようにも前回のところでも認識をしているところであります。今回においては、それを3,000円から6,000円に増額をするということであります。さらに言えば、ほか自治体においても、この物価高騰対策においては昨年末からいろいろと施策が表明されていますが、当市の特徴としては、あくまで市内店舗での使用に限定をするというところ。他市においては、現金であったり、また地域外でも使用可能な商品券等を配布されている事例があることから比較をいたしますと、当市においては、この6,000円の商品券は使っていただいた分は全て市内における消費になりますので、消費拡大という意味では大きな効果があると、このように認識をしています。

また、今後その分析、どういった店舗で使っていただいたのか、傾向については、またデータも取れるものについては、しっかり取って、分析を行っていきたいと思っています。

○16番（はせべ豊子君） ありがとうございます。市内での消費で経済効果が見込まれているとの御説明はよく分かりました。また今後、適切な場での分析等の御報告もいただけるということで、また、その場でお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、「自分らしくいきいき暮らせるまち」についてお伺いいたします。10ページの平和事業の意識醸成についてです。

この事業に関する考え方には全くもってそのとおりだと思っています。併せて、平和を尊重するには、

地に足をつけた取組として、「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」を有する自治体として、ジェンダー平等はもとより、外国人、多文化共生も必須のテーマと考えますが、言及はないところです。その点についての御見解はいかがでしょうか。

○市長（丸山哲平君） 平和を享受し、保たれている環境、土壌があるからこそ、「国分寺市すべての人を大切にするまち宣言」でうたっている、全ての人が個人として尊重され、多様な生き方を相互に認め合える共生社会の実現に取組が進められていると認識しておりまして、当然、今御指摘の部分については、それを前提として大切なものと考え、私も認識しているところであります。

また、議員から御指摘の各事業につきましても、宣言の目的を具体化する上で大切な視点だと思っております。これまでも地に足をつけた事業というものをしっかり行ってまいりました。私自身も平和首長会議等をはじめ、また国分寺市の平和事業、様々なところに積極的に参加をして、まさに地に足をつけた取組ということは、これまでも続けてまいりましたし、今後も同様でありますので、これからもしっかりと事業目的にかなう取組を適切に進めてまいります。

○16番（はせべ豊子君） ありがとうございます。今後もしっかりと取り組むということのお話でしたので、ぜひよろしくお願いいたします。

次の質問です。これは第3回定例会の所信表明の質問でもやり取りさせていただきました、男性HPVワクチン接種事業開始の契機に伴い、包括的性教育についての質問をさせていただいています。

これまでも包括的性教育について一般質問でやり取りもさせていただいていることもありますけれども、学校では学習指導要領に示された内容を基に性教育について行くと答弁をされていました。予防接種事業の小学6年生から高校1年生相当の年齢までの対象の男性のHPVワクチン接種を開始する上で、包括的な性教育について、取組をもう一度お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長（古屋真宏君） 議員からお話があったように、各学校では学習指導要領に示されました内容に基づき、文部科学省の生命（いのち）の安全教育の手引や東京都教育委員会の性教育の手引などを活用しながら、性感染症の感染経路や予防法について理解を深められるよう、性教育について適正に指導しておりますし、今後もそのような形で進めさせていただきたいと考えております。

現在、国では中央教育審議会が設置しております部会において、次期学習指導要領について検討が行われており、いわゆる包括的性教育も含めた性教育の扱いについても、検討状況や動向を注視しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○16番（はせべ豊子君） 中教審のお話がありましたけれども、事実上ネックになっている、いわゆる歯止め規定により、学校現場での指導が萎縮する結果にならないよう期待したいと思います。

この包括的性教育は、かなり広い分野の学びでもあります。学校教育だけではなく、学校教育では学んでこなかった保護者や地域市民の方への人権教育としても、社会教育の分野での取組を進めていただきたいことを期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、障害者差別解消の推進についてお伺いいたします。

障害者差別解消支援地域協議会の設置は評価と期待をするところがあります。また、全貌については今後見えてくるかとは思いますが、具体的な取組についてお伺いいたします。

○市長（丸山哲平君） 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、行政機関や事業者へ、障害のある人に対する合理的配慮を義務づけておりまして、双方の建設的対話を通して、共に解決策を検討していくことを求めています。

協議会においては、日常生活の中で、障害者にとって社会的障壁となる事象を場面ごとに検討するプロセスを積み重ねるとともに、好事例の共有、障害特性、障害者への理解促進の普及啓発などを通じて、共生社会の実現に向けた取組を進める予定となっています。

○16番（はせべ豊子君） ありがとうございます。現在実施されている国分寺市障害者地域自立支援協議会において、当事者の参加もされています。ぜひ、協議会の設置により、国分寺市ならではの取組となるよう、障害者理解が進み、差別解消となるように進めていただくことを期待していますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、次にPFAS、有機フッ素化合物の問題についてお伺いしたいと思います。

最近の報道として、広島県東広島市の米軍川上弾薬庫周辺の住民から、米国学術機関が定める指標の20ナノグラムパーミリリットルの110倍を超える極めて高いPFAS血中濃度が検出され、市民の不安が広がっていると大きく報じられました。また、石川県白山市の化学メーカー工場でも濃度が高いPFASが検出されたとの報道もありました。丸山市長となっても、PFAS、有機フッ素化合物の問題について課題であると述べていただいていますけれども、施政方針でも触れられていません。市民の不安を払拭や健康を守る取組としての観点から、国や東京都の広域的な動きを加速させるためにも、この問題についての御見解をお聞きしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 見解とのことですが、有機フッ素化合物に係る問題につきましては、従前から申し上げているとおり、課題として認識をしております、市の取り組む姿勢はこれまで同様に、しっかりと進めてまいりたいと思っております。

今後も引き続き、市で管理しているむかしの井戸における有機フッ素化合物の調査を実施するとともに、多摩26市で構成する東京都市環境・公害事務連絡協議会を通じて、国や東京都に対し、この問題の原因究明や対策について要望してまいります。

○16番（はせべ豊子君） 市民の命と健康に関わる問題であるとの認識の下、課題として受け止めていただいていることは承知をしていますけれども、市として取り得る対応を一步踏み込んで示していただくことを強く求めて、今後も行きたいと思います。

では、次に、「安全・安心で快適なまち」についてお伺いいたします。

自治会についての内容です。

自治会・町内会の加入率や課題については、市長も議員時代から取り上げていらっしゃっていたと思います。地域活動や防災の基盤となる地域コミュニティの維持・発展に向けて、行政側が積極的に手を差し伸べていくことが求められていると考えます。特に若い世代へのアプローチに向けた自治会のデジタル化の推進に対する物心両面での支援、それを導入、達成するまでのサポートを自治会の外部からの提起としていくことが必要と思われます。自主的に任せという方針では、体制の高齢化の中、現状以上の取組は難しいものが実態であると思います。市としての早期の取組を求めたいと思いますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

○市長（丸山哲平君） 自治会・町内会の課題につきましては、担い手不足、デジタル活用、イベント等での運営者不足など、各団体により様々な課題を抱えている状況にあります。

自治会・町内会への支援につきましては、おっしゃっていただいたとおり、これまでどおりのみの事業では足りていないという認識において、令和7年度より新たに開始した困り事を持つ自治会・町内会の課題解決に向けた東京都から紹介のあったデジタル活用、担い手づくり、多文化共生の3分野の専門コンサ

ルタントの派遣事業、また経験や得意なことを生かして地域の役に立ちたい腕利きの市民の方をインターネット上でつなげる、まちの腕きき掲示板事業等、利用促進に努めて、解消に臨んでまいりたいと思っています。

○16番（はせべ豊子君） ありがとうございます。市として、今後もより自治会・町内会の皆様の御意見もお聞きしていただきながら、取組を早期に進めていただきたいことをお願いしていきたいと思います。

では、次に、「未来につながる持続可能なまち」についてお伺いするところでありますけれども、先ほど旧庁舎用地の活用事業についてお伺いする予定でありましたけれども、時間の関係で、また適切なところでお伺いしたいと思いますので、ここは飛ばしたいと思います。

次に、人材育成について質問をさせていただきます。

民間企業との人事交流については、新たな視点としての取組として評価しています。現時点での具体策はどのようなになっているのか、お聞かせください。

○市長（丸山哲平君） 先ほども答弁させていただきましたが、現段階での人事交流の方策につきましては、様々な社会課題をDX分野の技術力を活用し、解決に導く力をお持ちの事業者と交流をさせていただく、こういった内容となっています。

今回の人事交流において派遣する職員には、民間企業のスピード感や課題解決手法などを経験してもらい、市に帰任した際には、派遣期間中に得た知識や経験等を市の業務へ生かしてもらいたいと、このように考えておりますので、成長する組織、成長する職員づくりに邁進してまいりたいと思っています。

○16番（はせべ豊子君） ありがとうございます。単なる経験に終わらせることなく、これはそのとおりでと思いますけれども、組織全体の改革につなげるためには、得た知識や経験等をしっかりと市の業務に生かしていく成果の共有や仕組みづくりが大切だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、最後の質問をさせていただきます。財政についてお伺いします。

最後、23ページに示されていますが、ほぼ前市長の施政方針と同様に、一般会計の予算規模、特別会計、市税収入の要因と数字は異なりますが、同様な記載であると思われます。10月1日に示された予算編成方針においても、「将来の財政需要を見据えた中長期的な「経営」の視点に立った財政運営が必須であり、不断の行政改革による効果的・効率的な事務執行の徹底に加え、時代の変遷とともに、当初の目的に沿わなくなった事業の統合・縮小・撤回を進めることで、限りある行政資源の有効活用を図り、将来を見据えた健全で柔軟性がある行政運営に取り組み、強固な財政基盤を堅持していく必要がある」とありました。であるならば、丸山市長独自の視点、例えば、基金等目標値など、従前の施政方針に挙げていない考え方が示されてもよかったのではないかと思います。経営のワードとも連動するものではないでしょうか。お考えを、最後、お聞きしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 私も着任して7か月でございますので、当然、着任以来、市の中において、様々なメッセージを発して、仕事の在り方、進め方、業務改善、様々な場面で職員に対しても促し、そのスピード感というものの向上、これは一定図れていると、このように思っています。

一方で、基金等につきましては、既に指示は下しているところでありますが、中長期において、当市の財政状況であったり、今後の在り方そのものを、ある意味で規定する部分もありますので、この策定に当たっては、来年度のところで、財政法務部を設立をするということでもありますので、そういった専門部署でしっかりと調査も行いながら、今、非常にキャッシュフローの観点でも、これからしっかりリジットに見ていかなければいけない、こうした時代に入っていますので、そういった状況というものを含めて、し

かるべきタイミングで皆様にはお示しをしていきたいと思っています。

決して何もやっていないということではなく、むしろ日々しっかりやりながら、これがお出しできるところまで今練り上げているというところでありますので、その点は御理解をいただきたいと思っておりますし、私自身は積極的にやるべき仕事はやっていく。公約の実現においても、皆様とお約束した各種事業、しっかりと積極的な姿勢で進めていく、その上で、将来に対して責任ある財政というものを、私のみならず、次の世代にもしっかりとつないでいく、このことを念頭に、これからも仕事をしていきたいと思っておりますので、また提示をした際には、様々に御議論を頂戴できればと、このように思っています。

○16番（はせべ豊子君） ありがとうございます。市長は就任早々から本当にいろいろ市内公共施設の様々なトラブルにも対応して、本当に判断が迫られたときに速やかに対応していただいていると認識しています。今後もいろんな判断が求められる場面が少なくないと考えますので、その際にも客観的な視点を持ち、これまで市として大事にしてきた様々な条例や仕組みなどはもとより、他者、市民との対話を大事にして、信頼ある市政運営に努めていただくことを要望して、令和8年度、期待しておりますので、どうぞよろしくお願いします。

これで代表質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、立憲・市民フォーラムの代表質問を終わります。

この際、午後1時まで休憩といたします。

午前11時35分休憩

午後1時00分再開

○議長（尾沢しゅう君） 会議を再開いたします。



○議長（尾沢しゅう君） 午前に引き続き、代表質問を行います。

公明党を代表いたしまして、はぎの議員。

（19番 はぎの英輔君登壇）

○19番（はぎの英輔君） 公明党のはぎの英輔でございます。代表質問に先立ちまして、丸山市長が御就任以来、この約7か月間、市民の皆様との約束である公約の実現、そして山積する市政課題に対して、昨年7月の所信表明から、極めて高い熱量とスピード感を持って邁進されてきたことに対しまして、深く敬意を表するものであります。特に市民の命と暮らしに直結する施策をためらうことなく迅速に実行され、移されてきた、その決断力は高く評価するところであります。

また、このたびの施政方針におきましても、その勢いを止めることなく、さらに加速をさせ、本市の未来を切り開く強い御決意も随所を感じるところでございます。我々公明党も現場第一主義で、市民の皆様の切実なお声を集約をし、多様化しているニーズに的確にお応えしていくべく、市長が掲げられた、「みんなが喜びを持つ前向きなまち国分寺」の実現に向けて、力強く後押しをしていく決意であることを申し上げまして、質問に入らせていただきます。午前中の鳥居議員とはせべ議員と質問がかぶるところがあるかと思いますが、あえて触れさせていただくところもございまして、御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、第2次国分寺市総合ビジョンに掲げる5つの分野別の都市像ごとに質問をさせていただきます。

まずは、「子ども育み 学びがつながるまち（子ども・学び）」からであります。

10月からの健康診査事業についてであります。出産後間もない時期の母親と生後1か月児を対象とした本事業は、産後うつ予防や孤立防止に極めて重要であります。実施に当たり、産後ケア事業との円滑な連携をどのように図るのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） よろしくお願いいたします。

健康診査事業につきましては、令和8年10月から東京都の全ての市区町村において、産婦健康診査及び1か月児健康診査が都内共通の受診票を使う方式で開始されます。産婦健康診査では、受診先の医療機関や助産所が、診察や聞き取りにより産婦の状況を把握し、産後うつや育児困難の有無を確認します。その結果、支援が必要と判断された場合は、受診先から市に連絡をいただくことになっており、市においても健診結果を確認し、支援が必要な方を把握いたします。これにより、産後間もない時期から必要な支援を開始することができるようになります。

併せて、産後ケア事業についても必要に応じて案内し、産後ケア事業者と連携した支援を行ってまいります。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。産後ケアの充実による母子の安全確保について、市の前向きな姿勢を確認させていただきました。ぜひともよろしくお願い申し上げます。

続いて、子どもの健やかな成長と豊かな感性を育むための取組についてお伺いしたいと思います。

ブックスタート事業についてです。

親子ひろばでの読み聞かせ体験と絵本の贈呈は、親子の絆と地域のコミュニティとの接点を深めるものであります。本事業の周知と親子ひろばの利用促進策について、見解をお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） ブックスタート事業につきましては、対象となるゼロ歳児の保護者に対し、3～4か月児健康診査の案内等に絵本の引換券付きのチラシを同封いたします。また、市のホームページや、ぶんじ子育てナビなどの子育て家庭が目にしやすい媒体を活用し、広く周知を行ってまいります。

親子ひろばの利用促進につきましては、まずは読み聞かせ体験を受けていただき、事業の存在や雰囲気、スタッフを実際に知っていただき、継続的な利用や地域とつながるきっかけとなるよう実施してまいります。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。ありがとうございます。地域と親子がつながるきっかけづくりとして、大変期待が膨らむ事業であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、共働き世帯等の増加に伴いまして、喫緊の課題となっております放課後の居場所づくりについてお聞きしたいというふうに思います。

学童保育所の整備推進についてであります。学童保育の質の向上と、児童が安全・安心に過ごせる環境整備は重要でございます。令和8年2月17日に行われました国分寺市定例記者会見の資料において、民設学童保育所2施設が令和9年4月1日開所の予定と記載がございました。この点、詳細をお伺いしたいというふうに思います。

○市長（丸山哲平君） 学童保育所の整備につきましては、公設学童保育所の狭隘状況の解消、児童の安全・安心な放課後の居場所を確保するため、計画的に進めてまいります。

具体的には、国分寺市子ども若者・子育ていきいき計画において、令和9年4月の開所を目指して、2施設の民設民営学童保育所を整備することとしており、整備に関する予算を計上しております。整備に当たっては、小学校区ごとの人口の変化や学童保育所の利用ニーズ等の分析を行った上で、募集学区を選

定し、事業者の公募を行ってまいりますので、また詳細が決まり次第、御報告をさせていただきます。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。分かりました。民間活力を導入した計画的な整備を、ぜひお願いしたいと思います。

一方、放課後だけではなく、登校前の時間帯における保護者の負担軽減も小1の壁打破には不可欠であります。次の質問になります。朝の居場所事業についてです。

小1の壁解消に向けた試行実施は保護者の就労支援として大変重要であります。昨年の第3回定例会の木島議員が行いました所信表明に対する代表質問において、公明党会派として、朝の子ども居場所事業に取り組む三鷹市を視察させていただき、その意義や重要性をお伝えさせていただきました。このように、スピード感を持って進めていただけることを高く評価いたします。つきましては、実施場所の確保や安全管理の体制についてお伺いしたいというふうに思います。

○市長（丸山哲平君） 本事業につきましては、貴会派より情報の御提供、また御要望もいただいております。かつ私も公約に掲げている政策として、今回、試行実施の判断をさせていただきました。

朝の居場所事業につきましては、保育園の朝の開始時刻と小学校の登校時刻が異なることなどに起因する、いわゆる小1の壁の解消を目指し、令和8年度から、第一小学校及び第二小学校において試行実施いたします。実施場所は、第一小学校は学校施設内、第二小学校は近隣施設である光公民館待合スペースとなります。実施時間は7時半から8時15分までとし、スクールゾーン開始前に児童が自宅を出発する可能性があること、また、児童が実施場所以外の場所に向かってしまうことを防止するなどの観点から、保護者の方の付添いを必須とする予定でございます。始業までの時間は、シルバー人材センター職員の見守りの下、読書や折り紙などをして安全に過ごしていただきます。

なお、児童の体調不良やけが、災害等が発生した際には、マニュアルに基づき対応することとし、所管課や学校と連携しながら、児童の安全確保に努めたいと思います。

先ほど御紹介いただきましたが、三鷹市の事例等、今、先行市もありますし、その一方で開始をしたところでは、それぞれ課題もあると、このようにも伺っているところで、まず今回は試行実施という形で進めさせていただき、そういった事例、また課題等の検証を進めながら、今後についても検討を進めたいと思っております。

○19番（はぎの英輔君） 詳細をありがとうございます。様々な課題に対しても先行事例等も研究していただいているということで、大変安心をするところであります。どうぞ引き続きよろしくお願いを申し上げます。

また、本事業は多摩地域においても注目の事業でありますので、安全管理の面の徹底を改めて強く求めてまいりたいというふうに思います。

子どもたちの安全確保は、登校時のみならず、学校生活全般において最優先されるべき事項であります。防犯対策の強化についてもお伺いしたいというふうに思います。学校防犯対策、電子開閉錠、カメラ付きインターホンについてであります。

全小・中学校への設置により、不審者侵入等のリスク低減が期待をされます。設置後の運用ルールや教職員の負担軽減との両立について、見解をお伺いしたいというふうに思います。

○教育長（古屋真宏君） 学校における防犯対策の強化につきましては、令和8年度に来校者用の通用口に電子開閉錠とカメラ付きインターホンを設置いたします。これによりまして、来校者が校内に入る際には、学校の事務職員等がカメラ付きインターホンを使用し、相手方の確認を行った上で、通用口を開錠す

ることになりますが、このことについて、大きな負担は生じないものと考えております。

また、機器の設置とともに、各校の学校危機管理マニュアルに基づく各種の訓練なども、引き続き計画的に実施していくことで、学校内において、さらなる防犯対策の強化が図れると考えております。

機器設置後の運用に当たりましては、教育委員会と各学校が十分な事前調整を図り、安全・確実な防犯対策を行ってまいります。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。承知いたしました。最新機器の導入とマニュアル遵守により、死角のない防犯体制を期待しております。

続きまして、生徒の健康な体づくりを支える中学校給食の新たな展開について確認をさせていただきたいと思います。中学校給食の保温食缶方式であります。

市長公約に基づき開始される本事業であります。生徒の食育と健康増進に資するものであります。配送の安全性、温度管理及びアレルギー対応について確認をさせてください。

○教育長（古屋真宏君） 中学校給食につきましては、事業者が調理場から各中学校に配送し、各教室前まで配食を行います。事業者からは配送におけるサポート体制や、各学校の状況に応じた配膳員の配置案等の提案があることから、十分な安全性を担保しているものと考えているところでございます。

温度管理につきましては、国が定める学校給食衛生管理基準及び大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守いたしまして、加熱調理後の保温食缶は、提供時まで65度以上で保温して提供することとなっております。また、アレルギー対応につきましては、事業者がこれまでに受託した多摩地区の中学校給食や小学校、幼稚園、保育園での対応水準にかなうものとなっているところでございます。

昨日も子どもたちを対象に試食会を実施いたしまして、大変好評であったというふうに担当から伺っておるところでございます。子どもたちの期待に応えられるよう、安全・安心で、おいしい給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。公明党会派としても要望させていただいておりましたが、保温食缶方式による中学校給食を大変高く評価いたします。衛生管理とアレルギー対応を前提とした、温かく、おいしい給食の提供を大いに期待をしております。

続きまして、学校生活の貴重な思い出となります学校行事における経済的負担の軽減策について伺いたします。

移動教室、修学旅行の負担軽減についてであります。昨年の第3回定例会の木島議員が行いました代表質問でも求めておりますけれども、このように実施されることを高く評価させていただきます。

昨今の経済状況を鑑み、補助金増額を決定した意義を再確認させていただくとともに、今後も経済的理由で参加を断念する生徒が皆無となるよう、単価の適正化を引き続き求めてまいりたいと思います。その点につきまして、見解をお伺いしたいと思います。

○教育長（古屋真宏君） 移動教室、修学旅行につきましては、昨今の物価高騰の状況下にあっても、教育的意義の高い学習活動であることや、また長年にわたりまして補助金の見直しが行われなかったことを踏まえ、保護者の負担軽減を図るために、補助額を見直すものとなります。

今後につきましては、社会経済状況の変動を注視しつつ、全ての児童・生徒が安心して参加できる環境の確保に取り組んでまいります。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。全ての生徒が等しく学習機会を享受できる環境整備を評価いたします。さらに多様化する子どもの状況に応じて、不登校傾向にある児童・生徒への個別支援に

についても強化が求められるところであります。

不登校支援に関する連携協定、こちらについて質問させていただきます。

認定NPO法人カタリバ等の専門組織との連携によりまして、フリースクールとの連携強化など、全ての子どもが自分らしく学べる環境をどのように整えるのか、お伺いしたいと思います。

○教育長（古屋真宏君） 不登校対策につきましては、不登校児童・生徒数が増加傾向にある中、全ての子どもたちが自分らしく成長できる環境を整えることは極めて大切であると考えております。子どもたち一人一人の状況が異なることから、これまで、サポート教室やトライルームの校内外の体制整備、不登校巡回指導教員の配置など、様々な不登校対策に取り組んでまいりました。これらに加え、一人一人の学びの場や居場所のより一層の確保の観点から、認定NPO法人カタリバによる伴走支援を受けながら、フリースクール等との連携強化に向けた取組を進めております。

今後も学校と関係機関のつながりを充実させ、全ての子どもたちが自分らしく学べる環境を整えてまいりたいと考えております。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。専門組織との連携による伴走支援の充実に期待を寄せております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ここからは視点を変えまして、本市の魅力を高め、地域活性化につなげる施策についてお聞きしたいと思います。「活気あふれる成長のまち（歴史・文化・地域づくり）」の分野についてからです。

アニメキャラクター銅像の設置についてになります。クラウドファンディングの活用は、ファンの参画を促す優れた手法であります。設置を機に、回遊性を高めるアニメのまちのブランド化をどのように進めるのか、見解をお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 制作する銅像につきましては、株式会社タツノコプロのアニメ作品である「みなしごハッチ」をモデルにすることを計画しております。

今後、さらに銅像を市内に配置していくことについては、著作権を持っているタツノコプロとの協議が必要でありますので、丁寧に進めていきたいと、このように思っております。

なお、この事業を拡充していく際には、本市の魅力資源をつなぐ存在として、タツノコプロのキャラクターを活用するという視点が非常に重要になってくると思っております。市内には、史跡、自然、新幹線、ペンシルロケットなど、多くの魅力的な資源がございますが、これらの資源を点から線へ、そして面へとつなげていくことが必要であると考えております。このため、タツノコプロのアニメキャラクターをそれぞれの資源と組み合わせることで、キャラクター巡りを楽しんでいただきながら、本市の魅力に気づくきっかけ、こうした取組もこれから検討してまいりたいと思っております。

タツノコプロとは、令和7年度に地域活性化包括連携協定を締結しましたので、観光分野を含む地域課題の解決に向けて連携し、市民や市外の方に広く訴求させながら、「アニメのまち 国分寺」のブランディングに積極的に取り組んでまいります。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。本市の魅力資源の組合せについてのお話もたいただきありがとうございましたけれども、ぜひとも積極的に進めていただきたいようお願い申し上げます。キャラクターを活用した面でのブランディングによるにぎわい創出に大変に期待をするところであります。

併せて、活気あるまちには安心感も不可欠でございます。商店街を連携した防犯施策についてお伺いをいたします。

（仮称）防犯かけこみ110番のお店事業についてであります。商工会との連携により、商店会が地域の

見守り拠点となる意義は大変に大きく、にぎわい創出と安全確保の両立をどのように図るのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） おっしゃっていただいたとおり、にぎわい創出と安全確保の両立、これが大変重要であるという考え方に基きまして、今回、（仮称）防犯かけこみ110番のお店事業を行います。

本事業は視認性の高いのぼりやポスターを協力店に提示することとしており、商店会全体で防犯に取り組んでいることが周囲に伝わることで、犯罪の抑止力につながるものと期待をしております。

また、本事業が店舗に対するイメージや認知度の向上、これに期することも目的の一つとしておりまして、地域において多角的な効果を生み出すことで、まちのにぎわいの創出の効果もあると期待をしております。

今後につきましても、様々な事業を通じて、国分寺市商工会をはじめ、地域商店の方々と連携をしながら、地域経済の活性化、安全・安心に国分寺市でお買物や食事を楽しんでいただける環境構築を目指してまいります。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。地域の見守り拠点の増加がまちの魅力向上につながることを期待をしております。

続きまして、市民が自分らしく健康に暮らせる社会の実現に向け、予防接種の拡充についてお尋ねをいたします。「自分らしくいきいき暮らせるまち（共生社会・健康・福祉）」の分野からになります。

まずは、男性HPVワクチン任意接種についてであります。

これまで久保議員が一般質問でも何度も取り上げまして、公明党会派としても強く要望してきた本事業の開始であります。特例措置といたしまして、令和9年度までの2年間は高校2年生から大学4年生相当年齢までを対象として実施されることを高く評価をさせていただきます。肛門がん、中咽頭がんなど、HPV関連がん予防の正確な知識啓発が重要と考えます。対象者と保護者への周知徹底も、ぜひともお願いしたいというふうに思いますが、この点につきまして、見解をお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 本事業につきましても、貴会派より従前より御要望いただいていた、また私のほうでも公約として掲げさせていただいた事業となります。

男性HPVワクチン任意接種事業につきましては、女性の定期接種と同様に、事業の対象者を小学6年生から高校1年生相当年齢までの男性としておりますが、今回、新たに事業を開始するに当たり、経過措置として、学生年齢相当まで対象年齢を幅広く設定し、できる限り多くの方々に接種を受けていただく機会を創出したいと考え、このような事業内容となっております。

ワクチンの接種回数は2回または3回になりますが、1回当たり2,500円を負担いただき、接種を受けていただくことができます。

本件につきましては、専門家である国分寺市医師会とも事前に、当然、今もしっかりと協議を進めながら、安全・安心に進められること、まずこれをしっかり進めていきたいと思っておりますし、また、この事業開始に当たっては、議員御指摘のとおり、ワクチンの効果や副反応等も含め、正確な知識の啓発、こちらが重要でありますので、必要な情報をしっかり周知をして、御自身の判断において接種を決めていただく、このことで進めていきたいと思っております。

あわせて、こちらも御要望いただいておりますが、带状疱疹ワクチンの任意接種、こちらも継続をさせていただきます。

中身につきましては、同様に、専門的な知見についての御協力をいただきながら、しっかりとした周知

の下、安全な事業運営を進めていきたいと思っております。

○19番（はぎの英輔君） 詳細な御説明、感謝申し上げます。ありがとうございます。性別を問わず、正確な知識が浸透して、健康が守られる体制を望みたいというふうに思います。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、共生社会の実現には、障害の有無にかかわらず、相互に理解を深める仕組みが重要であります。障害者差別解消支援地域協議会についてになります。

合理的配慮の事例共有と発信を通じ、障害の有無にかかわらず、共生できる社会の実現をどう加速させていくのか、この点について、見解をお伺いしたいというふうに思います。

○市長（丸山哲平君） 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律においては、行政機関や事業者に対して障害のある方への合理的配慮を義務づけており、障害のある方の申出に直ちに対応することが難しい場合であっても、それぞれの背景や意見を伝え、実現可能な対応策を一緒になって考えていくことが重要であると考えております。

令和8年度から設置する障害者差別解消支援地域協議会で好事例の共有、紛争の解決に向けた体制の検討、障害特性、障害者への理解促進の普及啓発などを進め、発信することで、市、市民、事業者が法の趣旨を理解し、障害の有無にかかわらない、全ての人の尊厳が尊重される共生社会の実現に向けた取組の推進につながるものと、このように考えています。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。ありがとうございます。

ただいま御答弁にもございましたけれども、障害のある方からの申出に対して、直ちに対応することが難しい場合でも、それぞれの背景や意見を伝え、実現可能な対応策を一緒になって考えていくという、ここが本当に私も重要であるなというふうに共感をするところであります。合理的配慮の好事例が広く共有されることを切望いたします。

また、障害をお持ちの方の命を守るという観点からは、災害時等の非常電源確保も極めて重要な問題であります。日常生活用具の給付に人工呼吸器用自家発電装置等を支給種目に追加についてであります。こちらは私も一般質問で取り上げさせていただき、御要望させていただきました。公明党会派といたしましても予算要望をしてきた災害時の停電対策として、これらの装置等を支給品目に追加することは、命を守る施策として不可欠であり、高く評価をさせていただきます。対象となる可能性のある世帯へ直接通知を行うなど、1人も漏れがないよう、プッシュ型での周知が必要と考えますが、この点につきまして、見解をお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 障害福祉サービスの利用等を通じて把握した在宅の人工呼吸器使用者を対象として、災害時個別支援計画の作成と更新を行っております。この中で、都の難病患者非常用電源設備整備事業の対象にならない方を確認したことから、令和8年度から日常生活用具給付事業の種目を追加することといたしました。個別性の高い背景がありますので、本人、家族への丁寧な聞き取りと説明、こちらが前提とはなりますが、対象となる方が着実に本制度を御活用いただけるよう、プッシュ型含め、周知に努めていきたいと思っております。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。今回、このたびの対象者把握についても大変に御尽力いただきまして、感謝申し上げます。今後とも、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

超高齢社会を迎えまして、誰もが直面する可能性のある認知症への対策についても、早期発見・早期支援の観点からお伺いをしたいというふうに思います。

認知症検診事業についてであります。これまで公明党会派といたしましても、度々この認知症対策については、一般質問、また予算要望等でも触れさせていただいております。御要望もさせていただいているところでございます。

今回、70歳以上を対象といたしました新たな検診により、予防と早期支援のサイクルをどのように確立していくのか、その展望についてお伺いをしたいというふうに思います。

○市長（丸山哲平君） 新たに実施する認知症検診事業につきましては、発症リスクが増加する年齢を対象として、認知症や認知機能低下の早期発見・早期支援の機会を創出するとともに、気づきから診断、支援につながるまでの空白期間が生じないよう、適切な情報提供や正しい知識の啓発、また検診受診後も、かかりつけ医や地域包括支援センター等の地域の関係機関による支援体制を整備してまいります。

事業開始以後も実施体制や検診実施医療機関の拡大、また地域の支援体制等について、国分寺市医師会内に設置された認知症検診事業実行委員会との連携・協力を進め、段階的な確立を進めてまいりたいと思います。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。医師会との連携による支援体制の確立を大いに期待をしております。高齢者の生活の質を維持する上では、認知症リスクとともに、深く関わる聞こえの問題、こちらに対する支援も欠かせないものであると認識をしております。

続きまして、高齢者補聴器購入費助成についてであります。これまで公明党会派としても求めてきた事業であります。今回の実施につきまして、高く評価をさせていただきます。

加齢性難聴による認知症リスク低下や生活の質の維持に向けまして、本制度をどのように市民に浸透させ、活用を促すのか、お伺いしたいと思います。

また、市内には国内補聴器業界最大手電機メーカーでありますリオン株式会社があります。今後の連携等についても見解をお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） まず、聞こえについてでございますが、こちらは正しく理解していただくことが本当に大事なことだと思っております。

本市には日本を代表する補聴器メーカーであり、地域活性化包括連携協定を締結しているリオン株式会社が存在し、これまでも御協力をいただき、聞こえの講座を実施し、市民の皆様から毎年御好評をいただいているところでございます。我がまちにこういった社会的意義の大変高い事業者が事業を営んでいること、ありがたく、また誇りに思うところでありまして、私も着任以来、積極的に交流の機会を持つ等しながら、関係を深めさせていただいているところでございます。

こうした取組をしていただいていることで、難聴の早期発見、補聴器の正しい活用の普及啓発として、この講座を引き続き実施することと併せ、今後、これから始まる制度についても、周知、広報について、御協力を仰いでいきたい、このように思っています。

また、早期発見からフォローアップまで、一体的に事業を実施するため、専門的な見地からも御意見は必要であります。今後さらに連携を一層深化させ、リオン株式会社の御協力を仰ぎながら、よりよい国分寺づくりを進めてまいりたいと思っております。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。ただいま市長からも力強い御答弁をいただきました。会派としても、これまで多くの方から、御要望いただいていたものでございますので、今回の実施につきまして、大変に期待をしているところでございます。地元企業との連携によります専門性の高い施策の普及を、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、災害時に自力で避難が困難な方々を守るため、実効性のある避難計画の策定について確認をしていきたいと思います。個別避難計画の作成についてであります。

土砂災害警戒区域等の要支援者名簿登載者を対象とする本事業の実効性を、令和9年度以降の本格展開にどうつなげていくのか、この点について、見解をお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 避難行動要支援者個別避難計画作成事業につきましては、令和8年度は、土砂災害警戒区域等に居住する方の避難計画作成を通じ、今後を見据えた検証、こちらにつなげていきたいと思っております。

計画作成に当たっては、ケアマネジャーや相談支援専門員の協力を依頼してまいります。支援者につながっていない方に対する市職員による支援の在り方、地域の支援者の確保、また計画作成後の更新対応等、様々な確認、課題があるものと、このように予測はしているところではありますが、実際、それがどの程度のものであり、どの程度のリソースを必要とするのか、こういったところには精緻な検証が必要であると考えておりますので、令和8年度の事業を通して、これらの課題の整理、検証に進んでまいりたいと思っております。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。ありがとうございます。個別の課題を整理をして、誰もが取り残されない、取り残さない計画の作成に取り組まれることを高く評価をいたします。

続いて、「安全・安心で快適なまち（都市環境・安全・安心）」の分野からになります。より広域的な視点から、市民一人一人の自助力と、地域の共助力を高める防災対策についてお伺いしたいと思います。

防災対策については、このたび防災体操教室の実施や自治会への支援を通じ、自助力・共助力をどう高めていくのか、また国分寺市防災アプリについての利用状況等についてもお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 防災体操教室につきましては、エコノミークラス症候群の予防や、ポールを用いた歩行訓練等を通じ、避難生活での健康維持や自力避難に必要な自助力を養います。また、本事業を公園等の身近な場所で自治会や市民防災推進員と連携して実施することで住民同士の顔の見える関係を構築し、共助力の核となる地域コミュニティの形成を図ってまいります。市といたしましては、専門知識を持つ団体との協働や自治会等への活動支援を通じ、市民一人一人の備えと地域の絆を強化することで災害に強いまちづくりを着実に進めてまいりたいと思います。

防災アプリにつきましては、こちらは防災行政無線の放送内容を音声と文字で確認できるアプリとなっております。利用状況につきましては、これが実際に効果を発揮するのは特に大規模災害時になると認識しております。引き続き利用の周知に努めてまいり、いざというときにこういったものを多く使ってもらえるような環境構築に努めてまいりたいと思います。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。ありがとうございます。防災アプリのさらなる周知と利用促進の取組を、ぜひともお願いしたいと思います。

ここからは、将来のまちの姿を見据えた都市環境の整備に焦点を当て、駅前エリアの再開発と利活用についてお聞きしていきたいと思います。

まずは駅前エリアの整備について、西国分寺駅北口と国分寺駅南口のそれぞれについてであります。市全体の活性化を見据えた面的なまちづくりの視点について、アーバンデザインセンターの設立を契機として公・民・学の多様な主体の連携をどのようにコーディネートして具体的なまちの価値向上に結びつけていくのか、また駅前空間の利活用や民間活用による魅力創出などをどのように展開されていくのか、この点につきまして見解をお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） アーバンデザインセンターは、公・民・学それぞれの持つ知見やリソースを生かしたシンクタンクとして、まちづくりを推進するエンジンの役割を担うことを今後期待しております。そのため、アーバンデザインセンターが核となり、地域や市民、関係各所を巻き込みながら計画作成への市民参加やプレーヤーの育成、都市空間を活用した社会実験などに今後取り組んでいく予定となります。これらの取組を通じ市民がプレーヤーとなって地域とつながり、生き生きと暮らし、地域経済が循環する等のまちの変化が見える化することでその価値も高めてまいりたいと思います。今年度は西国分寺駅周辺の公共空間を活用した社会実験において公・民・学の連携プラットフォーム機能が有効であると考えられることから、このアーバンデザインセンターを活用しながら展開していきたいと思います。

また、御紹介いただいた西国分寺駅、国分寺駅はそれぞれ事業が異なる、また事業手法等も異なりますので、一律でどのように活用するのかということを一言で言うのは難しいですが、いずれにせよ公・民・学の様々な知見をでき得る限りいい形で取り入れながら、そういった未来創造型のまちづくりを目指してまいりたいと思います。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。ありがとうございます。アーバンデザインセンターの活用ということで大変に期待するところであります。多様な主体の参画で新たなまちの価値創造・創出に大変に期待しております。

また、美しい景観と高い防災機能を両立させるため、無電柱化の推進についても加速が必要であります。無電柱化事業でありますけれども、現在光町通り等の景観向上と防災機能強化に向けまして、関係事業者との調整をどう加速させ、計画的な整備を進めているのか、この点について伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 無電柱化事業の計画的な推進につきましては、電柱や電線を管理する事業者をはじめとする関係事業者及び近隣地権者等の関係者との調整が大変重要であると、このように思っております。このため、検討や工事の進捗に合わせて関係事業者と課題や状況を共有するとともに、関係者へ丁寧な説明をすることで、これまでのところ計画的な整備を進めさせていただいているところであります。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。計画的に進めていただいているということで確認させていただきました。今後とも引き続きよろしくお願い申し上げます。

環境と経済の両立という観点からは、公共空間のLED化による環境負荷低減も重要なテーマであります。続きまして、LED化事業について、照明、公共施設、併せて伺いしたいと思います。道路照明の令和13年度末のLED化100%達成と公共施設の計画的なLED化によりまして環境負荷低減と経費削減をどのように図っていくのか、この点について伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 照明のLED化につきましては、微量の水銀が使用されている従来の蛍光灯がLEDに置き換わることにより環境負荷の低減につながるとともに、エネルギー効率の向上により温室効果ガスの排出量を削減することが期待できます。また、国土交通省の資料によりますが、従来の照明と比べて消費電力は50%程度、ランプ寿命は250%程度とあり、当然に環境負荷低減だけでなく消費電力、また修繕頻度の低減による経費節減、経済性というものも高まると考えております。市有の道路照明灯等につきましては、現在、約87%がLED化されており、令和13年度末のLED化率100%に向け、引き続き事業を進めてまいります。公共施設の照明につきましては、LED化には新たな経費が伴うことから現地調査を行い、その効果を検証しながら、令和9年度の完了を目指し、計画的に取り組んでまいりたいと思います。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。分かりました。100%達成に向けた着実な歩みをどう

ぞよろしくお願い申し上げます。

次に、市民の日常生活に直結するインフラ整備として、慢性的な渋滞が発生している特定交差点の改良についてお伺いしていきたいと思います。西町五丁目交差点改良工事についてであります。慢性的な渋滞緩和に向けた工事の着実な履行と周辺歩行者の安全確保をお願い申し上げたいと思います。この点について、見解をお伺いいたします。

○市長（丸山哲平君） 西町五丁目交差点改良工事につきましても順調に推移しておりまして、安全第一に進めながら令和8年度内の完了を目指してまいります。引き続き、慢性的な渋滞緩和を目指し、御指摘のとおり、歩行者等が安全に通行できる環境をしっかりと確保しながら道路改良を図ってまいります。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。渋滞緩和と歩行者の安全確保が早期に実現されるように、よろしくお願い申し上げます。

また、周辺の環境整備と併せ、貴重な緑地を保全して市民が憩える空間としてどう活用していくのか、見解をお伺いしたいと思います。西町五丁目緑地についてであります。指定区域の市有地化と、市民懇談会を通じまして緑地の保全と市民の憩いの場としての整備方針はどのように策定するのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 西町五丁目緑地につきましては、これまでに整備方針（案）を作成し、建設環境委員会へ御報告するとともに、当方針案を踏まえ、市民との懇談会、説明会を経て都市計画緑地の指定を行ってまいりました。令和8年度におきましては、市民懇談会にて、緑を保全しつつ市民の憩いの場となる緑地の整備イメージ案をお示しし、広く市民の意見を募ってまいります。その意見を参考に整備方針を固め、令和9年度に実施予定の設計に反映させてまいりたいと考えております。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。市民の声が反映された魅力ある緑地の完成を望みます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、「未来につながる持続可能なまち（公共経営）」の分野から質問させていただきたいと思います。未来を象徴する大規模プロジェクトといたしまして、旧庁舎用地利活用における市民参画の在り方についてお聞きしたいと思います。旧庁舎用地利活用事業でありますけれども、複合公共施設準備室の新設によりまして市民参加の機会をどのように確保し、にぎわい創出の核としていくのか、この点につきまして見解をお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 令和8年度は、複合公共施設の新規条例制定や既存施設の条例改正の検討を進める段階に入ります。施設が移転し複合化することによる条文の文言整理だけでなく、供用開始後の市民利用を想定した条例の検討が必要であるため、分かりやすい手法による広く市民参加の機会を検討し、実施してまいります。本事業においては、人の流れやまちのにぎわいを維持するだけでなく、向上させることが重要な使命であると考えています。旧庁舎用地内の伐採した樹木の活用方法を検討するワークショップや小・中学校での出前授業など、既存施設の利用者だけでなく、未来の利用者となり得る市民全体を巻き込んだ参加の機会をつくり本事業への機運醸成につなげるとともに、供用開始後、速やかに新たなにぎわいが創出され、この場所にとどまらず恋ヶ窪全体にその効果が波及するよう取り組んでまいりたいと思います。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。ただいま市長から御答弁いただきましたとおり恋ヶ窪周辺全体に波及していく、そういった目標は大変重要であると思いますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。未来の利用者まで含めた機運醸成に期待しております。

これらの新たな施設設備を整えるためには、既存施設の適切な維持管理と健全な財政運営が不可欠な両輪と考えております。公共施設マネジメントについてお伺いしたいと思います。本市の公共施設は大量更新期を迎えつつあります。財政への圧迫は避けられない状況にあります。予防保全型の施設管理を推進し、ライフサイクルコストの削減につなげるとありますが、中長期的な財源不足をどの程度抑制できると見込んでいるのか、試算があればお伺いしたいと思います。また、システムの導入により可視化される客観的なデータを今後の予算編成における投資の優先順位づけにどのように直結させていくのか、運営方針についてもお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 本市の公共施設については老朽化が進み、大量更新期を迎えつつあります。実際に私が着任して以来も市民の方々に御負担をおかけする場面がありまして、その点については、市長として申し訳なく思っているところでもあります。そのため、大変重要な課題であるとの認識に立って本件に取り組んでおります。

国分寺市公共施設等総合管理計画においては、基本的な考え方として、安全・安心の確保を基本に、基礎情報の収集・分析を基にした優先順位づけによる計画的な修繕・更新の実施、公共施設等の修繕、更新時期の分散を位置づけています。国分寺市公共施設個別施設計画に示すとおり、予防保全型の施設管理の推進により、必要最小限にとどめた計画的な修繕を行うことで、トータルの修繕費用の抑制につなげるとともに、一般的な建築物の耐用年数についても、長寿命化を前提とすることで建築物の更新費用の抑制が可能となり、この取組により、40年間で約236億円の削減効果があると試算しているところであります。

さらに、施設の状態や利用状況などの客観的なデータを可視化するシステムを導入することにより、各施設の老朽化状況や利用ニーズを定量的に把握し、限られた財源の中で最適な投資計画を立てることができます。施設の重要度や利用状況、修繕・更新の緊急性などを総合的に勘案した上で投資の優先順位づけを行い、こうした客観的なデータに基づく意思決定プロセスを今後の予算編成に反映させていく方針であります。限られた財源の中、施設の長寿命化と最適な投資を両立させ、持続可能な公共サービスの提供、魅力的な公共サービスの提供にさらに努めてまいります。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。ただいま御答弁がございましたけれども、40年間で約236億円の削減効果との試算もお示しいただきました。ありがとうございます。データの可視化による戦略的な投資判断、また限られた財源の中で適切な投資計画を立てることができるという点は高く評価させていただきます。大いに期待をしております。

続いて、行政サービスの最前線であります窓口業務の改善、とりわけ民間委託による利便性の向上についてお伺いしたいと思います。市民課窓口の民間委託についてでありますけれども、委託により混雑緩和と、窓口のレイアウト変更等を通じた「待たせない窓口」の実現に向けた意気込みをお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 市民課窓口の業務委託につきましては、事務分担の最適化による市民サービスの向上を目的として、窓口の混雑緩和と待ち時間の短縮を図ってまいります。本事業は市民課にとどまらず、今後の市役所窓口における業務改善のモデルケースになるものと認識しております。したがって、その効果の分析と検証を進めるとともに、民間事業者のノウハウを活用することで業務フローやレイアウト等の見直しにつなげ、その効果を全庁へ波及させてまいります。

意気込みという点では、ここでのいい例というものをしっかりつくり上げることで、ここにとどまらず、市役所全体の業務においてマインドというものをしっかり培ってまいりたい、このように思っています。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。「待たせない窓口」の実現に向けた市長の意気込みをしっかりと確認させていただきました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

こうした改革を推進する原動力は人であります。民間との人事交流を通じた組織変革についてもお伺いしたいと思います。人材育成ですが、民間企業との人事交流を通じましてさらなる能動的な組織へと変革していくことを期待いたします。民間企業のスピード感やコスト意識を学ぶことも重要と考えます。具体的に想定されている業種や職種をお伺いしたいと思います。また全庁的な業務改善やD X推進にどのように波及させていくのか、お伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 今回の人材交流を行う相手方は情報通信系の事業者で、自治体D Xに関しても取組実績のある業種となります。また、民間企業から受け入れる方は、現在、職種等も含め調整中ではありますが、本市における様々な地域課題において、D Xの視点を中心とした自治体職員にはない発想や助言をいただき、民間企業での課題解決能力を発揮していただきたい、このように期待しているところであります。さらに、人材交流により民間企業での業務を経験した職員については、民間企業におけるD Xの実践事例を体験し、知識を深めることで、帰任後は庁内D Xを加速させる役割を担ってもらいたいと考えております。

加えて申し上げますと、私も着任以来、今、国分寺市の職員と共に仕事をしておりますが、本当にすばらしい人材が多くおります。今回、私は、民間企業に行ってもらうことで、一義的には先進的な考え方、また取組方法を学んでもらうと同時に、自分たち自身のすばらしさにもきっと気づくだろうと、このように思っております。そういった自分を知るという観点においても、他業種、民間と交わるということは中長期的に非常にいい効果をもたらすと考えておりますので、しっかりと制度設計を行いながら、しかし確実に進めてまいりたい、このように考えております。

○19番（はぎの英輔君） ありがとうございます。御答弁にもございましたけども、民間企業での実務経験を通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法ですとか、市政課題に的確に対応できる能力向上につながる取組であると理解いたしました。丸山市長の行動指針の一つでもあります「民間の当たり前の感覚を大事に行動する」にも通じる取組であると捉えております。外部の知見を柔軟に取り入れまして組織の活性化を図り、D Xを加速させる体制に大変に期待しております。

これらの諸施策を安定的に継続していくための強固な財政基盤の構築についてお聞きしたいと思います。一番大事な部分である財政問題です。過去最大規模の予算編成において、財政調整基金に頼らない収支均衡を維持しているものの、自主財源比率は低下傾向にあります。今後金利上昇や物価高騰が見込まれる中、中長期的な視点でどのように基金残高の適正化と新たな税外収入の確保を両立させていくのか、見解をお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 令和8年度予算につきましては、私が公約に掲げた多くの事業を盛り込み、積極的な姿勢で予算編成を行ってまいりました。最終的には税連動交付金の大幅な増額などにより収支均衡型予算を編成することができましたが、はぎの議員が今、御指摘いただいたとおり、自主財源比率の低下においては危機感を抱いているところでございます。また、昨今の金利上昇や物価高騰を踏まえると、現在の基金残高では、キャッシュフローの観点等に基づいても将来にわたって十分な市民サービスの提供、また支払いにおいても不安、困難な状況に陥る危険性というものは十分にあると、このように認識しています。そのためにも、社会経済情勢の変化に柔軟に対応でき、持続可能な財政運営を行っていくために必要な残高の検討は進めてまいりたいと思っています。特に大規模災害時においては、その場において、瞬間

において現金が必要になってくる、こういった状況がありますので、私は市長として責任のある立場というものの、市民の安全と安心をしっかりと守る、この職責を果たせるための基本的な姿勢というものを残高という形でどこかで御提示できればと、このように考えています。

あわせて景気動向に影響されない安定した財政運営を維持していくためには自主財源比率を高めていくことが必要となりますので、先進事例などを参考に様々な税外収入の検討は不断に進めてまいりたいと思っています。さらに市民ニーズを踏まえた新たな事業に必要な財源を的確に分配し、私としてはこれからも新規事業は積極的に必要なものは行っていく方針であります。そのためにも歳出面において経常的経費の適正な在り方、今のサービス水準を安易に落とすことはなく、しかしながら、それが持続可能な形といった在り方についても検討を進めていきたい、このように考えています。

○19番（はぎの英輔君） 分かりました。ありがとうございます。不安定な社会情勢にあっても持続可能な財政基盤を構築することは、市民サービスを維持するための最優先課題であると思います。御答弁にありましたとおり、自主財源比率向上のための先進事例を積極的に取り入れるなど実効性のある財政運営を、どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和8年度施政方針に対しまして、中心事業26項目について質問させていただきました。本市の未来を担う子どもたちへの支援から安全・安心な都市基盤の整備、そして誰もが自分らしく暮らせる共生社会の実現まで、市長はじめ各御担当から前向きな御答弁をいただいたと評価しております。特に物価高騰や社会情勢の激変という困難な状況下にあるからこそ、行政にはスピード感を持った施策の実行と、民間活力を柔軟に取り入れた効果的な経営が強く求められます。

最後に、公明党が最も重んじる平和への取組について一言申し上げます。本市におきましても被爆2世、3世の方々の思いに寄り添う施策や、戦争の記憶を次世代へ語り継ぐ平和事業が着実に推進されてきたことを高く評価いたします。平和とは単に戦争がない状態を指すのではなく、一人一人の生命の尊厳が守られ、誰もが安心して暮らせる社会の構築そのものであります。日本は世界で唯一の戦争被爆国であります。核兵器のない世界の実現に向けた機運を高める上でも、自治体レベルでの草の根の平和啓発活動は国際社会を動かす大きな力となります。国分寺市が非核平和都市宣言の精神を再確認し、平和の尊さを未来へつなぐ文化の発信地としてさらなる役割を果たされることを強く期待いたします。今後も我々公明党は「大衆とともに」の立党精神を胸に、ただいま御答弁いただきましたものが着実に形となり、市民一人一人が幸福を実感できる国分寺市の構築のためには最大限の協力をさせさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして公明党の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、公明党の代表質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午後2時00分休憩

午後2時10分再開

○議長（尾沢しゅう君） 会議を再開いたします。

○議長（尾沢しゅう君） 続きまして、国分寺・生活者ネットワークを代表いたしまして、小坂議員。

（7番 小坂まさ代君登壇）

○7番（小坂まさ代君） 国分寺・生活者ネットワーク、小坂まさ代です。令和8年度の施政方針に対し、会派を代表して質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

基本姿勢や方針については、これまでの3会派の質疑を聞き、確認させていただきましたので、個別の事業についてページを追って質問したいと思います。重なる部分もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まずは、3ページの1か月健診についてです。本年10月より、産婦健診及び新生児1か月健診が開始されます。この東京都の制度の導入により、本市においてこれまでの1か月健診とどう変わるのか伺います。

○市長（丸山哲平君） これまで産婦健康診査と1か月児健康診査は任意受診でありまして、全額自己負担であったことから、医療機関が健診結果を市に報告する仕組みがありませんでした。導入後は、妊婦健康診査など既に都内共通受診方式で実施している健康診査と同様に、健康診査の受診先より健診結果が市に報告されます。これまでとの違いは、医療機関において支援が必要と判断され、市へ連絡する場合に共通の連絡票を活用することや、産婦健康診査においては、支援の必要性を判断する基準が示されていることとなります。

○7番（小坂まさ代君） 市として、この健診で把握した情報を産後ケアや保健師訪問などのアウトリーチ型支援へどうつなげていくのか、現在の準備状況について伺います。

○市長（丸山哲平君） 医療機関で支援が必要と判断した場合には、速やかに市に連絡をいただく仕組みとなっております。市において健診結果を確認することにより、支援が必要な産婦と乳児を把握することになります。支援の必要性を判断した場合には地区担当保健師等が伴走的支援を開始し、必要に応じ医療機関への受診勧奨や産後ケア事業等の利用勧奨を行うとともに、関係機関と連携した支援を行ってまいり、こうした流れになります。

○7番（小坂まさ代君） 本制度は、経済的支援以上に、産後うつリスクが高い時期の母子を救う大きな意義があると考えます。丁寧に準備を進めていただきますようお願い申し上げます。

続きまして、4ページのブックスタート事業についてです。来年度から始まるブックスタート事業は、赤ちゃんが生まれた御家庭に絵本を配るだけでなく、赤ちゃんと保護者が絵本を介して心を通わせる時間を分かち合うきっかけづくりが重要と考えます。本事業は、実施している全国の自治体の約6割以上で図書館や生涯学習部門が所管ですが、本市は子育て相談室が担当とされました。これは親子読書推進という側面以上に、子育て世帯への切れ目のない支援へのつながりに重きを置いた判断だと推察していますが、この新事業に対しどのようなビジョンを描いているのか伺います。また、多くの自治体はゼロ歳の集団健診時に実施しています。本市の3か月健診は医療機関での個別健診です。親子ひろばで絵本と読み聞かせ体験を届けるとのことですが、どのようにブックスタートのメッセージを伝えていくのか、そのフローについてお示しください。

○市長（丸山哲平君） ブックスタート事業につきましては、親子の愛着形成を促進するとともに、この事業をきっかけとして親子ひろばに足を運んでもらうことを目的としています。地域の身近な支援の場を知っていただく機会とし、親子ひろばの利用につなげ、地域での仲間づくりや子育ての相談が気軽にできる場を提供してまいりたいと思っています。本市において、ブックスタート事業を活用して地域全体で子育てを支える体制の充実を図ることを主眼としているため、子育て相談室で実施することといたしました。

進め方についてでございますが、令和8年度は中部地区拠点親子ひろば1か所で試行的に実施いたします。事業内容は、週に1回ブックスタートの日を設け、親子に読み聞かせ体験をしてもらい、絵本を1冊

プレゼントします。その際、絵本に加え、子育てに関する資料もセットでお渡しいたします。令和9年度以降につきましては、この令和8年度の実施状況を踏まえ、実施場所、またその内容について検討を進めていきたいと思ひます。

○7番（小坂まさ代君） 毎週ブックスタートの日を設けていただけるとのこと、ありがとうございます。ひろばに絵本を取りに来られない方ほど支援が必要な方かもしれません。今後、取りに来られなかった方へのアプローチの仕組みの検討をお願いしておきたいと思ひます。本市の全ての赤ちゃんが物語の扉を開き、豊かな言葉の世界へ踏み出せるよう、現場の声を聞きながら丁寧に進めていっていただきたいと思ひます。

続きまして、4ページの医療的ケア児についてお伺ひいたします。民設民営の保育所における医療的ケア児の受入れ開始に当たり、安全確保と同時に、共に育つインクルーシブな環境の構築が不可欠だと考えます。これまで基幹園が蓄積してきた経験を今後の受入れ園へどのようにつないでいくのか、保育所、児童、保護者の3者が安心して通園生活を送るための支援策について伺ひます。

○市長（丸山哲平君） 医療的ケア児につきましては、令和4年度から公設公営のこくぶんじ保育園で受入れを開始し、その後、令和5年度から公設民営の恋ヶ窪保育園、令和7年度からは公設民営のひかり保育園でも受入れを開始するなど、段階的に受入れの拡大を図ってまいりました。近年、医療的ケア児の増加等を背景に保育ニーズは徐々に高まっており、今後もその傾向が続いていくと認識しています。そうした状況を踏まえ、令和8年度から新たに民設民営保育所1園で医療的ケア児の受入れを行うことを予定しています。受入れに当たっては、安全性をしっかりと確保した上で地域の医療や障害福祉などの関係機関と連携を図りながら、インクルーシブな視点を持って、医療的ケア児が集団保育の中でほかの園児とも良好な関係を築きながら共に育つことができるよう、環境を整えていくことが重要であると考えており、それは先ほど議員からの御指摘の内容とも合うところかなと思っております。

また、医療的ケア児の支援を行う看護師や保育士等の配置に係る経費を補助するとともに、地域の関係機関とのつなぎ役としての役割も果たしながら、これまで公設保育所で培ってきた医療的ケア児の受入れに関する知識やノウハウを共有する仕組み、支援を行ってまいります。

○7番（小坂まさ代君） ぜひお願いいたします。保育所との継続的な情報共有とバックアップをしっかり行い、現場が不安なく取り組める体制を構築していただけますよう、また医療と保育の連携が広がりますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、5ページ、東京都認証学童クラブ事業が今年度より開始されました。本事業は国の基準を上回る人員配置や処遇改善、遊びの環境整備を推進するものであり、ぜひ今後も進めていただきたいと考えます。この事業を開始することでどのような効果が見込まれるのか、また来年度は市内に何か所の認証施設を実施する計画か、今後の展開について伺ひます。

○市長（丸山哲平君） 東京都認証学童クラブ事業では専用区画、職員体制、開所日数、開所時間等について国を上回る基準が設けられているほか、職員の育成、活動内容等についても質の高い取組が求められ、さらなるサービスの向上、まずこのことが期待できるということでもあります。認証を受けた学童保育所に対し手厚い補助がなされるため、学童保育所の経営の安定や人材の確保につながるが見込まれるほか、子どもの最善の利益を考慮した育成支援の推進や保護者のニーズに応える様々なサービスの提供等の効果が期待されるため、市としても積極的に導入を進めてまいりたいと思ひます。令和8年度につきましては公設学童保育所1施設、民設学童保育所6施設にて、東京都認証学童クラブ事業への認証申請を行うこと

を予定しているところであります。

○7番（小坂まさ代君） ぜひ、引き続き事業の拡充をお願いしたいと思います。

同ページの小学生の朝の居場所事業については、運営体制や子どもたちの安全確保について、先ほどの質問で理解いたしましたので質問は割愛いたします。小1の壁は本市においても喫緊の課題ですが、本来であれば社会全体が子育て世代の暮らし方や働き方に合わせ、もっと柔軟に寄り添える姿こそが理想であると感じています。そうした理想を念頭に置きつつ、現実的な支援の拡充を期待し、次の質問に移ります。

6ページの不登校対策についてです。全ての子どもが自分らしく学べる環境づくりを整えていくとのことですが、不登校になってからの対応にとどまらず、未然に防ぐ予防的支援の確立が不可欠であることは、文部科学省が策定した指針、COCOLOプランでも重点事項として掲げられており、私たち会派として繰り返し訴えてきました。サポートルームやトライルーム、フリースクールなど多様な学びの場を確保することも非常に重要ですが、最優先事項に据えるべきは、全ての学校が子どもにとって安心して過ごせる場所であることではないでしょうか。明日もまた行きたいと思える学校の雰囲気を市全体で築くことこそが不登校対策の核心であると考えます。本市でも不登校児童・生徒が増え続けている中で、子どもの権利に基づいた不登校を生み出さない学校づくりを進めていただきたいと強く思います。市の見解を伺います。

○教育長（古屋真宏君） 不登校の未然防止のためには、不登校が生じない魅力ある学校づくりが求められます。そのためには、児童・生徒があらひのまの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役立った、認められたという自己有用感を育むことが極めて重要でございます。各学校では、教職員が主導して学校や学級を全ての児童・生徒が落ち着ける場所にする居場所づくりに取り組んでおります。また、児童・生徒が主体となり、日々の授業や行事等で全員が活躍し、互いが認められる場や機会をつくり出す絆づくりを意識した教育活動も進めているところでございます。教育委員会といたしましては、学校の役割を明確にいたしまして保護者、地域の皆様と共に子どもを中心とした学びの充実を図り、全ての子どもたちが輝く教育の実現に努めてまいりたいと考えております。

○7番（小坂まさ代君） 学校に行けなくなり、学びの代わりの場を探すのではなく、学校そのものがどの子もそのままいられる場所変わってほしい、子どもが合わせるのではなく学校が子どもに合わせていく、そんな教育へかじを切っていただきたいと要望し、次の質問に移ります。

6ページの中学校部活動の地域連携・地域移行についてです。令和7年12月に公表されたスポーツ庁、文部科学省の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」では、地域クラブ活動においても教育的意義を十分に担保することが求められています。地域移行後も子どもが安心して活動でき、適切な指導の下で成長できる環境をどのように確保していくのか、市として実施団体とどう役割を分担しながら今後どのように関わっていくのか伺います。

○教育長（古屋真宏君） 市立中学校部活動の地域展開を担う地域クラブの活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出するものでございます。生徒が安全・安心に活動できる環境を確保するためには、教育的意義の継承に加え、適切な指導体制と安全確保の徹底が不可欠であると認識しております。現在改定を進めております国分寺市立中学校部活動地域連携・地域移行推進計画におきましては、地域クラブの認定要件を整理し、安全性や適切な運営体制の確保、学校との連携など、一定の基準を満たす団体を選定することとしております。地域クラブが主体的に活動するとともに、教育委員会は認定基準の設定・確認と活動状況の把握を適切に行い、子どもたちが安心して充実した活動ができるように取り組んでまいります。

○7番（小坂まさ代君）　ここ数年の部活動の学校から地域への展開の流れは、国の方針によって教育的意義よりも教員の働き方改革や生徒の多様な体験機会が強調され、進めてこざるを得なかったと感じています。今後、学校、地域、保護者、そして何より生徒の声をより丁寧に聞いていただきたいと要望し、この質問を終わります。

続いて、8ページのスポーツ関連施設整備についてお伺いいたします。スポーツ施設は、市民の体力向上や健康づくりだけではなく、多世代の交流を生み、地域の活力を高めることにもつながります。しかし、市の意識調査では活動場所が足りないとの声が多く、環境整備を求めるニーズは非常に高い状況にあります。来年度の整備の方向性が様々示されましたが、移動手段の限られる子どもたちが身近な学校施設で継続してスポーツ活動できる場を確保することも極めて重要だと考えます。

そこで伺います。学校施設の円滑な利用に向けた仕組みづくりを含め、今後の市内スポーツ環境の整備について、市の見解を伺います。

○市長（丸山哲平君）　子どもたちに一番身近な場所である学校施設についてでございますが、こちらは学校教育に支障のない範囲で学校、また教育委員会の皆様の御理解と御協力をいただきながらスポーツ活動の場として開放させていただいておりまして、毎年度多くの団体に御利用いただいています。スポーツ環境の整備につきましては課題として認識しているところでありますが、現実的な課題として広大な用地が必要であり、当市が都市部に位置することから、おのずと取得金額も非常に膨大な額になるため、難しい課題であると認識しています。その上で、今後でもできる限り良好な環境構築に向け、東京都との協議も含めて、我々としては積極的にできることを取り組んでまいりたいと思います。

○7番（小坂まさ代君）　小学校の校庭や体育館を地域の子どものスポーツ団体が使えない事例が出てきているようです。団体登録要件の確認などを登録時や予約時にしっかりといただけるよう、仕組みの改善を求め、次の質問に移ります。

9ページの都市農業についてです。気候危機などの影響により、本市の大きな魅力である都市農業の現場は厳しい状況に置かれていると感じます。生産者の皆さんの現状をどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。担い手不足や次世代への継承における税負担など、市の力だけでは解決しがたい課題があることは重々承知しておりますが、そうした制約の中でも本市にとって大切な農地や農業に携わる方々を守り抜くためにどのような手だてを講じていくべきとお考えか伺います。

○市長（丸山哲平君）　本件につきましては、今、議員からも触れていただきましたが、全体の課題と地域ごとの個別の課題という両方が存在すると認識しています。全体としては相続等の法律も絡む話でありますので、なかなか当市のみではコントロール、また判断することが難しい課題もあります。ただその上で、担い手不足など自治体における課題をどのように解消していくかということについては、積極的に取り組まなければいけないと、このように認識しています。

そうした中で、本市では、これまで市の魅力の一つである都市農地の保全と持続可能な都市農業の確立を目的として、こくベジプロジェクト推進連絡会を中心に、こくベジの消費拡大や認知度向上を図るとともに、市独自の認定農業者補助金を活用して、農業経営の安定化のために支援を進めてきたところであります。今後につきましても農業者の方々のお声を聞きながら、JAなど関係団体と連携し、農地保全、農業の推進につながる必要な支援を継続していくとともに、新たな課題への対応についても研究を進めていきたいと考えております。

○7番（小坂まさ代君）　ぜひお願いいたします。事業者の高齢化が進む一方で、農地を守りたい、活用

したいという若い方や市民団体もいるようです。生産緑地を次世代に残すため、都市農地の貸借の円滑化に関する法律、通称、都市農地貸借円滑化法を活用した市独自のマッチング支援の仕組みを模索していただきたいと要望し、この質問を終わります。

続きまして、11ページ、男性HPVワクチンについてです。先ほども質問されましたが、来年度から、市長の公約である男性へのHPVワクチン任意接種事業が開始されます。本人や保護者が十分に納得した上で判断できる環境を整えることが何より重要だと考えます。

そこでまず、安心を支える情報提供と相談体制について伺います。効果のみならず副反応のリスクを含め、どのような媒体で分かりやすく周知するのか、また体調不良時に備え、相談窓口や医療機関との連携体制をどのように構築されるのかお聞かせください。

○市長（丸山哲平君） 先ほども御答弁させていただきましたが、本件につきまして、実施に向かって現在までも国分寺市医師会の皆様とも綿密に協議を行い、御意見を踏まえながら丁寧に進めさせていただいているところであります。ワクチンの接種効果、また副反応のリスクに関する情報につきましては市のホームページで提供いたします。また、接種前に医療機関等で当該情報について分かりやすく記載した予防接種説明書を読んでいただきます。また併せて、接種時には予診の際に必要な説明を医師から受けることができます。ワクチン接種後の体調不良や副反応の御相談を市で受けた場合は、かかりつけ医や接種医を受診するよう御案内するとともに、必要に応じて厚生労働省や東京都の相談窓口を紹介いたします。症状が重篤な場合等はかかりつけ医等からの紹介状を御用意いただくことで、地域の協力医療機関等を受診していただくことも考えているところであります。

○7番（小坂まさ代君） HPVは性交渉などの性的接触によって感染するものであることから、本事業をワクチンの効果と副反応やリスクの情報提供にとどめず、正しい知識や自分と相手を尊重し合う姿勢を育む包括的性教育の機会とすべきではないかと考えます。接種対象である多感な思春期にある子どもたちに対し、どのように市として取り組んでいくのかについては、午前中、教育長から御答弁をいただきました。見解を伺いましたので、質問は割愛させていただきます。繰り返しとなりますが、HPVは性感染症の一種であり、その感染経路やウイルスの性質を正しく理解できるよう、科学的かつ客観的な教育を保健体育やがん教育の側面から実施していただきますようお願いいたします。

続きまして、11ページ、こちら先ほど質問がありましたが、障害者差別解消について伺います。市は今後、合理的配慮の事例等を共有、発信するとしていますが、その前提となる概念の整理が不可欠ではないでしょうか。合理的配慮は英語の *reasonable accommodation* の訳語であり、本来は社会の仕組みや環境を整える合理的な調整を意味します。しかし、日本語の「配慮」という訳により、個人の善意や思いやりと誤解されている側面が否めません。本来これは、障害者の権利を保障するための環境調整の義務です。したがって、今後市が事例を発信する際には単なる親切な対応の紹介にとどめず、社会のバリアを取り除く具体的な調整のモデルを提示し、事業者や市民に対して法的、社会的責務を正しく伝えていただきたいと考えますが、市の認識を伺います。

○市長（丸山哲平君） 概念の整理とのことでありますが、市といたしましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を定め、行政機関や事業者が障害のある方に対する合理的配慮を義務づける、この見解に立って施策を進めていくつもりでございます。

また、社会的バリアを取り除くためには双方が対話を重ね、共に解決策を検討する建設的対話が重要で

あるとされています。日常生活の中で障害のある方にとって社会的障壁となる事象について、行政、市民、事業者、障害のある方が対話を通じて互いに理解し合うことができるよう、新設する障害者差別解消支援地域協議会の効果的運営、またその発信を進めていきたいと思います。

○7番（小坂まさ代君） 対話の姿勢の発信も含め、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、12ページ、地域包括ケア課の新設について、こちらも午前中にも質問があったところですが改めて伺います。2040年問題、すなわち高齢者人口がピークを迎え、現役世代が急激に減少する局面を目前に控え、持続可能な地域共生社会の構築が急務となっています。新設の地域包括ケア課が医療、介護、認知症施策の連携を進める上で縦割り行政をどう突破するのか、また、労働力不足が進む中、ICTや地域協働を駆使してサービスの質をいかに守るのか、住み慣れた地域で自分らしく暮らせる社会をどう実現するのか、組織改編の先に見据える市長の狙いと、持続可能な制度設計に向けた市の展望を伺います。

○市長（丸山哲平君） 新設する地域包括ケア課では、これまで高齢・介護分野で築き上げてきた地域包括ケアシステムを認知症施策、在宅医療介護連携推進等を軸に、対象別から機能別に改めることで、さらなるシステムの深化・推進に取り組むために設置いたします。認知症施策は、新しい認知症観に基づく正しい知識の普及や理解の増進による地域コミュニティの醸成を図るほか、予防や早期診断・早期支援は、より若い年代を対象とした施策として実施していくことが必要です。在宅における医療・介護連携においては、高齢者に限らず、在宅における医療・介護ニーズの増大に対応するため、多職種による連携体制を一新し、一層推進していきたいと思います。支援者側の持続可能なサービス提供体制の構築に向け、ICTの活用など、具体的な取組を検討する会議体の整備にも着手し、将来を見据え、安心して住み続けられるまちづくりを目指してまいります。議員が御紹介のとおり、時代の変化に応じた対応がしっかりできるよう、これからも進めてまいりたいと思います。

○7番（小坂まさ代君） 新たな会議体も整備していくとのこと。より一層の連携体制の強化を期待して次の質問に移ります。

15ページ、水と緑の保全について伺います。国分寺崖線や野川、武蔵野の風情ある農地といった自然は本市の貴重な宝です。施政方針にある保全の取組を今後さらに具体化させる必要があると考えます。特に野川の整備については、市として引き続き東京都に働きかけ、確実に前進させていただきたいと考えます。豊かな水と緑の環境を次世代へ残すため、市長の思いをお聞かせください。

○市長（丸山哲平君） 市内に現存する緑地や水路等につきましては、貴重な環境資源と捉えております。これまでと同様に市民団体と協働で維持管理し、保全していくとともに市民の憩いの場として整備するなど、計画的に取り組んでまいりたいと思います。

また、野川整備については、東京都が作成した整備計画に基づき、早期整備の実現に向け、引き続き要望していくとともに、野川源流スクールの開講を通じ、市民の機運醸成を図っていききたいと思います。また、今後、庁内においても最適な体制を研究していききたいと思っております。

○7番（小坂まさ代君） 水の保全という観点から、続いてPFAS対策について伺います。水道水中のPFOS、PFOAについては、これまでの暫定目標値が法的拘束力のある水質基準へと格上げされ、本年4月から検査及び基準遵守が義務化される予定です。これまでも東京都と連携した分析や対策の強化を要望してきましたが、こうした国内外の動向を踏まえ、現在の状況を基礎自治体としてどのように認識されているのか、午前中に質問のあった部分ですが、改めて市の見解を伺います。

○市長（丸山哲平君） 繰り返しの答弁となりますが、有機フッ素化合物に関わる問題につきましては従

前から申し上げているとおり課題として認識しており、市の取り組む姿勢に変わりはありません。今後とも引き続き市で管理しているむかしの井戸における有機フッ素化合物の調査を実施するとともに、多摩26市で構成する東京都市環境・公害事務連絡協議会を通じて国や東京都に対し、この問題の原因究明、対策について要望してまいります。

○7番（小坂まさ代君） 今後も国や東京都の動きを注視し、多摩エリアの他の自治体とより一層緊密な連携を強く求め、次の質問に移ります。

こちら15ページ、防災対策についてです。トイレ処理剤の確保や老朽化した同報系防災行政無線子局、防災備蓄倉庫の更新を速やかに進めたいと同時に、発災を想定した実践的な訓練も重要です。今年度に職員と地域住民で行った地区防災センター開設運営訓練は、アクションカードを使った実動訓練として多くの気づきが得られたと好評でした。今後も内容を充実させ、より多くの住民が参加し、対応を共有できる訓練が重要だと考えますが、市の見解を伺います。

○市長（丸山哲平君） アクションカードを用いた実動訓練は、初動対応の理解を深める上で極めて有効な取組であると認識しております。参加者からの貴重な御意見を踏まえ、今後は指揮所の旗や腕章による可視化を進め、水・トイレ場所の地図の明示、備蓄倉庫のゾーニングなど、全ての人が迷わずに動けるよう訓練内容を改善してまいります。また、学校との連携をさらに強化し、新たに教職員の方々も交えた訓練を実施したいと考えております。これにより、平日の日中の発災時における児童・生徒の安全確保とスムーズな避難所開設の両立を目指してまいります。今後、地域住民の参加枠を広げ、より多くの方が自分事として参加できる体制を整えてまいります。地域防災計画に基づき自助力・共助力を高め、災害に強いまちづくりを着実に推進いたします。

○7番（小坂まさ代君） よろしくお願ひいたします。

続きまして、16ページ、グランドデザイン等策定事業についてです。グランドデザイン等策定事業及び国分寺市都市計画マスタープランについて、来年度市民ワークショップ等を実施することですが、その具体的な取組方法についてお示しください。また、グランドデザインの策定は市長の公約でもあります。グランドデザインと都市計画マスタープランとの違いについてお伺ひいたします。

○市長（丸山哲平君） グランドデザイン等の策定に向けた市民ワークショップ等につきましては、アーバンデザインセンターの支援を受けて実施することを予定しており、その具体的な企画内容については、まさに目下、検討をこれからしていく段階にあります。また、グランドデザインについては、まちの将来像が見える化したものでありますが、行政計画として法的な定めはありません。

また、都市計画マスタープランの内容とは関連性が高いことから併せて検討に取り組んでまいり、どのような位置づけにするかの検討も進めてまいりたいと思っています。令和8年度はグランドデザインと都市計画マスタープランとの関係性を整理した上で、市民の方々に伝わりやすいものになるよう検討してまいりたいと思います。

○7番（小坂まさ代君） ぜひ市民とビジョンを共有できるよう、取組と発信をお願いいたします。

続いて、同ページの住宅マスタープランの改定について伺います。実効性のある計画を策定するためには、実態調査や十分な市民意向の把握が不可欠と考えます。ワークショップやパブリック・コメントを実施することですが、住宅に関する取組を行う関係者や団体からの意見収集も必要です。また、今後10年にわたる計画であることや、設置が努力義務であることから、居住支援協議会を明記していただくよう求めます。市の見解を伺います。

○市長（丸山哲平君） 住宅マスタープランの改定につきましては、実効性のある計画策定を目指し、市民の意向把握についても工夫して実施してまいります。次期計画における住宅確保要配慮者への居住支援の取組については、国や都の上位計画、また市における住宅確保の状況等を踏まえ、検討を進めてまいりたいと思います。

○7番（小坂まさ代君） 住まいを確保することが極めて重要であるという点については、認識を共有できていると理解しています。今後、住宅に関わる方々と福祉に関わる方々が共通の言葉で議論をより深めていくことが必要だと考えています。引き続き前向きな御検討をお願いいたします。

続きまして、駅周辺整備について一括して伺います。今後の厳しい財政見通しの下、インフラの更新や維持管理費の増大が見込まれる中で、バリアフリー基本構想の推進を図ることは難しい課題だと考えます。この課題を克服するためには、施政方針に示されたように行政主導から公・民・学連携による持続可能な仕組みへの転換が不可欠なのではないでしょうか。各駅周辺の計画を、バリアフリー基本構想を土台としつつ、単なる個別整備にとどめることなく国分寺市の未来像として描き、市民とビジョンを共有していただきたいと考えます。また、こうした公共空間の利活用や運営に専門家の創意工夫をどう取り込み持続可能な連携体制を築いていくのか、まちづくりの具体化に向けたお考えをお示しください。

○市長（丸山哲平君） 御質問の内容が多岐にわたっていますので、少し分けて回答させていただきたいと思います。

まず、バリアフリーについて申し上げますと、都市のバリアフリー化は、公共交通や駅、商業施設、病院など、行政やそれぞれの事業者が行い、それらが面としてつながることで初めて実現するものだと考えております。そのため、バリアフリー基本構想の実現に向けては、既に行政を含めた事業者、当事者、識見者による国分寺市バリアフリー基本構想推進協議会を組織し、連携して事業を進めるとともに、進捗について点検・評価を行っておりますので、今後ともこの枠組みをしっかりと大切にしながら進めてまいりたいと思っています。その上で、公・民・学連携については重要な視点と認識しておりまして、それゆえに今回、アーバンデザインセンターという取組もしっかりと進めていきたいということを表明させていただいております。

なお、今回一括で様々な事業の御提示をいただきましたが、実際のところ、各種事業はそれぞれ最適な事業手法であったり、また範囲、内容も多岐にわたるので、それぞれの関連については、個別具体的に最適な形を模索していきたいと思っています。

なお、駅周辺の整備に当たってはバリアフリー基本構想を踏まえつつ、様々な条件・状況や権利者及び利用者のニーズも考慮しながら将来像を見いだしていく必要があります。まずは課題及び条件の整理を行い、実現可能な将来像の具体的なイメージを示しながら、権利者をはじめとした多くの方々と話し合い、検討を進めていくところであります。

また、西国分寺駅周辺についてですが、地元商店会、鉄道事業者と連携して西国縁日等のイベントを開催し、公共空間を使った地区の魅力向上を図ってまいりました。今後はアーバンデザインセンターの活用を視野に、公共空間の利活用の社会実験も展開してまいりたいと思います。

御質問の内容は、ある意味、中長期的な非常に幅の広い内容かと思っていますので、しっかりと公・民・学、こういったものも取り入れながら、よりよい魅力的なまちづくりを進めていきたいと思っています。

○7番（小坂まさ代君） 社会実験の展開に大いに期待したいと思います。

続きまして、17ページ、国3・4・12号線国分寺駅上水線についてです。国分寺駅北口から北へ延びるこの市道は熊野神社通りまでの約330メートル、両側に6メートルの広い歩道を備えた幅員22メートルの駅前広場へのメインゲートとなる重要な路線であると認識しています。本路線の整備は、駅周辺の渋滞緩和や歩行者の安全性向上はもちろん、災害時の緊急車両の通行確保や延焼を防止する防火帯としての機能など、市民の安全と利便性を高めるものと理解しています。

そこで3点伺います。令和9年3月末までの事業期限まで、あと残り1年余りとなりました。用地取得を継続して進められているとのことですが、現在の進捗状況について伺います。

2点目です。これまでの進捗をお聞きすると、期限内での事業完了は現実的に厳しい状況にあるのではないかと推察されます。事業期間の延伸について現在どのように考えているのか、方向性を伺います。

そして最後に、新たな路線の事業化に向けた基礎調査を実施することですが、具体的にどの路線を対象とした調査か、現在進められている国3・4・12号線の整備が非常に重要な局面にある中で、このタイミングで新規路線の調査に着手することとした理由についてお聞かせください。

○市長（丸山哲平君） 3点御質問いただきました。まず、進捗状況ですが、国3・4・12号線につきましては、現在用地取得を進めているところです。今月末時点の用地取得率は、画地ベースで約76%という状況です。残る画地についても、権利者と令和8年度中の用地取得完了に向け、協議を進めているところでありまして、物件移転の完了した区画から順次工事に着手する予定であります。

続いて、今後の事業期間の延伸についてのお問合せですが、こちらについては工事に要する期間を見定め、今後検討していく予定であります。引き続き早期の事業完了を目指しながら、当然権利者の方々の生活再建に寄り添うことも大事でありますので丁寧に対応を進め、判断を下していきたいと思っています。

そして最後の点ですが、新規路線の事業化に向けた基礎調査の対象路線につきましては、現在東京都、特別区、26市2町で策定中の「東京における都市計画道路の整備方針」において、新たに優先整備路線に位置づける国3・4・12号線の延伸区間、熊野神社通りから連雀通りまでとなります。本区間は国分寺駅北口地区へのアクセス向上、歩行者や自転車のゆとりある通行空間の創出、災害時におけるけやき公園などの防災関連施設へのアクセス向上に資するものであります。新規路線の事業化につきましては、様々な検討や関係機関との協議のため時間が必要となるということもありますので、国3・4・12号線の現状の進捗いかに問わず、今後の効率的な整備に向け必要な調査を行う必要があるということで、基礎検討に着手したいと思っております。

○7番（小坂まさ代君） 引き続き権利者の方や近隣の方々への丁寧な対応をお願いするとともに、整備の進捗については引き続き注視させていただきたいと思います。

それでは、次に、本市の大きな魅力である緑地の保全について伺います。18ページです。東京都による都市農業の風景を地域の資産として守り育てる「農の風景育成地区制度」について伺います。本市においてもこの制度の研究を進めていくとのことですが、その具体的な目的や、今後どのような展開を考えているのかお聞かせください。

○市長（丸山哲平君） 農の風景育成地区制度につきましては、公益的機能を持つ都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を維持していくことを目的に創設されています。本制度の趣旨を地域の皆さんと共有するとともに、農の風景の維持保全に向けた様々な取組を展開していくパイロット地区的な意味合いが大きいものと認識しています。まず先行事例等の情報収集、また実際に農業者及び地域の方々との話し合いを進めながら、この制度の実現可能性、期待、活用について検討を進めていきたいと思っています。

○7番（小坂まさ代君） 　　ぜひお願いいたします。

緑地保全について、もう一点質問させていただきます。令和5年度内に市内7か所で動植物調査が実施されましたが、この貴重な調査結果を今後の整備や管理にどのように反映させていくのか、市の方針をお聞かせください。また、緑地を末永く守っていくために、これまでの市民ボランティアの方々に加え、若い世代や民間事業者も一緒に参画できるような仕組みをぜひ推進していただきたいと考えますが、お考えを伺います。

○市長（丸山哲平君） 　　樹林地や緑地につきましては、現存する貴重な緑を保全しながら、市民の憩いの場となるように整備してまいります。整備に当たっては庁内で連携を図りながら、動植物調査結果等を参考にしつつ、市民懇談会での意見も踏まえ、進めてまいります。

維持管理につきましては、これまでも、どなたでも参加できる国分寺市緑のボランティア制度を活用し、市民団体との協働により行ってまいりました。引き続き、ホームページや現地等で広報に努め、参加を促してまいります。市民ボランティアのお力は大変有用なもの、また必要なものであると認識しておりますので、市としても御指摘があったように、お若い方であったりとか、多くの方々に参加していただきたいと思っているんですが、正直なかなか難しい面も現実問題としてありますので、またぜひ議員におかれましても具体的な御提案等がありましたらお聞かせいただければ、積極的にそういった意見も踏まえ、新しい方が参加いただける仕組みに取り組んでまいりたいと思います。

○7番（小坂まさ代君） 　　ぜひこちらからも提案をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、19ページと21ページにも触れられております公共施設等総合管理計画の改定について伺います。今回の計画改定は、単なる施設更新にとどまらず、人口減少や財政の制約を見据えた都市経営の大きな転換点になると考えています。本計画を単なる箱物整理に終わらせず、DXの進展やライフスタイルの変化に合わせた機能の再編へどのようにつなげていくお考えでしょうか。また、合意形成に向けて今後どのように市民と対話を進めていくのか、現時点でのお考えをお聞かせください。

○市長（丸山哲平君） 　　公共施設等総合管理計画自体が、そもそも機能の再編・充実を意図して策定されているものとなります。当然その改定に当たっては包括施設管理委託によるデータ・ノウハウを活用し、物価、人件費、建設費高騰への対応策、人口ビジョンに基づく将来設計、サウンディング型市場調査結果を踏まえた民間活力の投入などの新たに分かった部分、また客観的な情報等も交え、中長期的な社会情勢の変化も取り込みながら策定に臨んでいきたいと思っています。市民の公共施設マネジメントへの理解と意識の醸成を図りつつ、対話の在り方についても大切な点だと思いますので、適時適切に検討を進めていきたいと思っています。

○7番（小坂まさ代君） 　　ぜひお願いいたします。

本格的改定に向けたスケジュールについて伺います。令和10年度の本格改定を見据えた来年度からの2年間は非常に重要な準備期間と考えます。この期間中にどのような市民参加の場を設け、いつ頃実施される予定でしょうか。

○市長（丸山哲平君） 　　具体的なスケジュールは現在検討中ではありますが、大事な点としては、一部ではなく広く市民全体に公共施設マネジメントへの当事者意識を持って深めていただくこと、これが重要だと思っていますので、早期からイベントなども通じて公共施設マネジメントの重要性を実感できる取組を多角的に進めていかなければと、このように考えています。

○7番（小坂まさ代君） 早期から多角的にということです。展開に期待したいと思います。スケジュールについては、また適切な場で確認させていただきたいと思いますので、御報告をお願いいたします。

続いて、20ページの地球温暖化についてです。地球温暖化は災害や健康に直結する喫緊の課題であり、市長が掲げるオール国分寺での持続可能な社会づくりが不可欠です。令和4年度の市民アンケートでは、約9割が対策の重要性を認識する一方、再エネ導入や断熱改修など、脱炭素に直結する大きな行動への移行には至っていない実態が浮き彫りとなりました。世代や属性により行動へのハードルは様々ですが、この意識と行動の乖離を埋め、全市民を巻き込む上での最大の障壁は何だと認識されているでしょうか。多様な市民がそれぞれの入り口から一歩踏み出せる仕組みづくりへと行動変容を加速させるために、市は今後どのような役割を果たしていくべきとお考えでしょうか。

○市長（丸山哲平君） 今、市民アンケートを踏まえた問題の御提起がありましたが、私の認識としては、国分寺市は決して他市の方に比べて行動を含めて劣後するものではなく、意識また行動の割合においても高いものはあると、このように認識しています。ただ一方で、おっしゃるとおりその意識と行動の差を見れば、まだまだこれを埋めていかなければいけない、ともに高めていかなければいけないといった向きの御質問かなと理解させていただきます。

それについては、第三次国分寺市環境基本計画で目指す環境像を実現するため、環境学習、環境活動というものをこの戦略の原点として捉えているということでもあります。世代や属性によって興味、関心が多岐にわたる、違いがあるということをしかり念頭に置きながらも、多くの市民・事業者がこうした学びや体験の場に参加して環境問題を自分事として捉え、行動していただけるよう促していく環境構築が大変重要であろう、このように思っています。これを実現していくため多様な主体とのつながりや広がりを進進し、輪を拡大することにより、オール国分寺での取組が結実していくものと考えておりますので、引き続きしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○7番（小坂まさ代君） 子どもも含めた市民一人一人、オール国分寺での取組を進められるよう、私たちも発信や学習会など、できることを考え続けていきたいと思います。

続きまして、21ページ、旧庁舎用地利活用についてです。今月27日、28日のお披露目会が恋ヶ窪駅周辺で実施できないことは大変残念です。解体や今後の建設で御不便をおかけする近隣の方々や庁舎移転後のにぎわい減少を残念に思っている恋ヶ窪駅周辺の皆さん、そして新しい施設の完成を待ちわびている地域の方々がより足を運びやすい場所での開催を数か月前から検討しておくべきだったのではないのでしょうか、こうした配慮が市民の信頼の土台となると考えます。

さて、4月に新設される複合公共施設準備室については、単なる工程管理にとどまらず、市民の思い出が詰まった場所を再構築する視点から設計や建設のプロセスそのものに市民が継続的に伴走し、愛着を育んでいける仕組みづくりが重要なのではないかと考えます。他の自治体の先進事例を参考に、単発のアンケートやワークショップにとどまらず、設計の進捗に合わせて対話を重ねていく継続的な市民参加の仕組みを構築し、施設完成時には既に子どもや若者を含めた多くのサポーターが育っている状態を目指していただきたい。新設部署のミッションにハード整備だけではなく、対話を通じて共に施設を育て、国分寺市のシビックプライドを醸成する文化づくりも含めていただきたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 旧庁舎用地利活用に関するお披露目会の会場については、市内全域からのアクセスと公共施設の空き状況を踏まえて設定しております。なお、当日の御参加が難しい方のため、市ホームページにおける情報公開など、より多くの市民に知っていただける機会を予定しているところです。一方

で、議員の御指摘の部分についてもしっかり受け止めさせていただきまして、情報がしっかり届くような形、そういった工夫というのは、今後一つの課題として私も認識しておきたいと思っています。

また、後段の部分でございますが、複合公共施設準備室は施設の在り方を検討する新たな部署として、市民全体との対話を大切にしながら事業の進捗状況を分かりやすくお伝えし、事業コンセプトをお伝えしていく、こうしたミッションを帯びているものだと考えておりますので、今後もこういった市民の参加、市民との対話についてはしっかりと考えながら工夫していきたいと、このように思っています。

○7番（小坂まさ代君） 対話を大切に、まちに恋する人を育てる取組、大いに期待したいと思います。子どもも含めた継続的な市民参加の仕組みの研究を、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、21ページの並木公民館・図書館についてお伺いいたします。本年10月から予定されている約1年半の長寿化工事に伴う完全閉鎖はやむを得ない措置と理解はしておりますが、高齢者や子どもたちの外出機会の減少や健康悪化、孤立の進行など、コミュニティの断絶につながることを強く懸念しています。公民館を拠点に活動してきたサークルや市民団体、日常利用者の居場所が失われないよう、近隣の代替スペース確保や活動継続に向けた丁寧な調整を図るべきと考えますが、市の見解を伺います。

○教育長（古屋真宏君） 並木公民館の改修に伴います長期休館につきましては、従来から計画に基づいて実施するものではあります。市民団体の活動の場や高齢者や子どもたちの居場所をどのように確保するかについては重要な課題であると認識しております。公民館は学びと交流の拠点であり、その機能が一時的に停止することは、地域の教育環境に少なからず影響を及ぼすものと受け止めております。一方で、本市の施設状況等を踏まえ、新たに専用の代替施設を確保することは、現時点では困難な状況にございます。そのため、既存の公共施設の活用や学校施設との連携、関係部署との調整を図りながら、機能が途切れることのないよう努めてまいります。学校施設の活用につきましては、安全管理や学校運営への影響を十分に考慮しつつ、可能性について検討してまいります。あわせて、利用団体の活動形態に応じ、可能な限り支援をしてまいります。

○7番（小坂まさ代君） どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、並木図書館についてお伺いいたします。並木図書館が所蔵する約9万2,000冊の資料は市民共有の貴重な財産です。市内で並木図書館にしかない蔵書もあります。工事期間中も他館からの予約に応じた出庫、配送体制を整えるとともに、現地や近隣施設に予約資料の受け取り、返却窓口を設けるなど、図書館機能を地域内で継続的に提供するお考えについてお聞かせください。

○教育長（古屋真宏君） 工事期間中の並木図書館の蔵書につきましては、温度湿度管理が可能な適切な場所に保管することを想定しております。そのため、他館からの予約リクエストにつきましては随時出庫、配送することが難しいことから、市民の方々に御不便をおかけしないよう、他の自治体からの借用で対応してまいります。

休館中の図書館サービスの提供につきましては、光図書館や恋ヶ窪図書館への利用を促すとともに、小・中学校への学級文庫の貸出し冊数を増やすことや、貸出し期間を延長するなどの対応を考えているところでございます。本の読みづらさを感じている方や視覚障害のある方で図書館に来館することが困難な方につきましては、障害者サービスを利用し、図書資料の送付と返却を引き続き行ってまいります。また、少しでも市民の利便性を高めるため、図書の返却につきましては現地にブックポストを設置する予定でございます。

○7番（小坂まさ代君） ブックポストを作っていただけるということ、ありがとうございます。また、

図書資料の送付を障害者の方にしてもらっていますけれども、期間中は枠を広げることなどを御検討いただければと思います。

続きまして、先ほども質問がありましたが22ページ、市民課窓口業務の民間委託導入について伺います。本事業は、市民サービス向上を目的とする一方、マイナンバーなど重要な個人情報を扱う業務でもあります。市民の安心につながるよう、次の3点についてお尋ねします。

1点目、個人情報の保護の体制について、直営から民間に移すに当たり、情報の安全性をどのように確保するのか御説明ください。

2点目、待ち時間の要因分析と委託の妥当性について、混雑の要因をどのように捉え、その解決策として民間委託が適切と判断した理由について伺います。

3点目は職員の専門性の維持についてです。業務の外部化により知識や経験の蓄積が弱まっていく懸念もあります。将来的な行政全体の市民対応力をどのように維持・向上させていくのか、お考えを伺います。

○市長（丸山哲平君） まず、個人情報保護については、その重要性をしっかりと認識しております。事業者の選定要件を仕様書に盛り込むとともに、契約前の協議においても共有を図り、職員と同等の守秘義務、個人情報の管理を徹底してまいります。

2点目、市民課窓口が混雑し、手続に多くの時間がかかっているとお声をいただいております。こうした中で市民課窓口業務の民間委託を今回判断したわけでありますが、この理由といたしましては役割分担の最適化を図る、つまり業務の範囲を明確に設定することによって職員において担当業務にしっかりと集中した部分でクオリティを向上させるとともに、民間活力、ノウハウを生かしながら現状の業務フロー、レイアウト等の今後の改善ということも含め最適であるとの判断に至りました。

最後のノウハウにつきましては、しっかりと手続・作業等のマニュアル等を整備し、職員自身が対応できる対応というものも整えた上で、また受託事業者のノウハウを引き継ぐことでしっかりと対応できるよう努めていきたいと思っております。

○7番（小坂まさ代君） ぜひ丁寧に進めていっていただきたいと思います。

最後に、丸山市長に市政運営における経営の視点について伺います。昨年の所信表明に続き、今回の施政方針においても「経営の視点」という文言が繰り返し述べられています。私は、経営とは限られた資源を最大限に生かし、将来世代へ持続可能な価値をつないでいく営みであると考えます。困難を抱える市民への支援はもとより、地域コミュニティの育成や教育への取組も、まちの土台を育てるための不可欠な投資であると考えられます。人と人とのつながりを育み、一人一人の力を引き出すことが、結果として将来の社会的課題の発生や、行政コストの増大を防ぐ確実な経営判断につながると考えます。こうした一見目に見えにくい社会的価値をどう評価し、市政運営に反映させていくのか、市長の掲げる経営の視点について改めてお聞かせください。

○市長（丸山哲平君） 午前中のはせべ議員への答弁と重複すると思うんですが、私自身、経営というものを無機質なものとしては捉えておりません。有機的な、体温を持ったものであると思っています。そういった意味では現時点のみならず将来というところを見据えて、御紹介いただきましたようにそういった将来世代へ持続可能な価値、できればその価値をよりよいものとして、より大きなものとして伝えていくプロセス、運動であると、このような観点で捉えています。その意味では人への投資、また人の成長を促す、人間が人間の社会をつくっていくわけでありますから人間が主役でなければいけない、無機質なものではないと私は思っています。そういった意味で、私自身もこの市政の場においても、また庁内の職員

研修等も含めてでございますが、人が人として成長する、こういったところへの投資というものは必要不可欠であるという認識でありますので、その点は議員のおっしゃっている部分と変わらないかなと思います。あとは数字でしっかり示す等の根拠も必要だと思いますので、そういったところを双方見ながら、体温のある経営というものをしっかり進めていきたいと思っています。

○7番（小坂まさ代君） 温かい経営の視点ということで、方向性は同じほうを向いているということを確認させていただきました。より暮らしやすいまちづくりに向け、私たち国分寺・生活者ネットワークは日々の暮らしの中から生まれた声を届け、政策提案を令和8年度も続けていきたいと思っています。

以上で、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、国分寺・生活者ネットワークの代表質問を終わります。

この際、10分程度休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時20分再開

○議長（尾沢しゅう君） 会議を再開いたします。



○議長（尾沢しゅう君） 続きまして、無会派（れいわ新選組）の高野議員。

（2番 高野ふみお君登壇）

○2番（高野ふみお君） それでは、無会派（れいわ新選組）を代表して質問いたします。

初めに、市長の施政方針全体について申し上げます。私も、何人かの議員の方が触れていますが「経営の視点」から始めさせていただきたいと思っています。市長は今回も経営の視点という言葉を繰り返し用いられております。一方で、市民からは次のような声も寄せられております。自治体は会社ではない、利益を上げることが目的ではなく、利益を追求せざるを得ない民間では担えないことを引き受けるのが公の役割ではないかと、私はこの御意見は極めて本質を突いていると感じました。この間、ぶんバスの運賃は100円から200円へと値上げされ、資源プラスチックごみ収集袋も有料化をされました。市民負担が相次いで増える中で、市がもうけようとしているのではないかと受け止められても致し方ない状況ではないかと考えます。自治体経営に効率性は必要です。しかし、自治体の存在目的は利益ではなく、市民福祉の最大化であるはずです。

海外に目を向ければ、今度は北欧ではなくてアメリカですけども、例えばアメリカ、ニューヨークでは市営バスの無料化を掲げる動きが報じられております。一方、国分寺市では倍額への値上げ、方向性は対照的です。物価高騰の下で、市民も事業者も疲弊しています。こうした局面だからこそ資源プラスチックごみ収集袋の無料化、あるいはぶんバス運賃の引下げなど、この数年で増加してきた市民負担を軽減する大胆な政策転換を検討すべきではないでしょうか。経営の視点から見ても、負担増が続くまちよりも、負担軽減に踏み出すまちのほうが選ばれる自治体となり得るのではないのでしょうか、市長の見解を伺います。

○市長（丸山哲平君） 初めに、私はこれまで経営について利益を上げることが目的、またもうけることが目的という発言はしたことはありませんので、勝手な解釈に基づいて論を進められても妥当ではないかなと思っています。

先ほど来答弁させていただいておりますが、私が考える経営とは明確なゴールを定め、手持ちのリソー

スを把握した上で戦略を立て、日々改善を図り、目標を達成し続けていくというプロセスそのものを指すということでもあります。その目標とは、すなわち市民利益の最大化でありますので、御指摘はまず該当しないということでもあります。そして、この経営という概念は民間でも行政でも変わりがなく、組織においては欠くべからざるものであると、このように考えています。今後につきましても住民福祉のさらなる増進に向け、市民ニーズを的確に捉え、適時適切に必要な事業を展開してまいりたいと思います。そのためには中長期的な経営の視点に立ち、不断の行政改革により事業の統合、縮小、廃止、人員配置の適正化を図るなどにより、将来の負担を先送りすることのない持続可能な行財政運営のかじ取りを行ってまいりたいと思います。

また、先ほど来、先般からも海外事例の御紹介をいただいておりますが、私自身、旅行ベースではなく実際にビジネスの現場として海外で駐在してまいりました。様々な国で先進的な制度といったものはあります。しかしながら、その背景としてその地域ごと、社会ごとの課題があつて、そこから出てくる政策というものがあります。単に切り取りをされて、この点だけを見て日本社会が遅れているといった議論というものは、私は少し表層的ではないかと思っています。当然日本社会には問題があります、課題があると思っています。しかしながら総じて言えば、私は、日本社会はいい社会である、そしてその課題は解決できるとしています。ぜひともそういった観点に立って、より血肉化された御提案というものであれば共感する余地も大いにあるかと思いますが、単に「あれこれせい」ということでは、それについては「うん」ということは少し難しいということは申し上げたいと思います。

○2番（高野ふみお君） 踏み込んだ御発言ありがとうございます。まさにそのとおりかなと思います。私、日本というよりも国分寺市レベルの現実にはフォーカスして議論を進めたいと考えておりますので、そこも御理解いただきたいと思います。

今まさに、ただいま市長がおっしゃったように、経営は利益を上げることが目的ではないと明確にお示しいただきました。個人的に私はNPOも経営したことがありまして、経営とかマネジメント、マーケティングという概念は、非営利団体にも幅広く適用される概念であると私も理解しているつもりであります。そうした意味で住民福祉のさらなる増進を目的とすると、また市民ニーズを的確に捉え、将来に負担を先送りすることなくという、かといって、今負担を上げ過ぎて市民を疲弊させたり、希望を失わせたりすることもない、そのような行財政運営、経営をお願いし、次に移りたいと思います。

続きまして、地域経済対策についてであります。国の交付金に加え市の独自財源、すなわち財政調整基金を活用し、市民1人当たり6,000円の二次元コード付きカード型商品券を発行する決断、これは高く評価いたします。一方で、本市は財政調整基金を取り崩さない収支均衡型予算を基本とされていますけれども、基金残高の目標は財政調整基金が30億円、公共施設整備基金が20億円、合わせて50億円です。現実には約100億円近い残高があります。今、市民生活が厳しい中、基金は積み上げること自体が目的ではなく、必要なときに使うことに意味があります。例えば財政調整基金から10億円程度を取り崩し、年内にさらに6,000円の上乗せ発行を行うことは十分可能ではないのでしょうか、それは市民生活の下支えと地域経済の下支えを同時に実現する施策となります。市長の見解を伺います。

○市長（丸山哲平君） 社会経済情勢の変化や災害等に柔軟に対応できる財政体制を構築するためには、将来を見据えた適正な基金残高を確保する必要があると考えております。昨今の金利の上昇や物価高騰などの影響を勘案すると、現在の基金残高では将来にわたり十分な市民サービスを提供し続けることは困難な場合がある、またキャッシュフローの観点からも厳しい局面があると、このように認識しています。

議員御指摘の財政調整基金を取り崩した拡充というものは現段階では考えておりませんが、今後につきましては適正な基金残高の検討を進めるとともに、今回過去最大規模の予算を編成しておりますので、私自身は積極的に必要なところにはちゅうちょなく施策を実施してまいります。

また、先ほどの積み上げること自体が目的と言ったことは、私はありません。そこも言葉を勝手に切り取らないでいただきたいと思いますし、一方で、高野議員がおっしゃるように財政調整基金を崩すことを目的にも私はいたしませんので、しっかりと必要な事業を適切なタイミングで適切に行っていく、将来に責任を持って仕事をしてまいります。

○２番（高野ふみお君） 国分寺市の独自財源を使つての上乗せはすばらしいという評価は市外でも聞いております。また災害時の対応については、これまでも基金というのはそれほど必要ない、災害時に必要なのは金ではなく物だという議論を、エビデンスも示した上で私は行ってまいりました。市独自の追加の物価高対応策を要望して次に移りたいと思います。

次に３番、ワクチン接種についてであります。施政方針において初めて副反応に関する情報提供に言及されたことは一定評価いたします。私は、これまでも接種の推進には安全な接種体制と迅速な被害救済が車の両輪であると申し上げてまいりました。近隣の立川市では市内の健康被害相談件数や救済申請状況などについて、より詳細な情報公開が行われております。市民が自ら判断するためには効果などの推進情報だけでなく、おっしゃっているようにリスク情報も含めた透明性の高い情報提供が不可欠だと考えます。国分寺市としても立川市と同水準の情報公開を進めるべきではないのでしょうか、市長の見解を伺います。

○市長（丸山哲平君） 予防接種健康被害救済制度につきましては、厚生労働省がホームページにおいて国全体の申請件数、認定件数、否認件数等を公表しており、市ホームページのリンクから確認できます。市独自で公表を行う考えはございませんが、接種の効果や副反応等の情報は接種の判断をしていただく際に必要な情報であると認識しておりますので、先ほど来答弁をさせていただいており、丁寧な情報発信・提供を心がけてまいりたいと思っております。

○２番（高野ふみお君） ありがとうございます。ワクチン被害については国の被害救済がなかなか進んでいない中、自治体レベルで救済を始めているところもあるようでありますので、自治体の取組が新しい救済のきっかけをつくることもあると期待されていると考えます。まずは、より積極的な情報開示から始めていただきたいと述べさせていただき、最後の質問に移ります。

P F A S、有機フッ素化合物についてであります。本日は、はせべ議員等の代表質問でも東広島市や石川県白山市などで国の指針値を大きく超える検出事案が報道されているという指摘があったかと思います。一方で、今回の施政方針においてもP F A Sへの言及がなかったことは大変残念であります。市はこれまでもいわゆる、むかしの井戸の調査やホームページでの毒性情報の発信など一定の取組を行ってまいりました。しかし、市報では「国分寺市の水は安全です」という周知にとどまってきたのではないのでしょうか。確かに蛇口から出る水のP F A S濃度管理は行われております。一方で、問題は長期的な体内蓄積への不安です。市はこれまでも市民の不安や問題の深刻さを認識していると答弁されてこられました。2026年４月から、先ほど国分寺・生活者ネットワークの代表質問でもありましたようにP F O S、P F O Aが水道法上の水質基準へと格上げされて、管理がより厳格化されます。この節目は市民への情報提供を強化する適切なタイミングではないのでしょうか。市報においてもホームページと同水準の毒性情報、健康影響情報を掲載すべきではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

○市長（丸山哲平君） 繰り返し答弁をさせていただいておりますが、有機フッ素化合物に関わる問題に

つきましては課題として認識しており、市の取り組む姿勢に変わりはありません。有機フッ素化合物に関する情報発信については、これまで市ホームページを中心に行ってきております。また、市報による情報発信につきましては、国や東京都の取組状況などにおいて大きな変化があった場合に活用してまいりたいと考えております。いずれにせよ、今後も引き続き国や東京都に対し、この問題の原因究明や対策について要望を続けてまいりたいと思います。

○2番（高野ふみお君） よろしくお願ひいたします。PFASについても自治体の役割は非常に大きいと考えております。例えば血液検査の有効性について、国のQ&Aでは当初あまり推奨していなかったんですけども、岡山県吉備中央町で公費による血液検査が始まって以降は、手引き等で「疫学的に意味がある」と表現を変えたそうであります。環境政策は日本の場合、上からの始動よりも下から、現場からの報告や動きを受けて動くことが主流という説を裏書するものと感じております。そうした意味で国や東京都への原因究明、対策の要望等を継続していただくことや、あるいは主体的な情報発信についても強く要望いたしまして、れいわ新選組の代表質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、無会派（れいわ新選組）の代表質問を終わります。



○議長（尾沢しゅう君） 続きまして、無会派（子どもの未来）の脇村議員。

（3番 脇村たいき君登壇）

○3番（脇村たいき君） それでは、よろしくお願ひいたします。本日、私が日頃指導を担当しております国分寺剣友会の子どもの何人か議会を見に来てくださっておりますので、少しでも政治を身近に感じていただき、楽しんでいただきたいという思いで代表質問をさせていただきます。

まず、1つ目、子どもに関する政策に関して御質問させていただきます。施政方針を拝読いたしまして、子ども分野への様々な手厚い政策が盛り込まれている点、大変心強く感じております。市長は一貫して中長期的な経営の視点に立った市政運営を掲げておられます。子ども政策に関する費用は単なるコストとしてではなく、将来世代への投資という認識でよろしいのでしょうか。また、今後の財政運営におきましても子どもの分野においてはある程度は優先して投資を継続していただくと、そういう理解でよいのか、市長の明確な御見解を伺います。

○市長（丸山哲平君） 議員御指摘のとおり、子どもたちは未来を担う大切な存在であります。子どもたちが健やかに育ち、豊かな創造性や発想力を養い、希望ある未来を切り開いていくことができるよう教育の充実、また環境の整備に取り組んでいくことは市の果たすべき重要な責務であると認識しております。今後につきましても子どもたちの成長を支える環境づくりに取り組み、子どもたちの笑顔あふれる未来を実現するため子ども施策の充実を図ってまいりたいと思っております、すなわちそれは将来への投資であると、このような認識でございます。

○教育長（古屋真宏君） 子どもに関わる施策は、子どもたち一人一人が自らのよさや可能性を発揮し、主体的に未来を切り開く力を育むとともに、「誰もが幸せな未来を描くまち、人と人とがつながるまち、学びが循環するまち国分寺」の実現を支える基盤となるものであり、教育委員会として極めて重要な取組であると認識しております。第3次国分寺市教育ビジョンにおきましては、「主体的に未来を拓く力の育成」及び「すべての子どもたちが輝く教育の充実」を柱とし、全ての子どもたちを大切にし、一人一人の可能性を引き出す教育環境の整備を進めることとしております。

また、学校教育の充実に加え、地域とのつながりの中で学びが循環し、子どもたちのウェルビーイング

の向上と持続可能な社会の担い手の育成につながる教育を推進することが、本市の将来を支える上で重要であると考えております。引き続き、市長部局と十分に連携を図りながら、子どもたちの今と未来を支える教育環境の充実に努めてまいります。

○3番（脇村たいき君） 御答弁ありがとうございます。大変心強く思っております。どうか国分寺市の子どもたちが健やかに幸せに育っていけるまちづくりを心から願います。次第でございます。

続きまして、2つ目の質問に移ります。商品券の安全性と配布方法について質問いたします。昨年の3,000円分のぶんじ地域応援商品券に続きまして、今回は市民1人当たり6,000円分の商品券を発行されることで、物価高騰下における積極的な経済支援策として大変高く評価しております。

一方、前回の事業において一部の市民より、郵便事故や盗難の可能性があるのでないかという不安の声も寄せられております。金券類を普通郵便で全戸配送する方式には、利便性がある一方で、一定のリスクも存在するものと考えます。今回の事業に当たり配送方法の安全性の確保、それから郵便物盗難の防止策などについてどのような検討がなされているのでしょうか。また、希望者に対しては電子的なダウンロード方式を可能にするなど選択制の導入を検討する余地はあるのか、市の見解を伺いたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 二次元コード付きカード型商品券につきましては、前回と同様、普通郵便に追跡サービスを付加した特定記録郵便の方式にて発送いたします。令和6年度、前回実施時には誤配が数件確認されましたが、盗難による違法な利用は発生していないことから、低コストを維持しつつ配達状況を確認できる方法を採用することが今回も適切であろうと認識し、進めさせていただく予定です。

また、御提案いただいたダウンロード方式につきましては、登録店舗側の混乱やシステム上の課題がまだ懸念されることから、今回は採用が難しいところでありますが、大切な視点からの御提案と認識するところでありまして、今後市民のデジタルツールの普及状況、またその習熟度も勘案しながら、市民、事業者双方に有益となる事業の在り方の一つとして研究対象としたいと考えております。

○3番（脇村たいき君） 前向きな御答弁、誠にありがとうございます。盗難による違法利用は発生していないということでしたが、盗難ではないかという市民の声は実際に受けているところでございます。昨年、私が住んでおります本町、本多周辺の地域におきましては郵便物盗難のうわさがございまして、商品券だけ届いていないという訴えがございました。今回は金額が3,000円から6,000円となりまして政策としては大変にありがたい一方で、万が一、お手元に届かない市民がいらっしゃった場合は非常に残念な思いをされるということは容易に想像できるところであります。電子交付の可能性を含め、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

続いての質問であります。防犯カメラについてお伺いしたいと思います。施政方針では、通学路や人通りの少ない場所に街頭防犯カメラを段階的に設置するということを拝読いたしました。市民の安全確保に向けた重要な施策であり、積極的な推進を期待するところでありますが、市民から具体的にこの場所に設置をしてほしいといったような要望があった場合、市としてはどのように検討されるのでしょうか。防犯カメラは公共空間への設置が原則だということは認識しておりますが、例えば私有地であっても繰り返し迷惑行為が発生し地域の生活環境に悪影響があるといった場合は、公共の安全確保の観点からできる限りその私有地に近い場所に設置を検討するといったような余地、選定基準等がございましたらお伺いしたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 先ほども答弁させていただいたものになりますが、街頭防犯カメラの設置場所の選定においては、既存のカメラから半径300メートル圏外となる空白地域を抽出した上で、優先度の高い

場所、具体的には西国分寺駅周辺を今考えているところではありますが、順次選定し、地域の死角を減らしてまいりたいと思っています。

市民の皆様からの具体的な設置要望につきましては、貴重な御意見としてまず受け止めたいと考えておりますが、限られた資源の中で公平かつ効果的な整備を行うため、市が抽出した優先地域への計画的な設置をまず基本といたしたいと思っております。そのため、設置場所は公道等の公共空間を原則とし、個別のニーズに対応する設置については現状少し難しい、困難であると、このような認識であります。

ただし、私有地周辺での迷惑行為等の地域課題の解消につきましては、これもまた一つ解消しなければいけない課題であると認識しておりますので、こちらも御紹介いたしました、今後も自治会・町内会による自主的な設置を支援する防犯カメラ設置補助金制度の活用を促す、またそれをより使いやすいものにする工夫等を加えながら、地域と連携した抑止力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○3番（脇村たいき君） ありがとうございます。私有地付近での迷惑行為の解消を重視してくださること、心強く思っております。ごみのポイ捨てですとか、それから外国の方からの立ち小便などの被害に悩まれている市民の方もいらっしゃいます。こうした不快な思いをされる方が1人でも減るように、引き続き適切な対応をお願いしたいと思います。

そして、最後の質問になります。攻めの経済政策と自主財源の拡充について伺います。施政方針では、国分寺市地域産業活性化プランに基づき、本市の経済の特性を生かした施策を展開するとされております。また一方で、自主財源比率の低下や厳しい資金繰りについての言及が繰り返しあるところでございます。財政基盤を強化するためには歳出を抑制するだけではなく、市内経済を活性化することによって自主財源の拡充をすることが不可欠であるかと考えますが、市として主体的にこれから攻めの経済政策を議論し、中長期的に所得向上や雇用創出につなげる戦略を描く体制は現在どのようになっていますでしょうか。また、もしそういった体制が十分ではないとすれば、市民や事業者から広くアイデアを募る仕組みを新たに構築するお考えがあるのか、市長の御見解を伺います。

○市長（丸山哲平君） 新たな国分寺市地域産業活性化プランの策定に向け、現在、市民や事業者アンケートの集計に加え、事業者や大学、団体へのヒアリングの準備を進めているところでございます。様々な意見やアイデアを伺いながら検討委員の知見を生かすことで、市の特性に合ったプランの策定につなげてまいります。また、経済政策としてはプランのみならず、様々な分野における施策を効果的・複合的に実施することが重要であると認識しておりますので、引き続き努めたいと思っています。

また、新たな産業の創出というものは非常に重要な観点である一方で、国分寺市の経済規模でどこまで行えるのか、またリソース、人力的な問題もありますので、そういったところも総合的に勘案しながら、しかし新規創業という点においてはやはり力を入れていくべきだろうと、一つの軸にはなってくると考えておりますので、今後具体的にになれば、それも一つ一つお諮りしてまいりたいと考えています。

○3番（脇村たいき君） こちらも前向きな御答弁、誠にありがとうございます。心強く思っております。市長の政策実行の力とスピード、それから課題把握の能力に関しましては心から敬意を表するところでございます。ほぼ文句のつけようがないといったところが正直なところでもあります。

その上で、ささやかなお願いといったところで申し上げる所存でございますけれども、今申し上げましたとおり市長の実力がございましたら、市長が本気でこれをやろうと思った政策はほとんど実現できるのではないかと感じているところでございます。そこで今回、先ほど申し上げました攻めの経済政策についての質問に関連するところでございますが、例えば市民所得を倍増させるといったようなもう一段、二段、

スケールの大きな成長目標を示し、市民の皆様の未来への期待を大いに高めていただきたいと思うところ
であります。中でも、繰り返し述べますが子どもたちがきらきらと輝く希望を持って日々生活ができるよ
う、国分寺市の成長のスイッチを押して、押して、押して、押しまくっていただきたいということを強く
期待いたしまして、私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、無会派（子どもの未来）の代表質問を終わります。



○議長（尾沢しゅう君） 続きまして、無会派（日本共産党国分寺市議団）の中山議員。

（5番 中山ごう君登壇）

○5番（中山ごう君） それでは、質問させていただきます。最初に、午前中も質問がありましたけども
学校給食無償化について、不登校の子どもたちが対象外となっている現状を一刻も早く正して対象にする
べきだということを改めて求めたいと思います。多摩地域では青梅市や西東京市が不登校も対象にした無
償化を実施しております。多摩地域以外も含めて幾つかの自治体のホームページを見ましたけども、基本
的には給食停止の申請を条件にしている自治体がほとんどでした。少なくとも同じようなスキームであれ
ば当市においても実施できるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） 先ほども答弁させていただきましたが、不登校状態にある児童への給食費相当
額補助につきましては、国の学校給食費の抜本的な負担軽減において示されたところではありますが、詳細
は明らかにされていないため、直ちに実施することは困難な状況でございます。また、市の学校給食費補
助につきましては、東京都公立学校給食費負担軽減事業のスキームにのっとり実施しており、現在も不
登校状態にある児童・生徒の保護者を対象とする変更は示されてございません。引き続き都の対応状況を
注視しつつ、他の自治体の情報収集に努めてまいります。

○5番（中山ごう君） 直ちに実施することは困難な状況だと答弁がありましたけども、既にやっている
自治体がありますので、それは困難な状況ではないんだろうとっております。この無償化に国分寺市が
踏み切ったときから、日本共産党国分寺市議団としては不登校の子についても市独自に対象とするように
求め続けてきました。当初、対象にしない主な理由として、今も答弁がありましたけども、東京都が補助
対象にしていないと、これが主な理由でした。しかし、丸山市長になって昨年9月の私の一般質問におけ
る答弁では、市長から不登校について、本人だけでなく御家族、御家庭の御労苦が多い、今後も情報収集
に努めた上で適切なタイミングで判断したいという答弁であり、一定変化を感じた答弁でしたけども、し
かし今の教育長の答弁は従前に戻った答弁であり、後退したものと言わざるを得ません。

数年前になりますけども、PTA連合会が主催した不登校の学習会に参加いたしました。グループ討議
もあり、そこでお子さんが不登校になってしまったお母さんが涙ながらに語っておられました、仕事も辞
めざるを得ないと。また、2024年9月から10月にかけて市民団体が学校給食無償化についてアンケートを
取っています。そのアンケートには不登校の保護者からも声が寄せられています。以前にも一般質問で紹
介したこともありますけども、その一部を読み上げたいと思います。

寄せられた意見をそのまま読み上げたいと思いますけども、無償化が格差や分断を広げるようであれば、
それは無償化のそもそもの趣旨に反する。登校しなかった日数分の補助金を支給してほしい。学校に行け
ないだけで負担してもらえないのは差別されているように感じる。子どもは不登校で、登校している子ど
もより費用負担が大きい、多様性を認めず切り捨てる国分寺市の施策に反対します。今の制度では、不登
校もあなたのわがままでしょうと言われているようで大事にされていないように、差別されているように

感じます。昼食の補助金、不公平にならないように対象としてほしい、こういった声が寄せられております。当事者の方たちの率直な思いであります。

また、毎年12月の市議会で報告されている不登校の児童・生徒数を参考に、不登校の子を無償化した場合の市の負担を試算してみました。大まかな概算ではありますが、小学校では1人年間5万3,000円、中学校では1人5万7,000円として計算すると2,120万円、こうした予算で当事者の方たちの思いに寄り添うことができる、しかしそれでもやろうとしない、当事者の方たちのこうした思いをなぜそのまま放置できるのかと、私は疑問でなりません。改めて答弁を求めます。

○教育長（古屋真宏君） 現段階におきましては、先ほども答弁させていただきましたが、市の学校給食費補助につきましては、東京都公立学校給食費負担軽減事業のスキームにのっとって実施させていただいております。不登校傾向にあるお子さんにつきましても、サポート教室や保健室等で給食を喫食していただいているというところもございますので、そういう部分をしっかりと周知しながら、様々な場面で子どもたちにも働きかけてまいりたいと思っているところでございます。

○5番（中山ごう君） 次に、国民健康保険に加入している多子世帯における子どもの均等割軽減について質問いたします。これも度々求めてきたことでありますが、今、東京都標準保険料率に向けて国保税がどんどん値上げされています。統一保険料率にしていくこと自体に私は強く反対していますけれども、今そこに向かってしまっている現状の中では、市の独自施策として実施している自治体もあるように、多子世帯における子どもの均等割軽減は少なくとも実施するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（丸山哲平君） 国民健康保険の子どもの均等割につきましては、子育て世帯の負担軽減の観点から、これまで全国市長会を通じて国に制度の拡充を要望してきたところであります。その結果、令和9年度から軽減対象を未就学児から高校生年代まで拡大する方向で、現在国において制度改正の検討が進められていると認識しております。一方、国民健康保険は国の制度でありまして、現在国の主導により都道府県単位での保険料水準の統一化が進められております。さらに、東京都においては令和17年度決算時点での保険料水準統一化を目指す方針が示されております。都内では子どもの均等割について独自軽減を実施している自治体もありますが、こうした制度は保険料水準統一化の過程で見直しを余儀なくされる可能性があり、既に廃止の方針を示している自治体もあると承知しています。市としては多子世帯を含む子育て支援に対する課題は十分に認識しているところでありますが、これを国民健康保険制度の枠内で対応するのではなく、市政全体において捉え、課題として対応してまいりたいと、このように考えています。

○5番（中山ごう君） 既に廃止の方針を示している自治体もあるということですが、廃止を示していない自治体もあるということだと思っております。私がこの間、一般質問等でも国保税の試算を紹介させていただいておりますけれども、所得230万円、40代夫婦、小学生2人、こういった世帯で国保税がどういう推移をたどっているのか、2018年度は31万8,000円、所得に対する負担割合は13.8%、2026年度はこれが45万4,000円、19.8%まで上がっている。さらに国分寺市が目指している2025年度の東京都標準保険料率ではこれが53万4,000円、23.9%まで上がっていくという状況になっております。2026年度の当市の国保税では、小学生以上の子ども1人につき年間国保税が4万8,000円も課税されます。これが東京都の標準保険料率になると6万6,000円にもなります。国保の独自の制度として均等割は子ども一人一人に定額が課税されることから、前から言われていますように少子化対策に逆行しているという問題が社会化しております。だからこそ、自治体でできることとして、せめて多子世帯の子どもの均等割を独自に軽減しようと、そういう自治体で取り組まれています。

多子世帯の子どもの均等割軽減を実施しているところはシステム上でどう管理しているのかと問合せをしましたところ、エクセルで管理しているということでした。私もこれはびっくりしましたが、そしてこのやり方がベストだとは思いますが、しかしここまでしてでも実施すべき施策に位置づけているということだと思います。それは国保税がどんどん値上がりする中で、多子世帯においてできる範囲の軽減をさせようと、そういう政策的判断があるのだと私は思っております。

前回定例会の一般質問で健康部長から、保険料の負担上昇率が青天井でよいとは考えていないと答弁がありましたけども、先ほど紹介したように2018年度に13.8%だった負担率の世帯が、都の標準保険料率では23.9%と10ポイントも増えて、金額では20万円以上も増えることになる、これは被保険者にとっては青天井の値上げだと私は思います。その中で、せめて多子世帯に対して少しでも負担を軽減しようとする市の姿勢が問われている問題だと私は思います。まずはこの多子世帯における第2子以降の被保険者数が何人いるのか、せめてそうした調査をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（丸山哲平君） 繰り返しの答弁になりますが、国民健康保険制度が国の制度であるということ、また被保険者の人数、また構造というものが変化しているということは承知しておりますが、適切な制度設計というものは国の責任においてしっかり果たすべきであると考えておりますので、先ほどの答弁になりますが、市としては多子世帯への子育て支援に対する課題自体は認識をしておりますので、市政全体において対応を図っていききたいということであります。

○5番（中山こう君） 次の質問に移ります。学校の宿泊行事における保護者負担についてです。この間、一気に増えていることを取り上げてきました。小学6年生の日光移動教室では、保護者の仮払いが2023年に3万3,000円だったのが2025年には4万8,000円、2年間で約1.5倍に増えています。新年度予算で宿泊行事への補助について、日光移動教室は800円の補助が増えると、中学3年生の修学旅行では6,150円補助が増えるということで、これは一定評価をしておりますけども、しかし日光移動教室については保護者から、この値上げ分では消費税分にもならないではないかと言われてしまいました。補助の額についても今後求めたいと思いますけども、今日この場では、就学援助を受けている世帯の代理払いについて求めたいと思います。就学援助を受けている世帯でも一旦負担してから実施後に支給を受けるという中身になっていきますので、負担軽減を図るためにも市が直接事業者を支払う代理払いを導入すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） 修学旅行・移動教室につきましては、学校教育活動の一環として実施される重要な行事であり、経済的理由により参加が困難とならないよう、就学援助により必要な支援を行っているところでございます。本市の就学援助における修学旅行費・移動教室費につきましては、実際に要した費用に基づき支給する実費補助としており、費用確定後にその実額に応じて支給することで制度の適正な運用を図っているところでございます。議員御提案の代理払い方式につきましては、費用確定前に公費を支出する必要があることや、実費補助制度との整合性、精算事務の課題等があるものと認識しております。参加費が払えずに参加することができないとの御相談も担当課では伺っていないことから、現時点におきましては代理払い方式を導入することは考えてございません。

○5番（中山こう君） 答弁の最後の部分は、相談がないから代理払いの導入を考えていないという答弁でしたけども、丸山市長の所信表明では、全体の奉仕者として市民の皆様の声の有無、大小に関わらず国分寺市として必要な施策を推進と、このように述べられています。この所信表明とそごがある答弁ではないかと私は感じております。この物価高で実質賃金が下がり続けているにもかかわらず立替え費用が膨ら

んでいるという中で、声がないから必要な施策と考えないというのは思考停止状態に近いのではないかと
言わざるを得ません。そして、この代理払いは市の負担が新たに増えるものでありません。支払いの方法
を工夫して、就学援助の趣旨に沿って受給世帯の負担軽減を図っていくという提案です。今、精算払いの
こともありましたけども、最初の立替払いの8割、9割を市から事業者払い、実施後、確定された金額
の差額分を追加で市が事業者を支払う、事業者の御協力もいただくということが前提になりますけども、
こうした流れであれば代理払いは十分可能だと思います。

今回の代表質問で求めました3つの施策は、どれもやればできる施策ばかりだと私は思っております。
新規事業は必要な施策を積極的にやっていくと先ほど市長から答弁がありました。市民からの声の有無で
はなく、今日の社会情勢から市民の暮らしの厳しさに寄り添って考えていただきたいということを指摘さ
せていただきます。

そして、最後に指摘にとどめますけども、東京都が夏の暑さ対策ということで、低所得そして生活保護
受給世帯のエアコン設置緊急支援事業を行います。低所得世帯では、その対象については住民税非課税、
住民税均等割のみ課税世帯、あるいは児童扶養手当受給世帯等を東京都が例示していますけども、自治体
として国分寺市がどの範囲にするかを選択するという制度になっております。制度の趣旨から鑑みてでき
るだけ広い範囲、広い方が対象になるように範囲を設定していただきたい。併せて、これは本来であれば
東京都に求めたいところですけども、夏の電気代の補助についても低所得世帯への補助を市としてできる
範囲も検討するべきだという点を求めまして、私の質問は終わります。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、無会派（日本共産党国分寺市議団）の代表質問を終わります。



○議長（尾沢しゅう君） 続きまして、無会派（日本維新の会）の寺嶋議員。

（6番 寺嶋たけし君登壇）

○6番（寺嶋たけし君） 皆様、3連休の中日、大変お疲れさまです。本日の代表質問の最後になります
無会派（日本維新の会）、寺嶋たけしです。短い持ち時間のため、浅く広く質問させていただきます。

まずは財政に関して伺います。予算規模は過去最大であります、自主財源の比率が低下してきている
とのことで、収支均衡を維持している財政がいつ崩れるのか、予断を許さない状況へ来ているという認識
です。これは国分寺市のみでコントロールできない、国や都がレバーを握っている要素も多分にあると理
解しております。それを踏まえて、持続可能な自治体運営をしていくためには歳出改革をより一層大きく
進めながら、少しずつでも新たな財源をつくっていく必要がある、そう考えておりますが、認識に相違な
いでしょうか。

○市長（丸山哲平君） 議員御指摘のとおり、令和8年度予算は市税や税連動交付金等の増により収支均
衡型の予算を維持することができましたが、自主財源比率の低下、金利上昇、物価高騰等による行政コス
トの増大などにより予断を許さない状況と認識しています。今後、持続可能な財政運営を行うためには、
不断の行政改革により抜本的な見直しを行っていくこと、すなわちサービスの質を落とすことなく適正な
体制を構築していく必要があると考えています。その上で税外収入の検討を進め、自主財源比率をできる
限り高めていくことが重要と考えております。

○6番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。私の認識と相違ないことを確認できました。市の人口
自体は依然として増加しているものの、生産年齢人口は減少に転じていき、歳入に関しては現状のままでは
減少する可能性が高い、しかし歳出は逆に増加していく、そういった見込みの中で新たな財源の創出が

必要なのはもちろんのこと、歳出改革なしでは持続可能な自治体ではなくなると考えております。歳出改革は緊縮財政だと、そういったレッテル貼りの話ではなくて、国分寺市が持続可能な形で成長を続けられるまちであり続けるためにも、効果の薄い、または前時代的な事業はしっかりと見直しを図っていき、歳出改革を進めていただければと思います。そのための協力を、私も全力でさせていただきます。

次に、まちの魅力発信、シティプロモーションに関して伺います。新たな財源の創出という意味合いでは、シティプロモーションが一つの大きな鍵を握ると考えております。そこで注視すべき大切な点として、発信側の都合による推したいものをアピールするよりも、受け手側のニーズをしっかりと捉え、それを踏まえて発信していくこと、これが一番重要になります。その上で適切なプロモーションを取っていくということが重要です。これはインナーブランディング、そしてアウターブランディングの両方に通ずるものになります。

まずは、アウターブランディングの観点で質問です。ふるさと納税に関して、株式会社タツノコプロとあらゆる形でコラボレーションなどを今後進めていくとのことですが、こちらの本社はもう国分寺市にはないためふるさと納税での活用は厳しい認識ですが、それ以外、そのほかの返礼品を充実させていく必要があると考える中で、現在検討中の策はありますか、伺います。

○市長（丸山哲平君） ふるさと納税につきましては、制度のルールとして市内に本社など返礼品を企画する組織があること、返礼品が市内で製造されていることなどが基本的な条件となっているため、タツノコプロとのこの点における連携は難しいと考えております。社会のニーズを踏まえるとともに、差別化を図った返礼品という観点は非常に重要なものであると考えておりますので、現在、ＪＲ国分寺駅と鉄道に関連した返礼品の提供について協議を進めております。１日当たりの乗車人員が平均１０万人を超え、ＪＲ東日本管内の主要駅である国分寺駅において国分寺駅員１日体験などを体験できることは、本市ならではの返礼品になり得ると考えており、これにより鉄道ファンを中心とした関係人口の増加にも寄与していくものと期待しています。このほか、まだ詳細が固まっていないためこの場で申し上げることができませんが、様々な魅力ある企業・団体との協議といったことも進めておりまして、今後もこういったコラボレーションを積極的に検討し、推進していきたいと思っております。

○６番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。以前、駅長体験などは御提案させていただいた認識なのですが、なかなか厳しかったと記憶しております。ただ駅員でいけそうなのであれば、ぜひとも実施していただきたいなと思います。

そのほかにも、市内には補聴器のリオン株式会社であったり、そして人気のラーメン店もたくさんありますので、そういった形で様々な手法をこれからもまだまだ発掘できる余地はあると思います。そして市としては返礼品がどんどん拡充していくことは願ったりかなったりかと思っておりますので、その思いを市の事業者にしっかりと伝わっていくような様々な広報戦術でアピール、アプローチ、そしてサポートを引き続きよろしくお願いいたします。

次に質問させていただこうと思っていたのはアーバンデザインセンターの部分なのですが、ほかの方の代表質問でも取り上げられていたので意見だけ残させていただきます。アーバンデザインセンターの活用は、インナーブランディングの観点からも非常に重要な点かと思っております。ですので、ぜひとも定住意識の高い国分寺市がさらに一歩踏み出して、市民とともにこのまちづくりを進めていける未来のためにも、ぜひともアーバンデザインセンターをしっかりと活用していただければと思います。

次の質問です。ＬＩＮＥ公式アカウントに関して、こちら活用の重要性は今後より一層増していくと考

えております。ただ、多くの方に利用されなければ宝の持ち腐れになってしまうと思います。LINE公式アカウントの利用者数をしっかりと伸ばしていく策と、目標登録者数などがあればお伺いしたいです。

○市長（丸山哲平君） LINE公式アカウントの運用開始から約20日が経過し、今現在、約3,800人の登録をいただいています。今の議員の御指摘についてはネットワーク効果、つまり使う人が多ければ多いほど利便性が向上するといったことの御指摘かなと思うんですが、おっしゃるとおりだと考えております。登録者数を増やしていくことが重要であり、LINEでできるメニューを増やしていくことがそのためには効果的であると考えておりますので、令和8年度からは災害時に活用する避難所チェックイン機能など、平時、災害時を問わず利用できる機能といったものを拡充してまいります。

また、目標登録数につきましては、多摩地域トップは人口比で66%、全国的には人口比80%の登録数を獲得している自治体もあります。本市も全国トップレベルの登録数を目指すとともに、普及状況に合わせLINEを活用した行政手続のメニューの充実を含めさらに好循環を進め、全庁を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

○6番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。このようなサービスは、一定メニューが充実していないと初動で利便性を感じず離脱してしまうといったリスクもありますため、まずは利便性の向上に向けてぜひとも尽力していただきたいと思います。ただ、そこからしっかりと利用者数を拡大し、全国トップレベルまで引き上げていくことを目指していくには、それなりの周知策みたいな部分も今後工夫が必要になってくると考えております。そして、こちらは定量評価できるものですので、しっかりとKPIを設定するなどして、運営元であるLINEヤフー株式会社などともぜひとも連携して、こちらの手法をしっかりと検討していただきたいなと思います。

次の質問で、eL-QRの部分に関して質問させていただく予定でしたが、こちらは割愛させていただきます。

次に、市民課窓口の業務改革についてお伺いします。民間事業者への委託を進めるとのことですが、現状の課題と民間委託することで想定される改善ポイント、既に代表質問でも取り上げられておりましたが、こちらを伺わせてください。

○市長（丸山哲平君） 現状、手続等における窓口の混雑や待ち時間の増加、これが課題であると認識しております。また、職員の業務範囲が過度に広いことにより、習熟度の点においても課題があると認識しているところであります。これらの課題を解決するため、市民課窓口業務を民間委託することにより、その役割分担の最適化を図る、そして民間活力、ノウハウを生かしながら業務フロー、レイアウト等も含め今後見直し、改善を図ってまいりたいと思っています。

その効果としては、市民において利便性の向上、待ち時間の短縮はもとより、職員において業務分担の明確化による習熟度のクオリティの向上、窓口対応以外の制度改正対策、システム管理、市民サービスのデジタル化等、来る時代に向けた様々な取組が進められるということ、そして円滑な組織体制の構築と業務改革の促進が期待できるものと考えております。

○6番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。理解しました。本件は、民間のノウハウを活用して業務の改善を図っていくのが一番の近道であると私も考えております。先ほどの答弁でもありましたように、それらの活用をするにとどまらず、ぜひ役所として吸収して、応用可能なものは他部署へ横展開していくイメージをしっかりと持って取り組んでいただきたいと思います。そして民間企業との人材交流なども始まるのお話もありましたので、そういったこともどんどん進めていただければと思います。

次に、教育分野に関しての質問に移らせていただきます。ICT教育に関してです。こちらの大きなメリットは、子どもたち一人一人の習熟度に合わせた個別最適の学習が可能になる点だと私は考えております。ICT技術を活用した個別最適学習としては現在どのような策を検討しているか、お伺いします。

○教育長（古屋真宏君） 個人の学びの特性や進路等に応じた個別最適な学びを実現するための手段の一つとして、ICTの活用は効果的であると考えております。新たな教育系システムでは、これまで導入していたオンライン学習ドリルが個人の理解度と進度に合わせて解けるようになるため、児童・生徒にとってもより使いやすくなります。例えば学習内容につまずいてしまった場合には、類似問題に繰り返し取り組むことができ、学習内容の理解が早い場合には、より高度な内容の学習を進めることができます。また、新たに導入するデジタル採点システムの活用によりまして、教師がより早く一人一人の学習状況を分析することができるようになり、個人に適した学びへとつなげることができます。さらには、一層充実する個別最適な学びの成果を子ども同士が多様な他者との対話などによる協働的な学びに生かし、学びの一体的な充実を図ってまいりたいと考えております。

○6番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。理解しました。理論上は個別最適がさらに可能になっていく点、そして具体的な手法自体も整理されていると認識しました。あとはその理論を机上だけで終わりにせず、しっかりと現場にて活用できるような仕組みや取組、サポートをしっかりと進めていただければと思います。そして現場の先生方がそれらを能動的に活用して、子どもたちがICT教育の恩恵を全面的に享受できるよう進めていただきたいと思います。

次に、ICT教育の観点で、個別最適に加えて今後の時代に即した、適した人材教育の観点から、PCのツールに関して適切に活用できていくことが重要であると考えます。そこで、特化型のアプリケーションのみを活用しては応用力が身につけにくいという落とし穴があります。実際に汎用ツール、グループワークスペースやマイクロソフトオフィスなどの活用は現状されておりますでしょうか。

○教育長（古屋真宏君） 現行の教育系システムにおきましても、汎用性のあるマイクロソフト365を標準装備しております。また、それぞれの教科の指導で活用している特化型アプリケーションのほかに、児童・生徒は文書作成ソフトやプレゼンテーションソフト、ビデオ会議システムなどを授業等で活用しているところでございます。令和8年4月に本稼働いたします新たな教育系システムにおいても、引き続きこれらのツールを標準装備いたします。

なお、教員が児童・生徒の実態に応じて個別に必要なアプリケーションを活用することができるよう、引き続きの対応もしてまいります。例えば特別支援教室に通室している書字に困難さを抱える児童・生徒が個別のアプリケーションを活用し、黒板の文字の撮影や撮影したワークシートへの文字入力など、児童・生徒の実態に応じて活用できるようにしてまいりたいと考えております。今後も児童・生徒が新たな時代を生きるために必要な情報活用能力の育成に努めてまいります。

○6番（寺嶋たけし君） かしこまりました。ありがとうございます。ぜひとも汎用ツールの活用といった部分は能動的にこれからも進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、人材育成の観点で質問になります。職員の時代に合わせたスキルアップのための具体的な施策にはどのようなものがあり、検討しているのか、お伺いしたいです。

○市長（丸山哲平君） 職員の時代に合わせたスキルアップのための施策につきましては、まず、生成AIの発展等、昨今のデジタル技術の進展に合わせた職員のITスキル向上に取り組んでまいります。庁内アンケート等で現状を把握し、市の多様な業務範囲を踏まえ、どのようなITスキルを底上げするか、伸

ばすかなどの検討を行います。現在は現状把握のため、職員のＩＴスキルについて、基礎的な能力から業務プロセスの見直しにつながる能力までをＩＴスキルマップとして見える化することに着手しております。また、令和８年度からは、業務上所有していることが望ましい資格に関し、資格取得に係る費用助成、具体的にはＩＴパスポート及び日商簿記の費用助成を行い、さらなる今後の拡大も検討してまいります。

○６番（寺嶋たけし君） ありがとうございます。これからの時代、そういったスキルをしっかりと活用していくべきだと思います。これからの時代、デジタルの活用は不可欠で、さらに言えばデジタルの活用がいまだにうまくできていないのが行政の業務遂行におけるネックであると私は考えております。私が政治家を目指したきっかけの大きな理由もここが一つになっております。ですので、ぜひともこの部分はしっかりと進めていただきたいと思います。そして目まぐるしい変化についていける、そういった国分寺市であっていただければと思います。

次にもう一点質問しようと思っていたのですが、時間が限られるので意見にとどめさせていただきます。意見として、評価制度改革なども進めていくことが市役所の活気をしっかりと上げていく、士気を高めていくことにつながると考えております。360度サーベイ、エンゲージメントサーベイなどの活用であったり、そして大々的に半期ごとにアワードを実施している、私の前職の時代にもそういったものがありました。何ならウーマン賞という女性活躍のための賞もありましたが、私が会社を辞める前に既に廃止になりました。それぐらい女性の活躍が進んだからです。そういった様々な形で職員のスキルアップも進めていただければと思います。これからも国分寺市の未来のために頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、無会派（日本維新の会）の代表質問を終わります。

これをもちまして、代表質問を終わります。

————— ◇ —————

○議長（尾沢しゅう君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査等のため２月23日から３月22日まで休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、次の本会議は３月23日月曜日、議会運営委員会閉会後に開きます。本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後４時17分散会

3 月 23 日 （ 月 ）

（ 第 3 日 ）

令和8年国分寺市議会第1回定例会会議録

令和8年3月23日（月）

○出席議員（20人）

2番	高野	ふみお	3番	脇村	たいき
4番	対馬	ふみあき	5番	中山	ごう
6番	寺嶋	たけし	7番	小坂	まさ代
8番	松岡	まり	9番	高瀬	かおる
11番	鳥居	あかね	12番	森田	たかし
13番	田中	政義	14番	だて	淳一郎
15番	星	いっろう	16番	はせべ	豊子
17番	皆川	りうこ	18番	久保	けいこ
19番	はぎの	英輔	20番	木島	たかし
21番	尾沢	しゅう	22番	新海	栄一

○欠席議員（1人）

1番 鈴木 ちひろ

○欠員（1人）

10番

○出席説明員

市 長	丸山 哲平	副 市 長	橋本 正之
副 市 長	塩野目 龍一		
政 策 部 長	村越 隆治	公共施設マネジメント担当部長	細川 啓明
総 務 部 長	宮本 学	市民生活部長	杉本 守啓
健 康 部 長	新井 宏伸	福祉部長	玉井 理加
子ども家庭部長	石丸 明子	まちづくり部長	加藤 政幸
建設環境部長	島崎 進一	秘書課長	佐藤 久美子
会計管理者心得	野中 美由貴		
教 育 長	古屋 真宏	教 育 部 長	日高 久善

○議会事務局出席職員

局 長	伊藤 寿一
次 長	鈴木 輝哉

○議事日程

- | | | | |
|-----|---------|---|-----------|
| 第 1 | 議案第19号 | 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例についての撤回について | |
| 第 2 | 議案第50号 | 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について | |
| 第 3 | 議案第51号 | 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について | |
| 第 4 | 議案第49号 | 令和 8 年度国分寺市一般会計補正予算（第 1 号） | |
| 第 5 | 議案第13号 | 国分寺市営住宅条例の一部を改正する条例について | |
| 第 6 | 議案第14号 | 国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について | |
| 第 7 | 議案第15号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 第 8 | 議案第16号 | 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 第 9 | 議案第17号 | 国分寺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 第10 | 議案第18号 | 国分寺市印鑑条例の一部を改正する条例について | |
| 第11 | 議案第34号 | 国分寺市議会議員及び国分寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 第12 | 議案第50号 | 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について | |
| 第13 | 議案第 9 号 | 令和 7 年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） | |
| 第14 | 議案第10号 | 令和 7 年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第 4 号） | |
| 第15 | 議案第11号 | 令和 7 年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） | |
| 第16 | 議案第20号 | 国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例について | |
| 第17 | 議案第21号 | 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 第18 | 議案第22号 | 国分寺市障害者センター条例の一部を改正する条例について | |
| 第19 | 議案第23号 | 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について | 〔審 査 報 告〕 |
| 第20 | 議案第24号 | 国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 第21 | 議案第25号 | 国分寺市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について | |
| 第22 | 議案第26号 | 国分寺市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について | |

第23	議案第27号	国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
第24	議案第28号	国分寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
第25	議案第29号	国分寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について
第26	議案第48号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
第27	議案第51号	国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について
第28	議案第46号	工事請負契約について
第29	議案第30号	国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について
第30	議案第12号	令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第3号）
第31	議案第31号	国分寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
第32	議案第32号	国分寺市下水道条例及び国分寺市水洗便所普及条例の一部を改正する条例について
第33	議案第33号	国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について
第34	陳情第7-6号	「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情
第35	議案第6号	専決処分について
第36	議案第8号	令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第15号）
第37	議案第1号	令和8年度国分寺市一般会計予算
第38	議案第2号	令和8年度国分寺市国民健康保険特別会計予算
第39	議案第3号	令和8年度国分寺市介護保険特別会計予算
第40	議案第4号	令和8年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算
第41	議案第5号	令和8年度国分寺市下水道事業会計予算
第42	議案第49号	令和8年度国分寺市一般会計補正予算（第1号）
第43	議案第52号	教育委員会教育長の選任について
第44	意見書第1号	国に有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書
第45	委員会提出議案第1号	国分寺市政治倫理条例の一部を改正する条例について
第46		閉会中の継続審査について
第47		議員派遣について

午前 9 時 50 分開議

○議長（尾沢しゅう君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 20 人であります。

これより本日の会議を開きます。



日程第 1 議案第 19 号 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例についての撤回について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第 1、議案第 19 号の撤回についてを議題といたします。

市長に撤回理由の説明を求めます。

○市長（丸山哲平君） おはようございます。それでは、議案第 19 号の撤回理由を申し上げます。

本案は、条例の施行期日を修正する必要があるため、議案を撤回させていただきたいというものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 19 号の撤回について、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

この際、暫時休憩いたしますが、議員の皆様は自席にてお待ちください。

午前 9 時 51 分休憩

午前 9 時 54 分再開

○議長（尾沢しゅう君） 会議を再開いたします。



日程第 2 議案第 50 号 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 51 号 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第 2、議案第 50 号及び日程第 3、議案第 51 号を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（丸山哲平君） それでは、一括して提案理由を申し上げます。

議案第 50 号。

本案は、さきに撤回させていただきました議案第 19 号の施行日を令和 8 年 5 月 1 日に修正し、改めて御提案申し上げるものでございます。

議案第 51 号。

本案は、介護保険料の減免に関する規定を整備するため、条例の一部を改正したいというものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） これより一括して質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております日程第2、議案第50号及び日程第3、議案第51号は、お手元に配布してございます付託一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

議案付託一覧表

番 号	件 名	付 託 先
議 案 第 5 0 号	国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について	総務委員会
議 案 第 5 1 号	国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について	厚生文教 委員会



日程第4 議案第49号 令和8年度国分寺市一般会計補正予算（第1号）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第4、議案第49号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（丸山哲平君） 議案第49号。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,868万9,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ638億7,260万円とするとともに、地方債においては、ひかりスポーツセンター第一体育室特定天井耐震化事業債の追加を行いたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、ひかりスポーツセンター第一体育室特定天井耐震化事業債4,330万円の増額を行い、歳出においては、予防接種に要する経費2,795万3,000円の増額を行いたいというものでございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） これより質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております日程第4、議案第49号は補正予算審査特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

ここで、委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前9時57分休憩

午後1時22分再開

○議長（尾沢しゅう君） 会議を再開いたします。



日程第5 議案第13号 国分寺市営住宅条例の一部を改正する条例について
（審査報告）

日程第6 議案第14号 国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について
（審査報告）

日程第7 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第8 議案第16号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第9 議案第17号 国分寺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第10 議案第18号 国分寺市印鑑条例の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第11 議案第34号 国分寺市議会議員及び国分寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第12 議案第50号 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第5、議案第13号から日程第12、議案第50号までを一括議題といたします。
本案に関し、委員長の報告を求めます。
総務委員長。

（12番 森田たかし君登壇）

○総務委員長（森田たかし君） それでは、議案第13号、国分寺市営住宅条例の一部を改正する条例についてから議案第50号、国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例についてまで、8件一括して、総務委員会の審査模様を御報告いたします。

議案第13号、国分寺市営住宅条例の一部を改正する条例について。

本案は、国分寺市営住宅の入居の資格に係る規定を整理するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第14号、国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について。

本案は、市長の事務部局等の職員に係る定数を改めるため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第15号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、東京都に準じた給料表並びに管理職手当、住居手当及び通勤手当の改定を行うため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第16号、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、職員の子育て部分休暇に関する規定を整備するために、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第17号、国分寺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方自治法等の改正に伴い、引用条項を整理するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされた後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第18号、国分寺市印鑑条例の一部を改正する条例について。

本案は、電気通信事業法の改正に伴い、引用条項を整理するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされた後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第34号、国分寺市議会議員及び国分寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、選挙運動費用に係る公費負担の限度額を改めるため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第50号、国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について。

本案は、恋ヶ窪市民サービスコーナーを廃止するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。さきの本会議における議案第19号の撤回に伴い、改めて提案があったものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされた後、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君）　ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君）　質疑なしと認めます。

これより個別に討論及び採決いたします。

まず、議案第13号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第13 議案第9号 令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算
（第3号）（審査報告）

日程第14 議案第10号 令和7年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第4
号）（審査報告）

日程第15 議案第11号 令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第3号）（審査報告）

日程第16 議案第20号 国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例につ
いて（審査報告）

日程第17 議案第21号 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例について（審
査報告）

日程第18 議案第22号 国分寺市障害者センター条例の一部を改正する条例に
ついて（審査報告）

日程第19 議案第23号 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について
（審査報告）

日程第20 議案第24号 国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に
関する条例の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第21 議案第25号 国分寺市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例
について（審査報告）

日程第22 議案第26号 国分寺市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例
の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第23 議案第27号 国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部

を改正する条例について（審査報告）

日程第24 議案第28号 国分寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第25 議案第29号 国分寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第26 議案第48号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について（審査報告）

日程第27 議案第51号 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第13、議案第9号から日程第27、議案第51号までを一括議題といたします。
本案に関し、委員長の報告を求めます。
厚生文教委員長。

（17番 皆川りうこ君登壇）

○厚生文教委員長（皆川りうこ君） 議案第9号、令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第51号、国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例についてまで、15件一括して、厚生文教委員会の審査模様を御報告いたします。

議案第9号、令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、歳入歳出予算の総額110億3,810万5,000円に歳入歳出それぞれ2,003万4,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ110億5,813万9,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、繰入金5,821万円の増額を行い、歳出においては、諸支出金2,003万4,000円の増額を行いたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第10号、令和7年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第4号）。

本案は、歳入歳出予算の総額106億2,907万3,000円に歳入歳出それぞれ804万3,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ106億3,711万6,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、支払基金交付金535万8,000円の減額を行い、歳出においては、保険給付費1,984万3,000円の減額等を行いたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第11号、令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

本案は、歳入歳出予算の総額35億2,095万9,000円に歳入歳出それぞれ1億1,191万8,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ36億3,287万7,000円といたしたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、後期高齢者医療保険料7,360万2,000円の増額を行い、歳出においては、広域連合納付金1億1,126万8,000円の増額を行いたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされた後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第20号、国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方税法の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金に関する規定を整備するほか、国民健康保険税の所得割額等を改めるため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、賛成多数により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第21号、国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、福祉事務所嘱託医等の報酬の額を改定する等のため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第22号、国分寺市障害者センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、国分寺市障害者センターの位置の特例について規定するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第23号、国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について。

本案は、介護保険運営協議会の組織に関する規定を整備するほか、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例に係る規定の整備等を行うため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、賛成多数により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第24号、国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、設備及び職員の基準の特例に係る規定を整備するほか、文言の整理を行うため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第25号、国分寺市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてから議案第28号、国分寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてまで、委員会では4件一括して審査を行いました。

議案第25号は、情報連携基盤との接続の開始に伴い、医療費の助成に係る規定を整備するほか、文言の整理を行うため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第26号は、情報連携基盤との接続の開始に伴い、医療費の助成に係る規定を整備するほか、文言の整理を行うため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第27号は、情報連携基盤との接続の開始に伴い、医療費の助成に係る規定を整備するほか、文言の整理を行うため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

議案第28号は、情報連携基盤との接続の開始に伴い、医療費の助成に係る規定を整備するほか、文言の整理を行うため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より各議案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、個別に採決を行いましたところ、4議案とも全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第29号、国分寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、乳幼児の医療費の助成等に係る事務に関する特定個人情報の規定を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第48号、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について。

本案は、後期高齢者医療保険料の軽減に係る経費を各市区町村の一般財源から分賦金として支弁するため、規約の一部を変更いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、賛成多数により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、議案第51号、国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について。

本案は、介護保険料の減免に関する規定を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

これより個別に討論及び採決いたします。

まず、議案第9号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(尾沢しゅう君) 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○議長(尾沢しゅう君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(尾沢しゅう君) 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○議長(尾沢しゅう君) 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(尾沢しゅう君) 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

討論がありますので、それでは、反対討論からお願いします。

○5番(中山ごう君) 議案第20号、国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

子ども・子育て支援金に係る規定の整備について、これは国がこども未来戦略に基づく3.6兆円の財源を確保するため、既定予算の活用、徹底した歳出改革、医療保険制度に上乗せ徴収する支援金制度で賄うとし、医療保険上乗せ徴収としての仕組みになります。

しかし、その根本的な狙いは、子育て支援に関する公費負担を可能な限り削減しつつ、必要な財源は社会保障削減と国民負担によって確保するという新たな仕組みづくりにあります。今後、子育て支援の拡充のための財源は支援金の増額と社会保障の削減で賄うことが国民に強いられることになり、こうしたやり方は決して認めることができません。

また、収入の低い加入者の多い国民健康保険のほう保険料に対する支援金の負担増の割合が高くなる傾向があります。本議案では子ども支援分として、所得割だけでなく均等割が1,959円となっています。この均等割は累進課税ではなく、所得の少ない方ほど負担率が高くなる逆進性になっていることも問題です。

さらには本議案において、東京都が定める子ども・子育て支援金分の標準保険料率を自動的に引用し、国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮ることなく、条例改正もなく、国保加入者の負担増となる仕組みを導入することにも反対です。

また、4年連続となる国民健康保険税の値上げにも反対です。昨年11月の国保運協では、国保加入者の所得分布の資料が提出されています。同様の過去の資料と比較すると、所得なしから100万円未満の世帯

割合は2021年の50.3%から2025年には59.7%へと増加しています。明らかに国保加入者の低所得化が進んでいる中で、低所得中心の国保加入者に4年連続で8億円もの値上げが押しつけられています。値上げは国保制度を持続可能にするためなどと説明がありますが、国保加入者の持続可能な暮らしの観点が欠如していると言わざるを得ません。国の法定軽減だけでは全く不十分です。

東京都が示す標準保険料率はあくまで参考値であり、国保税率の決定は市の権限です。国保加入者の暮らしを守るべく、国保税の値上げを中止することを求めまして、反対討論を終わります。

○議長（尾沢しゅう君） 次に、賛成討論のある方。

○20番（木島たかし君） 議案第20号、国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本議案については、子ども・子育て支援金に対応する内容を新規に規定するとともに、国保財政を健全化し、安定的な運営のための必要な改正と理解するところです。

改正内容の一つである課税限度額の規定方法の変更は、これまで慣行上、国の政令改正から1年遅れで課税限度額を改定していたことから、限度額改定の都度、2,000万円程度の歳入機会の損失が生じていたとのことで、政令改正に遅れることなく対応することによって、この課題を是正することは重要であると認識します。

また、段階的に東京都が示す標準保険税率に近づけるための改正、この基本的な考え方を進めていくことは、持続可能な国保財政の観点からもやむを得ない対応であると認識をしています。

低所得者、軽減を受けている世帯の負担についても、昨年度より緩やかな増加とのことで、保険税率の改正の影響は限定的なものになっていると理解しました。しかしながら、物価高も続く中での改正でもあり、引き続き納付相談など、それぞれの状況に応じた、きめ細かな納税環境を整えていただくよう、お願いをいたします。

また、加えて保険者努力支援制度の状況についての議論も委員会の中でさせていただき、この点についても、当市において一層の努力が必要であるという立場から議論をさせていただきました。具体的には、特定健診及び特定保健指導の受診率、生活習慣病の発症予防、後発医薬品の引き続きの理解と促進、服薬に関する適切な指導、周知など、当市の現状については、一定の努力はこの間の努力を評価するところでもありますけれども、一方で客観的なこういったデータからも課題があるということが浮き彫りにもなっております。このことについて、しっかりと課題の改善に取り組み、今後、国分寺市の健康のまちづくりのさらなる推進を求め、本議案について賛成とさせていただきます。

○議長（尾沢しゅう君） 続きまして、反対討論のある方。

○2番（高野ふみお君） 議案第20号、国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を申し上げます。

本条例は、医療給付との対価関係を持たない子ども・子育て支援金に係る規定について、国の算定書類に基づき、東京都が定める子ども・子育て支援金分の標準保険料率を引用するとするものです。国が定めたこととはいえ、自治体に裁量権があるにもかかわらず、その裁量権を自ら放棄するという条例には賛同しかねます。

多摩26市は同じ方向であると説明を受けましたが、一方で、東京23区の動向は必ずしも同じではないともお聞きしました。まだ多くの世論の納得感が得られていないと思われるこの制度に急いで合わせるよりも、自治体レベルでの熟議を重ねるほうが民主的と言えるのではないのでしょうか。

本条例は事実上の増税と言われる子ども・子育て支援金制度への拙速な迎合であり、自治権の放棄につながるものではないかと懸念し、反対の討論といたします。

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、賛成討論のある方。

○8番（松岡まり君）　議案第20号、国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

本議案では、国民健康保険税率の改正に加え、令和8年度に新設の子ども・子育て支援金制度に係る規定の整備、課税限度額の規定方法の変更が提案されました。市民生活の実態を鑑みると、昨年度に続き大変難しく、複雑な判断となりました。

まず、子ども・子育て支援金は、全世代型社会保障への転換として公的医療保険に上乗せして徴収されるもので、こども家庭庁により、令和8年度の徴収額は約6,000億円と見込まれています。少子化が加速する中、社会全体で子どもや子育て世帯を支え、将来を担う若者や今の暮らしを保障するという理念自体は否定されるものではありません。

しかしながら、既存の社会保障制度の枠組みを活用する手法の是非や、自治体が徴収を担いながら医療給付との対価性がないという仕組みの在り方には、本来あるべき姿なのかという疑問が拭えません。使途は児童手当の拡充やこども誰でも通園制度等とされていますが、現役の子育て世帯からも徴収されることへの複雑な思いや、子どもの有無による世帯間の心理的分断を懸念するという声も寄せられています。

委員会では、国に対し、制度導入の経緯を国民へ丁寧に説明するよう求めていることを確認しました。今後、市民が十分に納得できる形で周知、実施がなされ、支援金が確実に子育て世帯へ還元されるよう、引き続き要望いたします。

次に、国民健康保険税率の改正について、令和6年度の運営協議会答申に基づき、東京都が示す標準保険料率をゴールとして、現状とゴールとの差を令和14年度までの残り年数で割り、次年度の改正に反映させると示されました。この方針に沿った令和8年度の改正では、子ども・子育て支援金分を含め、所得割額で0.54%、均等割額で5,059円の上昇が提示されています。世界的に紛争や物価高騰が続く中、さらなる負担増により、市民の暮らしは一層厳しさが増すことが予想されます。特に低所得者層や生活困窮者に対しては、これまで以上に丁寧な聞き取りを行い、現状を的確に把握した上で、きめ細やかな支援策を講じることが必要です。

また、答申にある被保険者の健康保持増進という視点も極めて重要です。委員会では、保険者努力支援制度においても記載があり、重要だと考えていることや、新規事業としての適正服薬の啓発などを確認しました。今後、医療費適正化に向けた取組の拡充は避けて通れません。庁内横断的な連携はもちろん、医師会や薬剤師会等の専門機関とも緊密に連携し、実効性のある施策をより一層推進していくよう求めます。

また、課税限度額の規定方法の変更については、毎年の限度額を国の定める政令に連動させる仕組みに改めるものです。国の政令改正が年度末に示されるため、条例改正が間に合わず、毎年2,000万円程度の歳入機会の損失が発生しており、それを一般会計からの繰入れによって補填していたとのことでした。専決処分以外の改善策として示され、運営協議会答申の公平性の観点からも、このような状態の固定化は適当でないという指摘も踏まえると、やむを得ないものと判断しました。

最後に、これまでの繰り返しとなりますが、国民健康保険制度の安定運営は医療のセーフティネットの要ですが、現在の構造的な課題解決は、本来、国の責務です。一般会計からの法定外繰入れに頼らざるを得ない現状を改善するため、制度の抜本的改革を国や東京都へ強く要望し続けることを求めます。

以上、市民の暮らしを守りつつ、持続可能な制度運営を図るための選択として、本議案に賛成いたします。

○議長（尾沢しゅう君） ほかに討論ございますか。
（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 以上で討論を終わります。
これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第21号についてお諮りいたします。
討論はございますか。
（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第22号についてお諮りいたします。
討論はございますか。
（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第23号についてお諮りいたします。
討論はございますか。
討論がありますので、それでは、反対討論からお願いします。

○2番（高野ふみお君） 議案第23号、国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論申し上げます。

本条例は、令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたにもかかわらず、その影響を介護保険料に及ばないように遮断するとして、改正されるものです。

議案第51号で市長の判断による特例減免措置が示されましたものの、対象が全ての人ではなく、就労収入の増加を行った場合に限定されるため、反対の討論といたします。

○議長（尾沢しゅう君） 次に、賛成討論のある方。
（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） それでは、反対討論のある方。

○5番（中山こう君） 議案第23号、国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

2026年に申告する住民税の給与所得控除について、給与収入190万円以下の場合、最低保障控除額が最大10万円引き上げられました。これによって、住民税を計算する上で、例えば2024年と2025年が同じ給与

収入であれば所得は減ることになり、住民税が減額になる、あるいは今まで課税だった方が非課税になるということが想定されます。同じ給与収入だった場合、住民税の所得が減ることにより、介護保険料段階が下がり、介護保険料が減額になるということも想定されます。

ところが2026年度に限っては、そのように想定される介護保険料の減額はさせないというのが今回の条例改正です。介護保険料の減額は、介護保険財政の安定的な運営に影響を及ぼすおそれがあるという説明ですが、その後の質疑で、その影響は全く分からないとのこと。影響を及ぼす規模なのか、それとも影響は軽微なのか、それが分からなければ本議案のように対応することについて正しく判断することさえできません。

しかしながら、根本的に住民税給与所得控除の引上げは物価高の中で低所得者対策として実施されました。であれば、それに伴って負担が重いとされる社会保険料の一つである介護保険料も税制改正に伴って負担軽減につなげていくというのが本来の趣旨だと言わざるを得ません。

ところが、介護保険料については社会保険料の負担軽減をさせないということであり、物価高対策に全く逆行するものです。税制改正を行った国の責任において、介護保険料の減少分を推計した上で、それを国が市町村に補填するべきです。

繰り返しになりますが、物価高の中で、低所得者対策に逆行する本議案には反対いたします。

○議長（尾沢しゅう君） ほかに討論ございますか。
(「なし」と発言する者あり)

○議長（尾沢しゅう君） 以上で討論を終わります。
これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
(賛成者起立)

○議長（尾沢しゅう君） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第24号についてお諮りいたします。
討論はございますか。
(「なし」と発言する者あり)

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
(賛成者起立)

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第25号についてお諮りいたします。
討論はございますか。
(「なし」と発言する者あり)

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
(賛成者起立)

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第26号についてお諮りいたします。
討論はございますか。
(「なし」と発言する者あり)

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号についてお諮りをいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

それでは、ほかに討論ある方いらっしゃいますか。

○5番（中山ごう君） 議案第51号、国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

ただし、賛成いたしますが、その対応は全く不十分だと言わざるを得ません。

議案23号にて反対いたしましたが、住民税給与所得控除の10万円引上げによって、所得が減額になる影響を受けないように、2026年度介護保険料を算定する議案が可決されました。それに関連して、本議案は、もともと令和7年度に住民税が非課税だった方で税制改正を受けて10万円程度の就労を増やした方のみを対象として、令和7年度介護保険料段階まで減免するという極めて限定的な対応でしかありません。

議案第23号は、国の従うべき基準での対応ということですが、市の独自減免と言うのであれば、本議案において、税制改正で影響を受ける方全員を対象に独自減免するよう求めまして、賛成討論といたします。

○議長（尾沢しゅう君） ほかに討論ございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 以上で討論を終わります。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第28 議案第46号 工事請負契約について（審査報告）

日程第29 議案第30号 国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第30 議案第12号 令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第3号）（審査報告）

日程第31 議案第31号 国分寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第32 議案第32号 国分寺市下水道条例及び国分寺市水洗便所普及条例の一部を改正する条例について（審査報告）

日程第33 議案第33号 国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第28、議案第46号から日程第33、議案第33号までを一括議題といたします。本案に関し、委員長の報告を求めます。

建設環境委員長。

（5番 中山ごう君登壇）

○建設環境委員長（中山ごう君） 議案第46号、工事請負契約についてから議案第33号、国分寺市立公園条例の一部を改正する条例についてまで、6件一括して、建設環境委員会の審査模様を御報告いたします。議案第46号、工事請負契約について。

本案は、国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事（設計・施工）について、株式会社鴻池組東京本店と2億3,280万円で契約したいというものでございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

議案第30号、国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について。

本案は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、同法の規定に基づく手続に係る手数料に関する規定を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

議案第12号、令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第3号）について。

本案は、収益的収入及び支出において、下水道事業収益1,050万7,000円の減額、下水道事業費用2,120万円の減額を行い、資本的収入及び支出において不足する額及び補填する財源の内訳を改めるとともに、下水道事業資本的収入1億5,331万円の減額、下水道事業資本的支出6,342万4,000円の減額を行い、企業債において限度額を改めたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

議案第31号、国分寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方自治法の改正に伴い、引用条項を整理するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされた後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

議案第32号、国分寺市下水道条例及び国分寺市水洗便所普及条例の一部を改正する条例について。

本案は、災害その他非常の場合における排水設備の新設等の工事に関する規定等を整備するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

議案第33号、国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について。

本案は、西町四丁目地内に国分寺市立西町パンダ公園を新設するため、条例の一部を改正いたしたいというものでございます。

なお、審査に先立ち、審査の参考とするため、現地視察を行いました。

委員会では、担当より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

これより個別に討論及び採決いたします。

まず、議案第46号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(尾沢しゅう君) 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第34 陳情第7－6号 「有機フッ素化合物(PFAS)の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情(審査報告)

○議長(尾沢しゅう君) 日程第34、陳情第7－6号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

建設環境委員長。

(5番 中山ごう君登壇)

○建設環境委員長(中山ごう君) 陳情第7－6号、「有機フッ素化合物(PFAS)の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情について、建設環境委員会の審査模様を御報告いたします。

本陳情は、令和7年12月22日受理、国分寺市本町2－7－10エッセンビル2階、本町クリニック代表者、杉井吉彦氏ほか連署者12人より提出されたものです。

陳情の趣旨としましては、2023年9月議会では、1、国と連携の上、PFASによる汚染原因を究明し、その情報を開示すること、2、地下水並びに水道水のPFASの除去・低減に向け尽力すること、3、希望者が血液検査を受けられるようにすること、4、自治体を実施する地下水の独自調査・検査等に対し、財政的支援をすることの4点を求める有機フッ素化合物(PFAS)の汚染原因究明と対策を求める意見書を全会一致で採択し、都へ提出しました。

その後、岡山県吉備中央町、大阪府摂津市、兵庫県明石川流域、広島県東広島市、千葉県鎌ヶ谷市等、日本各地の河川や地下水でPFASによる水質汚染が明らかになり、全国的な課題となっています。国においては、食品安全委員会による評価書作成や環境省水質基準逐次改正委員会によるPFOS、PFOAの水質基準への引上げ等の対応がなされてはいるものの、依然として米国やEU等の取組と比べ隔たりが大きく、市民、国民の不安に応えるものにはなっていません。

そこで、国分寺市議会として、都へ対応を求めた2023年の意見書提出と同様、国に対して対応を求める意見書を提出くださいとしております。

陳情事項は、以下4点を内容とする意見書を国へ提出してください。1、東京都と連携の上、PFASによる汚染原因を究明し、その情報を開示すること、2、地下水並びに水道水のPFASの除去・低減に向け尽力すること、3、希望者が血液検査を受けられるようにすること、4、自治体を実施する地下水の独自調査・検査等に対し、財政的支援をすることというものでございます。

委員会においては、調査担当から資料の説明がなされた後、採決を行いましたところ、全員異議なく、本陳情を採択すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(尾沢しゅう君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

(「なし」と発言する者あり)

○議長(尾沢しゅう君) 質疑なしと認めます。

討論はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○議長(尾沢しゅう君) 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。本件の委員長報告のとおりに決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○議長(尾沢しゅう君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり採択と決しました。

◇

日程第35 議案第6号 専決処分について(審査報告)

日程第36 議案第8号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算(第15号)(審査報告)

○議長(尾沢しゅう君) 日程第35、議案第6号及び日程第36、議案第8号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

補正予算審査特別委員長。

(14番 だて淳一郎君登壇)

○補正予算審査特別委員長(だて淳一郎君) 議案第6号、専決処分について及び議案第8号、令和7年度国分寺市一般会計補正予算(第15号)について、2件一括して、補正予算審査特別委員会の審査模様を御報告いたします。

議案第6号、専決処分について。

本案は、国分寺市一般会計において、令和8年2月8日に衆議院議員選挙が執行されることが見込まれ、急ぎ、これに対応するための補正予算を編成する必要があり、令和8年1月23日に専決処分を行ったため、議会の承認を求めるものでございます。

委員会では、財政課より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり承認すべきものと決しております。

次に、議案第8号、令和7年度国分寺市一般会計補正予算(第15号)。

本案は、歳入歳出予算の総額648億8,575万6,000円から歳入歳出それぞれ7,954万4,000円を減額し、その総額を歳入歳出それぞれ648億621万2,000円とするとともに、繰越明許費として、年度内に事業が完了しないため、無電柱化事業外3件の追加を行い、債務負担行為として、恋ヶ窪市民サービスコーナーレジスター借上事業外1件の変更を行い、地方債においては、黒鐘公園整備事業債外4件の変更を行いたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、社会資本整備総合交付金1億1,320万3,000円の減額を行い、歳出においては、街路事業に要する経費2億2,620万円の減額を行いたいというものでございます。

委員会では、財政課より本案の説明が詳細になされ、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(尾沢しゅう君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

(「なし」と発言する者あり)

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

これより個別に討論及び採決いたします。

まず、議案第6号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第8号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、10分程度休憩いたします。

午後2時19分休憩

午後2時30分再開

○議長（尾沢しゅう君） 会議を再開いたします。



日程第37 議案第1号 令和8年度国分寺市一般会計予算（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第37、議案第1号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

（5番 中山ごう君登壇）

○予算特別委員長（中山ごう君） 議案第1号、令和8年度国分寺市一般会計予算について、予算特別委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、2月20日開催の本会議において、予算特別委員会の設置とともに本委員会に付託されたものであり、3月6日から13日までのうち、6日間にわたり審査を行いました。

本案の審査に当たりましては、各担当からの説明及び各種提出資料を審査の参考とし、委員から多岐にわたる質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

議員の皆様におかれましては、委員会における慎重審査を踏まえ、賛否の判断を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） 委員長の報告に対する質疑につきましては、申し合わせのとおり省略いたしま

す。

これより討論に入ります。

本案に係る討論につきましては、さきの議会運営委員会にて確認された順でお願いいたします。

最初に、自由民主党国分寺を代表いたしまして、田中議員。

○13番（田中政義君） それでは、議案第1号、令和8年度国分寺市一般会計予算について、自由民主党国分寺を代表して、賛成の立場で討論させていただきます。

初めに、長きにわたる予算編成及び今回の予算特別委員会審査に関わってこられた職員の皆様方に対し、心より感謝と敬意を表したいと思えます。

令和8年度の一般会計予算総額は前年度に対し31億5,982万2,000円増の637億2,391万1,000円となりました。保育所入所児委託に要する経費など、扶助費等の増により、過去最大規模の予算となりましたが、昨年度に続き、財政調整基金を取り崩すことなく、収支均衡型の予算編成を維持できたことを高く評価いたします。

ただし、これは最終的に個人市民税や税連動交付金などが大幅に増加したことで達成できたものと考えられます。今後も中東情勢の緊迫による原油高や長期化するロシア・ウクライナ戦争の影響が懸念され、さらに人件費や扶助費などの義務的経費の増加に伴う歳出全体の増加が予想されます。こうした中で現実を直視し、実態を可視化した財政フレームという市長の経営判断を高く評価いたします。

これまでの財政フレームでは、将来の基金残高を50億円台と見込んでいましたが、今回の令和8年度から13年度までの推計においては、市長の指示により、これまで算入されていなかった年率1.44%の給与改定という人件費の実態が新たに織り込まれました。その結果、扶助費の増大等も含めて精緻な試算が行われ、令和13年度末の基金残高は約33.4億円まで落ち込むという厳しい現実が明らかになりました。この厳しい数字を公表し、現状を可視化したことは、将来への責任を重んじる市長の誠実な経営姿勢の表れであり、深く敬意を表するものであります。

また、本市の経常収支比率は、令和6年度決算数値で95.7%、令和8年度96.4%と推計され、高い水準にあり、財政の硬直化が進行しています。さらに、ふるさと納税による約11億5,000万円の歳入流出や新庁舎建設等に伴う市債発行により将来負担比率が54.7%に上昇している点についても重く受け止めなければなりません。今後は、将来負担比率の抑制に努めるとともに、老朽化が進む公共施設の更新、長寿命化を計画的に進めていく必要があります。限られた財源の中で、施設の総量や配置の最適化を図りつつ、持続可能な公共サービスの提供を実現していくことが求められます。

こうした厳しい財政状況を踏まえれば、市長の掲げる経営の視点による改革は不可欠であります。BPRや生成AIの活用による業務の再定義、さらには既存事業の廃止・縮小に伴う選択と集中の徹底により、持続可能な財政運営を実現していくことを強く期待いたします。

さて、次に、第2次国分寺市総合ビジョンに掲げる5つの分野別の都市像に沿って、主要施策の評価を述べさせていただきます。

「子どもを育み 学びがつながるまち」では、保育所等の待機児童対策や学童保育所の狭隘状況の解消、小学生の朝の居場所づくりなど、子育て支援の充実に向けた取組が数多く実施されることを評価いたします。

また、誰もが利用できる子育て環境の充実においては、こども誰でも通園制度や、西部地区拠点親子ひろばでの一時預かり事業などの実施を通じて、全ての子どもの育ちを応援し、良質な子育て環境の整備に

つながることを期待いたします。

その中でも、特に自民党会派としても要望しておりました温かい中学校給食の提供について、保温食缶方式を実現できたことは、これまでの関係者の方々の御努力と丸山市長の英断によるものであり、生徒たちの健やかな成長に大きく寄与するものと高く評価いたします。

「活気あふれる成長のまち」では、本市にゆかりのある株式会社タツノコプロとの連携によるクラウドファンディングを用いたアニメキャラクターの銅像設置や、市民団体、企業等のステークホルダーが課題等を共有し地域課題の解決につなげるテーマ型交流カフェの開催、観光大使によるまち歩き動画の配信など、本市の魅力を発信することにより、地域の活性化やにぎわいの創出につながることが期待されます。

また、持続可能な都市農業の実現に向けた認定農業者への支援継続は、本市の特色を生かした農のあるまちづくりに資するものと高く評価いたします。

「自分らしくいきいき暮らせるまち」では、いきいき口腔健診における対象年齢の拡充や補聴器購入費の助成制度の創設、70歳以上の方を対象とした認知症検診事業の実施など、高齢者の生活の質の維持に大きく寄与する取組に期待いたします。

また、土砂災害警戒区域等で暮らす避難行動要支援者の個別避難支援計画作成事業や障害者の移動支援事業の利用要件拡充など、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けての重要な取組が行われることを評価いたします。

「安全・安心で快適なまち」では、防災まちづくり推進地区への支援や街頭防犯カメラの設置、昨年度から引き続き実施する防犯用品購入費補助事業など、市民の安全・安心を守るための様々な事業を実施されることを高く評価いたします。

また、防災行政無線や消防ポンプ車の更新、消防団活動を支援するためのアプリの導入など、有事の際のさらなる対応力の強化につながるものと期待いたします。

さらに、国分寺駅南口や西国分寺駅北口の駅前エリアの整備事業、無電柱化の推進、多摩26市では初となる公民学の連携により設立されたアーバンデザインセンターの支援を受けながら進める未来のまちの姿を示すグランドデザインの策定など、安全で快適なまちづくりに向けた取組が着実に実行されることを期待いたします。

「未来につながる持続可能なまち」では、LINE公式アカウントの機能拡充、公金収納のデジタル化、行政手続のオンライン化推進支援事業など、デジタル技術等を活用することにより、これまで以上に市民サービスの向上と事務の効率化が期待できます。特に迅速で安定した窓口対応を図ることで、窓口サービス全体の質を向上させる市民課窓口の業務委託には大いに期待いたします。

そのほか、公共施設の長寿命化や包括施設管理委託の推進、公共施設等総合管理計画の改定など、限られた財源の中で、将来にわたって持続可能な公共サービスを提供するための取組も高く評価いたします。

このほかにも、市民戸倉第一テニスコート拡充整備や、市民の憩いの場となる貴重な緑地保全のための整備、公共施設のLED化などの環境負荷の低減に向けた取組を実施するなど、多岐にわたった重要な施策が多く盛り込まれた予算となりました。

以上、主要施策の概要と評価を述べさせていただきました。

本予算は丸山市長体制での最初のものとなります。市長が公約に掲げられた多くの施策が組み込まれており、少子高齢化への対応、大規模災害への備え、地域経済の活性化など、国分寺市が直面する様々な課題に対応するための中長期的な経営の視点に立った、非常にバランスの取れた予算であることを改めて高

く評価いたしまして、賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（尾沢しゅう君） 続きまして、立憲・市民フォーラムを代表いたしまして、皆川議員。

○17番（皆川りうこ君） 立憲・市民フォーラム、皆川りうこです。議案第1号、令和8年度国分寺市一般会計予算について、会派といたしまして、賛成の立場で討論いたします。

まずは予算審査に際して、職員の皆様には事前に用意された様々な行政側の資料はもとより、議員からの請求による資料の作成、そして多くの質疑に対して、真摯に向き合い、御答弁されたことに感謝を申し上げます。また、中山委員長、森田副委員長におかれましては、公平・公正な委員会運営に御尽力いただきましたことも併せて御礼を申し上げます。

丸山市長就任後、初年度となる予算に対して、7日間にわたる審査が行われました。現在、人口約13万人の国分寺市における新年度の予算総額637億2,391万1,000円、対前年度比で31億5,982万2,000円、5.2%の増額となり、当初予算としては過去最大の規模と言われております。このように、過去最大となった新年度予算に対し、委員会では数多くの質疑をいたしましたが、その一部について申し上げます。

まず、財政フレームに関してです。

令和13年度までの財政フレームの中の基金残高について申し上げますと、昨年のフレームでは、令和12年度は約五十数億円でしたが、今年度示されたフレームの同年の比較では、基金残高約二十数億円、約30億円としても約20億円減少しているという数字であります。あくまでもフレーム上の数字とはいえ、かなり悲観的にならざるを得ないとも言えます。市長からは、より精緻な数字を示して、市民に示していくとの姿勢も述べられていることは評価いたしますとともに、これまで以上に分かりやすい情報提供に努めていただきますようお願いいたします。言うまでもありませんが、財政運営については堅実に、また計画的に進めていただくよう求めておきます。

では、歳出に関しまして、まずは総務費関係から質疑の内容について申し上げます。

まず1点目です。市報等発行に要する事務。

市報に掲載する広告に求人広告で禁止されている事項が掲載されていることが判明いたしました。併せて、国分寺市男女平等の視点による表現のガイドラインに示されている、いわゆる無意識の思い込みや偏見、アンコンシャス・バイアスにもつながる問題であることも明らかになりました。本広告スペースに関しては、第1に、事業者側のこととはいえ、市の税金による広報物については市としても細心の注意を払うべきです。担当部署はもとより、いま一度庁内でガイドラインについての認識を深め、研修等、様々な方策により、適切な運用に努めていただきたいと思います。また、本件については、市報等に掲載し、市としての見解を示していただくことも求めておきます。

次に、公共施設包括施設管理に要する経費であります。

制度の導入から2年経過しての評価、課題に関しては、担当より7割以上の現場からの成果があったとの声があるということの答弁がなされました。本制度の期待できる点として、予防対応の視点で修繕などに取り組むことにより市民の安全・安心が得られる点や、また予備費での支出が抑制できるとの期待もあります。一方では、業務の一つである清掃業務は、障害者の優先調達推進、就労側面の面で既に実施、実績もあることから、必ずしも包括委託としない選択もあると考えられます。さらに言えば、例えば、スポーツ施設に関しては、指定管理事業者であればこそ、その専門性を生かせることから、包括施設管理にならない場合もあるかと思われます。また、担当より課題として、事業者とのコミュニケーション不足に

についても挙げられました。現場の状況を把握し、適切な運用となるよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、複合施設の運用等検討に要する経費です。

先進自治体への視察等の予算も計上されておりますが、当市の場合、社会教育法に基づく公民館・図書館施設も含まれる施設であることをしっかり認識した上で視察をしていただきたい。また、国分寺市独自の複合施設に向けて検討するとの答弁もありましたが、ぜひ国分寺市独自で、他とは異なる先進的な施設となるよう求めます。

次に、職員人事管理について、職員研修について申し上げます。

女性の管理職比率を上げるためにも、研修は重要な取組の一つであります。キャリア研修については、これまで女性に限定していたものを、職員からの声を受け、職層別、そして性別にかかわらない研修に変更し、参加者が増えたとのことでした。また、昨年より管理職試験制度も再開され、多くの職員の皆さんが挑戦されたとのこと。どちらも職員の皆さんの主体性やチャレンジ精神が感じられ、大変喜ばしいことと思います。結果的に女性管理職が増えていくことを願います。時間はかかると思いますが、着実に実効性のある研修を企画し、継続していただくことを求めます。研修や試験制度を機に、第3次国分寺市男女平等推進行動計画の目標である令和14年度までに職員の管理職、課長職以上に占める女性の割合36%、係長職では40%を目指して、目標年度を待たずとも、前倒しで達成されることを望みます。

次に、職員の資格取得のための助成金についてです。

職員からのアンケートを基に、対象となる資格はITパスポート、簿記を選択したとのことでした。予算では両方合わせて約70人、資格取得の機会が創設されたことによるスキルアップを目指し、市民にとって有益となるよう、業務に生かしていただくことを期待します。

次に、市民課経費、窓口業務の外部委託化についてです。

委託化の理由の一つに、待ち時間の短縮が示されております。センシティブな情報を取り扱う部署でもあることから、当然ながらその取扱いについては十分に留意するとともに、民間事業者と行政側の職員と同じ職場での業務となるために、日常業務においてはコミュニケーションを十分取るなど、職場環境も重要な点であります。市民に影響を及ぼさないよう、スムーズな運用に努めていただきたいと思います。

次に、民生費に関してです。

避難行動要支援者支援に要する経費、障害者、高齢者の要配慮者への個別避難計画の策定について、エリアを限定してのプラン作成関係の予算を計上されたことは高く評価いたします。支援者等関係者の協議も大変重要で、大変な作業であることは認識しております。しかし、配慮が必要な市民にとって、災害時における安心につながることは間違いないと言えます。拡充に向けて段階的に取り組まれることを期待いたします。

ほかにも、障害者施策では、移動支援に関して、使い勝手のよい制度に改善されることや、介助者のぶんバス料金を100円割引にするという点も評価いたします。

また、介護人材の育成については、引き続き積極的に取り組んでいただくことをお願いいたします。

次に、子育て支援、ひかりプラザでの一時保育事業についてです。

10月から実施のこと、これまで在宅児（者）支援拡充の観点で、当会派の星議員、だて議員が長年求め続けてきた課題について、これまでの方向性から大きく踏み出していただき、さらに大きく前進したことを高く評価いたします。

待機児童対策も峠を越えたことから、共働き家庭と在宅育児家庭の支援のギャップを埋めていくべく、今後は東部地区での設置なども見据え、ニーズの動向も踏まえつつ、さらなる拡充に向けて、引き続きの取組を求めます。

次に、衛生費に関してです。

環境基本計画等に関する事業、環境ひろばについてです。

国分寺市環境基本条例に基づき平成16年に設置され、市の環境施策推進のため、市民参加による取組がなされてきました。質疑では、約20年の経過とともに、参加者の固定化と減少といった課題が見えてきたとの説明もありました。社会の変化とともに、今後の発展のためにも、多角的な視点からの見直し等は必要だと思います。

ただし、見直しや検討するに当たり、本事業は市民との協働による取組でもあります。合意形成のためにも、拙速ではなく丁寧に禍根を残さぬよう進めていただきたいと思います。

次に、土木費に関してです。

地域バス運行に要する経費、ぶんバスについてです。

100円から200円の運賃値上げの理由の一つとして、人件費上昇に対応するという一方で、バス運転士の確保につなげ、路線を維持するとの趣旨の説明を市はしてきました。値上げ分が具体的にどのように活用されているのか、市民に対して、その見える化が必要です。

運賃値上げにより乗客が減り、運賃収入の減少が予測される予算案となっています。ぶんバスは交通空白地域の解消が目的です。そのために市は補助金を払っています。運賃値上げにより市民がぶんバスを利用しづらい状況が発生していることは、交通の不便な地域のために補助金を出しているそもそもの意義が薄れてしまうことを意味するのではないのでしょうか。

運賃値上げのもう一つの理由として、市は路線バス運賃との均衡により公共交通を守ることを示しています。この理由により、今の運賃を堅持するのであれば、交通空白地域の人たちの利用を回復するための取組が求められます。その一つとして、シルバーパス導入の研究、検討を進めるべきです。また、広告収入を得るためのさらなる周知、工夫について、その取組の強化も求めておきます。

都市計画事務としましては、多摩26市で初となる都市計画部門の上位とも言えるグランドデザイン等策定事業に関する予算が計上されました。都市計画マスタープランや立地適正化計画策定も予定されている中で、現状ではまだ見えてないところもあります。策定に関しては、類似した事務作業等が発生するのではないかとされることから、二重投資にならないように取り組んでいただきたいと思います。

次に、消防費、防災・罹災対策に要する経費についてです。

防水屋外用AED収納ボックス設置は、まずは着実に取り組んでいただきたい。

一方、市民農園に関しては、設置場所がまだ定まっていないということでしたが、安全・安心のまちづくりのためにも、周辺と市民の皆さんへの周知とともに、適切な場所を選択していただくことをお願いしておきます。

同報系防災行政無線デジタル化整備に関しては、従前より地域によっては聞こえが悪いとの指摘がありました。設置場所の増設も予定され、デジタル化により情報伝達の改善がなされることを期待いたします。

次に、教育費に関してです。

社会教育費、くぬぎ教室です。公民館主催事業くぬぎ教室は、令和8年度に50周年を迎えます。第二中学校G組の卒業生と担任教員によって卒業生の会として発足し、その後、公民館主催事業として継続され

てきました。市内の知的障害のある方々にとって、学びや楽しみの場であるとともに、スタッフにとっても障害への理解を深める機会や人と人がつながる場として大きな役割を果たしてきたことを高く評価いたします。参加者の状況や社会の変化に応じて柔軟に対応しながら、今後も障害のある方々が地域で安心して暮らし、学びや体験を通じて豊かな時間を過ごせることができるよう、さらなる取組の充実を要望いたします。

中学校給食についてです。

いよいよ保温食缶方式、温かい給食が開始されます。市長の公約とはいえ、就任後の速やかなる指示や対応となったことは高く評価いたします。開始後は生徒の皆さんや現場の声を聞き、見えてきた課題解決に努め、学校現場でもスムーズな運用となりますよう期待しております。

そのほかでは、市民室内プールの利用停止に伴い、生きがい交流活動等、活動の場の確保の課題が差し迫っております。また、並木公民館の改修に伴う活動の場の確保も同様であります。コロナ禍では活動がストップせざるを得ない状況となっております。今回もフレイルの心配があるところでもあります。可能な限り場の確保、利用者、市民に寄り添った対応をお願いしたいと思います。地域のつながりが途絶えることがないように、公民館では利用者懇談会、公民館運営サポート会議など、不定期でも開催をお願いしておきます。

また、本予算では廃止となった事業も複数あります。非常にめり張りのある予算と言えらると思います。委託費として計上されていた国分寺駅北口デジタルサイネージ、また、ぶんぶんチャンネルの事業、個別説明書では史跡駅伝も廃止とあります。恋ヶ窪市民サービスコーナーの閉所もあります。とにかく一度始めるとなかなかやめられなくなると言われる中で、その決断を評価いたします。漫然と仕事をするのではなく、自分の仕事に対しても厳しく見る視点は重要であると思います。また、今後の事務事業の評価に際しては、廃止した事業についての評価もしっかり行っていただきたいと思います。

最後になりますが、予算特別委員会では、市長自ら積極的に御自分の考えや取組などの姿勢を発言され、理解が進む場面が多くありました。レコード売払いに関する見解もその一つであります。さらにはできるだけ会話や対話を重視したいとの考え方も示されています。その姿勢はまさに市民が求めていることでもあり、ぜひ貫いていただきたいことをお願いします。

また、職員の皆様においては、現在の変化する社会情勢、多様化する市民ニーズへの対応など、なすべきことは多く、日常業務の中では様々な困難もあると思います。しかし、市民のための数々の政策に取り組める仕事というのには、その醍醐味も感じるものが必ずやあると信じております。昨年の所信表明で市長は現状維持は破滅だとの考え方も示されています。押しつけになってはいけませんが、かなり大胆な提案や仕事ができるのではないかと感じるころです。行政職員としての誇りや自負を持ち、臆せず邁進していただきたいと思います。

加えて、国分寺市の最高規範である国分寺市自治基本条例を念頭に置いて仕事をしていただきたいことも最後に申し上げまして、討論といたします。

以上です。

○議長（尾沢しゅう君） 続きまして、公明党を代表しまして、木島議員。

○20番（木島たかし君） 公明党の木島たかしです。会派を代表して、議案第1号、令和8年度国分寺市一般会計予算に対し、賛成の立場で討論を行います。

本予算は、丸山市長が就任されて以来、初めて編成された当初予算であります。予算規模は一般会計で

約637億円、前年度比で約5.2%増となりました。この数字が示すのは、丸山市長が掲げる、みんなが喜びを持つ前向きなまちというビジョンを具体的な施策と財源の裏づけをもって実行に移すための強い決意が表れた予算であると高く評価いたします。収支均衡を維持しつつ、真に必要な事業へ予算を配分し、物価高という厳しい局面にあっても、財政の弾力性を確保しながら、市民サービスを停滞させない、責任ある予算と言えます。

それでは、第2次国分寺市総合ビジョンの分野別の都市像ごとに見解を述べさせていただきます。

第1に評価すべきは、「子どもを育み 学びがつながるまち」への重点的な対応です。

保温食缶方式による温かい中学校給食の実現は、長年にわたる課題の前進であり、子どもたち、また保護者に喜びを届けるものと評価いたします。これまでの取組にも感謝しつつ、推進をお願いいたします。

いわゆる小1の壁打破に向けた取組の試行実施や定員拡充に向けた保育所、学童保育所の整備促進、そして未就園児世帯を支えるこども誰でも通園制度の開始は、子どもの安心の居場所の確保だけではなく、育児での孤立をなくし、子育て世代の仕事や子育ての両立などへの後押しとなることを期待します。

さらには市立小・中学校の移動教室、修学旅行における保護者負担軽減、そして計画的な学校施設整備、これらは誰もが安心して学ぶ環境と家庭の経済的負担軽減を推進するものです。

このほかにも、絵本の読み聞かせ体験等のブックスタート事業など、全ての子どもの健やかな成長に光を当てる温かさを感じる多くの施策を高く評価いたします。

第2に、都市としての活力を生み出す成長の戦略です。

本市が誇るコンテンツ、アニメのまち国分寺やショート動画の活用など、積極的な情報発信、戦略的なシティプロモーションは発想の転換を感じる大事な取組です。市民に、また市内外に伝わる広報活動をお願いします。

スポーツ施策においては、市民室内プールの運営における民間連携などの調整の検討を通じ、今後の最適な解決策を見いだせるよう求めます。

また、こくベジ事業の今後のさらなる展開、加えて農業者の夏の暑さ対策などの自然環境や社会情勢の変化に対応するためのサポートもお願いいたします。

既に準備中の二次元コード付きカード型商品券事業についても、参加店舗のさらなる拡充を進め、物価高への重要な支援策となるよう期待いたします。

第3に、自分らしく生き生き暮らせる、誰一人取り残さない福祉、健康施策の充実です。

男性HPVワクチンの任意予防接種助成や補聴器購入費助成制度の新設は、予防医療や日々の生活の質の向上の観点からも意義深い事業です。がん対策をはじめとする各種検診事業についても、さらなる受診率向上への取組を求めます。

また、障害者の移動支援事業の拡充や介護予防、認知症施策の推進は、高齢者や障害をお持ちの方が住み慣れた地域で自分らしく輝き続けるための礎となります。このほかにも土砂災害警戒区域等に居住される避難行動要支援者の個別避難計画策定、骨髄移植等により免疫を失った方に対する予防接種再接種費用助成の対象年齢を20歳未満まで拡充、非常時の電源確保策としての日常生活用具の給付に人工呼吸器用自家発電装置等の支給種目追加など、一人一人に寄り添う、きめ細かな支援を高く評価いたします。

第4に、安全・安心で快適なまちづくりで市民生活を守る基盤整備です。

街頭防犯カメラの設置拡充や住まいの防犯用品補助事業は、犯罪を未然に防ぐ大きな抑止力となります。また、防災・減災の取組として、防災行政無線の最新設備への更新、災害時の携帯トイレの備蓄強化は大

変に重要です。

都市基盤整備についても、国分寺駅南口再整備、西国分寺駅北口整備に向けた検討、都市計画道路や無電柱化事業の着実な推進、また特別会計になりますが、下水道事業における計画的な老朽化対策としてのストックマネジメントの計画的な推進を求めます。

市民の憩いの場となる緑地の整備は、国分寺市らしい潤いのある住環境を守り、市民の心にゆとりと喜びをもたらすものです。今後の整備に向けた新町一丁目緑地と西町五丁目緑地の推進をお願いいたします。

（仮称）リサイクルセンターの今後の整備については、複合化・多機能化と最適化を図る検討を求めます。

ぶんバス事業については、事業継続への御尽力に感謝するとともに、高齢者の運転免許自主返納事業、ぶんP a s s は意義ある事業と評価いたしますが、ぶんバス事業全体の中での検証など、今後の在り方について検討を求めます。

最後に、行政自らの変革、未来につながる持続可能な経営についてです。

デジタル化のさらなる推進、リテラシーを高めた上での生成A I の活用やB P R、業務改革等により、職員の事務負担軽減と、さらなる質の高い行政サービスへの転換を期待いたします。

窓口サービスの改善に向けた一部民間委託の取組は、単なる効率化ではなく、来庁者の手続の待ち時間の短縮や、それによって生み出された時間を、市民お一人お一人と向き合う心の通った行政サービスへと振り向けるため、市民満足度を高める取組になるよう期待いたします。

結びに、本予算案は限りある行政資源を最大限に活用し、みんなが喜びを持つ前向きなまちの実現に資するものと評価いたします。金利の上昇や物価高の影響からも、市財政は今後も厳しさを一層増していくことを見据え、将来負担を意識した経営、不断の行政改革を求めます。変化を恐れず、市民と共に歩み出す、この予算と施策の実行によって、新しい国分寺市の歴史をつくる第一歩となることを期待します。市におかれましては、この予算に込められた市民の期待を重く受け止め、日々の業務に全力を尽くされることを強く要望し、公明党としての賛成の討論とさせていただきます。

○議長（尾沢しゅう君）　　続きまして、国分寺・生活者ネットワークを代表しまして、高瀬議員。

○9番（高瀬かおる君）　　議案第1号、令和8年度国分寺市一般会計予算について、国分寺・生活者ネットワークを代表して、賛成の立場で討論いたします。

初めに、委員会審査のために、資料作成や準備等に当たられた職員の皆様の御尽力に、まずは感謝をいたします。ありがとうございました。

令和8年度予算は丸山市長の初めての当初予算編成であり、公約で掲げられた温かい中学校給食や補聴器助成、行政D Xなどを積極的に取り入れ、市民室内プールの在り方検討のための基礎調査委託料を計上するなど、スピーディーな対応が見られました。

一般会計は総額約637億円となり、財政調整基金は取り崩さず、収支均衡型の予算編成となっております。

しかし、全会計で見ると、基金残高は令和7年度決算見込額よりも7億円減の107億円、市債未償還残額は23億円増の381億円となり、市債は32億円を見込んでいます。大型事業が続く中、市債の発行については、金利の上昇など社会経済の変化を的確に捉え、次世代への影響には今まで以上に注視し、今必要な事業と基金、市債残高のバランスを慎重に検討するように求めます。

特に財政調整基金はキャッシュフローの観点からも適正な金額を確保する必要があります。

けれども、財政フレームは本当に衝撃でした。丸山市長の御判断で人件費を反映し、そしてさらに精査した結果、令和13年度末には、職員退職手当基金を除き33億円まで減少するというものです。試算とはいえ、非常に厳しい財政状況にあると再確認をいたしました。経済は動きます。今後も必要な修正を加え、より精度の高い情報提供をお願いしたいと思います。

この予算審査の間にも、世界では紛争が続き、多くの命が奪われています。戦争の愚かさや悲惨さを伝え、自ら行動できる平和事業のさらなる充実を求めます。

また、世界情勢の影響でガソリンや石油関連製品が高騰し、市民や事業者には負担が生じています。7月から商品券事業が始まりますけれども、さらに困難が広がる場合には、ためらわず、適切な支援を実施するようにお願いいたします。

そして、これからの未来を描くまちづくりには、子どもや若い世代の思いや考えも十分に反映できる市民参加が必要です。公民学の幅広い主体と連携し、市民と共に、経済だけではない価値を共有し、国分寺市のまちの魅力を発信できる取組を要望いたします。

また、住宅マスタープランやランドデザイン、都市計画マスタープランの策定には、少子高齢化社会や人口減少に向かう多様な暮らし方の視点を持って、市民合意を高めた実効性のある計画となるよう求めます。

福祉的な側面からは、必要な人に適切な支援が行き届くよう、庁内横断的な連携や民間も含めた多職種連携をさらに推し進める必要があります。しかし、重層的支援体制では、国が多機関協働事業の基準額を減額したことが明らかになりました。従来の縦割りの支援から取りこぼされてきた市民を救う重要な事業です。これまで丁寧に事業を進めてきた国分寺市であります。国に対し、現場の声を反映した予算措置を働きかけるとともに、支援の質が低下しないように最大限の対応を求めます。

また、新たに整備する教育や公共施設では、人口減少を見据えた複合化や多機能化、そしてユニバーサルデザインが不可欠と考えます。新築の教育施設ではエレベーターの設置が必須だと確認いたしました。第六小学校の増築棟の設計が始まりますが、近隣の方の御意見も伺いながら、児童数が減少に転じた際には地域に開放した活用ができるように進めていただくよう求めます。

デジタルの活用についてです。

地域包括支援センターでは、これまで紙で行ってきたケアプランデータのやり取りをデジタル化することが分かりました。高齢者人口の増加でますます業務が多岐にわたると考えると、事務の効率化により、本来業務に専念していただく環境づくりは重要と考えます。

一方で、教育関係予算では、新教育系システムの導入・運営に8億2,000万円が計上されました。教職員の業務効率化や個別最適な学びの推進が期待される一方で、小学校約300万円、中学校約430万円の消耗品費が削減され、日常的な教育環境への影響が懸念されます。教育DXにより現場が疲弊しないよう、教職員や児童・生徒の声を丁寧に反映しながら進めることを求めます。

今後も少子高齢化を背景に、デジタルの活用は広がると思います。市民サービスの向上と人が担うべき業務とのすみ分けを行い、本当に必要な経費であるかどうか検証を行いながら進めるようお願いいたします。

個別事業についてです。様々質疑させていただきましたが、何点か申し上げます。

ひとり親家庭の支援では、派遣単価が国の示す上限基準額となります。ヘルパー確保や安定利用につなげ、利用が広がるよう期待をいたします。

樹林地や公園の樹木が倒木の危険性から伐採されることがあります。新たに植樹するなど、貴重な緑がこれ以上減らないように、計画的な取組を求めます。

並木公民館・図書館の休館中の対応について、民間の場所をお借りできるよう調整中とのことでした。本当にありがたいことです。公共施設については、全体のこま数を増やすよう、条例で縛りのある施設についても利用の可能性を模索していただくようお願いをいたします。

第五小学校の放課後子どもプランの運営実施を民間事業者に委託することとなりました。臨時的な措置とはいえ、サポーターの確保策も含め、これまで長年現場を支えている各校のコーディネーターの意見を丁寧に向い、本市らしい放課後の子どもの居場所をしっかりと確保するよう求めます。

特別支援学級のスクールバスが1台増車されます。スクールバスの存在が多くの御家庭の支えとなる一方で、1時間近くも乗車を余儀なくされる児童がいます。子どもたちの身体的・精神的な負担を最小限に抑えるよう、ルートの最適化と柔軟な調整を求めます。将来的には、バスに乗らなくても、全ての児童が当たり前前に地域の学校で学べるインクルーシブな学校づくりに向けた検討を要望いたします。

以上、様々申し上げましたが、先行きが不安定な世界情勢や社会経済、また自然災害にも柔軟に対応できる財政力が必要です。そして、持続可能な財政運営と少子高齢化社会、人口減少を見据え、市民ニーズを捉えた市政運営を求めまして、賛成の討論といたします。

○議長（尾沢しゅう君） 続きまして、無会派（れいわ新選組）の高野議員。

○2番（高野ふみお君） 無会派（れいわ新選組）を代表いたしまして、議案第1号、令和8年度国分寺市一般会計予算に対して賛成の立場で討論いたします。

初めに、答弁に立たれた皆様、資料作成に御尽力いただきました全ての職員の皆様に感謝を申し上げます。

まず、財政全体について申し上げます。

これまで市の貯金はため込まず、市の借金は恐れることなく、市民生活や地域経済のために積極的に財政を出動すべきだと述べてまいりました。この観点から本予算を見ると、地方債の新規発行は32億円で、予算ベースで前年度から比べて8億円の増、実績ベースで10億円の増となっており、積極的に市債を活用していることが見てとれ、一定評価をいたします。基金も公共施設整備基金等を取り崩すことで、残高107.9億円へと微減となります。

一方で、現在の基金目標が50億円で、目標の2倍の水準であるにもかかわらず、数年後には50億円を切る財政は予断を許さないと言われておりますが、その見通しは現行の財政フレームに基づき、そのフレームは悲観的な予測だけで成り立っているのではないかということも議論しました。自治体財政の目的はあくまでも住民福祉の向上であるという共通認識の下、財政優先主義に陥らないよう、今後、より一層積極的な財政活用を要望するものです。

例えば、防災面で全ての学校への非常用電源やエレベーターの設置、これはインクルーシブな教育環境、バリアフリーの観点からも重要な整備となります。災害が起こったら、お金の準備よりも物の整備が重要だと改めて申し上げておきたいと思います。

こうした対策には多額のお金がかかるわけですが、防災面では、国も推奨する市債の積極的活用を求めておきたいと思います。

なお、消費税については市の予算とは直接の関連はないものの、国からの地方消費税交付金が市の社会保障費のどれに幾ら使われているかということが毎年公表されておりますが、実は、数字合わせにすぎな

いことが確認できたことも述べておきます。

次に、質疑をした個別課題に沿って申し上げます。

滞納者については、レジ搜索という手法があることが本市でも存在しますが、令和に入ってからには行われていないことを確認しました。滞納者は支援が必要な生活困窮者と捉えるべきことを再度申し上げ、納税者の生活や権利を尊重した徴収姿勢を求めます。

時間額会計年度任用職員の給与支払い日は、近隣他市同様に、休日と重なった際は前倒し支給となることを要望いたします。

犯罪被害者支援については、東京都でも数少ない支援条例のある市として、経済支援策をしっかりと盛り込むことを提案いたします。

生活保護については、生活保護のしおりについて、受給者に寄り添った改定を求めます。また、低所得者向け施策が進められる中、人員体制のより一層の改善・強化をお願いしたいと思います。

教育については、教員の疲弊問題の解決、国分寺市独自の教育の発展のためにも、品川区のような市独自の正規教職員採用について検討をお願いしたいと思います。

居住支援については、高齢者や障害者、ひとり親世帯、外国籍住民など、地域で暮らし続けることができるよう、様々な専門家がチームとして連携する居住支援協議会の設置検討を求めます。

ぶんバスについては、利用者減少の実態を直視し、値下げの検討を求めます。

カーブミラーについては、設置基準の公開に感謝を申し上げるとともに、クマネズミなど、開発に伴って発生していると見られる害獣対策についても基準の公開を求めます。

有機フッ素化合物（P F A S）による水汚染問題については、P F A S 対応のウオーターサーバーを新庁舎の授乳室や学童などに設置するのであれば、全ての小・中学校にP F A S 対応したウオーターサーバーや、あるいは浄水器などの設置を求めます。東京都への要望についても、調査だけではなく、活性炭などによる浄化をしっかりと要望していただきたいと思います。

市報に50代女性を求めますという法令違反の疑いがある広告が数か月掲載された件について一言申し上げます。ジェンダー平等推進や差別や偏見の助長をしないという観点から、再発防止策の検討とともに、市報で謝罪記事の掲載をしたほうが潔いのではないのでしょうか。

最後に、イラン情勢を受け、市民や事業者が不安を感じる中、市が例えばぶんぶん商品券の独自財源を使つての追加発行といった全市民、いや、全国民が喝采を送るような支援策を勇断されることを求め、予算への賛成討論といたします。

○議長（尾沢しゅう君） 続きまして、無会派（子どもの未来）の脇村議員。

○3番（脇村たいき君） 議案第1号、令和8年度国分寺市一般会計予算について、無会派（子どもの未来）は賛成の立場で簡潔に討論をいたします。

本予算には、市民生活を支えるための様々な施策が盛り込まれており、その点は大変高く評価をさせていただきます。

一方で、物価高騰が長期化し、市民生活には依然として重い負担がのしかかっております。こうした状況の下、自治体財政には、単に帳尻を合わせるだけではなく、市民の幸福を実感として支えるため、より一層積極的な役割が求められていると考えます。

とりわけ子育て、教育、福祉、地域交通、健康、そして市民の安全・安心に係る分野については、必要な支出をためらうべきではありません。財政運営に当たっては、将来負担を心配するあまりに、市民が望

むサービスの提供に消極的になることなく、健やかで明るい市民生活を下支えする、そういう視点をより明確に打ち出すことを求めます。

以上、今後のさらなる積極的な財政運営を要望し、本議案には賛成をいたします。

以上です。

○議長（尾沢しゅう君）　続きまして、無会派（日本共産党国分寺市議団）の中山議員。

○５番（中山ごう君）　議案第１号、令和８年度国分寺市一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

最初に、予算審査に当たり、様々な資料を作成いただきました職員の皆様にお礼申し上げます。

2026年度予算では、これまで日本共産党国分寺市議団も求めてきた施策が複数予算化されました。一番評価すべき点は中学校給食を温かい全員喫食の給食に改善したことです。これには改善を求めて声を上げ続けてきました市民の方たちをはじめ、保護者や子どもたちから喜びの声がたくさん寄せられています。2022年の予算特別委員会で日本共産党国分寺市議団が中学校給食の提供方式の見直しを求めた際、当局側からも、そして市議会側からも冷たい反応でしたが、それから５年間で改善が実現したことはうれしい限りです。今後ですが、まずは改善した給食を安定実施してからということではありましたが、所信表明で述べられていた中長期的な給食提供方式について、市民参加での検討を求めます。

そのほかにも補聴器購入補助、朝の子どもの居場所、公設学童の増設なども評価をしています。

学校宿泊行事への補助引上げは一定評価するものの、さらなる補助の引き上げ、そして就学援助受給世帯における市による代理払いの実施を求めます。

予算審査では、財政フレームについての質疑があり、より実態に合わせた結果と答弁がありました。しかし、フレームで示された６年後の基金残高が33億円強となり、昨年の予算特別委員会で示されたおよそ55億円から大きく減少しました。これにより、事業の目的、ニーズ、費用を整理して、事業の統合、縮小、廃止をしなければ市政運営が立ち行かなくなるといった答弁が担当課長からありました。一方で市長からは、市がやっている仕事で要らない仕事はない。必ず需要があつて、喜んでいただいている市民はいるという答弁もありました。この答弁の後には、担当課長の答弁と同趣旨の答弁もされていましたが、しかし、市長の市がやっている仕事で要らない仕事はないという答弁は非常に重い答弁だと私は捉えています。

そして財政フレームは必要な資料という認識はあるものの、数年後における基金残高は財政フレームで示された数字どおりにはなっていません。特にここ数年はフレームで示された額よりも多い基金残高となっているのがこれまでの現状です。こうしたことも考えれば、一方方向の考えで突き進むのではなく、今後の推移をきちんと見定めた慎重な対応を求めます。

以下、本予算に反対する主な理由となる個別施策のうち、主な４つの施策について述べます。

2026年度予算においても、物価高への対応が欠かせません。昨年12月の第４回定例会で、一部市の一般財源も活用し、国の臨時交付金で対策事業が具体化されました。この間の当市における物価高対策事業の中で大きく欠けているのが事業者支援だと言わざるを得ません。商品券事業で恩恵を受けられない、個別の支援もほとんど受けていない事業者への支援の実施を引き続き求めます。

ぶんバスについて、運賃が2025年４月から200円に値上げされ、それによって利用者数は昨年４月から今年２月時点までで約24％も減少していること、そしてこの減少は市の想定範囲内だという答弁がありました。しかし、小金井市では値上げしたものの、65歳以上の高齢者は運賃を据え置くなどの対応で、利用者数の減少は3.6％にとどまっています。予算ベースの推測では、2026年度予算の利用者数は全体で67万人、値上げ前の102万人から35万人、34％も減少するという想定での予算となっており、これを想定範囲

内だとする市の考え方に疑問を持たざるを得ません。利用者数を回復させる取組が必要です。少なくとも100円だから導入できないとしていたシルバーパスは導入するべきです。府中市の地域公共交通会議での資料では200円、あるいは路線バスに準拠した運賃を導入している8市全てでシルバーパスが導入されています。一刻も早い導入を求めます。

そして運賃200円の値上げの理由が、これまでも二転三転していると指摘してきましたが、ここに来て、また変わったと言わざるを得ません。昨年2025年の予算特別委員会でも私は値上げに反対しましたが、値上げするのであれば、最低限、市の責任として一貫した説明をするべきだと強く求めてきたところですが、値上げによる増収分を運行事業者に再分配するという方針を投げ捨ててしまったことを強く批判します。

今回の予算特別委員会の質疑で、2026年度予算では人件費が大分上がっている。これが可能になったのは運賃を200円に改定したからという答弁がありましたが、その後の質疑で確認したように、人件費を含んだ運行経費について、運賃が100円だったときも、適切な人件費については、運行経費として、要求のあったとおりに必要な部分は補助金として支出してきたとの答弁でした。つまり200円に運賃を改定したから人件費が多くなったという答弁に矛盾します。そもそものルールとして、答弁があったように、運行事業者が人件費を増額した運行経費で予算化した場合、運賃が100円であっても200円であっても、市は運行収入が経費に足りなければ差額分を補填する仕組みになっています。2025年度施政方針で、当時の市長がこのたびの運賃改定による増収分を運転士の処遇改善等に再分配することで、引き続きぶんバスの安定運用の確保につなげてまいりますと述べた方針を投げ捨ててしまったとしか言えません。

この一連のぶんバス運賃の値上げは市民からの信用を失う進め方だと言わざるを得ません。2025年度決算のタイミングで、補正予算で運行事業者に再分配することがまだ可能です。市に適切な判断を求めます。

学校給食無償化の不登校への拡大について、国が4月から小学校での無償化に踏み切ります。現在示されている資料では、在籍児童数を対象に、1人月額5,200円を基準額として補助されるようになっており、在籍の判断については、5月1日時点の在籍児童数を調査する学校基本調査と同じ考え方を想定しているとあります。これは不登校の児童も含めて補助対象になるということです。今後、国が作成するモデルとなる要綱を受けて、東京都が市区町村への補助要綱を作成しますが、基本的に国と同様の考え方で作成をお願いすると国はしています。東京都が要綱を作成してからと言わずに、国や東京都の動きいかににかかわらず、既に実施している自治体もあることから、早急に当市においても、不登校児童・生徒も無償化の対象にすることを求めます。

最後に、市民課窓口の業務委託についてです。市のアウトソーシング基本方針によれば、民間委託する場合、市民サービスが低下してはならない、コストが削減され経済性が期待できるものでなければならないという大原則があります。ところが今回の窓口業務委託ではコストは2,500万円ほど増える、市民サービスの維持向上については、現段階で具体的にこうなると言えない、こうした答弁でした。閉会中の総務委員会や今回の予算特別委員会を通じて、なぜ窓口業務を委託しなければならないのかという根本的な理由が分かりませんでした。また、3段階に分けて順次委託していくというやり方で窓口業務が混乱しないのかなど、進め方にも疑問があります。このような中で、市民の個人情報も多く取り扱う窓口業務を委託することには反対です。

以上で反対討論を終わります。

○議長（尾沢しゅう君） 続きまして、無会派（日本維新の会）の寺嶋議員。

○6番（寺嶋たけし君） 議案第1号、令和8年度国分寺市一般会計予算に関して、私、無会派（日本維新の会）、寺嶋たけしは賛成の立場で討論いたします。

まず初めに、市長をはじめとした市役所の皆様方におかれましては、予算編成から委員会での答弁など、真摯に御協力いただきましたこと、心から感謝申し上げます。また、委員会運営に御尽力いただきました中山委員長、森田副委員長、併せて感謝申し上げます。

それでは本題に入ります。細かな部分は、ほかの議員も多く触れられていたため、私は割愛させていただきます。

本市の財政は、これまで自主財源を基盤としてきた一方で、その自主財源が個人市民税に大きく依存しているため、人口構造変化の影響を受けやすくなっている点や、近年は、この自主財源でなく、依存財源の比率が上昇傾向にあるなど、財政構造に変化が生じております。さらに高齢化に伴う必要経費の増大や公共施設の一斉更新が迫るなど、本市は今まさに財政運営の大きな転換点にあると考えております。

こうした中で、本予算は限られた財源の中で、子育て支援、教育、福祉といった基礎的行政サービス、これを維持しつつ、必要な施策に重点配分を行っている点は評価すべきものと考えます。また、将来を見据えた取組、新たな取組もしっかりと盛り込まれており、行政の努力を強く感じるとともに、丸山新市長らしい、今に根差して、未来を見据えて組立てられた予算であると感じております。これをやれば市民はうれしい、ありがたい。そういった施策は山のようにあります。しかし、その視点だけで市政運営をすれば、一瞬で市の財政は崩壊し、それらの市民サービスも消え去ります。重要なのは、そのバランスであり、市長が位置づける経営という言葉が、この観点を指している一つであると認識しております。

今回の予算は、その経営的視点がしっかりと反映されていると感じておりますし、私もむやみに無責任に、あれやれこれやれと言うことは、そういった要求をしていくことは慎んでいく考えです。そういった点も踏まえ、本予算の賛成の立場を取らせていただいております。

しかしながら、一方で課題も明確と考えます。自主財源の主要科目は個人市民税ですが、生産年齢人口比率の低下に伴い、安定して住民税を獲得できるという、この強みが今後弱みへ変わっていくリスクが大いにあります。そして、高齢化に伴う福祉費用の増加並びに公共施設の更新による必要支出の増加、これらは将来の財政硬直化リスクを、より今以上に高めてまいります。実際に市の財政フレームなどを確認しても、その課題は、もはや潜在的ではなく、顕在化していると見てとれます。

また、事業の見直し、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの取組については、いまだ十分とは言えないと私は感じております。限られた財源の中で、優先順位づけが一層求められます。また、ゼロベースでの予算の組立てというより、やはり統合や縮小、選択と集中による歳出構造改革とサービスの精鋭化がより一層必要になると考えます。この点は市長をはじめとする市役所の皆様方や市議会の多くの方々とも考え方を共有できている部分と認識をしております。

以上の点から、今後に関して2点を求めさせていただきます。

1点目は、歳出面に関して、歳出改革が求められる中で、公共施設、これの複合化や統合をこれから一層進めることの検討やコンサルタントへの委託、こういった点に関して、市としてのナレッジをしっかりと蓄積させていく、そういった形で今後必要となる施策を中長期目線で捉え、歳出構造の見直しを強く求めます。

そして2点目、歳入面に関しては、やはり市財政の歳入ですので、バーチャルオフィスをはじめとした、国分寺市に合った多くの土地を必要としない形で、国分寺市に適した形で企業誘致策、これをもって、法

人市民税、これを少しだけでも増やしていくことであったり、ふるさと納税の一層の活用など、自主財源を今の個人市民税及び固定資産税のみに頼っている形を脱却できるよう尽力することを強く要望いたします。

そして、福祉分野の持続可能性の議論、広告戦略における策の取捨選択、そしてデジタル化の推進による利便性と効率化の向上などに関しては簡単ではないことは重々承知しておりますが、これらは国分寺市の未来を大きく左右する要素と考えております。今後、これらをより現実的に進めていくために、私も今以上に協力させていただくことをここで改めてお約束させていただきます。

最後に、市長の現状維持は破滅である、このお言葉を私は強く共感し大切にしております。ぜひとも現状維持から大きく脱却し、未来を描ける都市国分寺市を共につくっていきたいと心から思っております。今後の予算編成、そして市政運営にも、しっかりとそこの部分で協力させていただきますので、ぜひ市長をはじめとする市役所の皆様方も全力で挑んでいただければと思います、その点をこの場で明確にお伝えし、賛成討論を終わります。

○議長（尾沢しゅう君） 以上で討論を終わります。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、10分程度休憩いたします。

午後 3 時 37 分 休憩

午後 3 時 50 分 再開

○議長（尾沢しゅう君） それでは、会議を再開いたします。



日程第38 議案第 2 号 令和 8 年度国分寺市国民健康保険特別会計予算（審査報告）

日程第39 議案第 3 号 令和 8 年度国分寺市介護保険特別会計予算（審査報告）

日程第40 議案第 4 号 令和 8 年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算（審査報告）

日程第41 議案第 5 号 令和 8 年度国分寺市下水道事業会計予算（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第38、議案第 2 号から日程第41、議案第 5 号までを一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

（5 番 中山ごう君登壇）

○予算特別委員長（中山ごう君） 議案第 2 号、令和 8 年度国分寺市国民健康保険特別会計予算から議案第 5 号、令和 8 年度国分寺市下水道事業会計予算までの 4 件を一括して、予算特別委員会の審査模様を御報告いたします。

本 4 議案は、2 月 20 日開催の本会議において、予算特別委員会の設置とともに本委員会に付託されたものであり、議案第 2 号は 3 月 13 日に、議案第 3 号から議案第 5 号までは 3 月 16 日に審査を行いました。

本 4 議案の審査に当たりましては、各担当からの説明及び各種提出資料を審査の参考とし、委員からは

多岐にわたる質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、議案第2号につきましては賛成多数、議案第3号につきましては全員賛成、議案第4号につきましては賛成多数、議案第5号につきましては賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しております。

議員の皆様におかれましては、委員会における慎重審査を踏まえ、賛否の判断を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） 委員長の報告に対する質疑につきましては、申合せのとおり省略いたします。

これより個別に討論及び採決いたします。

まず、議案第2号についてお諮りいたします。

討論はございますか。

それでは、討論がございますので、まずは反対討論からお願いしたいと思います。

○2番（高野ふみお君） 議案第2号、令和8年度国分寺市国民健康保険特別会計予算に反対の立場から討論を申し上げます。

本予算では、保険税額料率の改定によって所得割が税率合計で11.02%から11.26%へ、均等割が税率合計で6万円から約6万3,100円へと値上げされます。市の説明では、標準保険料率に向けて、なだらかな上昇であるとされますが、負担を負う側から見ると、国の施策とはいえ、これに加え、子ども・子育て支援金の負担が上乗せされます。被保険者数で見ると、単純平均で月額約300円の負担増が上乗せとなります。事実上の増税と言われている。

国分寺市においては国民健康保険予算に占める一般会計からの法定外繰入金額の割合が、令和4年度決算の数字で10.59%と、多摩26市中2位の順位でした。これはすなわち低所得者の方が中心で、医療費の比較的にかかる集団を全体で支える自治体として努力をしていたあかしでした。一方、令和5年度から、法定外一般会計繰入金が年々減少しており、本予算でも約1億円以上の減が見込まれています。

令和7年度第2回国民健康保険事業の運営に関する協議会に出された本市の国保加入者の所得分布の資料を見ますと、所得なしが7,985人、38%、所得100万円未満が4,402人、20%、所得200万円未満が3,444人、16%、所得300万円未満が1,832人、8%となります。加入者が全体で2万965人とする、所得300万円未満が8割を占め、所得200万円未満が6割以上、低所得者が中心となっていることが見てとれます。国や都の政策であるとはいえ、この物価高の状況で低所得者への増税に対しては影響を少しでも和らげるべきです。市が独自で支援策を打ち出すべきではないでしょうか。これについては、市が生活困窮者対策を打ち出され、一定評価をいたしますが、手法や効果については、見守りたいと思います。

赤字補填と見られるので難しいというのであれば、国や都への要望とともに、低所得者への負担を上げずに財政支出をして市民生活を下支えする道をさらに追求するべきではないかと求め、反対の討論いたします。

○議長（尾沢しゅう君） 次に、賛成討論のある方。

○6番（寺嶋たけし君） 議案第2号、令和8年度国分寺市国民健康保険特別会計予算に関して、私、無党派（日本維新の会）、寺嶋たけしは賛成の立場で討論をいたします。

この国民健康保険の歳出面に関しましては、市独自でコントロールできる部分が実質的に1割も満たないことが計算すると分かります。そのような中で、市独自で歳出改革を行おうとした際に、後発医薬品の活用を図るなど、できる策は市として講じていることを委員会でも確認させていただきました。要するに、

市でできることは進めているものの、制度及び構造上、出ていくお金の額をコントロールすることは実質的に困難であるということが分かります。

そのような中で、歳入面も歳出面をコントロールできない中で、一般財源から繰り出した会計に頼っている点、そして標準保険税率を引き上げていくことが求められている点も踏まえると、国民健康保険の税額見直し、これらは避けられないと考えます。もし、この見直しを避けると、予算と制度は限界を迎え、適切な医療サービスを受けられなくなることに最終的にはつながるおそれがあります。国民健康保険という制度に対して、持続可能な形は何か、最適な運用の形は何かといった観点で考えると、抜本的に見直すべきことはあるかと思いますが、それを市独自でできるのかといえれば不可能です。そのため、私は、市独自でできることを適切に丁寧に進めることが委員会にて確認できたことから、議案第20号に賛成したのと同様に、本予算に賛成いたします。

○議長（尾沢しゅう君） ほかに討論ございますか。
(「なし」と発言する者あり)

○議長（尾沢しゅう君） 以上で討論を終わります。
これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
(賛成者起立)

○議長（尾沢しゅう君） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第3号についてお諮りいたします。
討論はございますか。
(「なし」と発言する者あり)

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
(賛成者起立)

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第4号についてお諮りいたします。
討論はございますか。それでは反対討論からお願いします。

○2番（高野ふみお君） 議案第4号、令和8年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

理由は、東京都後期高齢者医療広域連合の資料によれば、保険料率が平均保険料額11万1,356円から12万7,400円に、過去最高の14.4%増となることです。

今回の保険料の値上げは、後期高齢者負担率の見直しや子ども・子育て支援金など、国の制度改正による値上げ要因が大きいとされています。一方で、被保険者の主たる収入である年金は4年連続の増額ですが、物価高に追いついておらず、実質目減りをすると言われております。国民の手取りを増やそうということが言われる中で、その流れに逆行し、最も収入が低い後期高齢者層に追い打ちとなるような保険料率の値上げは現行の制度上やむを得ないとはいえ、認めることはできません。

次のように指摘する識者もいます。そもそも後期高齢者医療制度のような高齢者のみを被保険者とする医療保険制度は世界でも類を見ない。75歳以上の高齢者は病気になるリスクが高い上に、年金生活者が大半で保険料負担能力が低く、リスク分散が十分機能しないからだ。今すぐに後期高齢者や現役世代の負担を減らす制度改革は無理だとしても、市民に最も近い立場である市として、広域連合や都、国に対して

負担増回避や制度見直し検討の要望を上げることが求め、反対の討論とします。

○議長（尾沢しゅう君） ほかに討論ございますか。
(「なし」と発言する者あり)

○議長（尾沢しゅう君） 以上で討論を終わります。
これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。
(賛成者起立)

○議長（尾沢しゅう君） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第5号についてお諮りいたします。
討論ございますか。それでは反対討論からお願いします。

○2番（高野ふみお君） 議案第5号、令和8年度国分寺市下水道事業会計予算について、反対の立場で討論いたします。
理由はウォーターP P Pの導入が含まれていることです。

国の資料を見ると、ウォーターP P P導入の理由とされる課題として、人、物、金の3要素とあります。人については職員の不足、物については更新需要の増加、金については使用料収入の減少とあります。

これらの要素、課題が本市では当てはまるのかを質疑したところ、明確な答弁は得られなかったと考えます。例えば、使用料収入の減少とは、地方の人口減などが考えられる一方、本市は人口増加が続いています。国や都からの補助金のカットについての懸念も伝えられましたが、補助金の額は1.6億円であり、市の企業債は5.5億円です。企業債の余幅は3倍あるというのであれば、万一補助金が減らされても、企業債で十分対応可能ではないでしょうか。質疑でも出されていた市民参加など、新しい公共の形を求めるとともに、国のP P P推進の動きに対して、市が下水道の更新需要や職員の育成・維持などの面から、民間に任せ切りにしてよいのかどうか、再度検証を行うことを求め、反対の討論とします。

○議長（尾沢しゅう君） ほかに討論ございますか。
(「なし」と発言する者あり)

○議長（尾沢しゅう君） 以上で討論を終わります。
これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。
(賛成者起立)

○議長（尾沢しゅう君） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第42 議案第49号 令和8年度国分寺市一般会計補正予算（第1号）（審査報告）

○議長（尾沢しゅう君） 日程第42、議案第49号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

補正予算審査特別委員長。

(14番 だて淳一郎君登壇)

○補正予算審査特別委員長（だて淳一郎君） 議案第49号、令和8年度国分寺市一般会計補正予算（第1号）について、補正予算審査特別委員会の審査模様を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額637億2,391万1,000円に歳入歳出それぞれ1億4,868万9,000円を追加し、その総額を歳入歳出それぞれ638億7,260万円とするとともに、地方債においては、ひかりスポーツセンタ

一第一体育室特定天井耐震化事業債の追加を行いたいというものでございます。

主な内容といたしましては、歳入において、ひかりスポーツセンター第一体育室特定天井耐震化事業債4,330万円の増額を行い、歳出においては、予防接種に要する経費2,795万3,000円の増額を行いたいというものでございます。

委員会では、財政課より本案の説明が詳細になされた後、委員による質疑が行われております。

慎重な審査の後、採決を行いましたところ、全員賛成により、本案を原案のとおり可決すべきものと決しております。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第43 議案第52号 教育委員会教育長の選任について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第43、議案第52号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（丸山哲平君） それでは、提案理由を申し上げます。

議案第52号。

本案は、国分寺市教育委員会教育長である古屋真宏氏が令和8年5月25日をもって任期満了となるため、新たに宮本学氏を選任いたしたいというものでございます。

任期は令和8年5月26日から令和11年5月25日までの3年間でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により提案するものでございます。

御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） お諮りいたします。本案は所管の委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより質疑に入ります。

○5番（中山ごう君） 簡潔にお聞きしたいと思います。

当市において、前行政職員を教育長に選任することは初めてとなりますので、この前行政職員から教育長をとということで、この人事を提案されました市長のお考えを確認させていただきたいと思います。

○市長（丸山哲平君） 選任理由についての御質疑と、このように理解をいたします。

今回、この提案理由、選任の理由でございますが、宮本氏については誠実かつ実直な人柄であると、このように考えておりまして、私が市長に就任してからのこの間、そして市議会議員の時代から含め、そのことを認識しているところであります。

教育長という立場においては、これまでの教育長の皆様がそうであったように、高い人間性というものが求められる、そうした役職であると、このように認識をしております、教育の場を担うにふさわしい人物であると考えた、これがまず第1の理由であります。

その次に、宮本氏は国分寺市職員として、現在も総務部長として重責を担っていらっしゃいますが、それ以前にも子ども家庭部長、また学務課長、そして現人権平和課長等を歴任し、教育、また子どもの分野においても高い知見を有していると、このことも理由になります。

これらの理由から、国分寺市の教育のこれまでのよき伝統というものをしっかりと引き継ぎ、受け継ぎながらも、新たな取組にも、その力を発揮していただけるであろうと考えたのが、今回の提案理由であります。

もう一つ、その前提として一つ加えさせていただきますと、当然のことながら、教育委員会は独立した行政委員会でありまして、教育の中立というものは非常に重要な尊重すべきものであります。私としては、今後もしっかりその立場に立った後も、あくまで教育委員会として、また学校として、教育というものに対して、しっかりとその中立性、自立性を発揮していただきたいと、このことは考え方として持っています。

以上です。

○議長（尾沢しゅう君） ほかに質疑ございますか。
（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 以上で質疑を終わります。
これより討論に入ります。
（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。
（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
この際、暫時休憩いたします。

午後4時09分休憩

午後4時33分再開

○議長（尾沢しゅう君） それでは、会議を再開いたします。

日程第44 意見書第1号 国に有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明
と対策を求める意見書

○議長（尾沢しゅう君） 日程第44、意見書第1号を議題といたします。
提案者に提案理由の説明を求めます。
建設環境委員長。

（5番 中山ごう君登壇）

○建設環境委員長（中山ごう君） 意見書第1号、国に有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書について、案文の朗読をもって提案に代えさせていただきます。

国に有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書（案）

東京都多摩地域の井戸水から有機フッ素化合物（P F A S）が検出され、国分寺市を含めた広範囲での水質汚染が明らかになった。

他にも、沖縄県や岡山県吉備中央町、大阪府摂津市、兵庫県明石川流域、広島県東広島市、千葉県鎌ヶ谷市等、日本各地の河川や地下水でP F A Sによる水質汚染が明らかになり、不安が広がっている。

国は、令和8年4月1日からP F O S等を水質管理目標設定項目から水質基準（基準値50ng/L）に引き上げ、検査や結果の公表を義務付けることとしている。

また、東京都は、令和3年度から、P F O S及びP F O Aを水質汚濁防止法第16条で規定される地下水測定計画に位置付け、年62か所の概況調査及び暫定指針値を上回った地点における、継続監視調査及び追加調査を、地元自治体とも連携し実施している。

なお、「お鷹の道・真姿の池湧水群」をはじめとする豊富な湧水を守ってきた歴史がある国分寺市では、市内26か所に設置された災害用給水施設である「むかしの井戸」及び「『真姿の池』湧水」においてP F A S濃度を継続的に測定するなどの独自対応を講じている。

これらはいずれも重要な対応であるが、市民の不安解消と貴重な資源である地下水を保全するため、一日も早い汚染原因究明と除去対策に向けたさらなる取組が求められる。

よって、国分寺市議会は、国に対し、下記について求める。

記

- 1、東京都と連携の上、P F A Sによる汚染原因を究明し、その情報を開示すること。
- 2、地下水並びに水道水のP F A Sの除去・低減に向け尽力すること。
- 3、希望者が血液検査を受けられるようにすること。
- 4、自治体を実施する地下水の独自調査・検査等に対し、財政的支援をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月23日

東京都国分寺市議会議員 尾 沢 しゅう

以上、皆様の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） これより質疑に入ります。
（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。
討論はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 討論なしと認めます。
これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。
ただいま可決されました意見書の取扱いにつきましては、議長に一任願いたいと思います。



日程第45 委員会提出議案第1号 国分寺市政治倫理条例の一部を改正する条例について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第45、委員会提出議案第1号を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

（9番 高瀬かおる君登壇）

○議会運営委員長（高瀬かおる君） 委員会提出議案第1号、国分寺市政治倫理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、資産等報告書の提出内容等を、国会議員の資産公開対応を踏まえ見直しを行うとともに、政治倫理基準等に反するなどの疑いに関し、市民から行われる調査請求への議員及び市長等の協力義務をより厳格に規定するため、条例の一部を改正したいというものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（尾沢しゅう君） お諮りいたします。本案は所管の委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 質疑なしと認めます。

討論はございますか。それでは、反対討論からお願いします。

○5番（中山ごう君） 委員会提出議案第1号、国分寺市政治倫理条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

そもそも国会議員の資産公開は、御存じのようにロッキード事件やリクルート事件など、大規模な汚職事件を契機に、政治の信頼回復のために導入されました。

今回、国分寺市で行われていた政治倫理条例等見直し検討委員会においても、度々不正防止のための資産公開というキーワードが出てきました。もちろん、その一面がある制度だとは思いますが、それが導入の契機だとしても、資産公開がなかったとしても、不正をしてはならないということは当然のことだと考えます。

資産公開がなかったとしても不正はしてはならない。この当然のことを考えた際、では何のための資産公開なのかと考えました。少なくない議員報酬を市民の税金から頂いている者として、そのほかの資産も含めてできるだけ公開し、透明性を図ることが、市民からの信頼を得る一助だと私は思います。閲覧者が少ないから、あるいは公開に向けた事務の仕事量が多いからなどという理由は、資産公開を後退させる理由にはなりません。

改めて国会議員の資産公開の意義を調べると、最低限の透明化を図ることを目的に、資産の透明性を高め、国民が政治に対する信頼を深めるためとありました。最低限の透明化を図るという点については、国会議員よりもさらに詳細に公開してきた、全国的に見ても先頭を走っている本市における資産公開は、私たち議員が誇るべき制度だと私は考えます。

そして議員のモラルハザードとして浮き彫りになった国民健康保険税逃れの問題があります。これを防ぐ力になるのが本市の資産公開だと私は考えます。こうした問題が発覚しているときに、資産公開の透明性を後退させることは、本市の政治倫理条例第1条にある市長等及び議員が職務を遂行する上での公平性

及び高潔性を実証するために必要な措置を定め、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することという目的にも反することであり、市民からの信頼を裏切ることにつながりかねないことだと考えます。

よって、本議案に反対いたします。

○議長（尾沢しゅう君） ほかに討論ございますか。
（「なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） それでは、討論を終了いたします。
これより採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。
（賛成者起立）

○議長（尾沢しゅう君） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第46 閉会中の継続審査について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第46、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました閉会中継続審査申出等一覧のとおり、閉会中審査をすることを認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

各委員会の閉会中継続審査申出等一覧

総務委員会

種 別	件 名	付託年月日
調 査	行政改革について	R 7. 6. 5
陳情第 8－3 号	新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情	R 8. 2. 20
陳情第 7－4 号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入による小規模課税事業者・免税事業者を守る経過措置、いわゆる「2割特例」「8割控除」を2026年9月末日以降も継続することを求める意見書を政府に送付することに関する陳情	R 7. 12. 3

閉会中審査予定 R 8. 4. 20

厚生文教委員会

種 別	件 名	付託年月日
調 査	学童保育所の整備について	R 7. 6. 5
陳情第 8－1 号	有機フッ素化合物（P F A S）から健康を守るために、血液検査に市の補助を求める陳情	R 8. 2. 20
陳情第 7－3 号	すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討を求める陳情	R 7. 9. 5

閉会中審査予定 R 8 . 4 . 27

建設環境委員会

種 別	件 名	付託年月日
調 査 陳情第 8－2 号	環境施策について ぶんバスのさらなる発展を求める陳情	R 7 . 6 . 5 R 8 . 2 . 20

閉会中審査予定 R 8 . 4 . 30

議会運営委員会

閉会中審査予定 R 8 . 4 . 16

公共施設等総合管理特別委員会

閉会中審査予定 未 定

国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会

種 別	件 名	付託年月日
陳情第 7－5 号	c o c o b u n j i E A S T ビル 1 階店舗共用扉の自動ドア化 を求める陳情	R 7 . 12 . 3

閉会中審査予定 未 定

◇

日程第47 議員派遣について

○議長（尾沢しゅう君） 日程第47、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りをいたします。会議規則第165条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、派遣の目的、場所、期間、その他必要な事項については議長に一任を願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○議長（尾沢しゅう君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

◇

○議長（尾沢しゅう君） 以上で本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。

この際、申し上げます。ここで令和 8 年 5 月 25 日をもって退任される古屋教育長から御挨拶の申出がありますので、これを認めたいと思います。

古屋教育長、登壇願います。

（教育長 古屋真宏君登壇）

○教育長（古屋真宏君） 大変お疲れのところ、貴重なお時間をいただきまして恐縮でございます。ありがとうございます。

私ごとでありますけれども、国分寺町で生まれ、指導主事として5年、そして第四小学校統括校長として3年2か月、さらに教育長として9年間、国分寺市の教育に携わらせていただきました。この上ない幸せであります。

特にこの9年間は、議員の皆様方のお支えをいただきまして、数えてみますと50余りの新しい施策を展開することができました。

ただ、残念ながら残した課題もたくさんあります。それは次の教育長に伝えていきたいというふうに思っております。

ただ、一番うれしいことは、東京都の多くの先生から、国分寺市に行きたい、国分寺市で子どもたちを教えたい、そう言っていただけるようになったことです。25年前には全く考えられなかったことです。

教育は人とも言われます。ぜひ、これからも国分寺市の素晴らしい先生方をお支えいただいて、温かく見守っていただけたら幸いです。私もどこかで国分寺市の子どもたち、教育を見つめていきたいなと思っております。

議員の皆様方には大変お世話になりました。ますますの御活躍、そして国分寺市議会のますますの御発展を祈念して、私の退任の挨拶とさせていただきます。

残り2か月はありますが、少し早くの挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（尾沢しゅう君） 古屋教育長におかれましては、9年間、国分寺市、また国分寺市の教育行政の発展のために多大なる御尽力をいただきました。今後とも健康に御留意され、ますます御活躍されることを心からお祈り申し上げたいと思います。

次に、3月31日をもって役職定年等を迎える皆様に一言御挨拶申し上げます。

議場におられます宮本総務部長、加藤まちづくり部長ほか、役職定年等を迎える職員の方々には大変長い間、国分寺市の市政の発展のために御尽力いただき、心より感謝、御礼申し上げたいと思います。

今後とも健康に留意され、その経験を生かし、後輩の育成や市政の発展のために一層の御協力いただきますよう、心からお願い申し上げます。長い間本当にお疲れさまでございました。

以上で、令和8年国分寺市議会第1回定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後4時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

国分寺市議会議長 尾 沢 しゅう

国分寺市議会議員 高 野 ふみお

国分寺市議会議員 脇 村 たいき

国分寺市議会議員 対 馬 ふみあき

国分寺市議会議員 中 山 ご う

国政情発第154号
令和8年2月13日

国分寺市告示第38号



国分寺市議会議長

尾 沢 し ゆ う 様

令和8年国分寺市議会第1回定例会を次のとおり招集する。

国分寺市長 丸 山 哲 平
(公 印 省 略)

令和8年2月13日

令和8年国分寺市議会第1回定例会の招集について（通知）

このことについて、令和8年国分寺市議会第1回定例会を2月20日に招集する旨の告示をしたので通知します。



国分寺市長 丸 山 哲 平

1 期 日	令和8年2月20日
2 場 所	国分寺市議事堂

令和8年2月13日

国分寺市議会議長

尾 沢 し ゅ う 様

国分寺市長 丸 山 哲 平
(公 印 省 略)

議案の送付について

令和8年国分寺市議会第1回定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

議案第1号 令和8年度国分寺市一般会計予算

議案第2号 令和8年度国分寺市国民健康保険特別会計予算

議案第3号 令和8年度国分寺市介護保険特別会計予算

議案第4号 令和8年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算

議案第5号 令和8年度国分寺市下水道事業会計予算

議案第6号 専決処分について

議案第7号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第14号）

議案第8号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第15号）

議案第9号 令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第10号 令和7年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第11号 令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第12号 令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第13号 国分寺市営住宅条例の一部を改正する条例について

議案第14号 国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例について

議案第17号 国分寺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を

改正する条例について

議案第18号 国分寺市印鑑条例の一部を改正する条例について

議案第19号 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について

議案第20号 国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第21号 国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第22号 国分寺市障害者センター条例の一部を改正する条例について

議案第23号 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第24号 国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

議案第25号 国分寺市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について

議案第26号 国分寺市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第27号 国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第28号 国分寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第29号 国分寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第30号 国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について

議案第31号 国分寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第32号 国分寺市下水道条例及び国分寺市水洗便所普及条例の一部を改正する条例について

議案第33号 国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について

議案第34号 国分寺市議会議員及び国分寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第35号 国分寺市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

議案第36号 国分寺市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

議案第37号 国分寺市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

議案第38号 国分寺市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

議案第39号 国分寺市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

議案第40号 国分寺市情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

議案第41号 国分寺市建築審査会委員の選任について

議案第42号 国分寺市建築審査会委員の選任について

議案第43号 国分寺市建築審査会委員の選任について

議案第44号 国分寺市建築審査会委員の選任について

議案第45号 国分寺市建築審査会委員の選任について

議案第46号 工事請負契約について

議案第47号 工事請負契約について

議案第48号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

国政発第158号
令和8年2月13日

国分寺市議会議長

尾 沢 し ゅ う 様

国分寺市長 丸 山 哲 平
(公 印 省 略)

予定議案の審議について (依頼)

このことについて、令和8年第1回定例会において下記の議案を早期に審議いただきたく、特段の御配慮を賜りますようしくお願いいたします。

記

1 対象議案

議案第7号 令和7年度国分寺市一般会計補正予算 (第14号)

議案第47号 工事請負契約について

2 理由

議案第7号については、国分寺市健康福祉サービス協会の資金不足に対し支援を要することから、緊急に補助金を支出する必要があるため。

議案第47号については、国分寺市旧庁舎用地活用事業複合公共施設工事について、補助金申請等のスケジュールの関係から早期に本契約を行いたい

国政情発第179号
令和 8 年 3 月17日

国分寺市議会議長

尾 沢 し ゆ う 様

国分寺市長 丸 山 哲 平
(公 印 省 略)

議案の撤回請求について

このことについて、令和 8 年 2 月13日付け国政情発第157号で送付した下記議案の一部を修正し再提案するため、国分寺市議会会議規則第18条第 1 項に規定する事件の撤回を請求します。

記

- 1 議案第19号 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について

国政情発第180号
令和 8 年 3 月17日

国分寺市議会議長

尾 沢 し ゆ う 様

国分寺市長 丸 山 哲 平
(公 印 省 略)

議案の送付について

令和 8 年国分寺市議会第 1 回定例会に提出するため、下記議案を送付します。

記

- 1 議案第49号 令和 8 年度国分寺市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 2 議案第50号 国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について
- 3 議案第51号 国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第52号 教育委員会教育長の選任について

国政情発第186号
令和8年3月19日



国分寺市議会議長

尾 沢 し ゆ う 様

国監発第32号
令和7年12月23日

国分寺市長 丸 山 哲 平
(公 印 省 略)

国分寺市議会議長

尾 沢 し ゆ う 様

議会の委任による専決処分について（報告）

国分寺市監査委員

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

興 水 康次郎
木 島 崇



令和7年度第1回定期監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和7年度第1回定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。



国監発第33号

令和7年12月23日

国分寺市議会議長

尾 沢 し ゆ う 様

国分寺市議会議長

尾 沢 し ゆ う 様

国分寺市監査委員

興 水 康次郎
木 島 崇七郎



国分寺市監査委員

興 水 康次郎
木 島 崇七郎



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施したので、同条第3項の規定により報告します。

令和7年度公の施設の指定管理者監査の結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和7年度公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

- 1 検査年月日 令和7年12月23日(火)
- 2 検査対象 令和7年11月分の一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業会計
- 3 検査結果 現金の出納状況について
(1) 11月末日現在の収支状況は、計数上の誤りはなかった。
(2) 収支現計表、歳入・歳出計算表、その他の関係帳簿及び証拠書類に記載されている計数に誤りはないかった。



国監発第36号
令和8年2月19日

国分寺市議会議長
尾 沢 しゅう 様

国監発第34号
令和8年1月23日

国分寺市議会議長
尾 沢 しゅう 様

国分寺市監査委員
興 水 康次郎
木 島 崇
(公印省略)

国分寺市監査委員
興 水 康次郎
木 島 崇



例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施したので、同条第3項の規定により報告します。

例月出納検査結果について(報告)

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施したので、同条第3項の規定により報告します。

記

- 1 検査年月日 令和8年2月19日(木)
- 2 検査対象 令和8年1月分の一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業会計
- 3 検査結果 現金の出納状況について
(1) 1月末日現在の収支状況は、計数上の誤りはなかった。
(2) 収支現計表、歳入・歳出計算表、その他の関係帳簿及び証拠書類に記載されている計数に誤りはなかった。

記

- 1 検査年月日 令和8年1月23日(金)
- 2 検査対象 令和7年12月分の一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び下水道事業会計
- 3 検査結果 現金の出納状況について
(1) 12月末日現在の収支状況は、計数上の誤りはなかった。
(2) 収支現計表、歳入・歳出計算表、その他の関係帳簿及び証拠書類に記載されている計数に誤りはなかった。

国に有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める
意見書（案）

国に有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める

意見書

上記の意見書（案）を提出する。

令和8年3月23日

国分寺市議会建設環境委員会
委員長 中山 ごう

東京都多摩地域の井戸水から有機フッ素化合物（P F A S）が検出され、国分寺市を含めた広範囲での水質汚染が明らかになった。

他にも、沖縄県や岡山県吉備中央町、大阪府摂津市、兵庫県明石川流域、広島県東広島市、千葉県鎌ケ谷市等、日本各地の河川や地下水でP F A Sによる水質汚染が明らかになり、不安が広がっている。

国は、令和8年4月1日からP F O S等を水質管理目標設定項目から水質基準（基準値50ng/L）に引き上げ、検査や結果の公表を義務付けることとしている。

また、東京都は、令和3年度から、P F O S及びP F O Aを水質汚濁防止法第16条で規定される地下水測定計画に位置付け、年62か所の概況調査及び暫定指針値を上回った地点における、継続監視調査及び追加調査を、地元自治体とも連携し実施している。

なお、「お鷹の道・真姿の池湧水群」をはじめとする豊富な湧水を守ってきた歴史がある国分寺市では、市内26か所に設置された災害用給水施設である「むかしの井戸」及び「真姿の池」湧水」においてP F A S濃度を継続的に測定する等の独自対応を講じている。

これらはいずれも重要な対応であるが、市民の不安解消と貴重な資源である地下水を保全するため、一日も早い汚染原因究明と除去対策に向けたさらなる取組が求められる。

よって、国分寺市議会は、国に対し、下記について求める。

記

- 1 東京都と連携の上、P F A Sによる汚染原因を究明し、その情報を開示すること。
- 2 地下水並びに水道水のP F A Sの除去・低減に向け尽力すること。
- 3 希望者が血液検査を受けられるようにすること。
- 4 自治体が実施する地下水の独自調査・検査等に対し、財政的支援をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月23日

東京都国分寺市議会議長 尾 沢 しゅう

国分寺市政治倫理条例（平成13年条例第52号）の一部を次のように改正する。

国分寺市政治倫理条例の一部を改正する条例について

第5条の見出し中「資産等報告書」の次に「等」を加え、同条第1項中「資産に」を「資産等に」に改め、「（以下「資産等報告書」という。）」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

上記の議案を提出する。

2 市長（前年の12月31日に在職していた場合に限る。）は、毎年4月1日から同月30日までの間に、次に掲げる事項を記載した資産等報告書及び前年分の確定申告書（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条（定義）第1項第37号に規定する確定申告書及び同項第39号に規定する修正申告書という。以下同じ。）の写し又は源泉徴収票（同法第226条（源泉徴収票）第1項から第3項までの規定により交付される源泉徴収票という。以下同じ。）の写しを市長に提出しなければならない。ただし、同日までに職を退いたときは、この限りでない。

令和8年3月23日提出

国分寺市議会議会運営委員会
委員長 高 瀬 か お る

(1) 新たに有することとなった資産等で前年の12月31日現在有している資産等

(2) 新たに有しないこととなった資産等で前年の12月31日現在有していない資産等

(3) 前年1年間の所得及び贈与の状況

3 副市長及び国分寺市教育委員会教育長（以下「副市長等」という。）並びに議員（前年の12月31日に在職していた場合に限る。）は、毎年4月1日から同月30日までの間に、前年分の確定申告書の写し又は源泉徴収票の写しを、副市長等にあつては市長に、議員にあつては議長に提出しなければならない。ただし、同日までに職を退いたときは、この限りでない。

提案理由

条例の実効性を高めるため、資産等報告書の提出内容等に関する所要の改正を行うなど、必要がある。

第5条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「第1項」に改め、同項

を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「資産等報告書が」の次に「市長等から提出されたとき及び」を加え、「、市長等の資産等報告書と併せて」を削り、同項を同条第5項とし、同条第8項を同条第6項とする。

第6条の見出し中「資産等報告書提出期限」を「資産等報告書等提出期限」に改め、同条第1項中「資産等報告書」の次に「、前年分の確定申告書の写し又は源泉徴収票の写し（以下この条において「資産等報告書等」という。）」を加え、同条第2項から第5項までの規定中「資産等報告書」の次に「等」を加える。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、第2号及び第3号に掲げるものにあっては、第5条第2項の規定により提出する資産等報告書に限る。

第7条第1号エを次のように改める。

エ 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 預金及び貯金の額

第7条第1号オ中「株券」の次に「（株券が発行されていない場合にあっては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。）」を加え、同号カ中「、美術工芸品及び貴金属」を「及び美術工芸品」に改め、同号ク及びケ中「状況」を「額」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 所得 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が1,000,000円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実）

ア 総所得金額（所得税法第22条（課税標準）第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定

する各種所得の金額をいう。）

イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であって別に定めるもの

(3) 贈与 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2（贈与税の課税価格）に規定する贈与税の課税価格をいう。）

第8条第1項中「その年の4月1日」の次に「（当該職に就いたときが同日以前の場合は、前年の12月31日）」を加え、「（当該職に就いたときが4月1日以前の場合は、その年の1月1日）」を削り、同条第4項中「第5条第5項、第7項及び第8項」を「第5条第4項から第6項まで」に改める。

第9条中「資産等報告書の審査その他」を削る。

第10条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「前項第1号に規定する審査報告書及び同項第3号」を「前項第2号」に改める。

第13条第3項中「事故あるとき」を「事故があるとき」に改め、「又は」の次に「会長が」を加える。

第20条第1項中「第10条第1項第3号」を「第10条第1項第2号」に改める。

第23条第1項中「議員は」の次に「、審査会からの求めがあった場合には」、「出席し、」の次に「別に定める資産等の状況の報告及び証明書類の提出その他」を加え、「及び」を「並びに」に、「行うものとする」を「行わなければならない」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の国分寺市政治倫理条例の規定は、施行日以後に在職する国分寺市長、副市長及び国分寺市教育委員会教育長並びに国分寺市議会議員（以下「市長等及び議員」という。）について適用し、施行日前に当該職を退いた市長等及び議員については、この条例による改正前の国分寺市政治倫理条例第5条第6項及び第10条第1項第1号の規定を除き、なお従前の例による。

議案第1号

令和8年度国分寺市一般会計予算

令和8年度国分寺市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,723,911千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

- 第3条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第4条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第5条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費（会計年度任用職員に係る職員手当及び共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の

流用のときと定める。

第 1 表 歳入歳出予算
歳入

		(単位：千円)	
款	項	金	額
1 市税			27,626,192
	1 市民税		15,425,416
	2 固定資産税		8,965,637
	3 軽自動車税		89,058
	4 市たばこ税		1,044,824
2 地方譲与税	5 都市計画税		2,101,257
			192,043
	1 地方開発譲与税		38,526
	2 自動車重量譲与税		137,723
	4 森林環境譲与税		15,794
3 利子割交付金			222,886
	1 利子割交付金		222,886
4 配当割交付金			383,572
	1 配当割交付金		383,572
5 株式等譲渡所得割交付金			1,186,033
	1 株式等譲渡所得割交付金		1,186,033
6 地方消費税交付金			3,827,537
	1 地方消費税交付金		3,827,537
8 法人事業税交付金			538,767
	1 法人事業税交付金		538,767
9 地方特例交付金			112,865
	1 地方特例交付金		112,865
10 地方交付税			50,000
	1 地方交付税		50,000
11 交通安全対策特別交付金			7,850
	1 交通安全対策特別交付金		7,850
12 分担金及び負担金			8,412
	1 負担金		8,412
13 使用料及び手数料			1,119,599
	1 使用料		575,494
	2 手数料		544,105
14 国庫支出金			11,530,035
	1 国庫負担金		9,247,842
	2 国庫補助金		2,248,874
	3 委託金		33,319

国分寺市長 丸 山 哲 平

令和 8 年 2 月 20 日 提出

歳 出		(単位：千円)	
款	項	金 額	
15 都支出金		10,697,346	
	1 都負担金	3,391,097	
	2 都補助金	7,004,949	
	3 委託金	301,300	
16 財産収入		198,070	
	1 財産運用収入	145,740	
	2 財産売却収入	52,330	
17 寄附金		66,801	
	1 寄附金	66,801	
18 繰入金		1,077,368	
	1 特別会計繰入金	44,986	
	2 基金繰入金	1,032,382	
19 繰越金		1,000,000	
	1 繰越金	1,000,000	
20 諸収入		628,735	
	1 延滞金、加算金及び過料等	12,504	
	2 市債金利子	57	
	3 貸付金元利収入	12,526	
	4 収益事業収入	100,000	
	5 雑入	446,755	
	6 受託事業収入	56,893	
21 市債		3,249,800	
	1 市債	3,249,800	
歳 入 合 計		63,723,911	

歳 出		(単位：千円)	
款	項	金 額	
1 議会費		333,815	
	1 議会費	333,815	
2 総務費		7,065,958	
	1 総務管理費	5,729,307	
	2 徴収費	536,179	
	3 戸籍住民基本台帳費	691,386	
	4 選挙費	59,079	
	5 統計調査費	15,861	
	6 監査委員費	34,146	
3 民生費		30,899,092	
	1 社会福祉費	11,537,770	
	2 児童福祉費	16,462,215	
	3 生活保護費	2,856,703	
	4 国民年金費	42,404	
4 衛生費		6,173,481	
	1 保健衛生費	1,943,014	
	2 清掃費	4,230,467	
5 労働費		12,574	
	1 失業対策費	2	
	2 労働諸費	12,572	
6 農林費		112,753	
	1 農業費	112,753	
7 商工費		151,196	
	1 商工費	151,196	
8 土木費		5,627,933	
	1 土木管理費	217,232	
	2 道路橋りょう費	1,759,891	
	3 都市計画費	3,642,261	
	4 住宅費	8,549	
9 消防費		2,047,939	
	1 消防費	2,047,939	
10 教育費		7,991,717	
	1 教育総務費	2,210,469	
	2 小学校費	2,115,927	
	3 中学校費	1,045,925	
	4 社会教育費	1,868,856	

款		項	金 額
		5 保健体育費	750,540
11	公債費		2,428,678
		1 公債費	2,428,678
12	諸支出金		728,775
		2 開発公社費	29,027
		3 基金費	699,748
13	予備費		150,000
		1 予備費	150,000
歳 出 合 計			63,723,911

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)			
事	項	期 間	限 度 額
国分寺市土地開発公社の土地先行取得事業		令和8年度から履行の年度まで	令和8年度に国分寺市土地開発公社が取得した用地買収費等
金融機関に対する債務保証		令和8年度から金融機関との協議に基づく元利償還の期間まで	令和8年度に国分寺市が国分寺市土地開発公社に委託した業務につき同公社が融資を受けた元金及び利子
国分寺市融資制度による損失補償(小口事業資金、住宅改修、がけの崩壊による災害防止)		融資金弁済不能と認められたとき	弁済不能となった元金及び遅延損害金の合計額
国分寺市融資制度による利子補給(小口事業資金、住宅改修、がけの崩壊による災害防止、商店街近代化等事業資金)		国分寺市融資条例に定める期間内	国分寺市融資条例に基づき融資金に対する利子補給額
犯罪被害者等生活支援資金融資に対する保証料補助及び利子補給		国分寺市犯罪被害者等支援条例に定める期間内	国分寺市犯罪被害者等支援条例に基づき融資金に対する保証料補助額及び利子補給額
事務機器・OA機器及びOA機器をもって構成する電子計算組織の賃貸借事業		令和9年度から賃貸借契約終了年度まで	賃貸借契約により決定した額
公共施設警備業務委託事業		令和9年度から令和12年度まで	6,389
市議会苦声データ反訳及び会議録作成業務委託事業		令和9年度まで	委託契約により決定した額

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
ストレスチェック委託事業	令和9年度 から 令和10年度まで	1,307
庁用車借上事業	令和9年度 から 契約終了年度まで	11,957
包括施設管理委託事業（令和8年度追加業務等対応）	令和9年度 から 令和10年度まで	45,596
ウォーターサーバー借上事業（台数追加分）	令和9年度 から 令和10年度まで	106
建築営繕業務における業務効率化事業（ペンタブタブレット導入分）	令和9年度 から 令和10年度まで	1,223
建築営繕業務における設計・工事監督支援事業	令和9年度まで	36,181
公共施設等総合管理計画等改定支援業務委託事業	令和9年度 から 令和10年度まで	39,666
芸術文化振興事業補助事業	令和8年度 から 令和9年度まで	1,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新もとまちプラザ建設に伴う埋蔵文化財発掘調査委託事業	令和9年度まで	20,000
AI－OCR実施事業	令和8年度 から 令和9年度まで	契約により決定した額
行政手続オンライン化支援システム借上事業	令和9年度 から 令和12年度まで	2,061
庶務事務システム年末調整管理オペレーション導入運用委託事業	令和9年度 から 令和11年度まで	1,997
第3期基幹系システムネットワーク導入・運用委託事業（本町・南町地域センサー回収利用料）	令和9年度 から 令和11年度まで	2,142
第3期基幹系システム等導入・運用委託事業（戸籍・戸籍附票システムの価格改定対応）	令和9年度 から 令和11年度まで	3,954
第3期基幹系システム等導入・運用委託事業（令和7年度増設分（戸籍・戸籍附票システムの価格改定対応））	令和9年度 から 令和10年度まで	51
第3期公共施設予約システム借上事業	令和9年度 から 令和12年度まで	12,197

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度	額
第3期内部事務系システム導入・運用委託事業	令和9年度 から 令和11年度まで		25,783
第3期内部事務系システム導入・運用委託事業（グループウェアのモバイル利用対応）	令和9年度 から 令和11年度まで		901
第4期内部事務系システム調達支援業務委託事業	令和9年度まで		22,425
提案型協働事業	令和8年度 から 令和9年度まで		2,500
地方税電子申告システム運用業務委託事業	令和9年度 から 令和13年度まで		4,227
固定資産土地評価業務委託事業	令和8年度 から 令和11年度まで		74,111
市民課窓口業務等委託事業	令和9年度 から 令和11年度まで		322,181
公営ポスター掲示場設置等委託事業	令和8年度 から 令和9年度まで		15,674

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度	額
投票票所設営・管理・撤収等委託事業	令和9年度まで		10,716
民生・児童委員普及啓発グッズ購入事業（令和9年度納品分）	令和8年度 から 令和9年度まで		40
地域生きがい交流業務委託事業	令和8年度 から 令和11年度まで		53,239
障害者センター管理運営委託事業（大規模改修工事、人件費追加分）	令和9年度まで		2,921
障害者センター大規模改修工事事業	令和9年度 から 令和11年度まで		1,365,294
親子ひろば入退室管理システム運用委託事業	令和9年度 から 令和12年度まで		4,106
ベビーシッター利用支援事業（令和9年度実施分）	令和8年度 から 令和10年度まで	協定に基づき負担すべき額	
西部地区拠点親子ひろば委託事業（一時預かり事業分）	令和9年度まで		6,526

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
保育業務支援システム導入・運用委託事業（台数追加分）	令和9年度 から 令和11年度まで	90
学童保育所入退室管理システム運用委託事業（第二・第三西町学童保育所分）	令和9年度 から 令和10年度まで	806
家庭ごみ市指定袋作成・受注・保管・配送・収納業務委託事業	令和9年度 から 令和12年度まで	委託契約により決定した額
清掃センター工場棟他解体に係る施工監理業務委託事業	令和9年度 から 令和10年度まで	36,846
都市計画検討支援業務委託事業	令和9年度まで	15,950
国分寺駅北口駅前広場防犯設備保守委託事業	令和9年度 から 令和13年度まで	2,249
国分寺市消防団第二分団ポンプ車購入事業	令和8年度 から 令和9年度まで	37,950
同報系防災行政無線デジタル化整備工事に伴う工事監理委託事業	令和8年度 から 令和9年度まで	10,898

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
同報系防災行政無線デジタル化整備工事業	令和9年度まで	432,104
次世代教育系システム導入・運用保守委託事業（令和8年度プロジェクタ等機器追加調達）	令和9年度 から 令和12年度まで	12,816
次世代教育系システム導入・運用保守委託事業（令和8年度教職員用端末追加調達）	令和8年度 から 令和12年度まで	27,853
小中学校教職員健康診断委託事業	令和9年度 から 令和10年度まで	13,048
ひかりプラザ昇降機更新修繕事業	令和9年度まで	33,759
国分寺市立第三小学校水泳指導業務委託事業	令和9年度 から 令和10年度まで	9,750
国分寺市立第三小学校水泳指導送迎バス運行業務委託事業	令和9年度 から 令和10年度まで	5,756
小中学校エアコン（普通教室等）借上事業	令和9年度 から 令和18年度まで	399,787

第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新もとまちプラザ建設に係る実施設計業務委託事業債	21,900	証書借入れ又は証券発行	5%以内 (ただし、利率の見直し方式で借り入れる政府債金等については、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	借入れの時期から償還期間を含め25年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により償還期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利償に借換えすることができる。その他の借入れについては、借入先の融資条件に従う。
旧庁舎等解体工事事業債	253,800			
旧庁舎用地複合公共施設建設事業	265,100			
第八小学校区児童保育所設置事業	26,900			
障害者センター施設改修事業債	248,000			
(仮称)リサイクルセンター建設関連事業	420,700			
地方道路等整備事業債	457,100			
都市計画道路整備事業債	468,000			
新町一丁目緑地整備事業債	80,600			
黒鐘公園整備事業債	148,200			
西町五丁目緑地整備事業債	16,300			
第一小学校校舎大規模改造整備事業	89,300			
第二小学校校舎大規模改造整備事業	58,800			
第九小学校校舎大規模改造整備事業	80,100			
第四中学校水飲栓直結事業債	62,000			
史跡武蔵国分寺跡公園整備事業	52,200			
史跡武蔵国分寺跡公園用地買収事業	13,800			
並木公民館・図書館長寿命化改修工事	150,000			
本多公民館・図書館屋上及び一部ガラス防水修繕事業債	44,400			
市民戸倉第一テニスコート拡充等整備工事事業債	292,600			

(単位：千円)

事業	項	期 間	限 度	額
スクーールバス運行業務委託事業		令和9年度 から 令和10年度まで	124,384	
小学校給食調理業務委託事業 ・国分寺市立第四小学校 ・国分寺市立第八小学校		令和8年度 から 令和13年度まで	428,546	
小学校給食調理業務委託事業（三小増築対応増分） ・国分寺市立第三小学校 ・国分寺市立第九小学校		令和9年度まで	70,542	
第六小学校校舎増築工事に伴う設計委託事業		令和9年度まで	48,979	
光公民館・図書館昇降機更新修繕事業		令和9年度まで	28,880	
並木公民館・図書館長寿命化改修工事事業		令和9年度まで	824,964	

議案第2号

第1表 歳入歳出予算

歳入		(単位:千円)	
款	項	金	額
1 国民健康保険税			2,878,048
	1 国民健康保険税		2,878,048
2 一部負担金			1
	1 一部負担金		1
3 国庫支出金			2
	1 国庫補助金		2
4 都支出金			6,956,386
	1 都補助金		6,956,385
	2 財政安定化基金交付金		1
5 繰入金			1,121,586
	1 他会計繰入金		1,121,586
6 繰越金			1
	1 繰越金		1
7 諸収入			19,025
	1 延滞金、加算金及び過料		7,895
	2 市預金利子		1
	3 雑入		11,129
歳入 合 計			10,975,049

令和8年度国分寺市国民健康保険特別会計予算

令和8年度国分寺市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,975,049千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用のときと定める。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

歳 出		(単位：千円)	
款	項	金 額	
1 総務費		117,466	
	1 総務管理費	100,871	
	2 徴税費	16,595	
2 保険給付費		6,828,977	
	1 療養諸費	5,929,200	
	2 高額療養費	850,126	
	3 移送費	120	
	4 出産育児諸費	29,000	
	5 葬祭諸費	7,000	
	6 結核・精神医療給付金	13,530	
	7 傷病手当金	1	
3 国民健康保険事業費納付金		3,883,694	
	1 医療給付費分	2,518,446	
	2 後期高齢者支援金等分	942,641	
	3 介護納付金分	340,799	
	4 子ども・子育て支援納付金分	81,808	
5 保健事業費		112,460	
	1 特定健康診査等事業費	98,073	
	2 保健事業費	14,387	
6 公債費		433	
	1 公債費	433	
7 諸支出金		29,019	
	1 償還金及び還付金	29,017	
	2 延滞金	1	
	3 繰出金	1	
8 予備費		3,000	
	1 予備費	3,000	
歳 出 合 計		10,975,049	

第2表 債務負担行為 (単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
第7期特定保健指導業務委託事業	令和8年度 から 令和12年度まで	32,536

第1表 歳入歳出予算
歳入

款		項	金額
1 保険料			2,216,370
		1 介護保険料	2,216,370
2 分担金及び負担金			1
		1 負担金	1
3 使用料及び手数料			2
		1 手数料	2
4 国庫支出金			2,159,938
		1 国庫負担金	1,763,140
		2 国庫補助金	396,798
5 支払基金交付金			2,747,796
		1 支払基金交付金	2,747,796
6 都支出金			1,484,419
		1 都負担金	1,429,784
		3 都補助金	54,635
7 財産収入			4,499
		1 財産運用収入	4,499
9 繰入金			2,001,623
		1 一般会計繰入金	1,697,362
		2 基金繰入金	304,261
10 繰越金			5,057
		1 繰越金	5,057
11 諸収入			340
		1 延滞金及び過料	64
		2 預金利子	1
		3 雑入	275
歳入		合計	10,620,045

令和8年度国分寺市介護保険特別会計予算

令和8年度国分寺市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,620,045千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当、共済費（会計年度任用職員に係る職員手当及び共済費を除く。）及び負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用のときと定める。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸山哲平

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		335,762
	1 総務管理費	225,049
	2 徴収費	6,603
	3 介護認定費	104,110
2 保険給付費		9,827,755
	1 介護サービス給付費	9,120,471
	2 介護予防サービス給付費	255,807
	3 高額介護サービス等費	277,304
	4 高額医療合算介護サービス等費	53,942
	5 その他諸費	11,665
	6 市町村特別給付費	3,374
	7 特定入所者介護サービス等費	105,192
4 保健福祉事業費		1
	1 保健福祉事業費	1
5 地域支援事業費		400,988
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	326,773
	2 一般介護予防事業費	5,828
	3 包括的支援事業費・任意事業費	67,327
	4 その他諸費	1,060
6 基金積立金		4,499
	1 基金積立金	4,499
7 諸支出金		50,040
	1 償還金及び還付加算金	5,056
	2 繰出金	44,984
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		10,620,045

議案第4号

令和8年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度国分寺市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,731,208千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

第 1 表 歳入歳出予算

歳入		(単位：千円)	
款	項	金 額	
1 後期高齢者医療保険料		2,228,077	
	1 後期高齢者医療保険料	2,228,077	
2 使用料及び手数料		2	
	1 手数料	2	
5 繰入金		1,451,752	
	1 他会計繰入金	1,451,752	
6 繰越金		1,981	
	1 繰越金	1,981	
7 諸収入		49,396	
	1 延滞金及び過料	101	
	2 償還金及び還付加算金	2,192	
	3 預金利子	1	
	4 受託事業収入	47,100	
	5 雑入	2	
歳 入 合 計		3,731,208	

歳出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		32,709
	1 総務管理費	21,947
	2 徴収費	10,762
2 保険給付費		47,100
	1 葬祭費	47,100
3 広域連合納付金		3,643,712
	1 広域連合負担金	3,643,712
4 保健事業費		1,656
	3 疾病予防費	1,656
5 諸支出金		5,031
	1 償還金及び還付加算金	5,030
	2 繰出金	1
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,731,208

令和 8 年度国分寺市下水道事業会計予算
(総則)

第 1 条 令和 8 年度国分寺市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 計画人口 126, 160 人
- (2) 年間処理水量 14, 421, 150 m³
- (3) 一日平均処理水量 39, 510 m³
- (4) 主要な建設改良事業
管さよ建設改良事業

・公共下水道ストックマネジメント計画 (第 1 期) 委託料

521, 000 千円

・道路排水施設等共同施工負担金 (国 3・4・6 号線)

41, 000 千円

・道路排水施設等共同施工負担金 (国 3・2・8 号線)

3, 000 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益

2, 548, 431 千円

第 1 項 営業収益

1, 995, 129 千円

第 2 項 営業外収益 553, 302 千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用

3, 240, 915 千円

第 1 項 営業費用

3, 100, 047 千円

第 2 項 営業外費用

139, 788 千円

第 3 項 特別損失

80 千円

第 4 項 予備費

1, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 251, 007 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 48, 405 千円及び過年度分損益勘定留保資金 202, 602 千円で補填するものとする。) 。

収

入

第 1 款 下水道事業資本的収入

748, 970 千円

第 1 項 企業債

556, 500 千円

第 3 項 他会計補助金

26, 470 千円

第 5 項 国庫等補助金

160, 000 千円

第 6 項 負担金等

6, 000 千円

支

出

第 1 款 下水道事業資本的支出

999, 977 千円

第 1 項 建設改良費

804, 688 千円

第 2 項 企業債償還金

191, 832 千円

第 4 項 固定資産購入費

1, 457 千円

第 5 項 予備費

2, 000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
水洗便所改造資金融資あっせんによる損失補償	融資金弁済不能と認められたとき	弁済不能となった元金及び遅延損害金の合計額
水洗便所改造資金融資あっせんによる利子補給	国分寺市水洗便所普及条例に定める期間内	国分寺市水洗便所普及条例に基づく融資金に対する利子補給額
公営企業会計支援業務委託事業	令和9年度から令和12年度まで	4,356千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	407,000千円	証書借入れ又は証券発行	5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府)	借入れの時期から据置期間を含め30年以内に償還する。ただし、財政その他の都合により据置期間

流域	資金等について、利率の見直しを行った後に、おいては、当該見直しの後の利率)	及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利償に借換えすることができる。
下水道事業債	149,500千円	その他の借入れについては、借入先の融資条件に従う。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用と営業費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

107,000千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、57,193千円である。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸山哲平

議案第 6 号

令和 7 年度国分寺市一般会計補正予算（第13号）

専決処分について

令和 7 年度国分寺市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額（64, 768, 810千円）に歳入歳出それぞれ

77, 946千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

64, 846, 756千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日提出

令和 8 年 1 月 23 日

国分寺市長 丸 山 哲 平

国分寺市長 丸 山 哲 平

提案理由

令和 8 年 2 月 8 日に衆議院議員選挙が執行されることが見込まれ、急ぎこれに対応する必要があるため、専決処分したので議会の承認を求めるため、必要がある。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)				
款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		12,993,805	▲97,761	12,896,044
	1 国庫負担金	8,812,851	261,203	9,074,054
15 都支出金	2 国庫補助金	4,149,589	▲358,964	3,790,625
		10,451,783	106,502	10,558,285
16 財産収入	1 都負担金	3,193,161	153,069	3,346,230
	2 都補助金	6,663,563	▲3,774	6,659,789
	3 委託金	595,059	▲42,793	552,266
17 寄附金		171,613	258	171,871
	1 財産運用収入	120,415	258	120,673
20 諸収入		128,082	18,500	146,582
	1 寄附金	128,082	18,500	146,582
21 市債		826,466	26,957	853,423
	5 雑入	632,972	26,957	659,929
		2,476,200	▲134,000	2,342,200
	1 市債	2,476,200	▲134,000	2,342,200
歳入 合 計		64,885,756	▲79,544	64,806,212

令和 7 年度国分寺市一般会計補正予算 (第15号)

令和 7 年度国分寺市の一般会計補正予算 (第15号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額 (64,885,756千円) から歳入歳出それぞれ

79,544千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

64,806,212千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 20 日 提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

第 2 表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	1. 総務管理費	旧庁舎等解体事業	62,480
3. 民生費	2. 児童福祉費	物価高対応子育て応援手当給付事業	53,534
8. 土木費	2. 道路橋りょう費	無電柱化事業	80,000
8. 土木費	3. 都市計画費	街路事業	19,544

(単位：千円)				
歳出	款	項	補正前の額	補正額
1	議会費		332,730	▲880
	1	議会費	332,730	▲880
2	総務費		7,127,008	▲48,059
	1	総務管理費	5,617,515	14,466
	3	戸籍住民基本台帳費	540,649	▲2,000
	4	選挙費	305,469	▲37,743
	5	統計調査費	112,174	▲22,782
3	民生費		30,160,835	547,017
	1	社会福祉費	11,324,008	323,971
	2	児童福祉費	16,060,094	223,046
4	衛生費		5,531,023	▲128,475
	1	保健衛生費	2,075,916	▲82,953
	2	清掃費	3,455,107	▲45,522
7	商工費		1,034,312	▲1,965
	1	商工費	1,034,312	▲1,965
8	土木費		5,722,108	▲380,607
	2	道路橋りょう費	1,877,852	▲89,715
	3	都市計画費	3,606,633	▲290,892
9	消防費		1,847,914	▲13,014
	1	消防費	1,847,914	▲13,014
10	教育費		8,401,666	▲128,990
	1	教育総務費	3,134,012	▲65,306
	2	小学校費	2,225,908	▲1,146
	3	中学校費	830,591	▲17,426
	4	社会教育費	1,695,617	▲43,829
	5	保健体育費	515,538	▲1,283
11	公債費		2,358,034	6,218
	1	公債費	2,358,034	6,218
12	諸支出金		2,063,307	69,211
	3	基金費	2,036,296	69,211
合 計			64,885,756	▲79,544
歳 出				64,806,212

第 4 表 地 方 債 補 正

変更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新もとまちプラザ建設に係る実施設計業務委託事業債	11,100	証書借入れ 又は 証券発行	5 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの時期から据置期間を含め25年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。 その他の借入れについては、借入先の融資条件に従う。	9,300	証書借入れ 又は 証券発行	5 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの時期から据置期間を含め25年以内に償還する。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。 その他の借入れについては、借入先の融資条件に従う。
地方道路等整備事業債	610,900				520,600			
都市計画道路整備事業債	500,500				420,500			
黒鐘公園整備事業債	208,400				248,900			
史跡武蔵国分寺跡公園用地買収事業債	21,700				19,300			

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

(単位：千円)

変 更	事 項	補 正 前		補 正 後	
		期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
恋ヶ窪市民サービスセンターリニューアル工事 シスタワー借上事業	ひかりスーパーステーション第一体 育室特定天井耐震化工事 設計事業	令和8年度 から 令和12年度まで	847	令和8年度まで	682
		令和8年度まで	4,828	令和7年度 から 令和8年度まで	5,720

第 1 表 歲入 歲入 歲出 予算 補正

(単位：千円)

(歳入歳出予算の補正)

11,058,139千円とする。

平知三反收世世

款	項	補正前の額	補正額	計
4 都支出金		7,131,334	▲38,176	7,093,158
	1 都補助金	7,131,333	▲38,176	7,093,157
5 繰入金		1,163,116	58,210	1,221,326
	1 他会計繰入金	1,163,116	58,210	1,221,326
歳入合 計		11,038,105	20,034	11,058,139

[illegible]

令和7年度国分寺市介護保険特別会計補正予算(第4号)

令和7年度国分寺市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額（10,629,073千円）に歳入歳出それぞれ

8,043千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

10,637,116千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日提出

平 哲 山 丸 長 寺 分 国

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
4 国庫支出金		2,127,787	▲3,965	2,123,822	
	1 国庫負担金	1,705,521	▲2,824	1,702,697	
5 支払基金交付金	2 国庫補助金	422,266	▲1,141	421,125	
		2,657,010	▲5,358	2,651,652	
6 都支出金	1 支払基金交付金	2,657,010	▲5,358	2,651,652	
		1,433,989	▲3,624	1,430,365	
9 繰入金	1 都負担金	1,379,437	▲3,624	1,375,813	
		1,866,334	20,990	1,887,324	
	1 一般会計繰入金	1,640,878	▲2,586	1,638,292	
	2 基金繰入金	225,456	23,576	249,032	
歳入 合 計		10,629,073	8,043	10,637,116	

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	
1 総務費		318,414	▲632	317,782	
	1 総務管理費	213,346	▲632	212,714	
2 保険給付費		9,495,547	▲19,843	9,475,704	
	1 介護サービス給付費	8,790,763	▲25,825	8,764,938	
	2 介護予防サービス給付費	250,033	5,609	255,642	
	3 高額介護サービス等費	271,550	24,978	296,528	
6 基金積立金	7 特定入所者介護サービス等費	119,820	▲24,605	95,215	
		180,116	28,518	208,634	
	1 基金積立金	180,116	28,518	208,634	
歳出 合 計		10,629,073	8,043	10,637,116	

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		2,040,977	73,602	2,114,579
1 後期高齢者医療保険料		2,040,977	73,602	2,114,579
5 繰入金		1,379,414	37,666	1,417,080
1 他会計繰入金		1,379,414	37,666	1,417,080
7 諸収入		56,562	650	56,212
2 徴収金及び運付加算金		10,937	650	11,587
歳入	合 計	3,520,959	111,918	3,632,877

令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額（3,520,959千円）に歳入歳出それぞれ

111,918千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

3,632,877千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和7年度国分寺市の下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和7年度国分寺市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条第4号を次のように改める。

(4) 主要な建設改良事業

管 ぎ よ 建設改良事業

・道路排水施設等共同施工負担金(国3・4・6号線)

0千円

(收益的收入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補正額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	2,536,205千円	▲10,507千円	2,525,698千円
第1項 営業収益	1,965,118千円	▲10,507千円	1,954,611千円
	支	出	

[illegible]

第1款	下水道事業費用			1,102,562千円	▲63,424千円	1,039,138千円
	第1項	営業費用	3,057,651千円	▲21,200千円	3,036,451千円	
		第1項	営業費用		建設改良費	
			2,924,581千円	▲20,009千円	885,330千円	821,906千円
					(企業債)	
	第2項	営業外費用				
			131,990千円	▲1,191千円		
		(資本的収入及び支出)				
	第4条	予算第4条中「資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額				
		405,436千円」を「資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額				
		495,322千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額				
		62,750千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額				
		58,633千円」に、「過年度分損益勘定留保資金342,686千円」を「過年度				
		分損益勘定留保資金436,689千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額				
		を次のとおり補正する。				
		(補正前の額)	(補正額)	入	(計)	
		収				
	第1款	下水道事業資本的収入				
			697,126千円	▲153,310千円	543,816千円	
	第1項	企業債				
			531,200千円	▲135,200千円	396,000千円	
	第5項	国庫等補助金				
			135,050千円	▲18,110千円	116,940千円	
		支				
	第1款	下水道事業資本的支出				

国分寺市長 丸 山 哲 平

令和8年2月20日提出

国分寺市営住宅条例（平成9年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「入居することができる者」の次に「（第4号に掲げる場合にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として規則で定める者を含む。以下同じ。）を含む。）」を加え、同項第2号を削り、同項第3号ア中「第4項」を「次項」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「暴力団員」を「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条（定義）第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）」に改め、同号を同項第4号とし、同条第2項及び第3項を「第1号中「障害者基本法」の次に「（昭和45年法律第84号）」を加え、「第2条第1号」を「第2条（定義）第1号」に改め、同号ア中「身体障害者福祉法施行規則」の次に「（昭和25年厚生省令第15号）」を加え、同号イ中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」の次に「（昭和25年政令第155号）」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）

第11条（認定）第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者である場合

第6条第4項中第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、第2号の次に次の3号を加える。

- (3) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないものである場合
- (4) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条（定義）に規定するハンセン病療養所入所者

国分寺市営住宅条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

提案理由

国分寺市営住宅の入居の資格に係る規定を整理するため、必要がある。

等である場合

(5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条（定義）第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2（この法律の準用）に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するものである場合

ア 配偶者暴力防止等法第3条（配偶者暴力相談支援センター）第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（女性自立支援施設における保護）（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ 配偶者暴力防止等法第10条（接近禁止命令等）第1項又は第10条の2（退去等命令）（これらの規定を配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

第6条第4項を同条第2項とし、同条第5項中「第1項各号、第2項各号及び前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第7条第1項中「前条第1項第4号」を「前条第1項第3号」に、「同項第1号から第3号まで」を「同項第1号及び第2号」に改め、同条第2項中「前条第1項第3号イ」を「前条第1項第2号イ」に、「同項第2号から第5号まで」を「同号から同項第4号まで」に改め、「（老人等にあつては、同項第3号から第5号までとする。）」を削る。

第28条第1項中「第6条第1項第3号」を「第6条第1項第2号」に改め

る。

第55条及び第56条中「第6条第1項第5号」を「第6条第1項第4号」に改める。

附則第4項中「第6条第2項第7号イ」を「第6条第2項第5号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国分寺市職員定数条例（昭和41年条例第8号）の一部を次のように改正する。

国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について

第2条第1項の表市長の事務部局の職員の項中「585人」を「592人」に改め、同表教育委員会の職員の項中「84人」を「91人」に改め、同表合計の項中「686人」を「700人」に改める。

上記の議案を提出する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

提案理由

市長の事務部局等の職員に係る定数を改めるため、必要がある。

職員の給与に関する条例（昭和32年条例第11号）の一部を次のように改正する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第7条の2第2項中「受ける給料の月額に100分の20を超えない範囲内で規則で定める支給率を乗じて得た額とする」を「属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない額の範囲内で規則で定める」に改める。

上記の議案を提出する。

第9条の3第1項中「使用料を含む」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条第2項中「15,000円」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

令和8年2月20日提出

(1) 前項に掲げる職員のうち、満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であって、月額30,000円以上の家賃を支払っているもの

30,000円

国分寺市長 丸 山 哲 平

(2) 前項に掲げる職員のうち、前号に掲げるもの以外のもの 15,000円
第9条の4第2項第1号中「という。）」を「という。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第2号中「別表第4に掲げる」を「32,000円を超えない範囲内で」に、「同表に掲げる」を「規則で定める」に改め、同項第3号中「（その額をその者の支給対象期間の月数で除して得た額が150,000円を超えるときは、150,000円にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、規則で定める交通の用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当

提案理由

東京都に準じた給料表並びに管理職手当、住居手当及び通勤手当の改定を行うため、必要がある。

の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 運賃等相当額をその者の支給対象期間の月数で除して得た額、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、150,000円にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額とする。

第11条第1項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表(1)

職員の 区分	職務の級 号給	1級					2級					3級					4級					5級				
		給料月額					給料月額					給料月額					給料月額					給料月額				
職員 (定年 前再任 用短時 間勤務)	1	196,400					251,600					272,700					408,800					526,200				
	2	197,300					252,700					274,000					411,300					542,400				
	3	198,300					253,800					275,300					413,600					551,900				
	4	199,300					254,900					276,600					416,000					561,400				
職員を 除く。）	5	200,300					256,000					278,000					418,400									
	6	201,400					257,100					279,300					420,700									
	7	202,600					258,200					280,600					423,000									
	8	203,800					259,300					281,900					425,300									

9	205,000	260,400	283,300	427,700
10	206,200	261,500	284,600	430,000
11	207,400	262,600	286,000	432,200
12	208,800	263,800	287,500	434,400
13	210,200	265,000	289,000	436,700
14	211,600	266,200	290,600	438,900
15	213,100	267,300	292,200	441,000
16	214,600	268,600	293,800	443,100
17	216,200	270,000	295,500	445,000
18	218,500	271,300	297,400	446,800
19	220,800	272,400	299,200	448,700
20	223,200	273,700	301,100	450,500
21	225,600	275,100	302,900	452,200
22	227,600	276,400	304,800	453,900
23	229,600	277,600	306,700	455,500
24	231,600	278,900	308,500	457,200
25	233,600	280,300	310,300	458,900
26	235,700	281,800	312,200	460,300
27	237,800	283,200	314,100	461,300
28	239,900	284,600	315,900	462,100
29	242,000	286,100	317,700	462,900
30	243,200	288,000	319,600	463,700
31	244,500	289,800	321,500	464,400
32	245,800	291,700	323,300	465,100

33	247,300	293,500	325,100	465,800	
34	248,300	295,000	326,900	466,500	
35	249,300	296,500	328,900	467,200	
36	250,300	297,900	330,800	467,900	
37	251,300	299,100	332,600	468,600	
38	252,200	300,300	334,500	469,300	
39	253,200	301,500	336,300	470,000	
40	254,200	302,800	338,200	470,600	
41	255,200	304,100	340,100	471,200	
42	256,100	305,400	341,900	471,900	
43	257,100	306,600	343,800	472,500	
44	258,100	307,700	345,700	473,100	
45	259,100	308,900	347,600	473,700	
46	260,000	310,100	349,500	474,300	
47	261,000	311,300	351,400	474,900	
48	262,000	312,500	353,300	475,500	
49	263,000	313,600	355,300	476,100	
50	264,000	314,700	357,700	476,700	
51	265,000	315,800	360,100	477,300	
52	265,900	317,000	362,500	477,800	
53	266,800	318,200	364,900	478,300	
54	267,700	319,300	367,100	478,900	
55	268,600	320,400	369,100	479,400	
56	269,600	321,500	371,100	479,900	

57	270,600	322,700	373,000	480,400	
58	271,500	323,800	374,800	480,900	
59	272,400	324,900	376,600	481,400	
60	273,400	326,000	378,300	481,900	
61	274,400	327,100	380,100	482,300	
62	275,300	328,200	381,900		
63	276,200	329,300	383,700		
64	277,100	330,400	385,400		
65	278,100	331,500	387,000		
66	279,000	332,500	388,600		
67	279,900	333,600	390,100		
68	280,800	334,700	391,400		
69	281,700	335,800	392,700		
70	282,600	336,900	393,500		
71	283,500	338,000	394,300		
72	284,400	339,000	395,000		
73	285,300	340,100	395,700		
74	286,200	341,000	396,300		
75	287,100	342,000	396,900		
76	288,000	343,000	397,500		
77	288,900	344,000	398,200		
78	289,800	344,900	398,800		
79	290,700	345,700	399,400		
80	291,600	346,400	400,000		

81	292,500	347,100	400,500		
82	293,300	347,700	401,100		
83	294,200	348,300	401,700		
84	295,100	348,900	402,200		
85	296,000	349,400	402,700		
86	296,800	350,000	403,200		
87	297,700	350,500	403,700		
88	298,500	351,000	404,300		
89	299,400	351,500	404,900		
90	300,200	352,100	405,500		
91	301,100	352,600	406,100		
92	302,000	353,000	406,600		
93	302,800	353,500	407,100		
94	303,600	354,000	407,700		
95	304,500	354,500	408,200		
96	305,300	355,000	408,700		
97	306,200	355,400	409,200		
98	307,000	355,900	409,700		
99	307,900	356,300	410,200		
100	308,700	356,800	410,700		
101	309,600	357,300	411,200		
102	310,500	357,700	411,700		
103	311,300	358,200	412,200		
104	312,100	358,700	412,700		

105	312,900	359,100	413,100		
106	313,600	359,500	413,600		
107	314,300	359,900	414,100		
108	315,100	360,300	414,500		
109	315,700	360,700	414,900		
110	316,300	361,100	415,400		
111	316,800	361,500	415,900		
112	317,300	361,900	416,300		
113	317,800	362,300	416,700		
114	318,200	362,700	417,200		
115	318,700	363,100	417,700		
116	319,200	363,500	418,100		
117	319,600	363,900	418,500		
118	320,000	364,300	419,000		
119	320,300	364,700	419,400		
120	320,600	365,100	419,800		
121	320,900	365,500	420,200		
122	321,300	365,800	420,700		
123	321,600	366,200	421,100		
124	321,900	366,600	421,500		
125	322,200	367,000	421,900		
126	322,600	367,300	422,400		
127	322,900	367,700	422,800		
128	323,200	368,100	423,200		

129	323,500	368,500	423,600		
130	323,900		424,100		
131	324,200		424,500		
132	324,500		424,900		
133	324,800		425,300		
134	325,200		425,700		
135	325,500		426,100		
136	325,800		426,500		
137	326,100		426,900		
138	326,400		427,300		
139	326,800		427,700		
140	327,100		428,100		
141	327,400		428,500		
142	327,700				
143	328,000				
144	328,300				
145	328,600				
146	328,900				
147	329,200				
148	329,500				
149	329,800				
定年前 再任用 短時間	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円

勤務職 員	208,600	242,300	285,000	330,200	453,000
----------	---------	---------	---------	---------	---------

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、213,800円とする。

別表第4を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「切替日」という。）から施行する。

(号給の切替え)

- 2 切替日の前日において、この条例による改正前の別表第1に掲げる行政職給料表(1)の4級の適用を受けていた職員のうち切替日の前日においてその者が受けていた号給が附則別表旧号給欄に掲げる号給であるものの切替日における号給は、附則別表新号給欄に定める号給とする。

附則別表（附則第2項関係）

職員の号給の切替表

別表第1に掲げる行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員

旧号給	新号給
1	1
2	1

3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1

27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	2
39	3
40	4
41	5
42	6
43	7
44	8
45	9
46	10
47	11
48	12
49	13
50	14

51	15
52	16
53	17
54	18
55	19
56	20
57	21
58	22
59	23
60	24
61	25
62	26
63	27
64	28
65	29
66	30
67	31
68	32
69	33
70	34
71	35
72	36
73	37
74	38

75	39
76	40
77	41
78	42
79	43
80	44
81	45
82	46
83	47
84	48
85	49
86	50
87	51
88	52
89	53
90	54
91	55
92	56
93	57
94	58
95	59
96	60
97	61

条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。
第17条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第17条の3 子育て部分休暇は、9歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第3学年を修了した日のいづれか遅い日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成30年法律第110号）第19条（部分休業）第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇については、給与条例第11条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第15条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

3 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、規則で定める。
第18条（見出しを含む。）中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

提案理由

職員の子育て部分休暇に関する規定を整備するため、必要がある。

上記の議案を提出する。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

議案第17号

2 この条例による改正後の第17条の3に規定する子育て部分休暇に係る請

求等は、施行日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

国分寺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を
改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）等の改正に伴い、引用条項を整理するため、必要がある。

国分寺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を
改正する条例

国分寺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和４年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）第1項」を「第243条の2の8（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責）第1項」に、「第243条の2の8（職員の賠償責任）第3項」を「第243条の2の9（職員の賠償責任）第3項」に改める。

第3条の見出し中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に改め、同条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第173条の4（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）第1項第1号」を「第173条の5（普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責の基準等）第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第18号

国分寺市印鑑条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

提案理由

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の改正に伴い、引用条項を整理するため、必要がある。

国分寺市印鑑条例の一部を改正する条例

国分寺市印鑑条例（昭和50年条例第19号）の一部を次のように改正する。
第19条第3項中「第12条の2（登録の更新）第4項第2号ロ」を「第12条の2（登録の更新）第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日又はこの条例の公布の日の日いずれか遅い日から施行する。

議案第20号

国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金に関する規定を整備するほか、国民健康保険税の所得割額等を改定するため、必要がある。

国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

国分寺市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）を「介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第14条第2項ただし書中「650,000円を超える場合には、基礎課税額は、650,000円」を「法第703条の4第11項の規定に基づき定められる額（以下「基礎課税限度額」という。）を超える場合には、基礎課税額は、当該基礎課税限度額」に改め、同条第3項ただし書中「240,000円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、240,000円」を「法第703条の4第19項の規定に基づき定められる額（以下「後期高齢者支援金等課税限度額」という。）を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、当該後期高齢者支援金等課税限度額」に改め、同条第4項ただし書中「170,000円を超える場合には、介護納付金課税額は、170,000円」を「法第703条の4第27項の規定に基づき定められる額（以下「介護納付金課税限度額」という。）を超える場合には、介護納付金課税額は、当該

介護納付金課税限度額」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が同条第37項の規定に基づき定められる額（以下「子ども・子育て支援納付金課税限度額」という。）を超える場合には、子ども・子育て支援納付金課税額は、当該子ども・子育て支援納付金課税限度額とする。

第15条第1項中「及び第17条の3」を「、第17条の3及び第17条の5」に、「100分の6.4」を「100分の6.53」に改める。

第17条中「30,000円」を「32,200円」に改める。

第17条の2中「100分の2.38」を「100分の2.46」に改める。

第17条の2の2中「14,000円」を「14,600円」に改める。

第17条の3中「100分の2.24」を「100分の2.27」に改める。

第17条の4中「16,000円」を「16,300円」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第17条の5 第14条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率（市町村標準保険料率（国民健康保険法第82条の3第1項の規定により東京都が算定する当該年度の保険料率の標準的な水準を表す数値をいう。）のうち、市の子ども・子育て支援納付金課税額に係るものをいう。以下同じ。）における所得割に係る率を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第17条の6 第14条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について、子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率における被保険者均等割額に係る額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第17条の7 第14条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について、子ども・子育て支援納付金市町村標準保険料率における18歳以上被保険者均等割額に係る額とする。

第23条第1項中「650,000円」を「基礎課税限度額」に、「240,000円」を「後期高齢者支援金等課税限度額」に、「及び同条第4項本文」を「、同条第4項本文」に、「170,000円を」を「介護納付金課税限度額を」に、「170,000円」を「、介護納付金課税限度額」並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額から次の各号に掲げる納税義務者の区分に応じ、当該各号のE及びOに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が子ども・子育て支援納付金課税限度額を超える場合は、子ども・子育て支援納付金課税限度額)に改め、同項第1号ア中「21,000円」を「22,540円」に改め、同号イ中「9,800円」を「10,220円」に改め、同号ウ中「11,200円」を「11,410円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第13条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 第17条の6の規定により算定した被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の

18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第13条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 第17条の7の規定により算定し

た18歳以上被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

第23条第1項第2号ア中「15,000円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,000円」を「7,300円」に改め、同号ウ中「8,000円」を「8,150円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第13条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 第17条の6の規定により算定した被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第13条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 第17条の7の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

第23条第1項第3号ア中「6,000円」を「6,440円」に改め、同号イ中「2,800円」を「2,920円」に改め、同号ウ中「3,200円」を「3,260円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第13条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 第17条の6の規定により算定した被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第13条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 第17条の7の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

第23条第2項第1号ア中「4,500円」を「4,830円」に改め、同号イ中「7,500円」を「8,050円」に改め、同号ウ中「12,000円」を「12,880円」に改め、同号エ中「15,000円」を「16,100円」に改め、同項第2号ア中「2,100円」を「2,190円」に改め、同号イ中「3,500円」を「3,650円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「5,840円」に改め、同号エ中「7,000円」を「7,300円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 未就学児1人について、第17条の6の規定により算定した被保険者均等割額（前項の規定による減額が行われた場合にあっては、減額後の当該被保険者均等割額）に10分の5を乗じて得た額

第23条第3項中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第17条の5の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第17条の6の規定により算定した被保険者均等割額（第1項の規定による減額が行われた場合にあっては、減額後の当該被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第17条の7の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項の規定による減額

が行われた場合にあっては、減額後の当該18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額に係る被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項の規定による減額が行われた場合にあっては、減額後の当該被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第26条の2の次に次の1条を加える。

(公表)

第26条の3 市長は、毎年度、国民健康保険税の所得割に係る率並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

付則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第17条の3」の次に「、第17条の5」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の国分寺市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国

民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第21号

国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 20 日 提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

提案理由

福祉事務所嘱託医等の報酬の額を改定する等のため、必要がある。

国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

する条例の一部を改正する条例

国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
(昭和40年条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「116,280円」を「120,360円」に、「58,140円」を「60,180円」に改める。

別表第2中「国分寺市コミュニティ・スクール協議会」を「学校運営協議会」に改める。

別表第3中「717,354円」を「739,998円」に、「645,354円」を「667,998円」に、「153,001円」を「158,370円」に、「556,050円」を「571,350円」に、「465,120円」を「481,440円」に、「2,063,970円」を「2,136,390円」に、「726,750円」を「752,250円」に改める。

別表第4中「29,070円」を「30,090円」に、「43,605円」を「45,135円」に、「29,000円」を「30,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第22号

国分寺市障害者センター条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

提案理由

国分寺市障害者センターの位置の特例について規定するため、必要がある。

国分寺市障害者センター条例の一部を改正する条例

国分寺市障害者センター条例（平成20年条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（位置の特例）

- 3 当分の間、第 2 条の規定の適用については、同条中「国分寺市泉町二丁目 3 番 8 号」とあるのは、「国分寺市泉町二丁目 3 番 8 号及び国分寺市光町三丁目 13 番地 20」とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

議案第 23 号

国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

提案理由

国分寺市介護保険運営協議会の組織に係る規定を整備するほか、令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例に係る規定の整備等を行うため、必要がある。

国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例

国分寺市介護保険条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第40条第3号を削り、同条第4号中「国分寺市介護認定審査会」を「認定審査会」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を第4号とし、第9号を第10号とし、同条第8号中「国分寺市社会福祉協議会」を「社会福祉法人国分寺市社会福祉協議会」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「民生委員」を「国分寺市民生委員・児童委員協議会」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号を第7号とし、同号の前に次の2号を加える。

(5) 地域密着型サービス事業者の代表 1人

(6) 居宅介護支援事業者の代表 1人

附則第18項中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、「給与所得又は」を「給与所得（以下「給与所得」という。）又は」に改める。

附則に次の5項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

21 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第294条（市町村民税の納税義務者等）第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下附則第24項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第26条第3項の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、

当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条（給与所得）第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

22 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第26条第3項の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条（給与所得）第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし」とする。

23 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第26条第3項の規定の適用については、同項第6号ア中「合計所得金額をいい」とあるのは、「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条（給与所得）第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条（所得税法の一部改正）の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除

後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

24 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第26条第3項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。)であつて、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条(個人の市町村民税の非課税の範囲)第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条(所得税法の一部改正)の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であつて、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、国分寺市市税賦課徴収条例(昭和25年条例第5号)第17条(個人の市民税の非課税の範囲)第2項に規定する加算した金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、国分寺市市税賦課徴収条例第17条第2項に規定する加算した金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、国分寺市市税賦課徴収条例第17条第2項に規定する加算した金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別

表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

25 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第26条第3項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

別表第2総合事業の項介護予防・生活支援サービス事業の項中「介護予防・生活支援サービス事業」を「サービス・活動事業」に改め、同表包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）の項3の項中「包括的・継続的マネジメント事業」を「包括的・継続的ケアマネジメント支援事業」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第18項の改正規定及び附則に5項を加える改正規定並びに別表第2の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第24号

国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）の改正に伴い、設備及び職員の基準の特例に係る規定を整備するほか、文言の整理をするため、必要がある。

国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

例の一部を改正する条例

国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条（見出しを含む。）並びに第11条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第14条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第21条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条（施設型給付費の支給）第1項又は第29条（地域型保育給付費の支給）第1項の確認において定める利用定員をいう。以下この条において同じ。）」を加える。

第23条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条（特例地域型保育給付費の支給）第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「及びその」の次に「乳児等通園支援事業所の」を加える。

附 則

国分寺市乳幼児医療費助成条例（平成5年条例第22号）の一部を次のように改正する。

国分寺市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について

第3条第1項中「有する乳幼児」の次に「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）」を加え、「であって、その者が養育する乳幼児の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの」を削る。

令和8年2月20日提出

第5条第1項中「に相当する額」を削り、同条第2項中「前項の」を「前項における」に、「法令」を「法令等」に改める。

国分寺市長 丸 山 哲 平

第6条第1項中「医療証を」を「医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条（定義）第7項に規定する個人番号カードをいう。）を」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

情報連携基盤との接続の開始に伴い、医療費の助成に係る規定を整備するほか、文言の整理をするため、必要がある。

改正する条例

国分寺市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第6号）の一部を次のように改正する。

国分寺市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例について

第3条第1項中「有する児童」の次に「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定によりその者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）」を加え、「であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの」を削る。

令和8年2月20日提出

第4条中「有する」を「証する」に改める。

第5条第1項中「もの」を「者」に改め、「単に」を削る。

第6条第1項中「医療証を」を「医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条（定義）第7項に規定する個人番号カードをいう。）を」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

情報連携基盤との接続の開始に伴い、医療費の助成に係る規定を整備するほか、文言の整理をするため、必要がある。

国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例（令和4年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「高校生等が何人からも監護されておらず、市長が必要」を「その他市長が高校生等本人を申請者とすることが適当」に改める。

第3条第1項中「有する高校生等」の次に「（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により、その者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われる者に限る。）」を加え、「であって、その者が養育する高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるもの」を削る。

第5条第1項中「もの」を「者」に改め、「単に」を削る。

第6条第1項中「医療証を」を「医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条（定義）第7項に規定する個人番号カードをいう。）を」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

情報連携基盤との接続の開始に伴い、医療費の助成に係る規定を整備するほか、文言の整理等をするため、必要がある。

改正する条例

国分寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「準ずるもの」を「準ずる者」に改め、「単に」を削り、同条第3項中「法令」を「法令等」に改める。

第7条第1項中「医療証を」を「医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を」に改める。

第7条の2第1項中「第6条第1項に規定する」を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

提案理由

情報連携基盤との接続の開始に伴い、医療費の助成に係る規定を整備するほか、文言の整理をするため、必要がある。

利用等に関する条例の一部を改正する条例

国分寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6の項特定個人情報情報の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同表7の項特定個人情報情報の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同表8の項特定個人情報情報の欄中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

上記の議案を提出する。

附 則

令和8年2月20日提出

この条例は、公布の日から施行する。

国分寺市長 丸 山 哲 平

提案理由

乳幼児の医療費の助成等に係る事務に関する特定個人情報情報の規定を整備するため、必要がある。

議案第30号

国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例

国分寺市事務手数料条例（昭和34年条例第11号）の一部を次のように改正する。

国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について

別表第2の88の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条（容積率の特例）第1項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59（容積率等の特例）第1項」に改め、「の容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

上記の議案を提出する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

提案理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の改正に伴い、同法の規定に基づく手続に係る手数料に関する規定を整備するため、必要がある。

例

国分寺市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8（職員の賠償責任）第8項」を「第243条の2の9（職員の賠償責任）第8項」に改める。

附 則

上記の議案を提出する。

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正に伴い、引用条項を整理するため、必要がある。

正する条例

(国分寺市下水道条例の一部改正)

国分寺市下水道条例及び国分寺市水洗便所普及条例の一部を改

第1条 国分寺市下水道条例（昭和47年条例第40号）の一部を次のように改

正する条例について

正する。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長等の指定を受けた事業者（以下「市外指定事業者」という。）に排水設備の新設等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

上記の議案を提出する。

第8条の2第1項第2号中「」が」を「」を、営業所ごとに」、「専属している」を「選任している」に改める。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

第8条の4の見出し中「指定工事店」の次に「等」を加え、同条中「同条第2項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条に後段として次のように加える。

第8条ただし書の規定により市外指定事業者が排水設備の新設等の工事を行うときも、同様とする。

第8条の7の見出し中「責任技術者」の次に「等」を加え、同条に後段として次のように加える。

市外指定事業者が当該指定を受ける際に排水設備工事に関し技能を有する者として選任されている者が、第8条ただし書の規定により排水設備の新設等の工事を行うときも、同様とする。

別表第7中「責任技術者の再登録」を「責任技術者証の再交付」に改める。

提案理由

災害その他非常の場合における排水設備の新設等の工事に関する規定等を

整備するため、必要がある。

(国分寺市水洗便所普及条例の一部改正)

第2条 国分寺市水洗便所普及条例（昭和51年条例第1号）の一部を次のよ

うに改正する。

第10条第1項中「第8条」を「第8条の2」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、条例第8条ただし書の規定により工事を行うときは、当該工事を行う事業者が施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

提案理由

市立公園を1件新設するため、必要がある。

議案第33号

国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について

国分寺市立公園条例の一部を改正する条例

国分寺市立公園条例（平成４年条例第24号）の一部を次のように改正する。
別表第１第２項第１号国分寺市立西町高ツバキ公園の項の次に次のよう
に加える。

国分寺市立西町パンダ公園	国分寺市西町四丁目23番地 8
--------------	-----------------

附 則

この条例は、令和８年３月25日から施行する。

議案第34号

国分寺市議会議員及び国分寺市長の選挙における選挙運動の公
費負担に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を提出する。

令和８年２月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

提案理由

選挙運動費用に係る公費負担の限度額を改定するため、必要がある。

国分寺市議会議員及び国分寺市長の選挙における選挙運動の公

費負担に関する条例の一部を改正する条例

国分寺市議会議員及び国分寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の国分寺市議会議員及び国分寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

議案第35号

国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について

国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員に次の者を選任したいので、
国分寺市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成11年条例第36号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

記

1	住 所	東京都八王子市
2	氏 名	島 川 昌 也
3	年 齢	45歳

提案理由

国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の任期満了に伴い、上記の者を選任するため、必要がある。

国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について

国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員に次の者を選任したいので、
国分寺市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成11年条例第36号）第
4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

記

- | | | | |
|---|---|---|---------|
| 1 | 住 | 所 | 東京都府中市 |
| 2 | 氏 | 名 | 谷 口 陽 子 |
| 3 | 年 | 齢 | 38歳 |

提案理由

国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の任期満了に伴い、上記の者
を選任するため、必要がある。

国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について

国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員に次の者を選任したいので、
国分寺市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成11年条例第36号）第
4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

記

- | | | | |
|---|---|---|--------|
| 1 | 住 | 所 | 東京都三鷹市 |
| 2 | 氏 | 名 | 宮 本 克 |
| 3 | 年 | 齢 | 42歳 |

提案理由

国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の任期満了に伴い、上記の者
を選任するため、必要がある。

国分寺市情報公開・個人情報保護審議会の選任について

国分寺市情報公開・個人情報保護審議委員会に次の者を選任したいので、
国分寺市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成11年条例第36号）第
4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

記

1	住 所	東京都国分寺市
2	氏 名	足 立 剛
3	年 齢	50歳

提案理由

国分寺市情報公開・個人情報保護審議委員会任期満了に伴い、上記の者
を選任するため、必要がある。

国分寺市情報公開・個人情報保護審議会の選任について

国分寺市情報公開・個人情報保護審議委員会に次の者を選任したいので、
国分寺市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成11年条例第36号）第
4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

記

1	住 所	東京都小平市
2	氏 名	小 勝 江 梨 香
3	年 齢	47歳

提案理由

国分寺市情報公開・個人情報保護審議委員会任期満了に伴い、上記の者
を選任するため、必要がある。

国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について

国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員に次の者を選任したいので、
国分寺市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成11年条例第36号）第
4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

記

1	住 所	東京都新宿区
2	氏 名	上 机 美 穂
3	年 齢	51歳

提案理由

国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の任期満了に伴い、上記の者
を選任するため、必要がある。

国分寺市建築審査委員の選任について

国分寺市建築審査委員に次の者を選任したいので、国分寺市建築審査会
設置条例（平成19年条例第42号）第3条第1項の規定により、議会の同意を
求める。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

記

1	住 所	東京都八王子市
2	氏 名	三 沢 健 治
3	年 齢	73歳

提案理由

国分寺市建築審査委員の任期満了に伴い、上記の者を選任するため、必
要がある。

国分寺市建築審査委員の選任について

国分寺市建築審査委員に次の者を選任したいので、国分寺市建築審査会設置条例（平成19年条例第42号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

記

- | | | |
|---|-----|-----------|
| 1 | 住 所 | 神奈川県鎌倉市 |
| 2 | 氏 名 | 新 井 今 日 子 |
| 3 | 年 齢 | 70歳 |

提案理由

国分寺市建築審査委員の任期満了に伴い、上記の者を選任するため、必要がある。

国分寺市建築審査委員の選任について

国分寺市建築審査委員に次の者を選任したいので、国分寺市建築審査会設置条例（平成19年条例第42号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

記

- | | | |
|---|-----|---------|
| 1 | 住 所 | 東京都町田市 |
| 2 | 氏 名 | 島 田 佳 子 |
| 3 | 年 齢 | 56歳 |

提案理由

国分寺市建築審査委員の任期満了に伴い、上記の者を選任するため、必要がある。

国分寺市建築審査委員の選任について

国分寺市建築審査委員会に次の者を選任したいので、国分寺市建築審査会設置条例（平成19年条例第42号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

記

1	住 所	東京都練馬区
2	氏 名	鈴 木 か お る
3	年 齢	62歳

提案理由

国分寺市建築審査委員の任期満了に伴い、上記の者を選任するため、必要がある。

国分寺市建築審査委員の選任について

国分寺市建築審査委員会に次の者を選任したいので、国分寺市建築審査会設置条例（平成19年条例第42号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

記

1	住 所	東京都八王子市
2	氏 名	米 田 秀 男
3	年 齢	76歳

提案理由

国分寺市建築審査委員の任期満了に伴い、上記の者を選任するため、必要がある。

工事請負契約について

国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事（設計・施工）について、下記により請負契約を結結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格150,000,000円以上の工事請負契約であるため、必要がある。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

記

- 1 工事件名 国分寺市清掃センター工場棟他解体撤去工事（設計・施工）
- 2 工事場所 東京都国分寺市西恋ヶ窪四丁目9番地8
- 3 工事内容 国分寺市清掃センターの解体撤去を行う。設計施工一括発注方式により、解体設計業務及び解体施工業務を実施する。
- 4 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 5 契約金額 金2,032,800,000円
- 6 工 期 本契約確定日の翌日から令和10年10月31日まで
- 7 契約の相手方 東京都中央区日本橋本町一丁目9番1号
株式会社 鴻池組 東京本店
取締役専務執行役員本店長 安居院 徳重

議案第47号

大日本・多摩ふるさと・安井建築特定建設工事共同企業
体

工事請負契約について

代表者 大日本土木株式会社 東日本支店
執行役員支店長 羽田野 真希雄

国分寺市旧庁舎用地利用事業複合公共施設工事（設計・施工）について、
下記により請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産
の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）第2条の規定により、
議会の議決を求める。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

記

- 1 工事件名 国分寺市旧庁舎用地利用事業複合公共施設工事（設計・施
工）
- 2 工事場所 東京都国分寺市戸倉一丁目6番地1
- 3 工事内容 旧庁舎用地に複合公共施設及びオープンスペースを整備する。
設計施工一括発注方式により、実施設計業務、施工業務及び
工事監理業務を実施する。
- 4 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 5 契約金額 金7,300,700,000円
- 6 工 期 本契約確定日の翌日から令和10年12月28日まで
- 7 契約の相手方 東京都新宿区西新宿六丁目16番6号

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の
規定により、予定価格150,000,000円以上の工事請負契約であるため、必要
がある。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和6年度分及び令和7年度分」を「令和8年度分及び令和9年度分」に、「令和6年4月1日現在」を「令和8年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

令和8年2月20日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

提案理由

後期高齢者医療保険料の軽減に係る経費を、各市区町村の一般財源から分賦金として支弁するための規約変更を行うため、必要がある。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		11,530,035	24,069	11,554,104
	2 国庫補助金	2,248,874	24,069	2,272,943
15 都支出金		10,697,346	34,475	10,731,821
	2 都補助金	7,004,949	34,475	7,039,424
18 繰入金		1,077,368	46,845	1,124,213
	2 基金繰入金	1,032,382	46,845	1,079,227
21 市債		3,249,800	43,300	3,293,100
	1 市債	3,249,800	43,300	3,293,100
歳入		63,723,911	148,689	63,872,600

令和 8 年度国分寺市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額（63,723,911千円）に歳入歳出それぞれ

148,689千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

63,872,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後

の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 3 月 17 日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

議案第50号

国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例

国分寺市出張所設置条例（平成29年条例第33号）の一部を次のように改正する。

国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について

第2条の表恋ヶ窪市民サービスコーナーの項を削る。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和8年3月17日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

提案理由

恋ヶ窪市民サービスコーナーを廃止するため、必要がある。

国分寺市介護保険条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。

国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について

第34条第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、当該納付義務者の申請によらずにその保険料を減免することができる。

上記の議案を提出する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月17日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

提案理由

介護保険料の減免に関する規定を整備するため、必要がある。

教育委員会教育長の選任について

国分寺市教育委員会教育長に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年3月17日提出

国分寺市長 丸 山 哲 平

記

- | | | |
|---|-----|--------|
| 1 | 住 所 | 東京都立川市 |
| 2 | 氏 名 | 宮 本 学 |
| 3 | 年 齢 | 60歳 |

提案理由

国分寺市教育委員会教育長の任期満了に伴い、上記の者を選任するため、必要がある。

陳情第8－1号

有機フッ素化合物（P F A S）から健康を守るために、血液検査に市の補助を求める陳情

受理年月日 令和8年1月23日

提出者 国分寺市本町2－7－10エッセンビル2階 本町クリニック

P F A S汚染を考え、安心して住みやすい国分寺を創る市民の会

代表者 杉井吉彦 はか連署者2人 署名者10人

陳情の要旨

有機フッ素化合物（P F A S）による水源井戸や飲料水の汚染が国内各地で見つかり、健康への影響が心配されています。

国分寺市でも、東恋ヶ窪浄水所、北町第二浄水所のいくつもの水源井戸でのP F A S汚染が明らかになり、井戸が閉鎖されてきました。現在の飲料水は、河川水を中心に家庭に配水されており、蛇口からのP F A S濃度は下げられています。しかし、国分寺市内の水道水の汚染状況は、2009年にはすでに東恋ヶ窪浄水所、北町第二浄水所ともに、浄水でも50ng/lを超過しています。その後、2019年の井戸閉鎖まで10年間は汚染された水を飲み続けてきています。また、それ以前の資料がない期間も含めれば、かなりの長い期間P F A Sに曝露されてきています。P F A Sの体内半減期は長く、体内に取り込まれたP F O Sは95%排出されるまで40年かかると言われています。体外へ排出される前に飲水などにより、また新たなP F A Sが体内に入ることの繰り返しで長年にわたって続いてきました。

体内のP F A Sの残留状態を調べるため、2022年から2023年にかけて行われた市民団体による血液検査では、参加した多摩地域の市民791名の約半数が

米国アカデミーの基準（20ng/ml）を超過していました。同検査に参加した85人の国分寺市民に至っては79名、実に9割以上の市民が米国基準を超過しており、大変多くの国分寺市民が同様の状態であることが推測されています。

米国アカデミーでは、数値が20ng/ml以上の方には、脂質代謝異常の検査、甲状腺ホルモン検査、腎がんの徴候・症状確認、精巣がんや潰瘍性大腸炎の症状評価が勧められています。

腎がんも含め、健康影響は長年の蓄積により発症に至ります。このような長年にわたる継続した曝露状態を考えれば、市民の多くにP F A S関連の健康影響が心配されています。また、特に現在血中濃度の高い方は、とりわけ健康障害の確率が高くなっていると懸念されます。それゆえに血液検査を行い、血中濃度に応じて健診を受け、予防、早期発見、早期治療につなげることを求められています。

環境省や内閣府等、国の見解は「どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるかについては明らかではない」と血液検査に消極的です。

しかし、この国の姿勢にもかわかわらず、P F A Sを研究する医療関係者の多くが、健康を守るために血液検査が必要と考え、国分寺を含め、多摩地域ではいくつもの医療機関が血液検査の実施と健康相談を始めています。また、大手臨床検査会社によるP F A S血液検査の受注も開始され、大部分の開業医から血液検査の検体解析の依頼ができるようになりました。しかし、これらの血液検査は、保険適用検査に認められておらず実費です。ゆえに血液検査の希望者に対して公的な支援が求められています。既に岡山県吉備中央町や千葉県鎌ヶ谷市では住民の健康を守るために血液検査への支援が始まっています。

WHOも認める危険物質P F A Sに長年にわたって市民が曝露されてきた国分寺市でも、国の動向を待つことなく、予防原則に立って、命と健康を第

一に考える施策を是非とも実施して下さい。

陳情事項

P F A S 血中濃度検査の希望者に費用の補助を付けて下さい。

令和 8 年 1 月 23 日

国分寺市議会議長 尾 沢 しゅう 様

(連署提出者)

国分寺市北町 4－19－48

P F A S 汚染を考え、安心で住みやすい国分寺を創る市民の会

事務局長 水 谷 淳

国分寺市東恋ヶ窪 3－10－9

P F A S 汚染を考え、安心で住みやすい国分寺を創る市民の会

共同代表 卯 城 公 啓

陳情第 8－2 号

ぶんバスのさらなる発展を求める陳情

受理年月日 令和 8 年 1 月 29 日

提 出 者 国分寺市本町 4－24－15

国分寺ぶんバスを良くする会

代表 大 畠 良 則 ほか連署者 5 人 署名者 19 人

陳情の要旨

平素より、市民の安全な交通対策に御尽力いただきありがとうございます。

2025 年 4 月より値上げされたぶんバスは 7 月までの 4 か月で、前年比約 82,000 人(－24%)の利用者減となっています。値上げによる利用控えが起きていると考えられ、利用者を増やす対策が必要です。

例えば、小金井市は 2023 年にコミュニティバスの運賃を 100 円から 180 円に値上げしましたが、65 歳以上の高齢者は 100 円に据え置いたことで乗車数の減少率は 3.6%に抑えられています。小金井市のアンケートからも利用者の 79%が 60 歳以上で昼間の買い物や通院が主な利用動機になっており、100 円とした目的も高齢者の移動支援のためとしています。

当会にも、高齢女性から節約のために買物の時に行きは徒歩で、帰りだけぶんバスを使うようになったと意見が寄せられています。また、折からの物価高騰の中で家計の負担軽減が求められています。

国分寺市は現役、子育て世帯の流入のもとで子ども人口は微増傾向にあり、小人運賃の 18 歳までの引き上げなど、子ども・若者の移動支援が急務です。そもそも、市の地域公共交通会議は市民参加が充分とは言えず、より多くの市民が参加しやすい取組が必要です。

以上を踏まえ、利便性が高く、地域に根差した運行計画や、福祉施策としてのぶんバスの充実を求めて、以下３点について陳情いたします。

陳情事項

- 1 小人運賃の対象年齢を18歳までに引き上げてください。
- 2 65歳以上の高齢者割引として運賃を100円にしてください。
- 3 地域ごとに住民のニーズを聴くワークショップを開催してください。

令和8年1月29日

国分寺市議会議長 尾 沢 しゅう 様

(連署提出者)

- | | |
|-------------------|---------|
| 国分寺市西元町 2－3－33 | 金子 澄 子 |
| 国分寺市本町 4－17－3－306 | 稲 邑 麗 子 |
| 国分寺市北町 2－25－29 | 佐 藤 茉莉子 |
| 国分寺市南町 2－18－3－804 | 梅 原 利 夫 |
| 国分寺市東元町 3－24－3 | 工 藤 一 |

陳情第8－3号

新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情

受理年月日 令和8年1月30日
提出者 東久留米市滝山 2－5－5－501
公正な明るい都市をつくる会
代表 木 村 光 宏 ほかに連署者11人

陳情の要旨

全国の市区町村庁舎内において、政党機関紙の勧誘(営業)・配達・集金が無許可で行われていることが、以前より問題視されてきましたが、特に新宿区の状況がアンケート調査とメディア報道で公になったことで、議会関係者のみならず、多くの国民にその実態が認知され、社会的な関心が一層高まっています。

この問題の早期是正に向け、各地方自治体では「庁舎内における勧誘行為の実態調査の実施」「庁舎管理規則に基づく営業行為禁止の確認」「調査結果に基づく職員への救済措置」などを求める陳情・請願が採択され、令和8年1月現在で、全国で104自治体において、調査や是正措置等の対応が行われています。

これらのアンケート結果を見ると、地方議員から政党機関紙の勧誘を受けた際に、「購読しなければならないという心理的な圧力を感じた」と回答した職員が全国平均で57%にのぼっています。また、現在も購読している職員のうち、「購読をやめたいが、言い出しにくい」と回答した割合が過半数を占めています。

パワハラから職員を守る都民の会が提出した陳情・請願においては、4区5市の9自治体で採択され、港区・新宿区・目黒区・足立区で実施された職員アンケートにより、職員が受けていた勧誘実態と職員の訴えが具体的に示されました。

港区の調査では、勧誘を受けた管理職が91.0%、そのうち心理的圧力を感じた管理職が78.7%にもなりました。職員からは「購読を断ることや解約すること、心理的な負担が大きい。管理職は暗黙の了承という圧力を感じる」等の訴えがありました(令和6年11月)。

新宿区では、管理職132人を対象に実施されたハラスメントに関するアンケートにおいて、85.2%が区議から政党機関紙の購読勧誘を受けた経験があると回答しました。そのうち64.3%が「心理的な圧力を感じた」と回答し、勧誘を受けた管理職の50%が「やむを得ず購読した」と答えました(令和7年8月)。

これを受け、新宿区議は「議員が職員に対して政党機関紙の勧誘・販売・集金等を行うことはパワーハラスメントに該当し得る」と指摘して行政に対応を求め、新宿区は、職員への政党機関紙勧誘や庁舎内での集金を行わないよう区議会に要請するとともに、購読継続を望まない職員の集団解約を仲介しました。

また、千葉市では、現在購読中の職員に購読理由を尋ねたところ、「解約を申し出づらい」「周囲の職員への影響に配慮した」などの回答があり、自らの意思で購読していると回答した職員はいませんでした(令和7年3月)。

現在では、政党機関紙の電子版も発行されており、希望があれば、職員個人が自宅等で自由に申し込み、購読・支払いができる社会環境が整っています。そのため、職員が庁舎内で勧誘・配達・集金を受ける必要性はなくなっており、本人の意思に反する庁舎内購読を見直すことは、結果として庁舎に

おける政治的中立性の確保にも資する状況となっています。

これまで多くの自治体において、「行政としては職員から具体的な相談がない」という理由から、政党機関紙購読に伴う職員の苦痛やストレスが表面化せず、「なかったこと」とされてきました。しかし、実態調査を行うことで、行政が職員の本音を把握できるようになった事例が各地で確認されています。貴自治体においても、「政党機関紙の勧誘行為が行われていないか」「その勧誘により心理的な圧力を感じている職員がいないか」について、まずは現状把握に努めていただきたく存じます。

また、庁舎管理規則により、庁舎内における勧誘・営業行為は原則として禁止されています。これは地方議員による政党機関紙の勧誘行為についても同様であると考えられます。つきましては、当該規則の趣旨を踏まえ、地方議員に対してもルール遵守を改めて確認する対応を行ってください。

政党機関紙の勧誘は、役職者の新規任命が行われる3月末から4月上旬に集中する傾向があります。これまでも問題提起が行われてきましたが、新宿区等で明確な実態が顕在化したことを鑑み、庁舎内での勧誘行為を通じて、議員から職員に対する心理的圧力や意思に反する購読が生じることのないよう、議会として早急な確認をお願い申し上げます。

陳情事項

1 庁舎内において、職員が地方議員から政党機関紙の勧誘を受け、心理的な圧力を感じたり、断りきれずに購読しているという実態がないかについて、可能な限り早期に、職員に寄り添った形で調査・確認するよう、行政に求めてください。

2 仮に心理的な圧力を受けた職員が確認された場合には、当該職員の意思が尊重されるよう、適切な対応を行うよう求めてください。

令和 8 年 1 月 30 日

国分寺市議会議長 尾 沢 しゅう 様

(連署提出者)

小平市中島町27-306	口 田 直 樹
西東京市北原町2-12-4-402	縣 重 雄
西東京市柳沢2-3-13-508号	佐久間 健
目黒区中根1-9-1-302号室	菅 野 浩 志
国分寺市内藤1-9都営第三アパート2-304	清 田 品 美
国分寺市内藤1-9-2-304	清 田 充
東久留米市中央町2-9-28-108号	長谷川 昌 子
西東京市下保谷2-4-2-401	石 井 明 美
中野区鷺宮4-30-13-107	岡 田 光 子
杉並区阿佐ヶ谷北1-21-15-103	湯 川 佐代子
国分寺市本多2-8-22ルミエールK101	浅 見 恭 古

陳情第 7－6 号

「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情

受理年月日 令和 7 年12月22日

提出者 国分寺市本町 2－7－10 エセンビル 2 階 本町クリニック

P F A S 汚染を考え、安心で住みやすい国分寺を創る市民の会

代表者 杉 井 吉 彦 ほかに連署者12人

陳情の要旨

2023 年 9 月議会では、（1）国と連携の上、P F A S による汚染原因を究明し、その情報を開示すること。（2）地下水並びに水道水の P F A S の除去・低減に向け尽力すること。（3）希望者が血液検査を受けられるようにすること。（4）自治体が実施する地下水の独自調査・検査等に対し、財政的支援をすること。の 4 点を求める「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を全会一致で採択し都へ提出しました。

その後、岡山県吉備中央町、大阪府摂津市、兵庫県明石川流域、広島県東広島市、千葉県鎌ヶ谷市等、日本各地の河川や地下水で P F A S による水質汚染が明らかになり、全国的な課題となっています。国においては食品安全委員会による評価書作成や、環境省水質基準逐次改正検討会による P F O S、P F O A の水質基準への引上げ等の対応がなされているものの、依然として米国や EU 等の取組と比べまだ隔たりが大きく、市民・国民の不安に応えるものにはなっていません。

そこで、国分寺市議会として、都へ対応を求めた 2023 年の意見書提出と同様、国に対して対応を求める意見書を提出して下さい。

陳情事項

以下 4 点を内容とする意見書を国へ提出して下さい。

- 1 東京都と連携の上、P F A S による汚染原因を究明し、その情報を開示すること。
- 2 地下水並びに水道水の P F A S の除去・低減に向け尽力すること。
- 3 希望者が血液検査を受けられるようにすること。
- 4 自治体が実施する地下水の独自調査・検査等に対し、財政的支援をすること。

令和 7 年12月22日

国分寺市議会議長 尾 沢 しゅう 様

（連署提出者）

国分寺市南町 2－18－3－804	梅 原 利 夫
国分寺市南町 2－18－3－601	濱 田 嘉 一
国分寺市西町 2－20－45	嶋 川 亮
国分寺市南町 3－21－1－1511	布 川 淑
国分寺市東恋ヶ窪 2－28－16－602	關 和 重
国分寺市日吉町 2－2－18	安 富 久 雄
国分寺市光町 2－20－16	戸 部 静 代
国分寺市南町 2－18－1	世 古 一 穂
国分寺市北町 4－19－48	水 谷 淳
国分寺市東恋ヶ窪 3－20－9－508	高 木 比 佐 子
国分寺市東恋ヶ窪 3－10－9	卯 城 公 啓
国分寺市本町 4－24－15	金 澤 学 人

公共施設等総合管理特別委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和8年2月20日

国分寺市議会議長

尾 沢 しゅう 様

公共施設等総合管理特別委員会委員長 対 馬 ふみあき

記

議 案 番 号	件	名	審 査 結 果
第 47 号	工事請負契約について		可 決

補正予算審査特別委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和8年2月20日

国分寺市議会議長

尾 沢 しゅう 様

補正予算審査特別委員会委員長 だ て 淳一郎

記

議 案 番 号	件	名	審 査 結 果
第 7 号	令和7年度国分寺市一般会計補正予算（第14号）		可 決

総務委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和8年2月24日

国分寺市議会議長

尾沢しゅう様

総務委員会委員長 森田たかし

記

議案番号	件名	審査結果
第13号	国分寺市営住宅条例の一部を改正する条例について	可決
第14号	国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について	可決
第15号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決
第16号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
第17号	国分寺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について	可決
第18号	国分寺市印鑑条例の一部を改正する条例について	可決
第34号	国分寺市議会議員及び国分寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	可決

厚生文教委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和8年2月25日

国分寺市議会議長

尾沢しゅう様

厚生文教委員会委員長 皆川りうこ

記

議案番号	件名	審査結果
第9号	令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	可決
第10号	令和7年度国分寺市介護保険特別会計補正予算(第4号)	可決
第11号	令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	可決
第20号	国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	可決
第21号	国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	可決
第22号	国分寺市障害者センター条例の一部を改正する条例について	可決
第23号	国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について	可決
第24号	国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	可決
第25号	国分寺市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について	可決
第26号	国分寺市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	可決

建設環境委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和8年2月26日

国分寺市議会議長

尾 沢 しゅう 様

建設環境委員会委員長 中山 こう

記

議案番号	件名	審査結果
第 27 号	国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
第 28 号	国分寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
第 29 号	国分寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
第 48 号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	可 決

議案番号	件名	審査結果
第 46 号	工事請負契約について	可 決
第 30 号	国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について	可 決
第 12 号	令和7年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第3号）	可 決
第 31 号	国分寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	可 決
第 32 号	国分寺市下水道条例及び国分寺市水洗便所普及条例の一部を改正する条例について	可 決
第 33 号	国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について	可 決

補正予算審査特別委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和8年3月4日

国分寺市議会議長

尾沢しゅう様

補正予算審査特別委員委員長 だて 淳一郎

記

議案番号	件名	審査結果
第6号	専決処分について	承認
第8号	令和7年度国分寺市一般会計補正予算(第15号)	可決

予算特別委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和8年3月13日

国分寺市議会議長

尾沢しゅう様

予算特別委員委員長 中山 ごう

記

議案番号	件名	審査結果
第1号	令和8年度国分寺市一般会計予算	可決
第2号	令和8年度国分寺市国民健康保険特別会計予算	可決

予 算 特 別 委 員 会 議 案 審 査 報 告 書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和8年3月16日

国分寺市議会議長

尾 沢 しゅう 様

予算特別委員会委員長 中 山 ご う

記

議 案 番 号	件	名	審 査 結 果
第 3 号	令和8年度国分寺市介護保険特別会計予算		可 決
第 4 号	令和8年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算		可 決
第 5 号	令和8年度国分寺市下水道事業会計予算		可 決

総 務 委 員 会 議 案 審 査 報 告 書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和8年3月23日

国分寺市議会議長

尾 沢 しゅう 様

総務委員会委員長 森 田 たかし

記

議 案 番 号	件	名	審 査 結 果
第 50 号	国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について		可 決

厚生文教委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和8年3月23日

国分寺市議会議長

尾沢 しゅう 様

厚生文教委員会委員長 皆川 りうこ

記

議案番号	件名	審査結果
第 51 号	国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について	可 決

補正予算審査特別委員会議案審査報告書

本委員会は、付託議案審査の結果、下記のとおり議決したので、報告します。

令和8年3月23日

国分寺市議会議長

尾沢 しゅう 様

補正予算審査特別委員長 だて 淳一郎

記

議案番号	件名	審査結果
第 49 号	令和8年度国分寺市一般会計補正予算（第1号）	可 決

建設環境委員会請願・陳情審査報告書

本委員会は、付託された請願・陳情審査の結果、下記のとおり議決したので報告します。
なお、採択すべきものと決定した請願・陳情は、市長その他の関係機関に送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めます。

令和8年2月26日

国分寺市議会議長

尾 沢 しゅう 様

建設環境委員会委員長 中 山 ご う

記

番 号	件 名	審 査 結 果
陳情第7－6号	「有機フッ素化合物（PFAS）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情	採 択

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、下記案件について本会期中に委員会の審査を終了することができないので、閉会中も継続審査を行うため、このことについて議会の議決を経るようお願いいたします。

令和8年2月24日

国分寺市議会議長

尾 沢 しゅう 様

総務委員会委員長 森 田 たかし

記

番 号 等	件 名	付 託 年 月 日	決 定 年 月 日
調 査	行政改革について	R 7 . 6 . 5	R 8 . 2 . 24
陳 情 第 8 － 3 号	新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情	R 8 . 2 . 20	R 8 . 2 . 24
陳 情 第 7 － 4 号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入による小規模課税事業者・免税事業者を守る経過措置、いわゆる「2割特例」「8割控除」を2026年9月末日以降も継続することを求める意見書を政府に送付することに関する陳情	R 7 . 12 . 3	R 8 . 2 . 24

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、下記案件について本会期中に委員会の審査を終了することができないので、閉会中も継続審査を行うため、このことについて議会の議決を経ようとお取り計らいをお願いします。

令和8年2月25日

国分寺市議会議長

尾 沢 しゅう 様

厚生文教委員会委員長 皆 川 りうこ

記

番 号 等	件 名	付 託 年 月 日	決 定 年 月 日
調 査	学童保育所の整備について	R 7 . 6 . 5	R 8 . 2 . 25
陳情第8－1号	有機フッ素化合物（PFAS）から健康を守るために、血液検査に市の補助を求める陳情	R 8 . 2 . 20	R 8 . 2 . 25
陳情第7－3号	すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討を求める陳情	R 7 . 9 . 5	R 8 . 2 . 25

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、下記案件について本会期中に委員会の審査を終了することができないので、閉会中も継続審査を行うため、このことについて議会の議決を経ようとお取り計らいをお願いします。

令和8年2月26日

国分寺市議会議長

尾 沢 しゅう 様

建設環境委員会委員長 中 山 ご う

記

番 号 等	件 名	付 託 年 月 日	決 定 年 月 日
調 査	環境施策について	R 7 . 6 . 5	R 8 . 2 . 26
陳情第8－2号	ぶんバスのさらなる発展を求める陳情	R 8 . 2 . 20	R 8 . 2 . 26

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、下記案件について本会期中に委員会の審査を終了することができないので、閉会中も継続審査を行うため、このことについて議会の議決を経るようお取り計らいをお願いします。

令和8年3月3日

国分寺市議会議長

尾 沢 しゅう 様

国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会委員長 寺 嶋 たけし

記

番 号 等	件 名	付 託 年 月 日	決 定 年 月 日
陳情 第7－5号	c o c o b u n j i E A S Tビル1階店舗共用扉の自動ドア化を求める陳情	R 7.12. 3	R 8. 3. 3

議 決 事 項 一 覧

１．意 見 書 （１件）

番 号	件 名	提案年月日	議決年月日	結 果	備 考
第 1 号	国に有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）の汚染原因究明と対策を求める意見書	R 8. 3. 23	R 8. 3. 23	可 決	即 決

２．撤回された議案（１件）

番 号	件 名	提案年月日	議決年月日	結 果	備 考
第 19 号	国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	撤 回 承 認	即 決

３．議 案 （52件）

番 号	件 名	提案年月日	議決年月日	結 果	備 考
委員会提出議案 第 1 号	国分寺市政治倫理条例の一部を改正する条例について	R 8. 3. 23	R 8. 3. 23	可 決	即 決
第 1 号	令和 8 年度国分寺市一般会計予算	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	予算特別
第 2 号	令和 8 年度国分寺市国民健康保険特別会計予算	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	予算特別
第 3 号	令和 8 年度国分寺市介護保険特別会計予算	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	予算特別
第 4 号	令和 8 年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	予算特別
第 5 号	令和 8 年度国分寺市下水道事業会計予算	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	予算特別
第 6 号	専決処分について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	承 認	補正予算 審査特別
第 7 号	令和 7 年度国分寺市一般会計補正予算（第14号）	R 8. 2. 20	R 8. 2. 20	可 決	補正予算 審査特別
第 8 号	令和 7 年度国分寺市一般会計補正予算（第15号）	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	補正予算 審査特別
第 9 号	令和 7 年度国分寺市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	厚生文教
第 10 号	令和 7 年度国分寺市介護保険特別会計補正予算（第4号）	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	厚生文教

番 号	件 名	提案年月日	議決年月日	結 果	備 考
第 11 号	令和 7 年度国分寺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	厚生文教
第 12 号	令和 7 年度国分寺市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	建設環境
第 13 号	国分寺市営住宅条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	総 務
第 14 号	国分寺市職員定数条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	総 務
第 15 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	総 務
第 16 号	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	総 務
第 17 号	国分寺市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	総 務
第 18 号	国分寺市印鑑条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	総 務
第 20 号	国分寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	厚生文教
第 21 号	国分寺市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	厚生文教
第 22 号	国分寺市障害者センター条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	厚生文教
第 23 号	国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	厚生文教
第 24 号	国分寺市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	厚生文教
第 25 号	国分寺市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	厚生文教
第 26 号	国分寺市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	厚生文教
第 27 号	国分寺市高校生等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	厚生文教
第 28 号	国分寺市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	厚生文教
第 29 号	国分寺市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	厚生文教

番 号	件 名	提案年月日	議決年月日	結 果	備 考
第 30 号	国分寺市事務手数料条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	建設環境
第 31 号	国分寺市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	建設環境
第 32 号	国分寺市下水道条例及び国分寺市水洗便所普及条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	建設環境
第 33 号	国分寺市立公園条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	建設環境
第 34 号	国分寺市議会議員及び国分寺市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	総 務
第 35 号	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について	R 8. 2. 20	R 8. 2. 20	同 意	即 決
第 36 号	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について	R 8. 2. 20	R 8. 2. 20	同 意	即 決
第 37 号	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について	R 8. 2. 20	R 8. 2. 20	同 意	即 決
第 38 号	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について	R 8. 2. 20	R 8. 2. 20	同 意	即 決
第 39 号	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について	R 8. 2. 20	R 8. 2. 20	同 意	即 決
第 40 号	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会委員の選任について	R 8. 2. 20	R 8. 2. 20	同 意	即 決
第 41 号	国分寺市建築審査会委員の選任について	R 8. 2. 20	R 8. 2. 20	同 意	即 決
第 42 号	国分寺市建築審査会委員の選任について	R 8. 2. 20	R 8. 2. 20	同 意	即 決
第 43 号	国分寺市建築審査会委員の選任について	R 8. 2. 20	R 8. 2. 20	同 意	即 決
第 44 号	国分寺市建築審査会委員の選任について	R 8. 2. 20	R 8. 2. 20	同 意	即 決
第 45 号	国分寺市建築審査会委員の選任について	R 8. 2. 20	R 8. 2. 20	同 意	即 決
第 46 号	工事請負契約について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	建設環境
第 47 号	工事請負契約について	R 8. 2. 20	R 8. 2. 20	可 決	公 共 施 設 等 総 合 管 理 別

番 号	件 名	提案年月日	議決年月日	結 果	備 考
第 48 号	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	可 決	厚生文教
第 49 号	令和 8 年度国分寺市一般会計補正予算（第 1 号）	R 8. 3. 23	R 8. 3. 23	可 決	補正予算 審査特別
第 50 号	国分寺市出張所設置条例の一部を改正する条例について	R 8. 3. 23	R 8. 3. 23	可 決	総 務
第 51 号	国分寺市介護保険条例の一部を改正する条例について	R 8. 3. 23	R 8. 3. 23	可 決	厚生文教
第 52 号	教育委員会教育長の選任について	R 8. 3. 23	R 8. 3. 23	同 意	即 決

4. 陳 情 （9 件）

番 号	件 名	付託年月日	議決年月日	結 果	備 考
第 7 - 1 号	「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情	R 7. 9. 5	R 8. 2. 20	取下げ 承 認	建設環境
第 7 - 2 号	ぶんバスのさらなる発展を求める陳情	R 7. 9. 5	R 8. 2. 20	取下げ 承 認	建設環境
第 7 - 3 号	すべての中学生が温かい給食を食べられる仕組みの検討を求める陳情	R 7. 9. 5	R 8. 3. 23	継 続	厚生文教
第 7 - 4 号	適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入による小規模課税事業者・免税事業者を守る経過措置、いわゆる「2 割特例」「8 割控除」を2026年9月末日以降も継続することを求める意見書を政府に送付することに関する陳情	R 7. 12. 3	R 8. 3. 23	継 続	総 務
第 7 - 5 号	c o c o b u n j i E A S Tビル1階店舗共用扉の自動ドア化を求める陳情	R 7. 12. 3	R 8. 3. 23	継 続	国分寺駅・ 西国分寺駅 周辺整備特別
第 7 - 6 号	「有機フッ素化合物（P F A S）の汚染原因究明と対策を求める意見書」を国へ提出することを求める陳情	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	採 択	建設環境
第 8 - 1 号	有機フッ素化合物（P F A S）から健康を守るために、血液検査に市の補助を求める陳情	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	継 続	厚生文教
第 8 - 2 号	ぶんバスのさらなる発展を求める陳情	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	継 続	建設環境
第 8 - 3 号	新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情	R 8. 2. 20	R 8. 3. 23	継 続	総 務

5. 補正予算審査特別委員会委員の選任

(2月20日選任)

委員長	副委員長	委 員
だ て 淳一郎	木 島 たかし	脇 村 たいき 松 岡 ま り 森 田 たかし 星 いづろう 新 海 栄 一

6. 予算特別委員会委員の選任

(2月20日選任)

委員長	副委員長	委 員
中 山 ご う	森 田 たかし	議長及び鈴木ちひろ議員以外の全議員

令和 8 年 第 1 回定例会 日程

月	日	曜日	開議	会 議 名
2 月	18	水	9:30	代表者会議/議会運営委員会
	19	木		
	20	金	9:30	本会議（施政方針/付託等）/厚生文教委員会/ 公共施設等総合管理特別委員会/ 補正予算審査特別委員会/議会運営委員会/本会議
	21	土		
	22	日	9:30	本会議（代表質問）
	23	月		
	24	火	9:30	総務委員会
	25	水	9:30	厚生文教委員会
	26	木	9:30	建設環境委員会
	27	金		（委員会予備日）
	28	土		
3 月	1	日		
	2	月	9:30	公共施設等総合管理特別委員会
	3	火	9:30	国分寺駅・西国分寺駅周辺整備特別委員会
	4	水	9:30	補正予算審査特別委員会
	5	木		（委員会予備日）
	6	金	9:30	予算特別委員会
	7	土		
	8	日		
	9	月	9:30	予算特別委員会
	10	火	9:30	予算特別委員会
	11	水	9:30	予算特別委員会
	12	木	9:30	予算特別委員会
	13	金	9:30	予算特別委員会
	14	土		
	15	日		
	16	月	9:30	予算特別委員会
	17	火		（委員会予備日）
	18	水		事務整理日
	19	木		事務整理日
	20	金		
	21	土		
	22	日		
	23	月	9:30	議会運営委員会/本会議/総務委員会/厚生文教委員会/ 補正予算審査特別委員会/議会運営委員会/本会議/ 議会運営委員会/本会議

会
期
32
日
間